

---

---

## 第 5 次 広 陵 町 総 合 計 画

---

---

広 陵 町



# 第5次広陵町総合計画

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 第1章 第5次広陵町総合計画の概要.....                       | 1  |
| 1 計画策定の趣旨 .....                              | 1  |
| 2 計画の構成と期間.....                              | 2  |
| 3 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係.....               | 3  |
| 第2章 本町を取り巻く現状と課題 .....                       | 5  |
| 1 国内の社会経済動向 .....                            | 5  |
| 2 まちの概況 .....                                | 13 |
| 3 将来人口の推計結果 .....                            | 22 |
| 4 まちづくりに関する住民の意見.....                        | 24 |
| 5 今後のまちづくりにおける主要課題.....                      | 30 |
| 第3章 基本構想 .....                               | 32 |
| 1 まちの将来像.....                                | 32 |
| 2 まちづくりの基本理念.....                            | 33 |
| 3 まちづくりの基本目標.....                            | 34 |
| 4 自治体経営の基本方針.....                            | 39 |
| 第4章 基本計画 .....                               | 40 |
| 1 重点プロジェクト（第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略） .....      | 40 |
| (1) 重点プロジェクトの体系 .....                        | 40 |
| (2) 重点プロジェクトの進捗管理 .....                      | 42 |
| (3) 基本目標別の施策 .....                           | 43 |
| 【基本目標Ⅰ】次世代を担う子どもが輝けるまち .....                 | 43 |
| 【基本目標Ⅱ】地域が活性化するまち .....                      | 48 |
| 【基本目標Ⅲ】生活基盤が充実したまち・誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち..... | 60 |
| 2 分野別計画編の体系 .....                            | 69 |
| 3 分野別計画編 .....                               | 70 |
| 【基本目標1】自然と人が調和したまち .....                     | 72 |
| 施策1－1 公園の保全と緑化の推進 .....                      | 72 |
| 施策1－2 環境保全の推進 .....                          | 75 |
| 施策1－3 環境衛生の充実 .....                          | 78 |
| 【基本目標2】生活基盤が充実したまち .....                     | 82 |
| 施策2－1 地域特性を活かしたまちづくりの推進.....                 | 82 |
| 施策2－2 良好な住環境の保全・形成 .....                     | 85 |
| 施策2－3 将来にわたり持続的な上・下水道事業の推進 .....             | 88 |

|  |       |
|--|-------|
| 施策 2－4 道路・公共交通の充実.....                 | 9 1   |
| 【基本目標 3】次世代を担う子どもが輝けるまち .....          | 9 5   |
| 施策 3－1 子育て支援の充実.....                   | 9 5   |
| 施策 3－2 青少年の健全育成.....                   | 1 0 0 |
| 施策 3－3 学校教育の充実 .....                   | 1 0 3 |
| 【基本目標 4】誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち .....     | 1 0 7 |
| 施策 4－1 防災・減災体制の強化.....                 | 1 0 7 |
| 施策 4－2 防犯・交通安全の充実.....                 | 1 1 0 |
| 施策 4－3 保健・医療の充実.....                   | 1 1 3 |
| 施策 4－4 高齢者福祉の充実.....                   | 1 1 8 |
| 施策 4－5 障がい者福祉の充実 .....                 | 1 2 2 |
| 施策 4－6 地域福祉の充実 .....                   | 1 2 6 |
| 施策 4－7 社会保障の適正運用 .....                 | 1 2 9 |
| 【基本目標 5】地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち .....    | 1 3 2 |
| 施策 5－1 生涯学習の推進 .....                   | 1 3 2 |
| 施策 5－2 地域コミュニティの育成 .....               | 1 3 6 |
| 施策 5－3 スポーツの振興 .....                   | 1 3 9 |
| 施策 5－4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用 .....         | 1 4 2 |
| 施策 5－5 人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進 ..... | 1 4 6 |
| 【基本目標 6】地域が活性化するまち.....                | 1 5 1 |
| 施策 6－1 農業の振興 .....                     | 1 5 1 |
| 施策 6－2 地域経済の振興 .....                   | 1 5 7 |
| 施策 6－3 観光・交流の振興.....                   | 1 6 2 |
| 4 自治体経営編 .....                         | 1 6 6 |
| 【基本目標 7】健全で効果的・効率的な行財政運営の推進.....       | 1 6 6 |
| 施策 7－1 効果的・効率的な行政運営の推進.....            | 1 6 6 |
| 施策 7－2 健全な財政運営の推進.....                 | 1 7 0 |
| 施策 7－3 公共施設マネジメントの推進.....              | 1 7 2 |
| 施策 7－4 協働・連携によるまちづくりの推進 .....          | 1 7 5 |
| 第5章 計画の進行管理と施策・事業の改善・改革 .....          | 1 7 8 |
| 1 計画の推進に当たって .....                     | 1 7 8 |
| 2 計画の進行管理 .....                        | 1 7 8 |
| 3 施策・事業の改善・改革 .....                    | 1 7 9 |

# <総論編>

## 第1章 第5次広陵町総合計画の概要

---

### 1 計画策定の趣旨

総合計画は、地域住民の日々の暮らしにとって最も身近な行政機関である市区町村における最上位の行政計画であり、概ね10年後から20年後を見据えた中で、目指すべき将来像やその実現に向けて骨格となるまちづくりの基本的な方針等を掲げ、総合的かつ計画的に行財政運営を推進していくための指針となるものです。

本町では、平成24（2012）年度に、基本構想（平成24（2012）年度から令和3（2021）年度まで）と前期基本計画（平成24（2012）年度から平成28（2016）年度まで）からなる第4次広陵町総合計画「みんなの広陵元気プラン」を策定し、同構想に掲げた将来像「人にやさしい、人がやさしい、元気なまち・広陵町」の実現に向けて総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきましたところです。また、平成29（2017）年度からは後期基本計画（平成29（2017）年度から令和3（2021）年度まで）に基づき、様々な分野で施策を推進してきました。

基本構想の計画期間が開始して以降、本町を取り巻く社会経済情勢は、我が国全体がかつて経験したことのない人口減少・超少子高齢社会へと移行が進むとともに、他国での経済変動や情勢変化が地域社会にも多大な影響を及ぼすグローバル化の著しい進展、これまでの想定を大きく上回る規模の台風や集中豪雨等による災害発生など、多岐にわたる面で大きな変化を続けています。

本町においても、このような社会経済情勢の変化による影響は避けられず、また、高齢化の進展に伴う人口構造の変化が徐々に進行し、このままの状況で推移した場合、将来的に人口が本格的な減少局面に転じると予測していることから、従来のような右肩上がりに発展・拡大することを前提としたまちづくりの考え方を適切に見直し、現時点から今後予測される様々な課題に備えておかなければならぬ時期を迎えています。

そこで、本町が現に直面している地域課題の解決はもとより、変化を続ける社会経済情勢や多様化する住民ニーズなどに対応したまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための新たなまちづくりの指針として、「第5次広陵町総合計画」を策定することとしました。また、本町では令和3（2021）年6月1日から広陵町自治基本条例を施行し、住民自治を基盤とした本町のまちづくりを進めていく自治体の基本規範としての基本ルールを定め、本条例においても、「この条例で定める基本理念及び基本方針に基づき、町の最上位計画となる総合計画を策定するものとする。」としています。

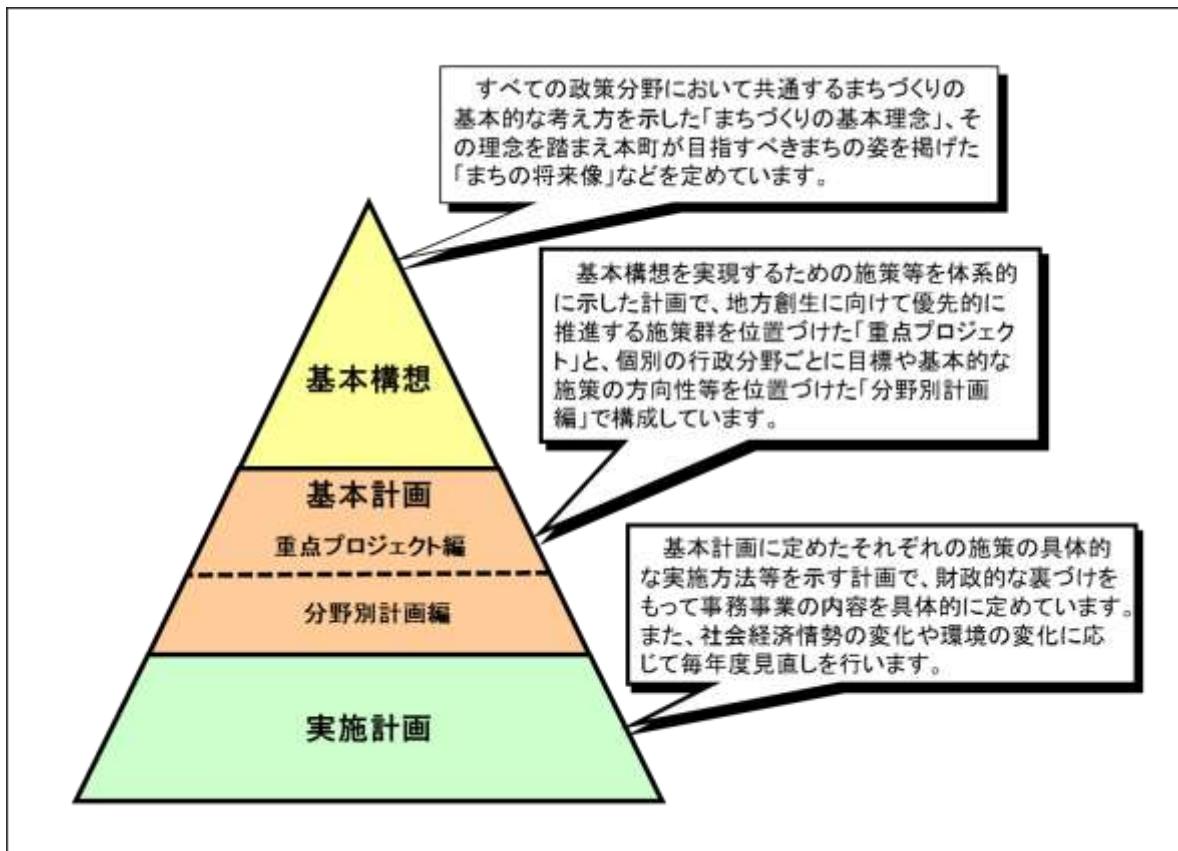
本計画は、本町に住み・働き・学ぶ人たちが一丸となって実現を目指すまちの将来像や、その実現に向けた施策の基本的な方向性等を示し、より多くの人たちから「住み続けたい」、「住んでみたい」、「また訪れてみたい」と強く支持され、次世代に誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちた広陵の実現を目的とするものです。

## 2 計画の構成と期間

### (1) 計画の構成

第5次広陵町総合計画は、本町が総合的かつ計画的なまちづくりを推進していくための最上位に位置づけられる計画として、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の3層で構成しています。

図表 第5次広陵町総合計画の構成

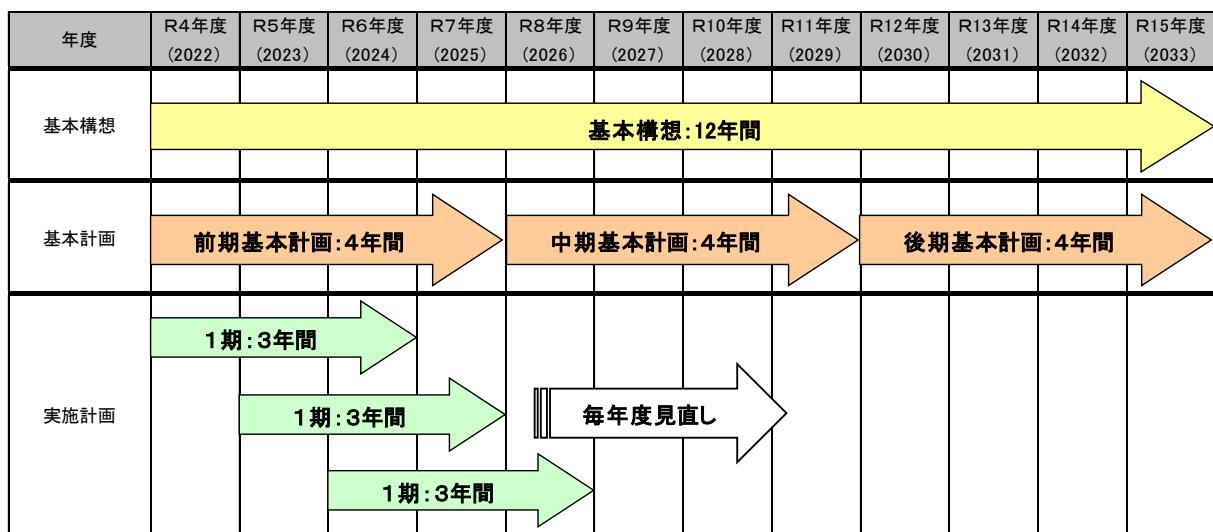


### (2) 計画の期間

第5次広陵町総合計画の計画期間について、基本構想は令和4（2022）年度から令和15（2033）年度までの12年間、基本計画は前期4年間、中期4年間及び後期4年間に分けることとし、令和4（2022）年度を初年度とする前期基本計画の計画期間は、令和4（2022）年度から令和7（2025）年度までとします。

また、実施計画の計画期間は1期3年間としますが、施策や事業の実効性（地域課題の解決に向けた高い効果）を確保するため、ローリング方式により毎年度見直しを行います。

図表 第5次広陵町総合計画の計画期間



### 3 総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係

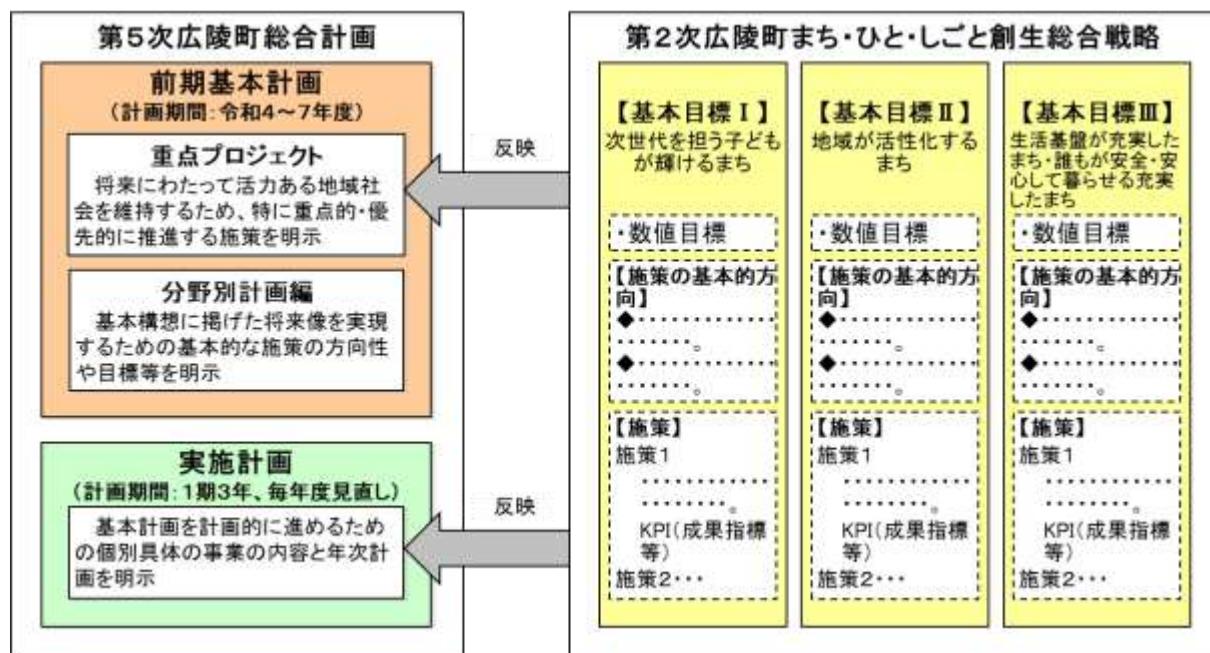
国では、将来にわたって人口減少問題の克服と成長力の確保を目指した地方創生の実現に向け、まち・ひと・しごと創生法を制定し、平成26（2014）年12月に日本全体の人口の現状と将来の展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それを踏まえた今後5か年の施策の方向等を示した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

これを受け、地方自治体では、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、平成27（2015）年度中に、地方自治体における人口の現状と将来展望を示した「地方人口ビジョン」及び、地域の実情に応じた今後5か年の施策の方向等を示した「地方版総合戦略」の策定に努めることが求められました。

本町では、平成28（2016）年3月に「広陵町人口ビジョン」及び「（第1次）広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：平成27（2015）年度から令和元（2019）年度）まで」を策定しました。その後、令和4（2022）年度を開始年度とする「第5次広陵町総合計画」と「第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体化することで、双方が連動した効果的・効率的な施策を推進できるようにするために、第1次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂し、その計画期間を令和3（2021）年度まで2年間延長しました。

第5次広陵町総合計画のうち、前期基本計画（計画期間：令和4（2022）年度から令和7（2025）年度まで）では、併せて今回改訂する人口ビジョンに基づく長期的な展望を踏まえつつ、選択と集中のもと、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、今後も引き続き、本町としても喫緊に取り組まなければならない地方創生に主眼を置いた施策群を「重点プロジェクト（第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略）」として明確に位置づけています。

図表 第5次広陵町総合計画と第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略の関係



## 第2章 本町を取り巻く現状と課題

本章では、第5次広陵町総合計画策定の背景として、近年や将来的に予測されている国内の社会経済動向、本町の人口動向や産業構造等の概況及び将来人口の推計結果を整理した上で、今後のまちづくりに向けて本町が特に注視すべき主要課題を明らかにしています。

### 1 国内の社会経済動向

#### (1) 今後さらに加速する人口減少・超高齢社会の進行

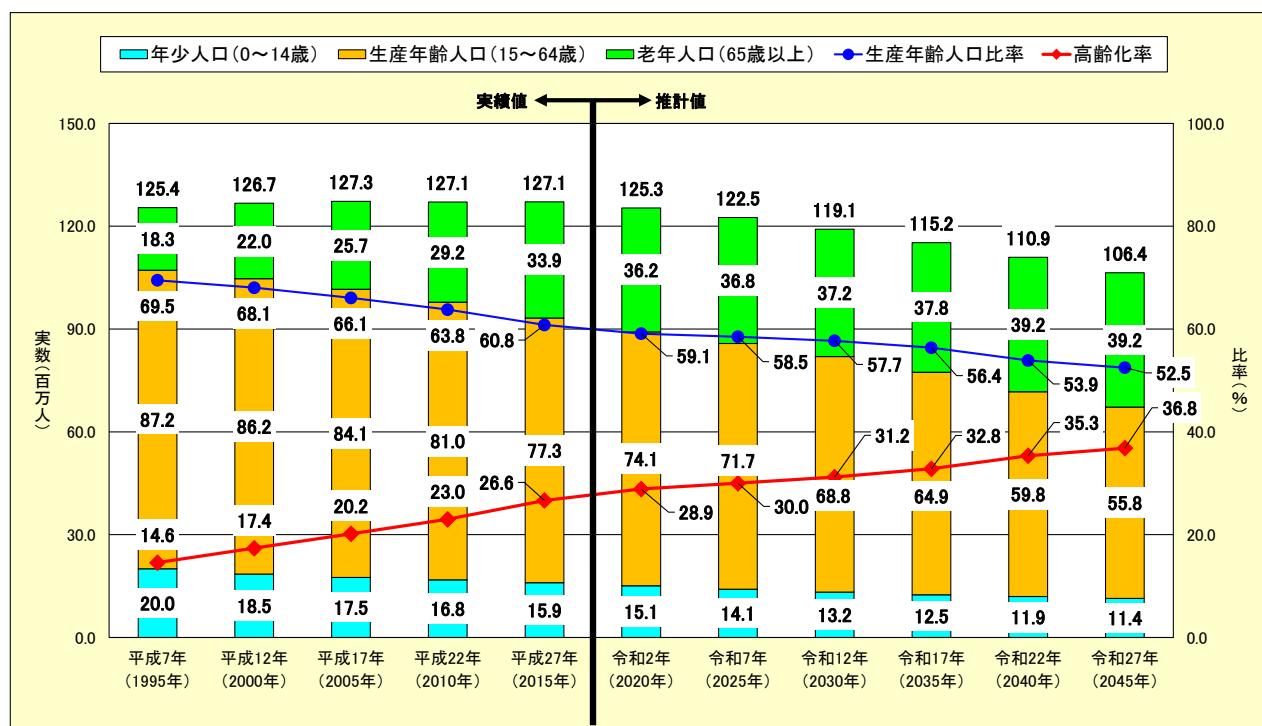
国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29（2017）年推計、出生・死亡中位）」によると、平成27（2015）年の国勢調査時点で約1億2,710万人であった総人口は、今後、長期にわたる減少局面で推移し、30年後の令和27（2045）年には約1億640万人、対平成27（2015）年比で約2,070万人（16.3%）減少すると予測されています。

年齢階層別にみると、地域経済社会の中心的な世代にあたる生産年齢人口（15歳から64歳まで）は、平成12（2000）年以降、既に一貫して減り続けており、令和27（2045）年では約5,580万人、平成7（1995）年の約8,720万人と比べて約3,140万人（36.1%）減少し、総人口に占める割合（生産年齢人口比率）も69.5%から52.5%と17.0ポイント低下すると予測されています。

一方、老人人口（65歳以上）は、平成27（2015）年では約3,390万人、対平成7（1995）年比で約1.9倍（約1,560万人増）に増加した後、増加幅は縮小傾向で推移するものの、概ね一貫して増え続け、令和27（2045）年では約3,920万人、総人口に占める割合（高齢化率）も36.8%に上昇すると予測されています。

図表 全国の将来推計人口の推移

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」



内閣府の「令和3年版高齢社会白書」によると、我が国の平均寿命は、令和元（2019）年現在、男性81.41年、女性87.45年と、平成27（2015）年に比べて男性は0.66年、女性は0.46年上回っています。今後、男女ともに平均寿命は伸びて、令和47（2065）年には、男性が84.95年、女性が91.35年となり、女性は90年を超えると見込まれています。

**図表 平均寿命の推移と将来推計**  
出典：内閣府「令和3年版高齢社会白書」



## （2）期待が高まる「Society5.0<sup>1</sup>（超スマート社会）」の実現

近年、実社会の中であらゆる事業・情報がデータ化され、ネットワークでつながる「IoT (Internet of Things)」、コンピュータが自ら学習し、人間を超える高度な判断を行う「AI (Artificial Intelligence: 人工知能)」、多様かつ複雑な作業を自動化する「ロボット」などに代表される、「第4次産業革命」と称される技術革新が、世界規模で従来にないスピードとインパクトで進展しています。

国は、「第5期科学技術基本計画<sup>2</sup>（平成28（2016）年1月閣議決定）」の中で、第4次産業革命の技術革新を活かし、必要なモノ・サービスを、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らせる「Society5.0（超スマート社会）」の実現を掲げています。

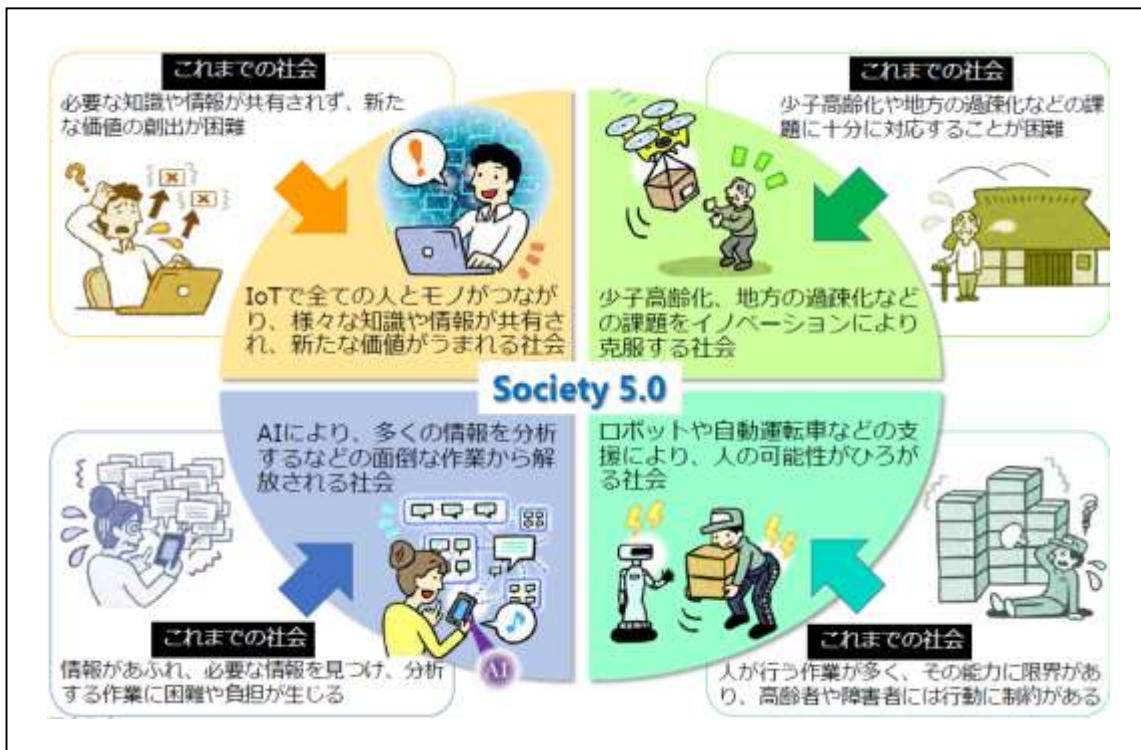
「Society5.0」で実現する社会では、IoTやAI、ロボット等の第4次産業革命の技術革新をあらゆる産業や社会生活の中に取り入れることで、人口減少・高齢化、地方の過疎化、エネルギー・環境の制約等の様々な社会課題が克服され、本町はもとより、我が国全体がより希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会となることが大いに期待されています。

<sup>1</sup> 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新しい社会を指すもの。

<sup>2</sup> 科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、今後10年程度を見通した5年間の科学技術政策を具体化するものとして、政府が策定。

図表 Society5.0で実現する社会

出典：内閣府「Society5.0『科学技術イノベーションが拓く新たな社会』説明資料」



### (3) 飛躍的に高まる危機管理能力の強化の重要性

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、毎年のように水害や土砂災害、地震等の自然災害が発生しています。また、内閣府の「令和3年版防災白書」によると、世界の平均気温は工業化以前から既に約1度上昇し、世界中で気象災害が頻発するなど、気候変動が現実のものになっているとしています。

同白書では、近年、国内でも平成29（2017）年7月の九州北部豪雨、平成30（2018）年の7月豪雨、令和元（2019）年の東日本台風など、気象災害による激甚な洪水氾濫や土砂災害が頻発し、今後も気候変動による大雨や洪水の発生頻度は増加すると予測しています。

令和元（2019）年12月、中華人民共和国湖北省武漢市で「原因不明のウイルス性肺炎」として確認されて以降、世界規模で拡大を続けている新型コロナウイルス感染症の流行は、単に人々の命を脅かす保健や医療の問題だけにとどまらず、感染症拡大防止のために国や地域をまたぐ人・モノ・カネの往来や、人ととの接触機会が極度に制限されたことで、我が国のみならず、世界の経済活動の停滞という未曾有の危機的状況を招き、世界全体で人々の生活や経済社会に甚大な影響を及ぼしています。

これらの状況の中、行政による公助はもとより、激甚化・頻発化している気象災害の発生やウイルス性感染症の感染拡大の危険性及びこれらへの対処方法等について、「自らの命は自らが守るという“自助”」、「皆と共に助かる“共助”」の意識を喚起するとともに、様々なリスクから人々の貴重な生命や財産を守るために、住民、ボランティア、民間事業者、行政など地域の多様な主体の密な連携・協力に根ざした取組みをより高い実効力を伴った形で推進していく重要性が高まっています。

図表 令和2（2020）年に発生した主な災害

出典：国土交通省「水害レポート2020」



#### （4）脱炭素社会の実現に向けた取組みの広がり

近年、世界規模で気候変動や生物多様性の損失等の環境劣化が極めて問題視されている中、国内外においてカーボンニュートラル<sup>3</sup>の実現に向けた動きが高まりつつあります。

我が国では、令和2（2020）年12月26日の第203回臨時国会の所信表明演説において、内閣総理大臣が「2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しています。また、環境省では、2050（令和32）年までに二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明した地方自治体を「ゼロカーボンシティ<sup>4</sup>」に位置づけています。

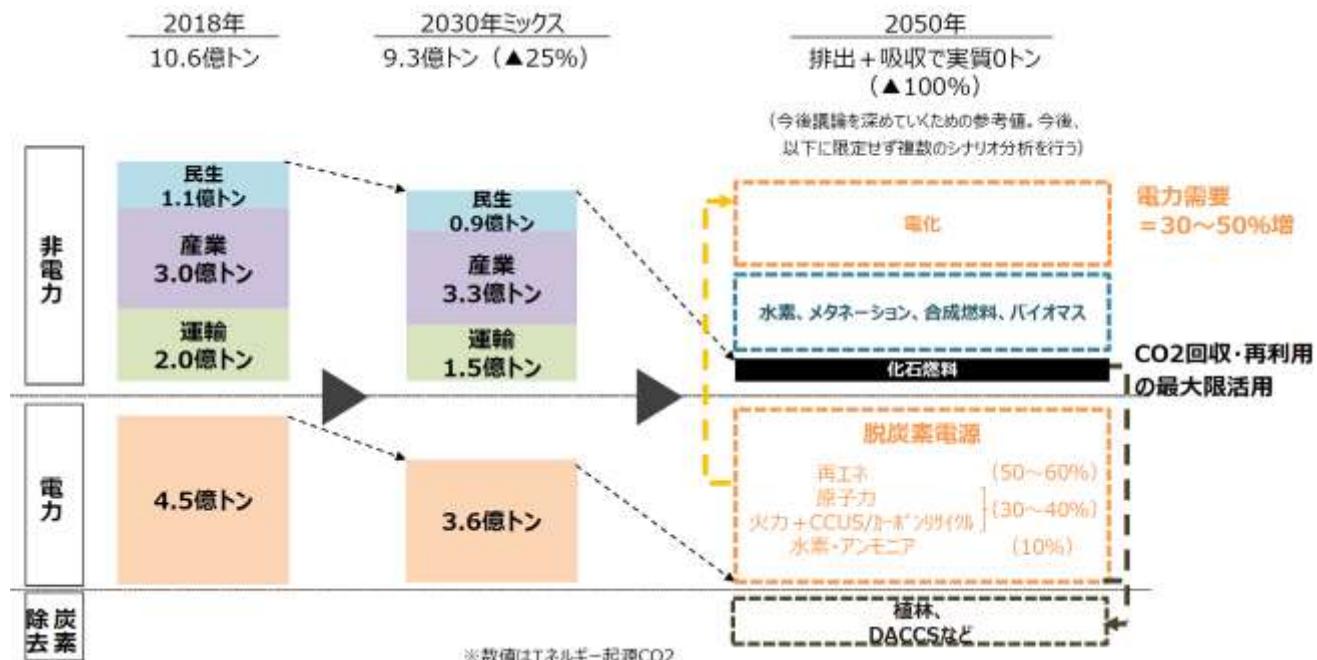
<sup>3</sup> 温室効果ガスの排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすること。

<sup>4</sup> 令和3（2021）年7月9日時点で「2050年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」に取り組むことを表明したのは420の地方自治体（40都道府県、249市、10特別区、101町、20村）、総人口約1億1,090万人となっている。

同省では、ゼロカーボンシティを目指す地方自治体に対し、情報基盤の整備、計画等の策定支援、設備等の導入を一気通貫で支援することにより、地域における温室効果ガスの大幅削減、地域に裨益する形での再生可能エネルギー事業の推進による地域経済循環の拡大、レジリエント<sup>5</sup>な地域づくりを同時に実現することを目指すとしています。

**図表 2050年カーボンニュートラルの実現イメージ**

出典：経済産業省「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和2（2020）年12月）」



### （5）地方創生においても重要な「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」（以下「SDGs」という。）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された令和12（2030）年を期限とする、先進国を含めた国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

国は、平成28（2016）年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定しています。同指針では、SDGsを全国的に実施するためには、広く全国の地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組みを推進することが不可欠であり、この観点から、各地方自治体に、各種計画や戦略等の策定や改訂に当たってはSDGsの要素を最大限に反映することを奨励しています。

さらに、国では、SDGsの理念に沿った基本的・総合的取組みを推進しようとする都市・地域の中から、特に、経済・社会・環境の3側面における新しい価値創出を通じて、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を「SDGs未来都市」として選定する制度を、平成30（2018）年に新たに創設しています。

<sup>5</sup> 自然災害や人口減少等の社会的な課題に直面した場合でも、素早く復興し、さらに成長する能力があること。

本町は、一般社団法人産業総合振興機構（なりわい）の設立を通じて、商工業、農業、観光の分野について、地域の事業者、団体、個人の事業の立ち上げ、生産性の向上支援、マーケティングサポートなどの中間支援を行うとともに、機構自らの収益事業を展開し、地域経済への貢献を包括的に行うことなどを提案した結果、令和元（2019）年7月、SDGs推進に向けたポテンシャルの高い提案として、「SDGs未来都市」に選定されています。

**図表 SDGsに掲げられている17の目標**  
出典：内閣府「地方創生に向けたSDGsの推進について」

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### （6）今後の財政構造の変化等に対応した行政運営の推進

総務省の「自治体戦略2040構想研究会<sup>6</sup>」によると、地方自治体の歳入は、住民税及び固定資産税が基幹的な税目となっていますが、平成13（2001）年度以降、多くの地方自治体において、地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる臨時財政対策債<sup>7</sup>を発行して一般財源総額を確保する状況が続いているとしています。

同研究会によると、将来的には他の年代と比べて年間平均給与額が高い40・50歳代を中心に戦く世代が大きく減少するとともに、今後、所得や地価が減少・下落することにより、地方税収が減少する一方、社会保障に係る経費（扶助費）が増大する可能性があるとしています。

<sup>6</sup> 多様な自治体行政の展開により、社会構造の変化への強靭性を向上させる観点から、老人人口が最多となる令和22（2040）年頃に自治体が抱える行政課題を整理した上、今後の自治体のあり方を展望し、早急に取り組むべき対応策を検討するため、平成29（2017）年10月から全16回にわたり開催された総務大臣主催の研究会。

<sup>7</sup> 国から地方自治体に交付する地方交付税の原資が足りないため、不足分の一部を地方自治体が借り入れる地方債のこと。なお、臨時財政対策債の元利償還金相当額は、その全額を後年度の普通交付税によって措置することとされている。

図表 年齢ごとの年間平均給与額と人口

出典：総務省「自治体戦略 2040 構想研究会事務局提出資料（平成 30（2018）年 2月）」

| 年齢     | 年間<br>平均給与<br>(万円) | 人口(万人)           |                  | 人口<br>減少率<br>(%) |
|--------|--------------------|------------------|------------------|------------------|
|        |                    | 平成27年<br>(2015年) | 令和22年<br>(2040年) |                  |
| 15～19歳 | 132                | 605              | 435              | ▲ 28.1           |
| 20～24歳 | 253                | 609              | 489              | ▲ 19.6           |
| 25～29歳 | 352                | 653              | 524              | ▲ 19.8           |
| 30～34歳 | 397                | 740              | 557              | ▲ 24.7           |
| 35～39歳 | 432                | 842              | 585              | ▲ 30.6           |
| 40～44歳 | 461                | 985              | 622              | ▲ 36.9           |
| 45～49歳 | 486                | 877              | 612              | ▲ 30.2           |
| 50～54歳 | 509                | 802              | 641              | ▲ 20.1           |
| 55～59歳 | 491                | 760              | 715              | ▲ 6.0            |
| 60～64歳 | 372                | 855              | 798              | ▲ 6.7            |
| 65～69歳 | 301                | 976              | 907              | ▲ 7.0            |
| 70歳以上  | 304                | 2,411            | 3,135            | 30.0             |

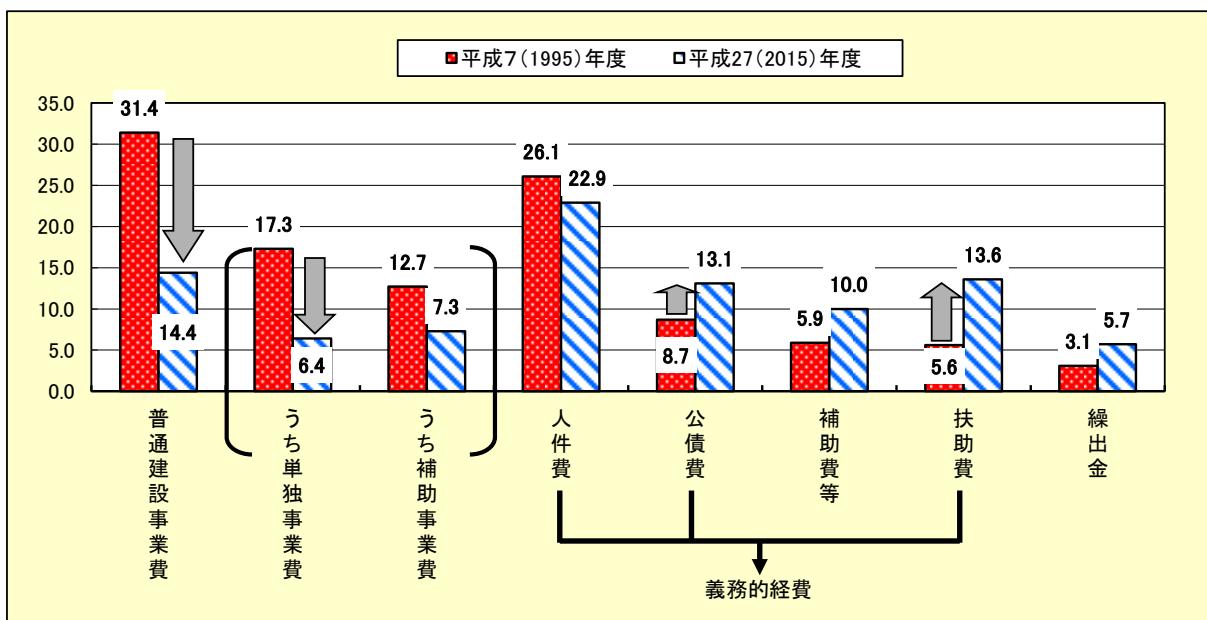
  

| (以下、集計して再掲) |                    |        |       |             |
|-------------|--------------------|--------|-------|-------------|
| 年齢          | 年間<br>平均給与<br>(万円) | 人口(万人) |       | 増減数<br>(万人) |
|             |                    | 2015年  | 2040年 |             |
| 15～69歳      | 425                | 8,704  | 6,885 | ▲ 1,819     |
| 70歳以上       | 304                | 2,411  | 3,135 | 724         |

近年、地方自治体の歳出は、構成比ベースで普通建設事業費が平成 7（1995）年度の 31.4% から平成 27（2015）年度の 14.4% に大きく低下する一方、公債費<sup>8</sup>が 8.7% から 13.1%、扶助費<sup>9</sup>が 5.6% から 13.6% に上昇し、その結果、扶助費・公債費・人件費<sup>10</sup>からなる義務的経費が 40.4% から 49.6% に上昇するなど、歳出構造が変化しています。

図表 地方全体の歳出構造の変化（平成 7（1995）年度と平成 27（2015）年度の比較）

出典：総務省「自治体戦略 2040 構想研究会 事務局資料」



<sup>8</sup> 地方自治体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額。

<sup>9</sup> 生活保護法や各種法令に基づいて支払われる福祉的経費。

<sup>10</sup> 職員の給料や議会報酬などの経費。

今般の新型コロナウイルス感染症対応において、マイナンバーシステムをはじめとする行政の情報システムを国民が安心して簡単に利用する視点で十分に構築されていなかったことや、国・地方自治体を通じて情報システムや業務プロセスがバラバラで、地域・組織間で横断的なデータの活用が十分にできていないことなど、様々な課題が明らかになりました。

国は、こうした行政のデジタル化の遅れに対する迅速な対処や、データの蓄積・共有・分析に基づく不断の行政サービスの質の向上こそが行政のデジタル化の真の目的であるという基本認識のもと、令和2（2020）年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を決定し、目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」を示しています。

このビジョンを実現するためには、住民に身近な行政を担う地方自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要であるとされており、そのため各自治体では、まずは自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用し住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI等の活用により業務効率化を図り、財源・職員等の限りある行政の経営資源を行政サービスのさらなる向上へとつなげていくことが強く求められています。

## 図表 デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針の概要

出典：IT総合戦略本部 資料（令和2（2020）年12月）

|  |   |
|--|---|
| <p>デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～</p> <p>デジタル社会形成の基本原則（①オープン・透明、②公平・倫理、③安全・安心、④継続・安定・強靭、⑤社会課題の解決、⑥迅速・柔軟、⑦包括・多様性、⑧浸透、⑨新たな価値の創造、⑩飛躍・国際貢献）</p>  |   |
| <p><b>IT基本法の見直しの考え方</b></p> <p><b>IT基本法施行後の状況の変化・法整備の必要性</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ データの多様化・大容量化が進展し、その活用が不可欠</li><li>✓ 新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れ等が顕在化<br/>⇒ IT基本法の全面的な見直しを行い、デジタル社会の形成に関する司令塔としてデジタル庁（仮称）を設置</li></ul> <p><b>どのような社会を実現するか</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 国民の幸福な生活の実現：「人に優しいデジタル化」のため徹底した国民目線でユーザーの体験価値を創出</li><li>✓ 「誰一人取り残さない」デジタル社会の実現：アクセシビリティの確保、格差の是正、国民への丁寧な説明</li><li>✓ 國際競争力の強化、持続的・健全な経済発展：民間のDX推進、多様なサービス・事業・就業機会の創出、規制の見直し</li></ul> <p><b>デジタル社会の形成に向けた取組事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ ネットワークの整備・維持・充実、データ流通環境の整備</li><li>✓ 行政や公共分野におけるサービスの質の向上</li><li>✓ 人材の育成・教育・学習の振興</li><li>✓ 安心して参加できるデジタル社会の形成</li></ul> <p><b>役割分担</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 民間が主導的役割を担い、官はそのための環境整備を図る</li><li>✓ 国と地方が連携し情報システムの共同化・集約等を推進</li></ul> <p><b>国際的な協調と貢献、重点計画の策定</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ データ流通に係る国際的なルール形成への主体的な参画、貢献</li><li>✓ デジタル社会形成のため、政府が「重点計画」を作成・公表</li></ul> | <p><b>デジタル庁（仮称）設置の考え方</b></p> <p><b>基本的考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 強力な総合調整機能（勧告権等）を有する組織</li><li>✓ 基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備</li></ul> <p><b>デジタル庁（仮称）の業務</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 国の情報システム：基本的な方針を策定。予算を一括計上することで、統括・監理。重要なシステムは自ら整備・運用</li><li>✓ 地方共通のデジタル基盤：全国規模のクラウド移行に向けた標準化・共通化に関する企画と総合調整</li><li>✓ マイナンバー：マイナンバー制度全般の企画立案を一元化、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）を国と地方が共同で管理</li><li>✓ 民間・準公共部門のデジタル化支援：重点計画で具体化、準公共部門の情報システム整備を統括・監理</li><li>✓ データ利活用：ID制度等の企画立案、ベース・レジストリ整備</li><li>✓ サイバーセキュリティの実現：専門チームの設置、システム監査</li><li>✓ デジタル人材の確保：国家公務員総合職試験にデジタル区分（仮称）の創設を検討要請</li></ul> <p><b>デジタル庁（仮称）の組織</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 内閣直属。組織の長を内閣総理大臣とし、大臣、副大臣、大臣政務官、特別職のデジタル監（仮称）、デジタル審議官（仮称）他を置く</li><li>✓ 各省の定員増員・新規増、非常勤採用により発足時は500人程度</li><li>✓ CTO（最高技術責任者）やCDO（最高データ責任者）等を置き、官民間わざ適材適所の人材配置</li><li>✓ 地方公共団体職員との対話の場「共創プラットフォーム」を設置</li><li>✓ 令和3年9月1日にデジタル庁（仮称）を発足</li></ul> |

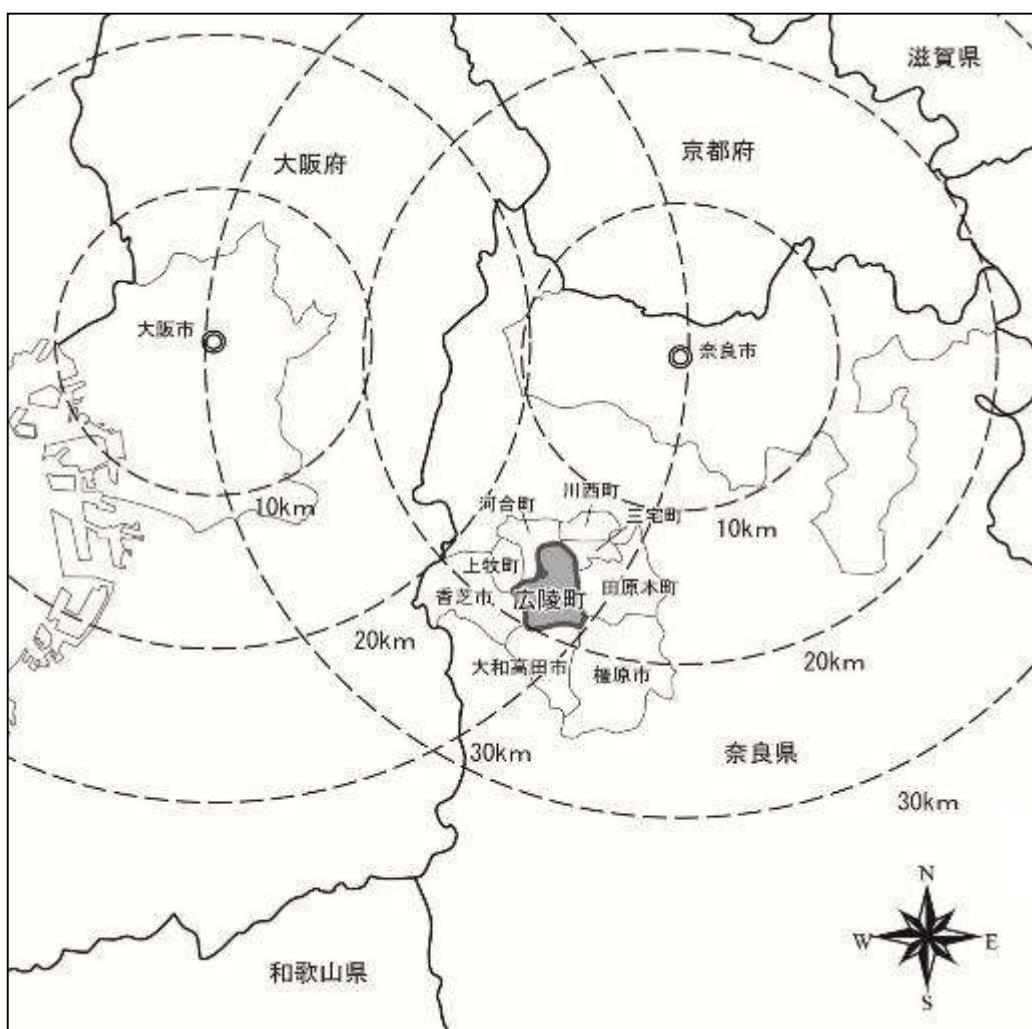
## 2 まちの概況

### (1) 位置・地勢

本町は、奈良県北葛城郡の南東部に位置し、東は三宅町及び田原本町、南は橿原市及び大和高田市、西は香芝市及び上牧町、北は河合町に接しています。また、奈良市へは直線距離で約 20km、大阪市へは直線距離で約 25km に位置し、このうち大阪市までは電車及び自動車を利用して約 40 分の時間距離で結ばれており、交通アクセスに恵まれています。

町域は南北約 5.5 km、東西約 4.5 km、面積は 16.30 km<sup>2</sup><sup>11</sup>であり、面積は県内 39 市町村の中では広い方から 31 番目と相対的にコンパクトな規模となっています。また、地形は町の東部が平坦な地形、西部が丘陵地帯となっているほか、中央部を高田川と葛城川、東端を曾我川といった一級河川が流れています。

図表 本町の位置



<sup>11</sup> 出典：国土地理院「全国都道府県市区町村面積調（令和3（2021）年4月1日時点）」

## (2) 沿革

本町の歴史は古く3,000年程前から人々が集落を形成していたとされており、町西部に広がる馬見古墳群では、靈柩船と見られる木製品が出土し、貴重な史料として注目されています。また、4世紀から5世紀頃までとされるヤマト政権（王権）の国家統一の頃には豪族葛城氏が台頭し、飛鳥時代、この地域は敏達天皇系の勢力基盤となりました。

豊臣秀吉の天下統一による戦国時代の終焉とともに、租税制度が厳しくなったこともあり、本町は大和木綿、なたね、たばこ、茶等の自然条件を活かした特産品の生産によって栄え、南郷池の築造など大規模な農業用水の確保・整備が行われました。

明治時代の後半からは、靴下・織布等の製造が栄えはじめ、大正7（1918）年には町北部に大和鉄道（現・近鉄田原本線）が敷設され、箸尾駅が設けられました。その後、昭和30（1955）年4月の馬見町・瀬南村・百済村の合併、翌昭和31（1956）年に箸尾町が編入、翌昭和32（1957）年に藤森及び池尻が大和高田市に編入・合併され、現在の広陵町が誕生しました。

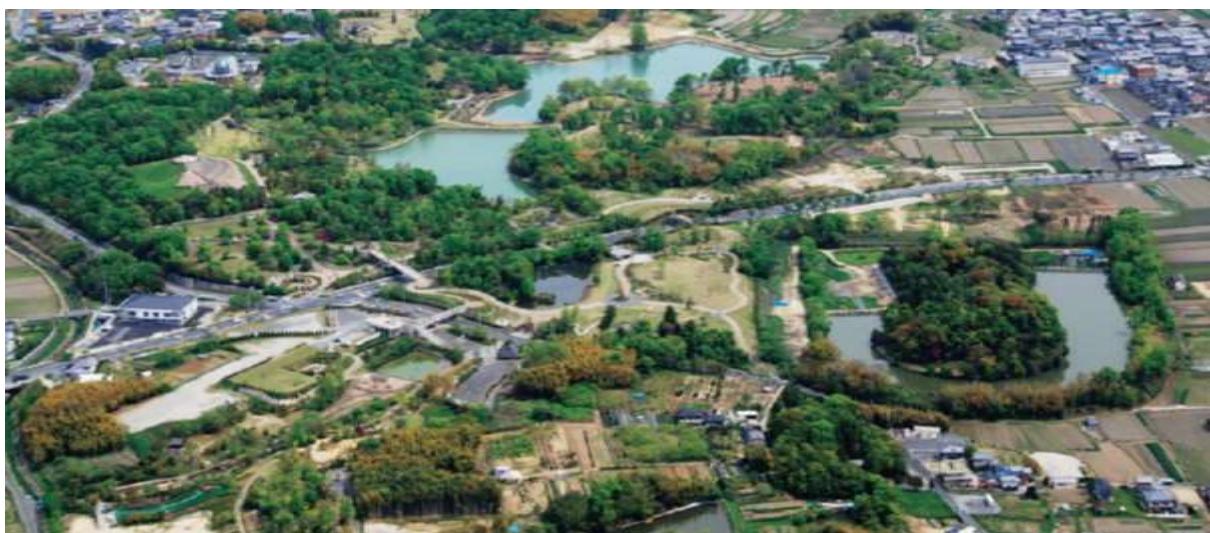
以降、経済面では、日本一の生産量を誇る靴下製造業やプラスチック加工業、「夏秋なす」などの特産品を持つ農業を地場産業として発展を遂げるとともに、大阪市に近接する恵まれた立地条件のもと、昭和49（1974）年からは隣接する香芝市にまたがって真美ヶ丘ニュータウンの開発が進められ、住宅都市という一面を持つようになっています。

このような歴史的な経緯を経て、現在の本町は、町内の唯一の鉄道駅である箸尾駅を中心として発展してきた北部地域、地元の靴下産業が息づく西部地域、のどかな田園風景が広がる東部地域、土地区画整理事業等による大規模開発住宅地が形成されている真美ヶ丘ニュータウン地域の大きく4つに分けられます。

近年、本町では、ゆとりとうるおいに満ちた“みどりの環境”や貴重な歴史的文化遺産と共生する優れた居住環境、大都市に近接する恵まれた立地条件等を活かし、町外からの移住・定住の促進、優良企業・商業施設の誘致など、町が活気づき定住人口の維持・確保につなげることを目的に多面的な施策を積極的に推進し、今日に至っています。

＜馬見丘陵公園を南側から望む（左手前は竹取公園、右手前は巣山古墳＞

出典：中和公園事務所「県営馬見丘陵公園リーフレット」



### (3) 人口の動向

#### <人口・世帯数>

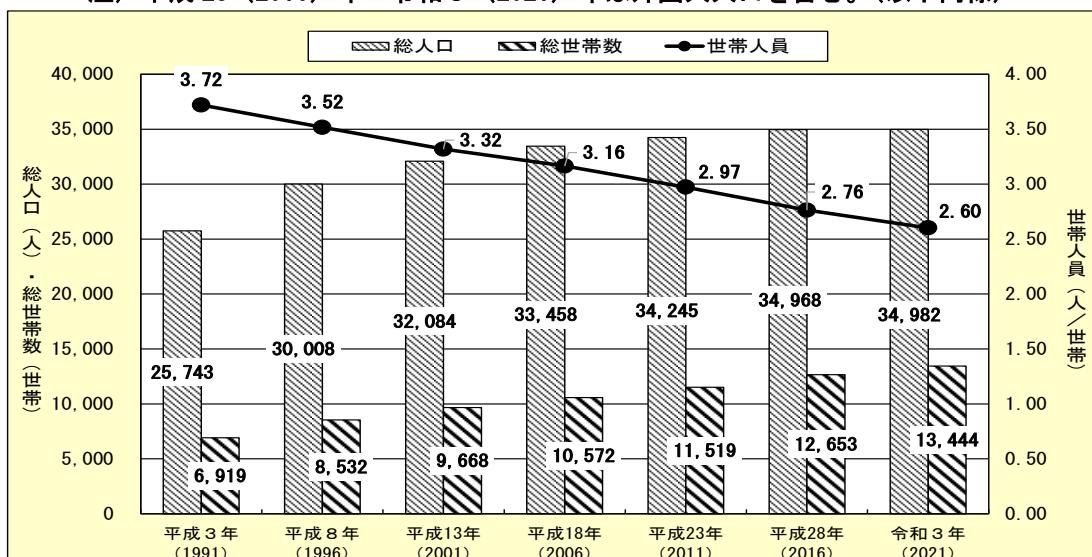
令和3(2021)年3月31日現在の総人口は3万4,982人であり、30年前の平成3(1991)年当時の2万5,743人と比べて約1.4倍(9,239人増)に増加しています。平成3(1991)年以降の推移を5年毎にみると、総人口は一貫して増え続けているものの、増加人口は真美ヶ丘地域の土地区画整理事業が完了した平成3(1991)年から平成8(1996)年の4,265人(増加率16.6%)をピークに縮小傾向で推移しており、平成28(2016)年から令和3(2021)年では14人(増加率0.04%)となっています。

一方、令和3(2021)年3月31日現在の総世帯数は1万3,444世帯、平成3(1991)年当時の6,919世帯と比べて約2倍(6,525世帯増)に大きく増加しています。平成8(1996)年以降、総人口を上回る水準で総世帯数が増え続けていることから、世帯人員は平成3(1991)年の3.72人/世帯から令和3(2021)年の2.60人/世帯に減少しています。

**図表 総人口・総世帯数及び平均世帯人員の推移**

出典：広陵町「住民基本台帳（各年3月31日現在）」

注) 平成28(2016)年・令和3(2021)年は外国人口を含む。(以下同様)

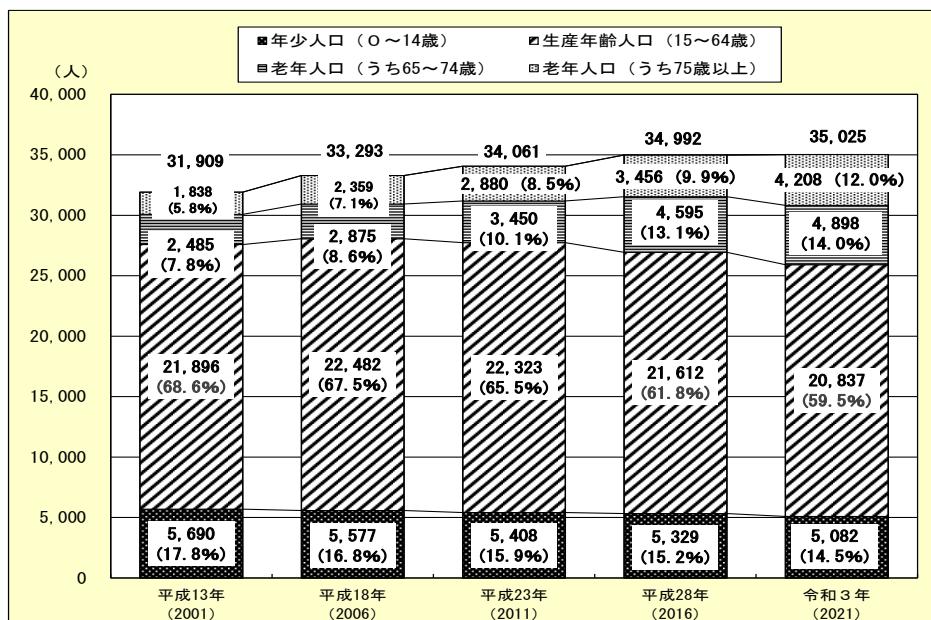


#### <年齢階層別人口>

令和3(2021)年1月1日現在の年齢階層別人口は、年少人口(0歳から14歳まで)が5,082人(構成比14.5%)、生産年齢人口(15歳から64歳まで)が2万837人(59.5%)、老人人口(65歳以上)が9,106人(26.0%)、また、老人人口のうち、75歳以上人口が4,208人(12.0%)となっています。

これらを平成13(2001)年と比べると、年少人口(0歳から14歳まで)が5,690人から10.7%(608人)減少、生産年齢人口(15歳から64歳まで)が2万1,896人から4.8%(1,059人)減少しているのに対し、老人人口(65歳以上)が4,323人から約2.1倍(4,783人増)、さらに75歳以上人口が1,838人から約2.3倍(2,370人増)に大きく増加しており、近年、本町でも全国的な傾向と同様に少子高齢化が急速に進展していることが見て取れます。

**図表 年齢階層別人口・構成比の推移**  
出典：総務省「住民基本台帳（各年1月1日現在）」

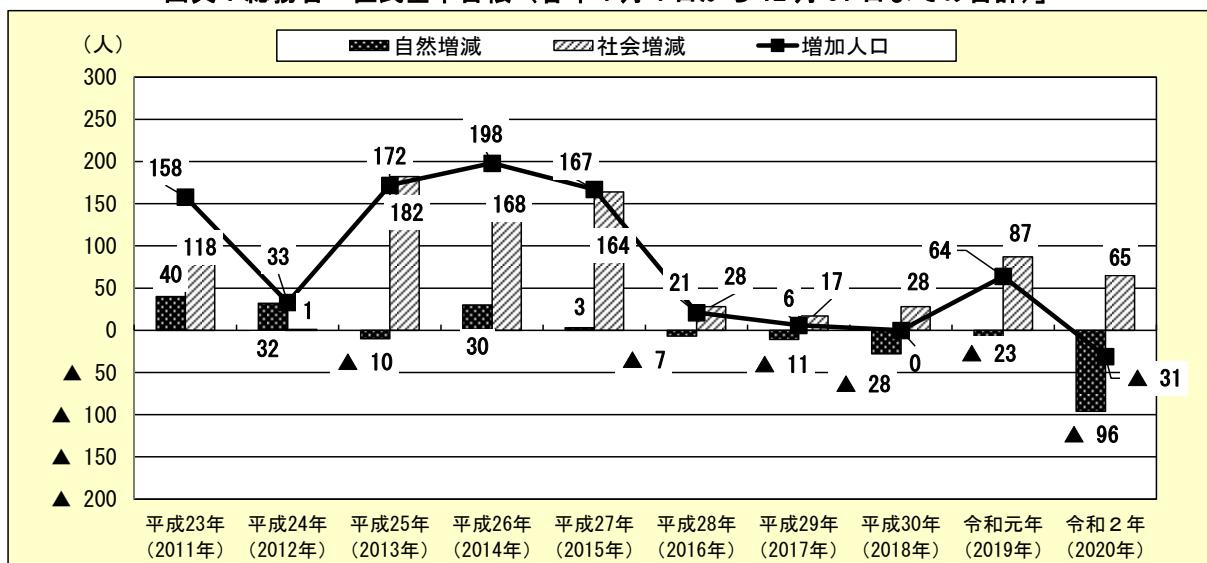


### ＜自然増減・社会増減＞

平成23（2011）年以降の自然増減（出生者数と死亡者数の差）をみると、出生者数が概ね200人台で推移しているのに対し、高齢化の進展等を背景に死亡者数が増加傾向で推移していることから、平成28（2016）年以降はマイナス傾向が続いている。

一方、社会増減（転入者数と転出者数の差）は平成23（2011）年以降、一貫して転入者数が転出者数を上回る転入超過が続いているものの、平成27（2015）年を境に縮小傾向に転じています。これにより、自然増加と社会増加を合わせた増加人口も平成28（2016）年以降、概ね縮小傾向が続いており、令和2（2020）年はマイナスに転じました。

**図表 自然増減・社会増減の推移**  
出典：総務省「住民基本台帳（各年1月1日から12月31日までの合計）」



## (4) 産業の動向

### <農業>

町の面積の約3分の1を農地が占める本町では、豊かな水と肥よくな土壌を活かし、なすや米などの生産を中心に農業が営まれています。特になすは、昭和43(1968)年に「夏秋なす」、昭和62(1987)年に「冬春なす」が国の野菜指定産地となり、本町を代表する特産野菜となっています。

しかし、平成22(2010)年以降、農家数は一貫して前回調査時点を下回っており、令和2(2020)年では310戸、平成17(2005)年の477戸と比べて167戸(35.0%)減少しています。

このような状況の中、本町では、新たな農業の担い手を育成するため、平成26(2014)年度から「農業塾」を開講しています。塾生は2年間にわたる講座と実習により、農作物の栽培や実習に関する知識を身につけ、販売農家として自立することを目指しています。

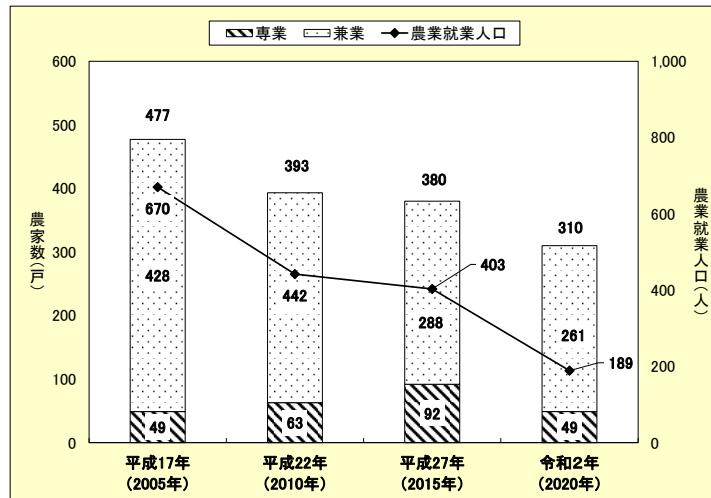
近年はこの「農業塾」の開講を契機として、若手のイチゴ農家が増えています。これらの農家では、イチゴ産地の復活を目指し、奈良県育成の新しい品種のイチゴである「古都華」、酸味が少なく比較的柔らかい特徴の「章姫」などが栽培されており、ふるさと納税の返礼品として人気を博しています。

### <工業>

本町の工業は、古くから靴下製造業を中心として、靴下仕上げや刺しゅう業など靴下生産の工程別に高度な生産技術が受け継がれ、現在では全国で1年間に生産されている約3億足の靴下の約15%の生産量を誇る一大産地となっています。また、町の中央部には昭和30年代(1955年から)から製造が始まったプラスチックの工場が集積し、全国でも有数のプラスチック製品の産地にもなっています。

平成25(2013)年以降、工業の事業所数は概ね減少傾向で推移しており、平成30(2018)年では94事業所、平成26(2014)年の115事業所と比べて21事業所(18.3%)減少しています。また、従業者数は平成26(2014)年の2,079人をピークに減少傾向に転じ、令和2年(2020)年では1,858人、ピーク時と比べて221人(10.6%)減少しています。

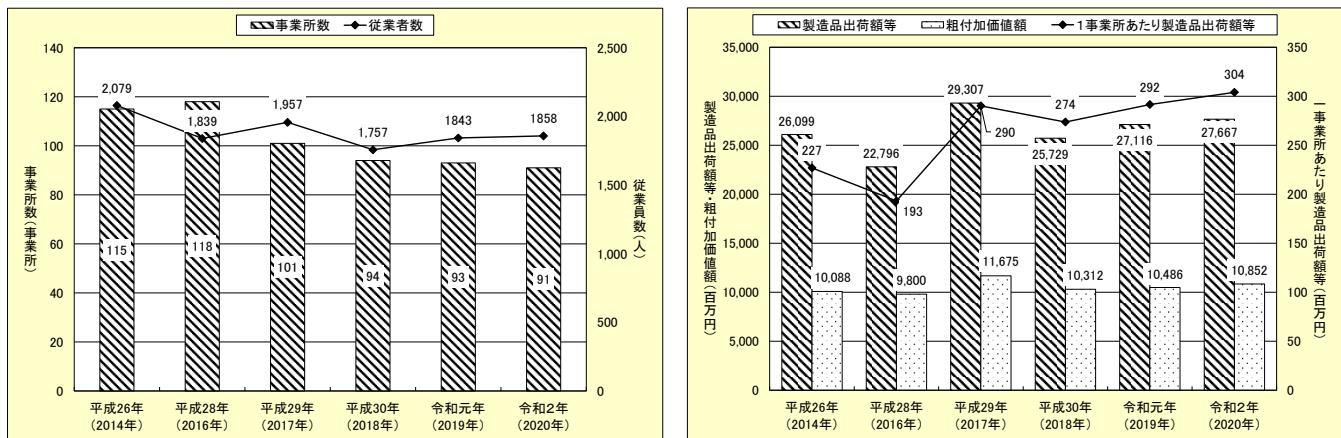
**図表 農家数・農業就業人口の推移  
出典：農林水産省「農林業センサス（各年2月1日現在）」**



一方、製造品出荷額等は、平成 29（2017）年に 293 億 700 万円まで増加し、その翌年には減少に転じたものの、その後、令和元（2019）年から増加傾向が続いています。また、1 事業所当たりの製造品出荷額等は、平成 26（2014）年の 2 億 2,700 万円から令和 2（2020）年の 3 億 400 万円に増加しており、事業所数の減少を事業所当たりの製造品出荷額等でカバーしている構図が見て取れます。

**図表 （左図）事業所数及び従業者数、（右図）製造品出荷額等の推移  
(従業員 4 人以上の事業所)**

出典：経済産業省「工業統計調査」、総務省「経済センサスー活動調査」



### <商業・観光>

本町の商業は、事業所数の約 8 割、従業者数の約 9 割、年間商品販売額の約 7 割を小売業が占めています。小売吸引力指数は、各地域の小売業が買い物客を引きつける総合的な力を表すもので、この値が 1 より大きいと他地域から買い物客を吸引し、地域の購買力以上の売上げを獲得していることを示し、1 より小さいと買い物客が他地域に流出超過となっていることを示しており、平成 28（2016）年では 0.87 であり、県内 9 市町と比べると本町は高い方から 5 番の中位に位置しています。

**図表 小売吸引力指数の都市間比較（県内 10 市町）**

出典：人口以外は総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査

（平成 28（2016）年 2 月 1 日現在）、人口は奈良県「推計人口調査（6 月 1 日現在）」

| 順位 | 市町名   | 事業所数<br>(事業所) | 従業者数<br>(人) | 年間商品<br>販売額<br>(百万円) | 1事業所<br>あたり<br>(百万円) | 売場面積<br>(m <sup>2</sup> ) | 1事業所<br>あたり<br>(m <sup>2</sup> ) | H28.6.1<br>現在人口<br>(人) | 小売<br>吸引力<br>指數 |
|----|-------|---------------|-------------|----------------------|----------------------|---------------------------|----------------------------------|------------------------|-----------------|
|    |       |               |             |                      |                      |                           |                                  |                        |                 |
| 1  | 橿原市   | 832           | 7,985       | 191,271              | 230                  | 215,054                   | 258                              | 123,712                | 1.76            |
| 2  | 田原本町  | 218           | 1,812       | 37,743               | 173                  | 43,505                    | 200                              | 31,514                 | 1.37            |
| 3  | 河合町   | 86            | 802         | 16,323               | 190                  | 16,432                    | 191                              | 17,819                 | 1.05            |
| 4  | 上牧町   | 98            | 1,016       | 19,757               | 202                  | 38,205                    | 390                              | 21,927                 | 1.03            |
| 5  | 広陵町   | 163           | 1,410       | 25,478               | 156                  | 35,692                    | 219                              | 33,568                 | 0.87            |
| 6  | 大和高田市 | 422           | 2,712       | 48,696               | 115                  | 53,110                    | 126                              | 64,311                 | 0.86            |
| 7  | 王寺町   | 131           | 1,034       | 17,090               | 130                  | 19,488                    | 149                              | 23,170                 | 0.84            |
| 8  | 葛城市   | 191           | 1,293       | 26,052               | 136                  | 20,367                    | 107                              | 36,672                 | 0.81            |
| 9  | 香芝市   | 283           | 2,949       | 54,116               | 191                  | 68,600                    | 242                              | 77,890                 | 0.79            |
| 10 | 斑鳩町   | 142           | 1,007       | 14,828               | 104                  | 12,468                    | 88                               | 27,233                 | 0.62            |

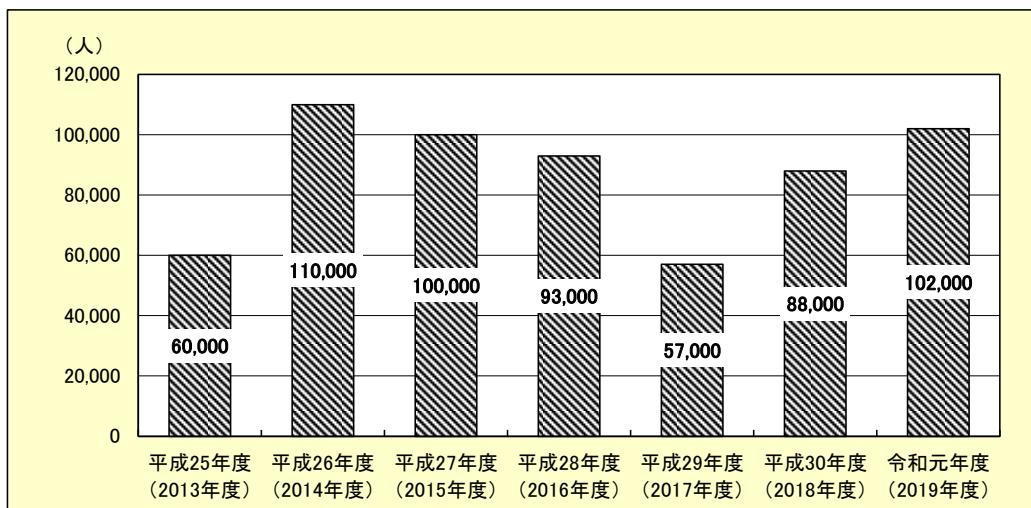
特別史跡巣山古墳に接して本町と河合町にまたがる自然豊かな県営馬見丘陵公園ではナガレ山古墳(河合町)、日本で2番目の規模の帆立貝式古墳の乙女山古墳(河合町・広陵町)など多数の古墳を見ることができ、近隣だけでなく県内外から多くの来園者があります。

さらに、約300年続いている地蔵盆の祭りであり、町の指定文化財にもなっている大垣内立山祭、五穀豊穣を祝うもので江戸時代末期より継承されてきた戸閉祭など、年間を通じ四季折々の祭りやイベントが開催されており、地域に根ざした伝統文化が息づいています。

平成25(2013)年度以降の観光入込客数は、靴下の市やかぐや姫まつりの来場者数から集計しており、平成26(2014)年度の11万人から平成29(2017)年度の5万7千人に大きく減少したものの、その後は増加傾向に転じ、令和元(2019)年度は10万2千人まで回復しています。

図表 観光入込客数の推移

出典：地域振興課資料



## (5) 行財政の動向

### <歳入・歳出>

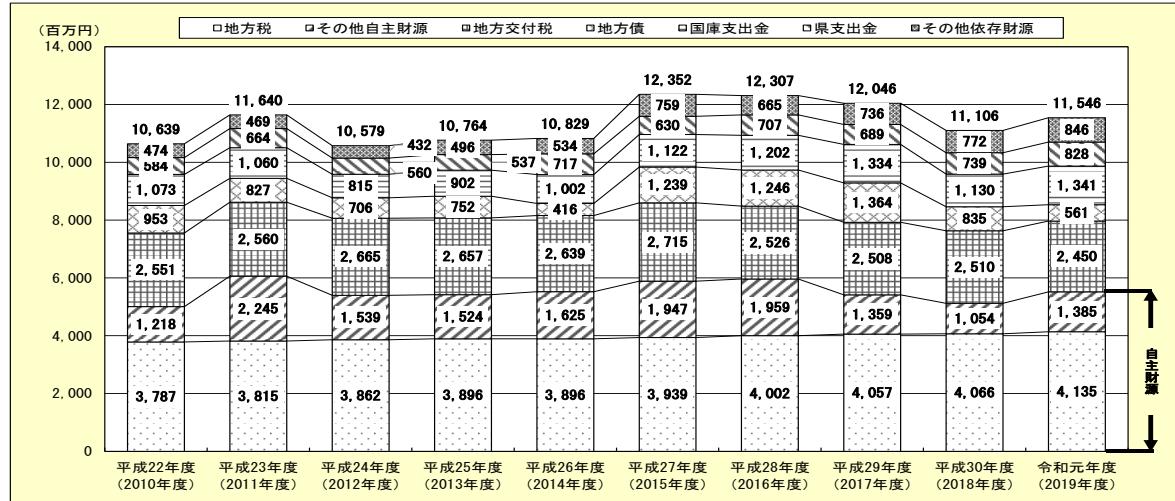
平成22(2010)年度以降、普通会計<sup>1,2</sup>による歳入総額は、平成27(2015)年度の約123億5,200万円をピークに減少傾向に転じており、令和元(2019)年度では約115億4,600万円、ピーク時に比べて8億600万円(約6.5%)減少しています。

令和元(2019)年度実績で歳入総額の35.8%を占めている地方税(町税)は、概ね一貫して増加傾向で推移しており、令和元(2019)年度では約41億3,500万円、平成22(2010)年度の約37億8,700万円と比べて3億4,800万円(約9.2%)増加しています。

<sup>1,2</sup> 総務省の定める会計区分の一つで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分。

歳入総額に占める自主財源比率<sup>1,3</sup>は、平成 27（2015）年度以降、47%前後の概ね横ばい傾向で推移しており、令和元（2019）年度では約 47.8%（55 億 2,000 万円）となっています。

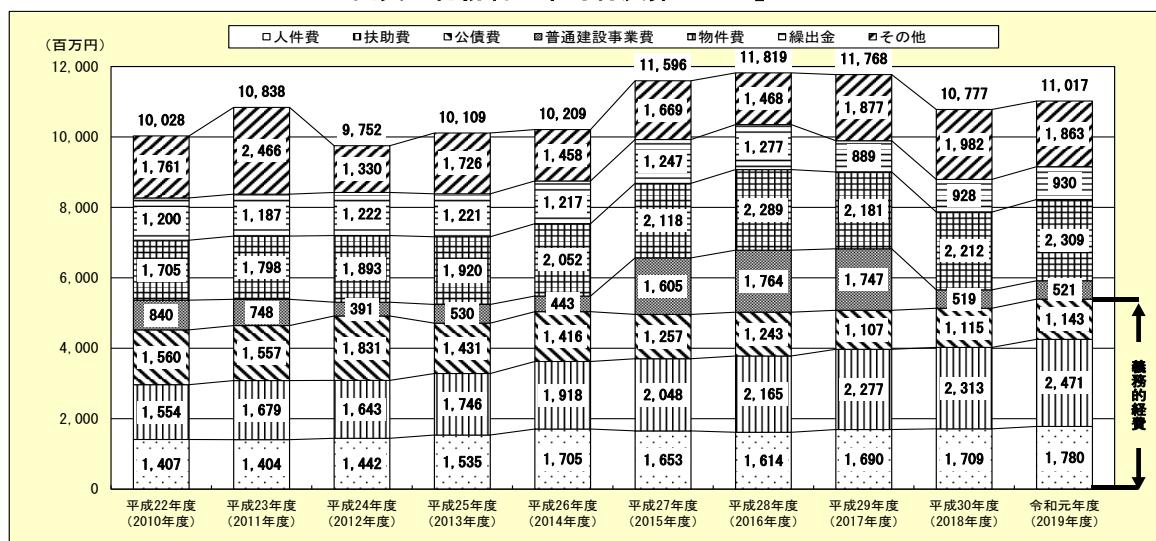
**図表 歳入決算額の推移**  
出典：総務省「市町村決算カード」



一方、平成 22（2010）年度以降、普通会計による歳出総額は、平成 28（2016）年度の 118 億 1,900 万円をピークに減少傾向に転じており、令和元（2019）年度では 110 億 1,700 万円、ピーク時に比べて 8 億 200 万円（6.8%）減少しています。

歳出のうち、支出が義務づけられ任意に節約できない経費で、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費のうち、扶助費は概ね一貫して増加傾向で推移しており、令和元（2019）年度では 24 億 7,100 万円、平成 22（2010）年度の 15 億 5,400 万円と比べて 9 億 1,700 万円増の約 1.6 倍に大きく増加しています。

**図表 歳出決算額の推移**  
出典：総務省「市町村決算カード」



<sup>1,3</sup> 財源全体に占める自治体自らが自主的に収入できる財源の割合であり、行政活動の自立性や安定性を図る尺度の一つ。ただし、現行の地方財政制度では、地方交付税や国庫支出金が自主財源の補完的要素を有していること、起債等の要因により見かけ上の比率が大きく変動することがあるため、低いことが必ずしも財政運営の安定性を損ねているとは限らない。

## ＜自治基本条例の制定＞

「広陵町自治基本条例」は、まちづくり<sup>14</sup>の主体である町民<sup>15</sup>、町議会、町長等<sup>16</sup>がお互いの役割を認識しながら連携してまちづくりを担い進めていく際の基本ルールであり、以下に示す4つの基本理念と6つの基本原則のもと、持続可能な地域社会の創造に向か、それぞれの主体の役割や責務、さらには参画<sup>17</sup>と協働<sup>18</sup>のあり方を明らかにし、本町の基本規範として位置づけられるものです。

本条例の制定に当たっては、町内関係団体からの推薦者、公募による委員、学識経験者の計16名の委員で構成された広陵町自治基本条例審議会において、令和元（2019）年6月から約2年間にわたり議論が重ねられ、住民向けワークショップやパブリックコメントの意見等も踏まえ、同審議会から令和3（2021）年2月18日に町長へ答申が行われ、同年6月1日に施行されました。また、この条例の第25条に総合計画に関する条文があり、この条例で定める基本理念及び基本原則に基づき、町の最上位計画となる総合計画を策定するものとすると規定しています。

### ＜広陵町自治基本条例が掲げる基本理念及び基本原則（概要）＞

出典：広陵町自治基本条例逐条解説書

#### 基本理念

- (1) 基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、全ての人が安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。
- (2) 町民、町議会、行政が連携・協働して、公正で自立した町民主体の町政を行うまちをつくること。
- (3) 歴史及び自然の環境と共生し、次世代に引き継ぐことのできるまちをつくること。
- (4) 町内外の交流や人と人とのつながりを大切にし、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。

#### 基本原則

- (1) 参画と協働の原則
- (2) 補完性の原則
- (3) 情報共有の原則
- (4) 健全な行政経営の原則
- (5) 環境保全の原則
- (6) 多様性尊重の原則

<sup>14</sup> 時代に沿った、住みよく持続可能な地域社会をつくるための取組みをいう。（出典：広陵町自治基本条例逐条解説書、以下同様）

<sup>15</sup> 町内に居住する者並びに町内で働く者、学ぶ者、事業を営むもの及び町の公益や発展のために活動するものをいう。

<sup>16</sup> 執行機関としての町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

<sup>17</sup> 町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的関わることをいう。

<sup>18</sup> 町民、町議会及び町長等が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいう。

### 3 将来人口の推計結果

本町が統計的な手法を用いて独自推計した将来人口では、令和4（2022）年から令和12（2030）年の推移を4年ごとに、令和12（2030）年以降の推移を5年ごとにみると、今後、総人口は令和8（2026）年頃を境に本格的な減少局面に移行すると予測しています。

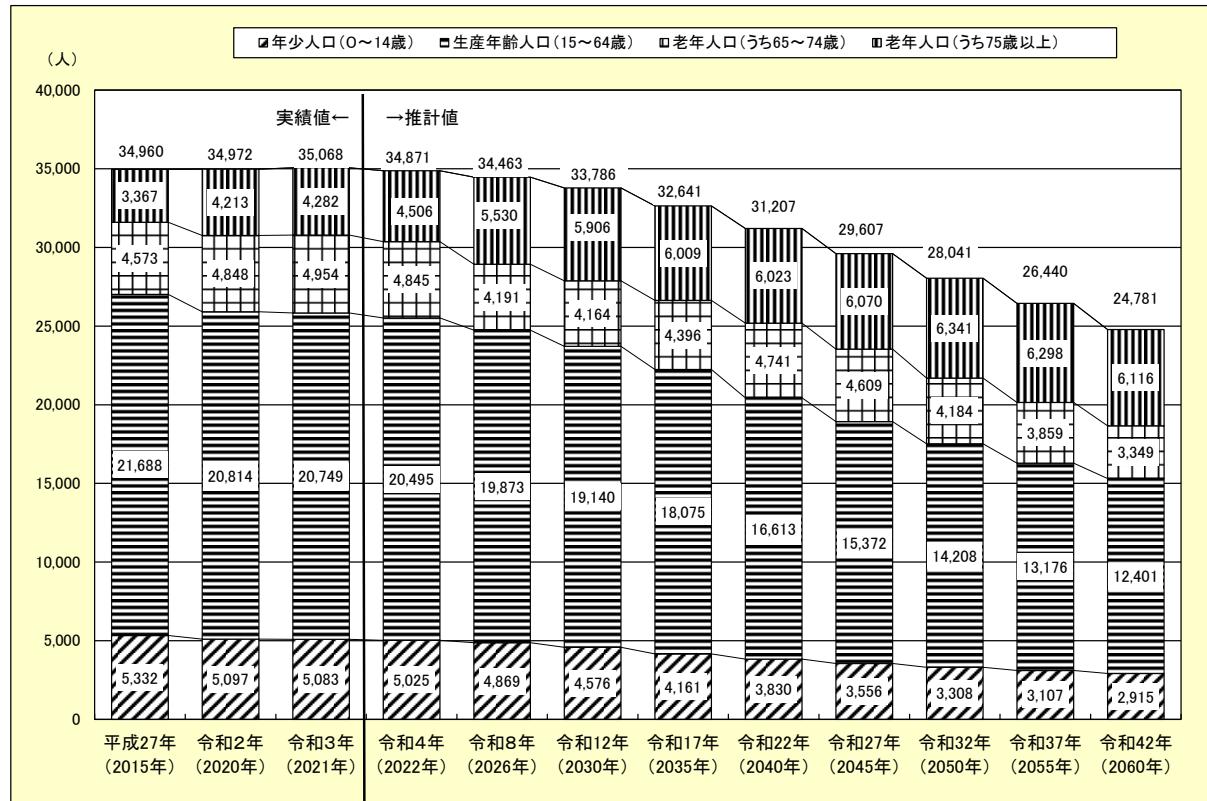
人口の減少幅は、令和8（2026）年から令和17（2035）年の1,822人（5.3%）減に対し、令和17（2035）年から令和27（2045）年の3,034人（9.3%）減と、年を経るごとに拡大し、総人口は令和27（2045）年頃には3万人台を割り込むと予測しています。

年齢階層別にみると、令和8（2026）年以降、年少人口（0歳から14歳まで）及び生産年齢人口（15歳から64歳まで）は、一貫して減り続けると予測しており、特に年少人口は、令和8（2026）年頃から実数及び総人口に占める割合（構成比）が75歳以上人口を下回ると予測しています。

一方、老人人口（65歳以上）のうち、75歳以上人口は概ね一貫して増え続け、令和27（2045）年頃には総人口に占める割合が20.5%に上昇し、約5人に1人を占めると予測しています。

このように人口構造は、令和8（2026）年頃から大きく変化していくと予測しており、この変化によって、医療・介護等の社会保障経費の増大や働き手の減少による地域経済社会の活力の低下をはじめ、多方面にわたって本町がかつて経験したことのないような深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

**図表 将来推計人口（実数・構成比）の推移  
(各年8月31日現在)**



## ＜独自推計の解説＞

本項では、令和3（2021）年8月31日現在の住民基本台帳人口に基づき、「コーホート変化率法」により推計を行っています。「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことをいい、「コーホート変化率法」は各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それにに基づき将来人口を推計する方法です。

### ① 1歳以上の各年齢別人口の推計

1歳以上の年齢における男女別・各年齢別の将来人口は、その前年における1歳下の人口に「コーホート変化率（平成28（2016）年から令和3（2021）年までの平均値を採用）」を乗じることによって推計しており、本項での算出式は以下のとおりです。

- a) 基準人口=令和3年8月31日時点の女子0歳人口
- b) コーホート変化率={（平成29年8月31日時点の女子1歳人口÷平成28年8月31日時点の女子0歳人口）+（平成30年8月31日時点の女子1歳人口÷平成29年8月31日時点の女子0歳人口）+（令和元年8月31日時点の女子1歳人口÷平成30年8月31日時点の女子0歳人口）+（令和2年8月31日時点の女子1歳人口÷令和元年8月31日時点の女子0歳人口）+（令和3年8月31日時点の女子1歳人口÷令和2年8月31日時点の女子0歳人口）}÷5  
【※平成28→29年、29→30年、30→令和元年、令和元年→令和2年、令和2→3年の5区間ににおける各変化率の平均値】
- c) 令和4年8月31日時点の女子1歳人口=a×b

### ② 0歳人口の推計

0歳の人口は、「1歳下の人口」が存在しないため、「コーホート変化率法」では推計することができないことから、0歳人口すなわち出生数は、別途、母親となり得る女性と婦人子ども比に基づき以下の算出式で推計しています。

- a) 母親となり得る女性人口=令和4年8月31日時点の15歳から49歳までの女性人口
- b) 婦人子ども比=母親となり得る年齢層（15歳から49歳）に対する0歳の子ども（男児・女児）の割合  
【※平成28→29年、29→30年、30→令和元年、令和元年→令和2年、令和2→3年の5区間ににおける平均値】
- c) 令和4年8月31日時点の0歳人口=a×b
- d) 男女児性比=男性出生児数÷女性出生児数【※5区間ににおける平均値】
- e) 令和4年8月31日時点の女児の0歳人口=c÷(1+d)
- d) 令和4年8月31日時点の男児の0歳人口=c-e

## **4 まちづくりに関する住民の意見**

第5次広陵町総合計画の策定に当たっては、住民に対するアンケート調査を実施し、本町のまちづくり全般について住民の意見を把握しました。主な設問の回答結果等は、以下のとおりです。

### **(1) 調査の実施方法・期間**

#### **①調査の対象者**

住民基本台帳から無作為抽出した、広陵町在住の満18歳以上の男女2,000人

#### **②調査の実施方法**

アンケート調査票の配布・回収とともに郵送

#### **③調査の実施期間**

令和2（2020）年8月27日から9月19日まで

#### **④回収状況**

配布数2,000票、有効回収数1,115件、有効回収率55.8%

### **(2) 設問の構成**

**【問1～11】**回答者の属性等

**【問12～14】**まちへの愛着度と定住意向

**【問15～41】**本町がこれまで取り組んできた施策に対する満足度及び不満な理由、今後の重要度・注力度

**【その他】**まちづくり全般に対する自由意見

### **(3) 主な設問の回答結果**

#### **①まちへの愛着度**

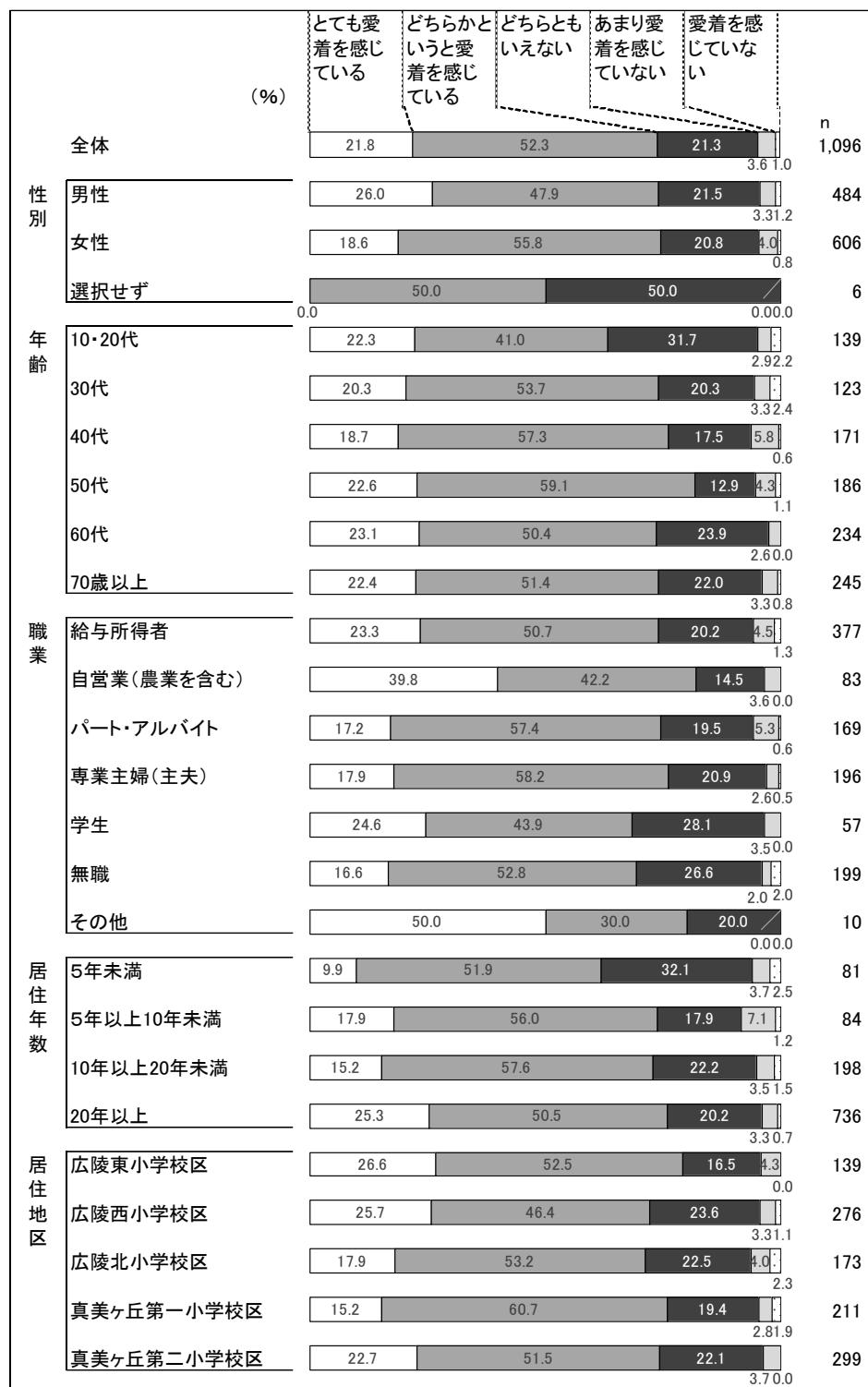
住民のまちに対する愛着度について、全体では「愛着を感じている（「とても愛着を感じている（21.8%）」+「どちらかというと愛着を感じている（52.3%）」）」が74.1%で、「愛着を感じていない（「あまり愛着を感じていない（3.6%）」+「愛着を感じていない（1.0%）」）」の4.6%を大きく上回っています。

年代別にみると、「愛着を感じている」と回答した人の割合は、「10・20代（63.3%）」を除きいずれも70%以上となっており、その中では「50代」が81.7%で最も高く、次いで「40代」の76.0%となっています。

居住年数別にみると、「愛着を感じている」と回答した人の割合は、「5年未満（61.8%）」を除きいずれも70%以上となっており、その中では「20年以上」が75.8%で最も高く、次いで「5年以上10年未満」の73.9%となっています。

居住地区別にみると、「愛着を感じている」と回答した人の割合は、いずれも70%以上となっており、その中では「広陵東小学校区」が79.1%で最も高く、次いで「真美ヶ丘第一小学校区」の75.9%となっています。

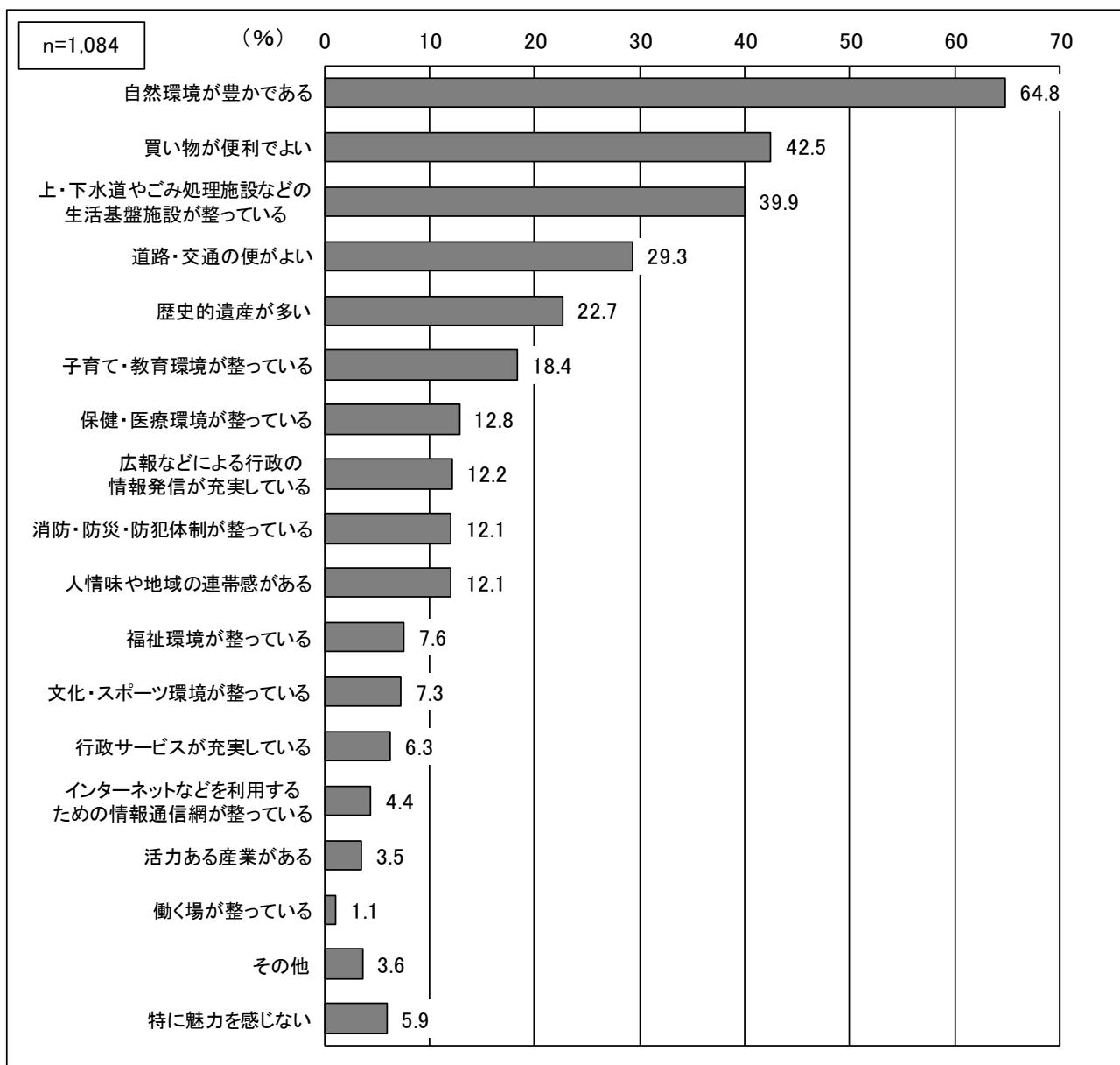
図表 まちへの愛着度



## ②まちの魅力

「自然環境が豊かである」が 64.8%で突出しており、以下、「買い物が便利でよい」の 42.5%、「上・下水道やごみ処理施設などの生活基盤が整っている」の 39.9%の順となっています。

図表 まちの魅力



### ③現在の満足度と今後の重要度の2軸分析

今回のアンケート調査では、第4次広陵町総合計画後期基本計画に掲げられた27施策を対象に、満足度・重要度の各々の段階に一定の重み（得点）を設定した上、その重みを考慮した平均値（加重平均値）を算出することで、満足度と重要度の水準を相対的に可視化しています。

具体的には、現在の満足度・今後の重要度の選択肢に3点、2点、1点、0点、-1点、-2点、-3点という得点を設定します。例えば、今後の重要度の選択肢に回答した人数が $w_1$ 、 $w_2$ 、 $w_3$ 、 $w_4$ 、 $w_5$ であった場合、加重平均値は以下の式で算出できます。

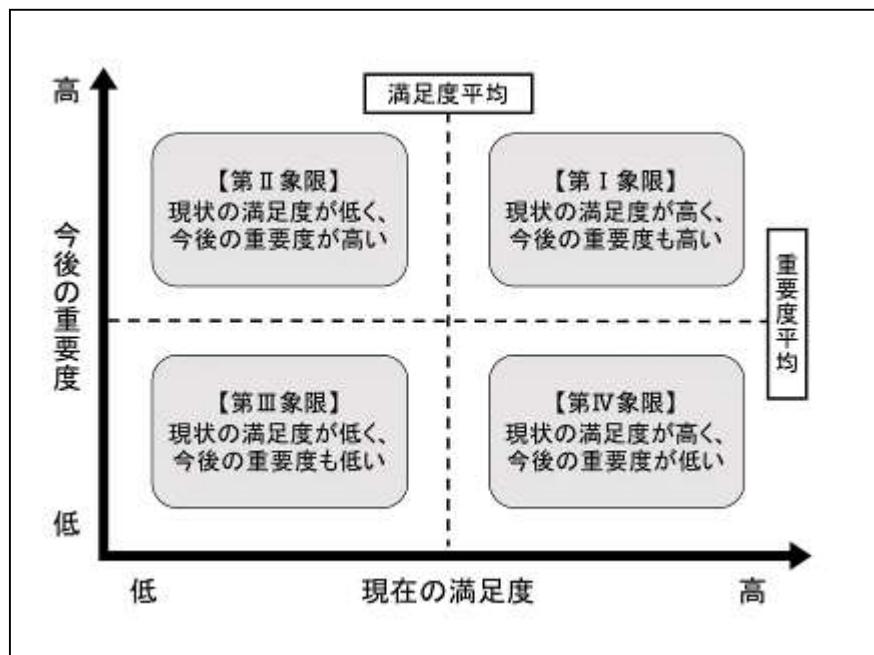
$$\text{加重平均値} = \frac{3\text{点} \times w_1 + 2\text{点} \times w_2 + 1\text{点} \times w_3 + (-1\text{点}) \times w_4 + (-2\text{点}) \times w_5 + (-3\text{点}) \times w_6}{w_1 + w_2 + w_3 + w_4 + w_5 + w_6}$$

**図表 現在の満足度・今後の重要度に対する加重平均の得点**

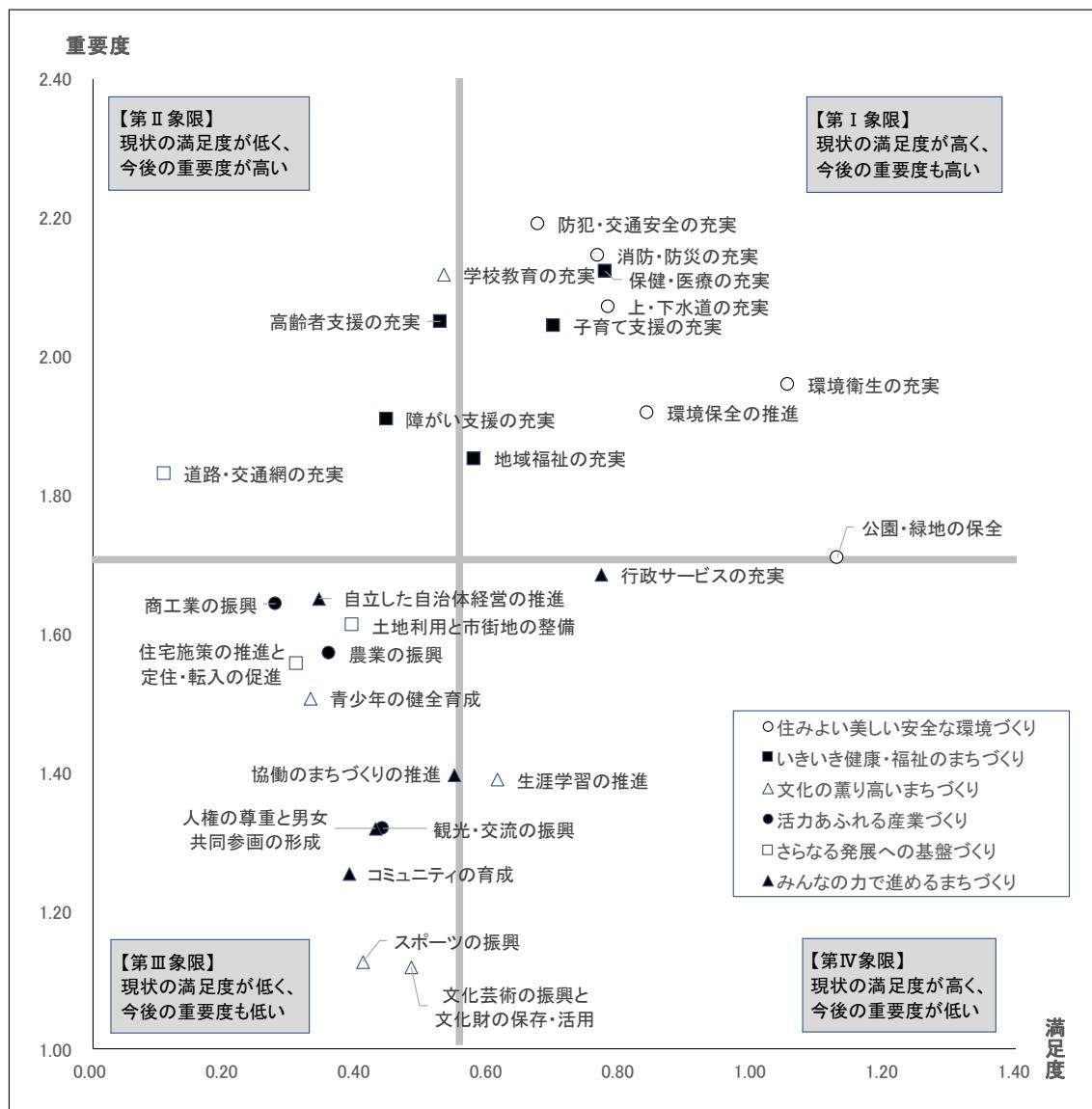
| 現在の満足度 |         | 今後の重要度    |         |
|--------|---------|-----------|---------|
| 回答の選択肢 | 加重平均の得点 | 回答の選択肢    | 加重平均の得点 |
| 非常に満足  | 3点      | 非常に重要     | 3点      |
| 満足     | 2点      | 重要である     | 2点      |
| やや満足   | 1点      | 少し重要      | 1点      |
| わからない  | 0点      | あまり重要ではない | -1点     |
| やや不満   | -1点     | 重要ではない    | -2点     |
| 不満     | -2点     | 全く重要ではない  | -3点     |
| 非常に不満  | -3点     |           |         |

今回のアンケート調査では、横軸に「現在の満足度」の加重平均値、縦軸に「今後の重要度」の加重平均値を配置した2軸分析によって、本町の施策に対する住民の意識を相対的に可視化しています。

**図表 「現在の満足度」と「今後の重要度」の2軸分析のイメージ**



図表 「現在の満足度」と「今後の重要度」の2軸分析のまとめ



|   |   |
|---|---|
| <b>【第Ⅱ象限】満足度低・重要度高</b>  | <b>【第Ⅰ象限】満足度高・重要度高</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者支援の充実</li> <li>● 障がい支援の充実</li> <li>● 学校教育の充実</li> <li>● 道路・交通網の充実</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境保全の推進</li> <li>● 環境衛生の充実</li> <li>● 上・下水道の充実</li> <li>● 公園・緑地の保全</li> <li>● 消防・防災の充実</li> <li>● 防犯・交通安全の充実</li> <li>● 保健・医療の充実</li> <li>● 子育て支援の充実</li> <li>● 地域福祉の充実</li> </ul> |
| <b>【第Ⅲ象限】満足度低・重要度低</b>  | <b>【第Ⅳ象限】満足度高・重要度低</b>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● スポーツの振興</li> <li>● 文化芸術の振興と文化財の保存・活用</li> <li>● 青少年の健全育成</li> <li>● 農業の振興</li> <li>● 商工業の振興</li> <li>● 観光・交流の振興</li> <li>● 土地利用と市街地の整備</li> <li>● 住宅施策の推進と定住・転入の促進</li> <li>● 人権の尊重と男女共同参画の形成</li> <li>● コミュニティの育成</li> <li>● 協働のまちづくりの推進</li> <li>● 自立した自治体経営の推進</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生涯学習の推進</li> <li>● 行政サービスの充実</li> </ul>  |

### ＜第Ⅰ象限：現在の満足度が高く、今後の重要度も高い施策＞

「消防・防災の充実」や「防犯・交通安全の充実」といった安全・安心に関する施策のほか、「保健・医療の充実」、「子育て支援の充実」などが分布しています。

不満の理由について、「消防・防災の充実」では「避難所の運営体制が不安」、「防犯・交通安全の充実」では「防犯カメラの設置など犯罪防止のための取組みが不十分」が最も多く回答されています。

「保健・医療の充実」では「休日・夜間の医療体制が不十分」、「子育て支援の充実」では「子育て支援施設が数や規模が不十分」が最も多く回答されています。

### ＜第Ⅱ象限：現在の満足度が低く、今後の重要度が高い施策＞

「高齢者支援の充実」、「障がい支援の充実」、「学校教育の充実」、「道路・交通網の充実」が分布しています。

不満の理由について、「高齢者支援の充実」では「介護サービスに関する情報提供が不十分」、「障がい支援の充実」では「障がいのある方が自立した生活を送るための支援体制が不十分」が最も多く回答されています。

「学校教育の充実」では「学力向上のための取組みが不十分」、「道路・交通網の充実」では「「広陵元気号」が利用しにくい」が最も多く回答されています。

### ＜第Ⅲ象限：現在の満足度が低く、今後の重要度も低い施策＞

「農業の振興」や「商工業の振興」、「観光・交流の振興」といった地域経済に関する施策や、「スポーツの振興」、「文化芸術の振興と文化財の保存・活用」などが分布しています。

不満の理由について、「農業の振興」では「担い手育成への支援が不十分」、「商工業の振興」では「入ってみたくなるような店舗が少ない」、「観光・交流の振興」では「魅力ある祭り・イベントが少ない」が最も多く回答されています。

「スポーツの振興」では「設備が不十分」、「文化芸術の振興と文化財の保存・活用」では「参加したい文化芸術活動や鑑賞の機会が少ない」が最も多く回答されています。

### ＜第Ⅳ象限：現在の満足度が高く、今後の重要度が低い施策＞

「生涯学習の推進」、「行政サービスの充実」が分布しています。

不満の理由について、「生涯学習の推進」では「参加したい講座・教室がないなど学習機会の場が少ない」、「行政サービスの充実」では「必要な手続きを取り扱う窓口がわかりにくい」が最も多く回答されています。

## **5 今後のまちづくりにおける主要課題**

本町を取り巻く今後の社会経済動向や町独自の強み・弱みなどの特徴を十分に踏まえながら、人口減少・超高齢社会の進行によるマイナスの影響を最小限に食い止め、活力とにぎわいに満ちあふれたまちとして持続的な発展を遂げ、次世代に誇りと自信を持って継承することができる、未来への希望に満ちた広陵町の確立に向け、まちづくりの主要課題を次のとおり設定します。

### **【主要課題1】ゆとりとうるおいに満ちた良好な居住環境の保全・創出**

誰もが広陵らしいゆとりとうるおいに満ちあふれた生活の豊かさを実感できるよう、多くの住民から高い評価を得ている豊かな自然環境を大切に守り活かすとともに、地球温暖化対策や限りある資源・エネルギーの有効活用、廃棄物の少ないまちづくりなどを積極的に推進する必要があります。

### **【主要課題2】将来にわたって住み続けられる価値の高いまちづくり**

将来にわたって適度な人口密度が保たれた良質な居住環境の維持・向上を図るため、各地区の特性に応じた適正な土地利用の誘導、上・下水道や道路など既存のインフラ施設の計画的な更新、地域公共交通の利便性の向上など、住民の日常生活を支える各種基盤施設の整備を総合的に推進する必要があります。

### **【主要課題3】次世代のまちづくりを担う子どもへの支援の充実**

より多くの人たちが次世代のまちづくりを担う子どもを安心して産み育て、本町で子育てをする幸せを深く実感するとともに、子どもが将来に向かって心身ともに健康でたくましく成長を遂げることができるよう、妊娠・出産から子育て期に至るまで切れ目のない支援の充実に取り組むとともに、学校教育の質向上を図る必要があります。

### **【主要課題4】誰もがいつまでも安全・安心で自分らしく暮らせる環境の充実**

乳幼児から高齢者に至るまで、誰もが住み慣れた地域の中でいつまでも安全・安心で自分らしく心豊かに暮らし続けることができるよう、ハード・ソフトの両面から防災・防犯対策を推進するとともに、住民の自発的な健康づくりに対する支援や保健・医療及び各種福祉サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

### **【主要課題5】誰もが生涯にわたって人とつながり、いきいきと暮らせる環境の充実**

誰もが生涯にわたって人とつながり、生きがいを持ち続け、いきいきと豊かな人生を送ることできるよう、生涯学習・スポーツ活動や地域固有の歴史・文化に親しめる機会の充実を図るとともに、住民がお互いの人権を尊重し、支え合い・助け合える地域づくりを推進する必要があります。

## **【主要課題6】より多くのヒト・モノ・カネを引き込める求心力の向上**

町内外からより多くのヒト・モノ・カネを町内へと引き込み、地域経済の活力の増進を図るため、雇用の場としても財源確保の機会としても重要な地域産業の振興に努めるとともに、ターゲットを明確に絞り込んだ高い実効力を伴ったプロモーション戦略を積極的に展開する必要があります。

## **【主要課題7】持続可能なまちづくりを支える強固な自治体経営の確立**

住民満足度の高い行政サービスの提供とまちづくりの費用対効果の最大化を同時に実現できるよう、より幅広い分野において地域社会を構成する多様な主体との連携・協働に根ざしたまちづくりを推進するとともに、財源・職員・施設等の限りある行政の経営資源を従来にも増して無駄なく最適に配分するための仕組みの強化を図る必要があります。

# <基本構想編>

## 第3章 基本構想

---

### 1 まちの将来像

本町は、これまで住民からも高い評価を得ている豊かな自然環境や貴重な歴史的文化的遺産と共生したゆとりとうるおいに満ちた居住環境、大阪市に近接する恵まれた交通立地条件等を活かし、町全体が活気に満ちあふれ、町内外の多くの人たちから「住み続けたい」、「住んでみたい」、「また訪れてみたい」と強く支持されるまちの実現を目的とした施策を多面的かつ積極的に推進し、今日に至っています。

一方、近年、我が国全体がかつて経験したことのない人口減少・超高齢社会へと移行が進む中、本町でも高齢化の進展等を背景とした死亡者数の増加によって、自然減（死亡者数－出生者数）が拡大傾向で推移するとともに、これまで町全体の堅調な人口増を支えてきた真美ヶ丘地域において人口が減少傾向に転じるなど、近い将来、人口が長期にわたる減少局面へと移行し、その減少幅は年を経るごとに拡大していくと予測しています。

言うまでもなく、人口は地域の経済社会に活力を生み出す源泉です。今後、本町でも不可避と考えられる人口減少・超高齢社会の到来によるマイナスの影響を最小限に食い止め、活力がみなぎるまちとして、将来にわたって持続的な発展を遂げるためには、近い将来、予測している人口が本格的な減少局面に転じる時期を出来得る限り先送りし、たとえ減少に転じた場合であっても、そのスピードを出来得る限り緩和することが極めて重要な政策課題となっています。

このような課題認識のもと、第5次広陵町総合計画では、広陵に住み・働き・学ぶ人たちの総力を結集しながら、先人たちがこれまで築いてきた地域の魅力や可能性を極限まで引き出すとともに、ゆとりとうるおいのあふれる良質な生活空間をさらに磨き上げることで、将来にわたって町内外の多くの人々を魅了し続け、住み続ける価値が高く、次世代を担う子どもにも強い誇りと自信を持って継承できる未来への希望に満ちたまちとして、持続的な発展を成し遂げることができるよう、町全体として実現を目指すまちの将来像を次のとおり掲げます。

**be Happy**

**～未来につながるまち 広陵～**

## 2 まちづくりの基本理念

第5次広陵町総合計画では、まちづくりの主体である町民、町議会、町長等が連携してまちづくりを担い進めていく際の基本ルールとなる広陵町自治基本条例に掲げた4つの基本理念を、「まちの将来像」の実現に向けてすべての政策・施策等の根底に共通するまちづくりの基本的な考え方（理念）として掲げることとします。

### \* \* \* まちづくりの基本理念 \* \* \*

- (1) 町民一人一人の基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無その他の属性にかかわらず、安全かつ安心して暮らすことができるまちをつくること。
- (2) 町民、町議会、町長等が、また国及び県と町が、対等な立場でそれぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町政を行うまちをつくること。
- (3) 町民及び町は、まちの歴史や自然を大切にし、環境との共生を図るため、次世代に引き継ぐことができるまちをつくること。
- (4) 町民が情報を共有し、町内外の交流を図りながら、人と人とのつながりを大切にし、自発的に助け合い、支え合うまちをつくること。

### ＜それぞれの基本理念の趣旨＞

- (1) 個性や多様性を認め合い、年齢や性別、障がいのあるなしなどの属性に関わりなく、安全かつ安心して暮らせることは人権そのものであり、まちづくりの基本です。自治基本条例の最大の目標として、一人ひとりの人権が守られることで社会が形成されることだと考え、基本理念の筆頭に置いています。
- (2) 広陵町を構成する主体である町民、町議会、町長等が、役割と責務を自覚しつつ、それらが連携し、協働してまちづくりに取り組む必要があります。その結果、多くの町民の参加のもとで、公正で開かれた町民主体の町政を行うことを表現しています。
- (3) 広陵町に古くから引き継がれてきた歴史、文化、自然をはじめとした環境を誇りに思い、そして、それらを次世代に引き継いでいくことを表現しています。
- (4) 町民同士の交流を深め、普段から助け合い、支え合うまちをつくると同時に、外からの人を気持ちよく受け入れる姿勢を持とう、ということです。

### **3 まちづくりの基本目標**

「まちの将来像」の実現に向けて、本町のまちづくりの骨格をなす主たる行政分野ごとに、今後どのようなまちづくりを目指すのかを「まちづくりの基本目標（政策）」として、次のとおり掲げます。

#### **【目標1】自然と人が調和したまち**

##### **<公園・緑地>**

町外からの来訪者を含めた多くの人たちが気軽に緑や自然にふれあうことで、豊かな心の醸成にも結びつくよう、県の景観保全地区<sup>19</sup>にも指定されている馬見丘陵をはじめとする、本町を象徴する良好な自然環境の保全・活用に努めるとともに、町全体での緑の充実と質の向上、地域住民の暮らしに身近な公園・緑地の適切な維持管理を推進します。

##### **<環境保全>**

住民が地域で快適に暮らすことができる良好な生活環境を保全するため、道路・河川等の公共空間におけるごみの不法投棄及び公害の防止対策を推進します。また、脱炭素社会<sup>20</sup>や地域のエネルギーは地域でつくる自立・分散型のエネルギー社会の実現に向けて、行政が先導役を果たしながら、住民、事業者をはじめとする多様な主体との連携・協働に根ざした取組みを推進します。

##### **<環境衛生>**

将来にわたって安定的にごみを処理することができるよう、ごみ処理の広域化を計画的に推進するとともに、持続可能な循環型社会<sup>21</sup>の形成に向け、地域ぐるみによるごみの減量・再資源化の取組みを推進します。また、墓地の承継や無縁化などの問題に対応しながら、町営墓地・斎場の適正な管理運営に取り組みます。

#### **【目標2】生活基盤が充実したまち**

##### **<市街地整備・土地利用・景観>**

将来にわたって利便性・快適性が維持され、医療・福祉・商業等の生活機能の安定的な確保にも結びつくよう、人口密度が適度に維持された持続可能でコンパクトな市街地の形成、市街化区域における空き地・空き家・空き店舗等の低未利用地の解消に取り組みます。また、馬見丘陵の緑豊かな景観や由緒ある神社仏閣など、町固有の自然的及び歴史的な景観資源を適切に保全します。

##### **<住宅>**

多様な世代・世帯がいつまでも快適に暮らすことができるよう、住宅環境を整えます。

<sup>19</sup> 森林、草生地、山岳、高原、丘陵、古墳、渓谷、池沼、河川等により形成される県の代表的な自然景観を維持するために必要な地区。

<sup>20</sup> 地球温暖化の大きな原因とされている温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会のこと。

<sup>21</sup> 廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用（ごみができるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

また、空き家に関しては、民間事業者との連携も図りながら住宅環境を整えます。

#### ＜上・下水道＞

将来にわたって良質な水道水の安定供給と下水道機能の維持を図るため、今後の人団  
向など各地区の状況を十分に踏まえながら、老朽化した水道管や下水道施設の更新を計画  
的に推進するとともに、水道事業及び下水道事業の経営の健全化を図ります。

#### ＜道路・公共交通＞

機能的な都市活動を確保するための重要な基盤施設として、都市計画道路の整備を計画  
的に推進します。地域住民にとって身近な生活道路である町道は、各地区の特性に応じた  
道路空間の整備や既存路線の老朽化対策を推進します。また、より多くの住民にとって利  
用しやすい移動手段として、民間バス路線や広陵元気号の利便性の向上及び利用の促進に  
取り組みます。

### 【目標3】次世代を担う子どもが輝けるまち

#### ＜子育て支援＞

多様化する子育て支援ニーズや母子保健ニーズに対応し、親たちが地域の中でより安心  
して出産や子育てに取り組むことができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のな  
い支援の充実を図ります。また、障がいをもつ子どもや虐待のおそれのある子ども、貧困  
の状況にある子どもなど、特別な配慮を必要とする子どもに対するきめ細かな支援に取り  
組みます。

#### ＜青少年育成＞

世帯の小規模化や地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く社会環境の変化に対  
応しながら、子どもが地域社会の中で心身ともに健やかな成長を遂げられるよう、地域全  
体で子どもの非行防止と健全育成を支える活動を推進します。

#### ＜学校教育＞

児童・生徒がこれから時代に求められる資質・能力を着実に身につけ、たくましく未  
来を切り拓けるよう、ハード・ソフトの両面から、確かな学力、豊かな人間性、たくましい  
心身からなる「生きる力」を育むための教育活動の充実を図ります。また、安全で快適な  
教育環境の維持・確保を図るため、各学校区における将来的な児童・生徒数の動向を適切  
に見極めながら、既存の学校施設の改修・修繕や設備機器の更新を推進します。

### 【目標4】誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち

#### ＜消防・防災＞

いつどこで起きたのか分からない災害時の被害を最小限に食い止められるよう、住民が  
地域の災害リスクを正しく理解し、事前の備えや発災時には隣近所で助け合うなど、「自助」  
「共助」に根ざした地域防災活動の充実を図るとともに、「公助」として迅速・的確な災害  
応急対策活動を実践するための体制の強化や、上・下水道の耐震化及び治水・排水体制の  
充実等による災害に強い都市基盤づくりを推進します。

## ＜防犯・消費者対策・交通安全＞

特殊詐欺<sup>22</sup>をはじめとする地域住民の身近な場で発生する犯罪を未然に防止するため、住民が常日頃から防犯意識を高めるとともに、防犯カメラの設置や巡回パトロールなどを通じ、地域ぐるみによる防犯体制を強化します。

消費者トラブルを未然に防止し、住民が自主的かつ合理的な消費行動をとることができるように、相談支援体制の充実を図ります。

子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた体系的な交通安全教育を推進するとともに、カーブミラーや道路標識等の交通安全施設の新設・補修など、ハード面の安全対策の充実を図ります。

## ＜保健・医療＞

「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、住民が常日頃から健康の大切さを認識し、自らの心と体の健康づくりに責任を持って取り組むことができるよう、住民の自主的・自発的な健康づくり活動を支援するとともに、疾病の予防・早期発見・早期治療につなげられるよう、各種健康診査や保健指導の充実を図ります。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を教訓に、関係機関との連携のもと、感染症の感染拡大を防止するための対策に取り組みます。

子どもから高齢者まで、住民が安心して必要な時に必要な医療を受けられるよう、良質かつ適切な医療を効率的に提供するための地域医療体制の充実を図ります。

## ＜高齢者支援＞

高齢者が住み慣れた地域の中で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援等に係る各種サービスを包括的に提供するための体制である「地域包括ケアシステム」の構築を推進するとともに、介護保険サービスの提供体制の充実を図ります。

## ＜障がい者支援＞

障がいのある方が地域社会の一員として、自立した生活を送り続けることができるよう、障がいの特性やライフステージに応じたきめ細かな福祉サービスの提供や社会参加の機会の拡大を図ります。また、乳幼児期から就学時まで、障がいをもつ子どもがその発達段階に応じた保育・教育を安定的かつ継続的に受けられる体制づくりを推進します。

## ＜地域福祉＞

ひきこもりの高齢化や孤立している人の増加など、今後さらに多様化・複雑化していくことが見込まれる地域の生活課題にきめ細かく対応できるよう、地域における支え合い(共助)の領域の拡大や取組みの強化を図ります。また、今後の高齢化の進展に対応し、住民の安全で快適な生活空間を確保できるよう、公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン<sup>23</sup>化を推進します。

<sup>22</sup> 面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまし、不正に入手した架空又は他人名義の預貯金口座への振り込みなどの方法により、被害者に現金等を送金させたりする詐欺のこと。

<sup>23</sup> 年齢や性別等に関わらず、全ての人が利用しやすい生活環境をデザインすることを意味するもので、障壁を除去するというバリアフリーを包含し発展させた考え方のこと。

## ＜社会保障＞

生活保護制度を適正に運用するとともに、生活保護の受給までには至っていないものの、経済的に困窮している方の個々の状況に応じた自立支援を推進します。

## 【目標5】地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち

### ＜生涯学習＞

これまで生涯学習活動への参加が少ない層を含め、住民がそのライフステージやライフスタイルに応じて主体的に学ぶことができるよう、多様な学習ニーズに応じた学びの機会及び情報の提供を推進します。また、住民が安全で快適な環境のもとで生涯学習に取り組めるよう、既存の学習施設の改修・修繕や設備機器の更新を計画的に推進します。

### ＜地域コミュニティ＞

より良い地域社会の実現に向け、一人でも多くの住民が主体的に地域の課題解決に取り組むことができるよう、区・自治会など地域で活動するコミュニティ団体に対する支援の充実や、既存のコミュニティ施設の機能の維持・向上を図ります。

### ＜スポーツ＞

住民の健康増進や健康寿命<sup>24</sup>の延伸にも結びつくよう、より多くの住民が健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、それぞれの目的やライフスタイルに合わせて気軽にスポーツを楽しめる環境づくりを推進するとともに、既存のスポーツ施設の計画的な改修・修繕や設備機器の更新、より効率的で効果的な維持管理・運営に取り組みます。

### ＜文化芸術・歴史＞

住民同士の連帯感を深め、地域コミュニティの活性化にも結びつくよう、地域住民が主体となった文化芸術活動の推進を担う文化芸術団体の育成や指導者の確保に取り組むとともに、世代を超えて誰もが気軽に文化芸術に触れ、楽しみ、発表できる機会の充実を図ります。

住民のまちに対する歴史や伝統文化への理解を深め、“ふるさと広陵”に対する強い誇りと愛着の醸成にも結びつくよう、先人たちから大切に受け継がれてきた有形無形の歴史的文化的遺産の保全・活用を推進します。

### ＜人権・非核平和・男女共同参画・多文化共生＞

住民一人ひとりがお互いの生き方を尊重し、誰もが誇りと安らかな心を持って暮らし続けることができるよう、様々な機会を活用しながら、住民の人権意識の高揚を図るための啓発活動を推進するとともに、様々な人権問題に関する相談支援体制の充実を図ります。

次世代を担う子どもが戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを学ぶことができる機会を提供します。

すべての人々が性別によらず、家庭や職場、地域社会等のあらゆる場面において、その個性と能力を発揮して活躍できる社会の実現に向け、固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及促進に取り組みます。

<sup>24</sup> 健康上のトラブルによって、日常生活が制限されずに暮らせる期間。

国籍や文化の違いを超え、住民同士がお互いの国の文化や習慣を理解し合えるよう、国際理解・交流に関する情報提供や住民相互の交流の機会を確保します。また、外国人住民への多言語による行政情報の提供や、生活上の問題等への相談に対応するための支援体制の整備に取り組みます。

## 【目標6】地域が活性化するまち

### ＜農業＞

食料その他の農産物の供給、住民が身近に自然とふれあえる機会の提供、ゆとりとうるおいのある緑地空間の創出など、農業・農地の有する多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、農業生産基盤の充実や意欲ある担い手の育成・確保、地場産農産物の生産及び消費の拡大など、足腰の強い産地づくりを推進します。

### ＜地域経済＞

既存の中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めながら、既存企業の技術の高度化や経営基盤の強化・安定化、地場産業の振興及び新たな産業の育成に向けた取組みに対する支援の充実を図ります。併せて、町外から本町に適した優良企業の誘致に取り組むとともに、町内で新たに起業・創業しやすい環境づくりを推進します。

### ＜観光・交流＞

本町ならではの優れた地域資源の発掘・活用による観光振興を推進するとともに、その魅力や特長を町内外に向けて効果的に情報発信します。また、町外の人たちとの交流を通じて、相互に地域の良さや魅力を理解し合うとともに、町外からより多くの人や消費を町内へと引き込み、地域経済の活性化に結びつけます。

## **4 自治体経営の基本方針**

限りある財源や人的資源の中で、基本構想の実現を支える将来にわたって持続可能な行財政運営を推進するための基本方針を以下のとおり定めます。

### **(1) 不断の行財政改革の推進**

町全体から見た費用対効果を十分に勘案しながら、財源・職員・施設等の限りある行政の経営資源のより一層効果的・効率的な活用を徹底するとともに、不断の取組みとして行財政改革を推進し、次世代に負担を先送りしない、より強靭な自治体経営基盤の確立を図ります。

### **(2) 質の高い行政サービスの効率的・効果的な提供**

社会経済環境の変化に的確に対応しながら、より質の高い行政サービスを安定的に供給するため、様々な行政分野において前例にとらわれることなく、最先端のICTを活用した行政手続きのデジタル化や他自治体・大学などまちづくりに関わる多様な主体との連携・協力に根ざした取組みを積極的に推進します。

### **(3) 健全な財政運営の推進**

将来にわたって健全な財政運営を推進するため、税収入等の安定確保に努めるとともに、行財政改革の取組みを毎年度の予算編成に反映させ、人件費や物件費など行政の内部管理的経費を中心とする経常的な経費を適切に抑制し、財政構造の弾力性を確保します。

### **(4) 時代の変化に即応した組織体制及び人材の確保**

今後ますます高度化し、増大が見込まれる行政需要に対し、的確に対応できるよう、適正な定員管理及び適材適所の人員配置を推進するとともに、各部署の業務量や業務内容を踏まえ、より効果的・効率的に事業を実施するための組織づくりを柔軟かつ継続的に推進します。

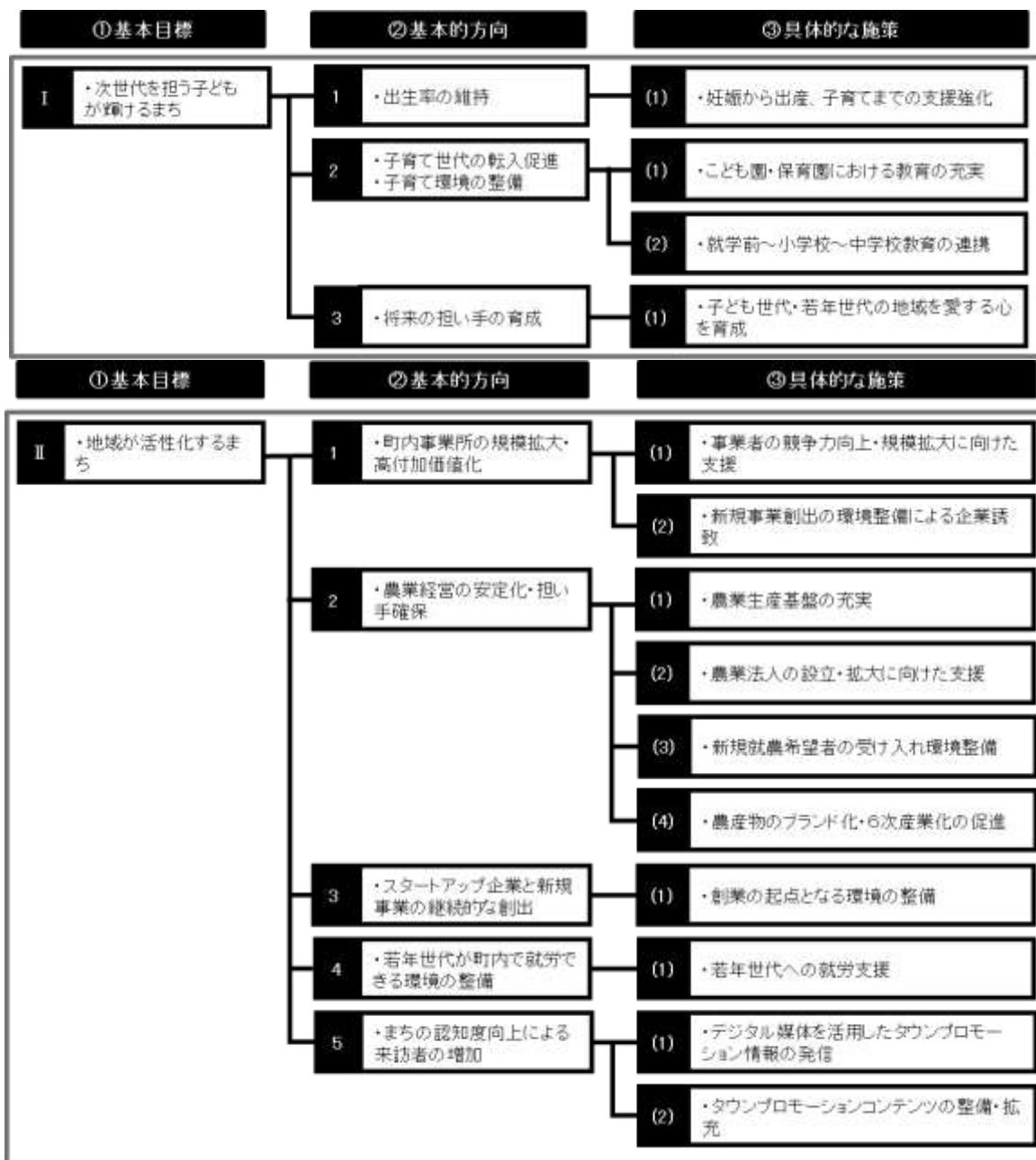
# <基本計画編>

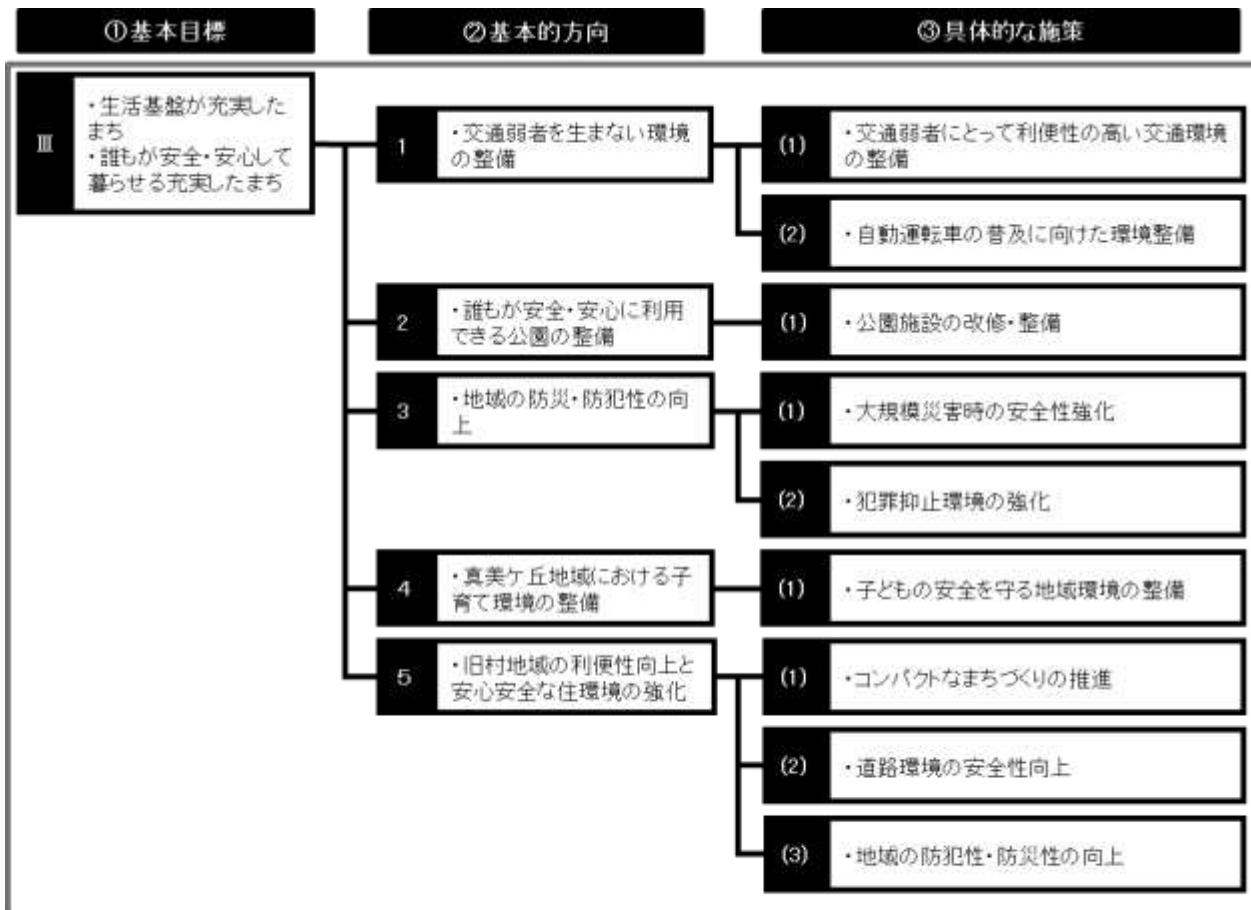
## 第4章 基本計画

### 1 重点プロジェクト(第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略)

#### (1) 重点プロジェクトの体系

「重点プロジェクト」とは、人口減少問題への対応や地域経済の活力の維持・増進など、本町が将来にわたって活力ある地域社会を形成するために、限りある行政の経営資源（財源、職員、施設等）をより無駄なく最適に活用しながら、分野横断的かつ重点的・優先的に推進していく施策群を示したものであり、「第2次広陵町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に該当します。重点プロジェクトの体系は以下のとおりです。





①基本目標:一定のまとまりの政策分野ごとに、達成を目指すまちづくりの目標

②基本的方向:基本目標の達成に向けて推進する政策

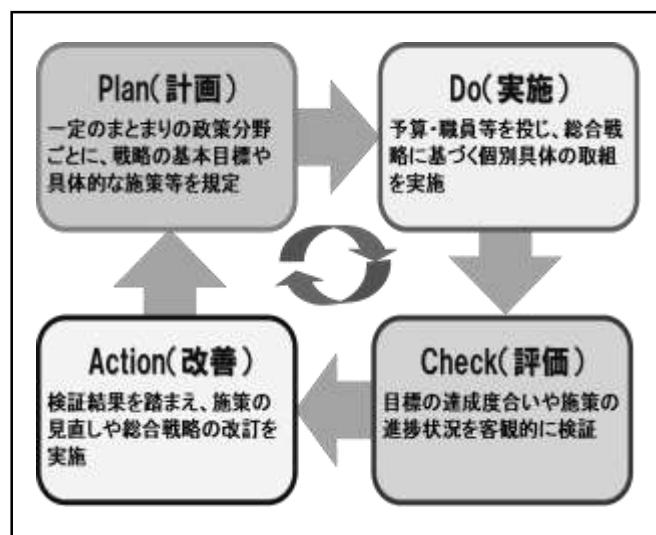
③具体的な施策:政策ごとに計画期間(4年間)のうちに実施する施策

## (2) 重点プロジェクトの進捗管理

国の「地方版総合戦略策定のための手引き（平成 27（2015）年 1月）」では、総合戦略の策定後、実施した施策・事業の効果を客観的に検証し、必要に応じて施策の見直しや総合戦略を改訂するため、「Plan（計画）⇒Do（実施）⇒Check（評価）⇒Action（改善）」の P D C A サイクルを回していくことが必要とされています。

### ＜総合戦略の進捗管理のイメージ＞

出典：内閣府地方創生推進室「地方版総合戦略策定のための手引き（平成 27（2015）年 1月）」に基づき作成



このため、「重点プロジェクト」においても、策定後も継続的かつ客観的に目標の達成度合いと施策の進捗状況を検証するため、次表に示すとおり、基本目標ごとに数値目標を、また、その配下に位置付けた具体的な施策ごとに重要業績評価指標（Key Performance Indicators）を設定し、必要に応じて施策の見直しや総合戦略の改訂に取り組むこととします。

### ＜数値目標・重要業績評価指標の定義と活用方法＞

| 名称            | 定義                         | 活用方法   |
|---------------|----------------------------|--|
| 数値目標          | 基本目標ごとに、その達成度合いを検証するために設定  | <ul style="list-style-type: none"><li>数値目標は、例えば「有効求人倍率」のように、国・都道府県・市区町村の施策・事業の成果が、総合的な結果として反映される場合があります。</li><li>この場合、数値目標の実績値を町単独の施策・事業で直接的にコントロールすることはできないため、目標値の達成が必ずしも前提とはなりません。</li><li>原則的に数値目標の実績値は、予算・職員等の限りある行政の経営資源のもと、基本目標の配下に位置付けた施策・事業の方向性（拡充・維持・縮減等）を見極めるための判断材料の一つとして活用します。</li></ul> |
| 重要業績評価指標（KPI） | 具体的な施策ごとに、その進捗状況を検証するために設定 | <ul style="list-style-type: none"><li>指標の実績値は、施策が当初の狙いどおりに成果を生み出し、目標の達成に寄与しているのかを検証するために活用します。</li><li>狙いどおりの成果を生み出していない場合や、目標の達成に対する寄与度が低い場合には、その要因を分析し、見直し方策を検討します。</li></ul>  |

### (3) 基本目標別の施策

#### 【基本目標Ⅰ】次世代を担う子どもが輝けるまち

##### 【I-1】数値目標

| 目標の名称   | 単位 | 指標の説明・出典元                      | 基準値<br>(対象年)               | 目標値<br>(目標年)    |
|---------|----|--------------------------------|----------------------------|-----------------|
| 合計特殊出生率 | -  | けんこう推進課資料<br>(過去5か年平均の合計特殊出生率) | 1.45<br>(平成25年から平成29年の平均値) | 1.59<br>(令和8年度) |

##### 【I-2】基本的方向及び具体的な施策

###### 基本的方向1 生育率の維持

###### <基本的方向>

若い世代の結婚や出産に対する希望をかなえ、より多くの方が地域の中で安心して子どもを産み、安心と喜びを実感しながら子育てに励むことができるよう、結婚や出産を希望する方への支援に積極的に取り組みます。

###### <具体的な施策>

###### (1) 妊娠から出産、子育てまでの支援強化

より多くの方が町内で安心して子どもを産むことができ、また、その子どもの健やかな成長が促進されるよう、妊娠から出産、子育てまでのサポート体制を充実させます。

###### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称  | 単位 | 指標の説明・出典元 | 基準値<br>(対象年)                              | 目標値<br>(対象年)                              |
|---|--|----|-----------|---|---|
| 1 | 4か月児健診の問診表で「産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けることができましたか」の項目で、「はい」と答えた人の割合 | %  | けんこう推進課資料 | 86.3<br>(令和2年度)                           | 90.0<br>(令和7年度)                           |
| 2 | 1歳6か月児・3歳6か月児健診の問診票で「この地域で、今後も子育てをしてきたいですか。」の項目で「そう思う」と答えた人の割合                 | %  | けんこう推進課資料 | 1歳6か月児健診:78.0<br>3歳6か月児健診:74.5<br>(令和2年度) | 1歳6か月児健診:85.0<br>3歳6か月児健診:80.0<br>(令和7年度) |
| 3 | 新生児訪問応答率   | %  | けんこう推進課資料 | 98.0<br>(令和2年度)                           | 100.0<br>(令和7年度)                          |
| 4 | 1歳6か月児健診受診率  | %  | けんこう推進課資料 | 98.0<br>(令和2年度)                           | 100.0<br>(令和7年度)                          |
| 5 | 3歳6か月児健診受診率  | %  | けんこう推進課資料 | 98.5<br>(令和2年度)                           | 100.0<br>(令和7年度)                          |

|   |  |    |           |                                   |                              |
|---|--|----|-----------|-----------------------------------|------------------------------|
| 6 | 不妊治療補助金の支給件数                                   | 件  | けんこう推進課資料 | 令和4年度<br>以降に設定<br>* 令和3年度<br>から実施 | 令和3年度の<br>実績により設定<br>(令和7年度) |
| 7 | 地域子育て支援拠点の箇所数                                  | 箇所 | こども課資料    | 3<br>(令和3年度)                      | 4<br>(令和7年度)                 |
| 8 | 「子育て支援の充実」に関して<br>「非常に満足・満足・やや満<br>足」と回答した人の割合 | %  | 住民アンケート調査 | 49.8<br>(令和2年度)                   | 55.0<br>(令和7年度)              |

### <具体的な取組>

| 対応指標        | 具体的な取組  |
|-------------|---|
| -           | ◆産婦人科や医療機関等との情報共有・連携強化による妊娠期から子育て期の切れ目ない支援の実施                 |
| -           | ◆妊婦が安心して出産を迎えるため、妊娠中から相談支援の充実                                 |
| -           | ◆子育て世代包括支援センターにおける情報発信  |
| -           | ◆町の妊娠・出産・子育て支援事業の情報発信   |
| 1、2、<br>4、5 | ◆乳幼児健診（4か月児健診、1歳6か月児健診、3歳6か月児健診）の継続                           |
| 3           | ◆出産後の母子が健康の保持・増進をはかり、保護者が子育て不安を解消できるよう、新生児訪問やその後のフォローライフ体制の充実 |
| -           | ◆10～11か月児相談の継続  |
| 6           | ◆不妊治療補助金の継続   |
| -           | ◆地域子育て支援拠点における相談事業の継続   |
| 7           | ◆子育て家庭の親子が気軽に集い・交流できる場の提供                                     |
| 7           | ◆子ども家庭総合支援拠点の設置   |
| -           | ◆福祉医療制度による子ども向け医療費助成の継続                                       |

**基本的方向2**

子育て世代の転入促進

子育て環境の整備

**<基本的方向>**

今後さらに増加する保育ニーズに対応するとともに、子育て世代の転入を促すためにハード・ソフトの両面から子どもの健やかな成長を支える環境の充実を図ります。

**<具体的な施策>****(1) こども園・保育園における教育の充実**

女性の社会進出と子どもの健やかな成長を支えるために、こども園の整備を進めると同時に、子どもの生きる力を育むための特色ある教育体制の充実を図ります。

**<重要業績評価指標>**

|   | 指標の名称                                       | 単位 | 指標の説明・出典元                               | 基準値<br>(対象年)     | 目標値<br>(対象年)     |
|---|---|----|---|------------------|------------------|
| 1 | 認可保育所の待機児童数                                 | 人  | こども課資料                                  | 0<br>(令和3年度)     | 0<br>(令和7年度)     |
| 2 | 認定こども園の整備箇所数                                | 箇所 | こども課資料                                  | 1<br>(令和3年度)     | 2<br>(令和7年度)     |
| 3 | 延長保育事業の実施箇所数                                | 箇所 | こども課資料                                  | 8<br>(令和3年度)     | 9<br>(令和7年度)     |
| 4 | 一時預かり保育事業の実施箇所数                             | 箇所 | こども課資料                                  | 11<br>(令和3年度)    | 12<br>(令和7年度)    |
| 5 | 病児・病後児保育事業の実施箇所数                            | 箇所 | こども課資料                                  | 3<br>(令和3年度)     | 4<br>(令和7年度)     |
| 6 | 放課後子ども育成教室 <sup>25</sup> の待機率               | %  | こども課資料                                  | 0<br>(令和3年度)     | 0<br>(令和7年度)     |
| 7 | 公立教育・保育施設において障がい等により支援を必要とする児童等に対する加配教諭の充足率 | %  | こども課資料                                  | 100.0<br>(令和3年度) | 100.0<br>(令和7年度) |
| 8 | 職務に関する満足度                                   | %  | 人事評価「自己申告書」「会計年度任用職員任用基準」<br>(こども園・保育園) | 令和4年度<br>以降に実施   | 70.0<br>(令和7年度)  |

**<具体的な取組>**

| 対応指標 | 具体的な取組                                   |
|------|--|
| —    | ◆民間施設を含む認定こども園、保育園及び幼稚園のカリキュラムの共有        |
| —    | ◆民間事業者との連携による、特色ある教育等の展開                 |
| 2    | ◆町立幼稚園・保育園の認定こども園 <sup>26</sup> 化の段階的な推進 |

<sup>25</sup> 昼間、保護者が労働等により、家庭にいるいないを問わず、町内小学校に在籍する1年生から6年生までの児童に対して安全・安心な活動拠点づくりと、学ぶ意欲がある児童に学習の機会を提供。

<sup>26</sup> 就学前の子どもをもつ保護者の就労の有無に関わらず、幼稚園と保育園の両方の機能と、地域における子育て支援事業を行う機能を備える施設。

|   |   |
|---|---|
| 3 | ◆町内のこども園、保育園の延長保育の充実                              |
| 4 | ◆町内のこども園、保育園及び幼稚園の一時預かり保育事業の充実                    |
| 5 | ◆病児・病後児保育の確保                                      |
| 6 | ◆放課後子ども育成教室の充実                                    |
| 7 | ◆障がい児対応職員の確保に努め、作業療法士等を各園に派遣し、指導助言や研修を実施し、職員の質を向上 |
| 8 | ◆各園の実状に即した人材配置の充実                                 |

## (2) 就学前～小学校～中学校教育の連携

本町でより子育てしやすい環境にするため、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校との連携を深め、社会教育・家庭教育を含む、特色ある教育を切れ目なく展開します。

### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称                                 | 単位 | 指標の説明・出典元  | 基準値<br>(対象年)    | 目標値<br>(対象年)    |
|---|---------------------------------------|----|------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 「学校教育の充実」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合 | %  | 住民アンケート調査  | 45.9<br>(令和2年度) | 50.0<br>(令和7年度) |
| 2 | プレ幼稚園と併せた小・中学校のオープンスクール開催校数           | 校  | 教育総務課資料    | 0<br>(令和2年度)    | 7<br>(令和7年度)    |
| 3 | 家庭教育学級(講座)への参加者数                      | 人  | 生涯学習文化財課資料 | 225<br>(令和元年度)  | 300<br>(令和7年度)  |
| 4 | 子育てに関する生涯学習の講座数                       | 件  | 生涯学習文化財課資料 | 0<br>(令和2年度)    | 5<br>(令和7年度)    |
| 5 | 学校及び地域コミュニティ間ににおける連携数                 | 件  | 生涯学習文化財課資料 | 6<br>(令和2年度)    | 10<br>(令和7年度)   |
| 6 | 幼保小中における文化芸術鑑賞及びそれらの体験型学習の主催事業数       | 件  | 生涯学習文化財課資料 | 0<br>(令和2年度)    | 5<br>(令和7年度)    |

### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組                                      |
|------|---|
| -    | ◆就学前教育から小学校教育への接続を円滑化                       |
| 2    | ◆プレ幼稚園と併せた小学校のオープンスクール開催による教育環境のPR          |
| -    | ◆真美ヶ丘地域における幼小中一貫連携体制モデル校の構築                 |
| -    | ◆ICT を活用した教育や外国語教育など、時代の変化や新たなニーズに対応した教育の推進 |

|   |   |
|---|---|
| 3 | ◆PTA 等の社会教育団体と連携を図り、家庭教育に関する保護者の学習機会や情報提供を充実化                               |
| 4 | ◆子育てに関する必要課題の解決やその解決力の向上を図るための生涯学習を推進                                       |
| 5 | ◆学校との連携を行い、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、次代を担う人づくりの一環として、子ども・若者が地域コミュニティに参画できる環境づくりを推進 |
| 6 | ◆幼保小中における文化芸術鑑賞及び体験型学習を推進   |

### 基本的方向 3 町の将来の担い手の育成

#### <基本的方向>

少子高齢化が進む中で町の将来を担う生産年齢人口を維持するために、町で育った若者に地域に住み続けてもらう・戻ってきてもらうための施策を展開します。

#### <具体的な施策>

##### (1) 子ども世代・若年世代の地域を愛する心を育成

本町の子どもや若者が、将来にわたって町に住み続けられる、または、一度離れても町に戻りたくなるよう、地域を愛する心を醸成する教育を進めます。

#### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称                                | 単位 | 指標の説明・出典元  | 基準値<br>(対象年)    | 目標値<br>(対象年)    |
|---|--------------------------------------|----|------------|-----------------|-----------------|
| 1 | 広陵町のことが好き・どちらかといえば好きと回答した小学生の割合      | %  | 教育総務課資料    | 72.2<br>(令和2年度) | 80.0<br>(令和7年度) |
| 2 | 広陵町のことが好き・どちらかといえば好きと回答した中学生の割合      | %  | 教育総務課資料    | 62.7<br>(令和2年度) | 75.0<br>(令和7年度) |
| 3 | 町のことを考える小・中学生及び高校生へのワークショップの実施回数(累計) | 回  | 企画政策課資料    | 0<br>(令和2年度)    | 7<br>(令和7年度)    |
| 4 | 世代間交流や異年齢児交流を行う主催事業数                 | 件  | 生涯学習文化財課資料 | 0<br>(令和2年度)    | 5<br>(令和7年度)    |

#### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組  |
|------|---|
| -    | ◆就学前教育における地域を愛する心を育む教育の実施                     |
| -    | ◆地域とのふれあいを通じて地域を愛する心を育むカリキュラムの実践              |
| 3    | ◆高校生までを対象とした地域を愛する心を育むワークショップの実施              |
| 4    | ◆子ども・若者が地域社会の中で様々な活動や世代間交流、異年齢児交流等を体験できる機会を創出 |

## 【基本目標Ⅱ】地域が活性化するまち

### 【Ⅱ－1】数値目標

| 目標の名称                | 単位  | 指標の説明・出典元            | 基準値<br>(対象年)             | 目標値<br>(目標年)       |
|----------------------|-----|----------------------|--------------------------|--------------------|
| 町内事業所従業者数            | 人   | 総務省「経済センサス-基礎調査」     | 2,330<br>(令和元年度)         | 2,400<br>(令和7年度)   |
| 製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所) | 百万円 | 奈良県「工業統計調査」          | 27,677<br>(令和2年度)        | 28,000<br>(令和7年度)  |
| 商品販売額(小売業)           | 百万円 | 総務省「経済センサス-活動調査」     | 25,478<br>(平成28年度)       | 26,000<br>(令和8年度)  |
| 農業産出額                | 百万円 | 農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」 | 640<br>(平成31年1月～令和2年12月) | 950<br>(令和7年度)     |
| 観光入り込み客数             | 人   | 地域振興課資料              | 7,946<br>(令和2年度)         | 180,000<br>(令和7年度) |

## 【Ⅱ－2】基本的方向及び具体的な施策

### 基本的方向 1 町内事業所の規模拡大・高付加価値化

#### <基本的方向>

雇用機会の拡大や活力を生み出す産業経済基盤の形成に向け、町内の既存産業の規模拡大・高付加価値化を進めるとともに町外事業者の誘致、新産業の創出に向けた支援体制を充実させます。

#### <具体的な施策>

##### (1) 事業者の競争力向上・規模拡大に向けた支援

町内事業所の競争力向上・規模拡大を図るため、事業者の設備投資・新規事業開発に向けた支援を行うとともに、地域物産の新たな販路拡大を支援するための取組みを推進します。

#### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称   | 単位  | 指標の説明・出典元 | 基準値<br>(対象年)  | 目標値<br>(対象年)  |
|---|---|-----|-----------|---------------|---------------|
| 1 | 町の支援を受け売上げが増加した事業所数                             | 事業所 | 地域振興課資料   | 0<br>(令和2年度)  | 50<br>(令和7年度) |
| 2 | 設備投資や新商品開発への資金支援をした事業所数                         | 事業所 | 地域振興課資料   | 7<br>(令和2年度)  | 10<br>(令和7年度) |
| 3 | 製品の高付加価値化、新規の販路開拓、情報発信に向けた伴走型支援を行った事業所数         | 事業所 | 地域振興課資料   | 55<br>(令和2年度) | 80<br>(令和7年度) |
| 4 | 地域ブランド商品の消費拡大に向けた既存企業の優れた製品・技術の町内外への積極的なPRの支援件数 | 件   | 地域振興課資料   | 0<br>(令和2年度)  | 50<br>(令和7年度) |
| 5 | 「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づくワークショップ等に参加する事業所数      | 事業所 | 地域振興課資料   | 18<br>(令和2年度) | 30<br>(令和7年度) |
| 6 | 既存企業のデジタル化を目的とした町の各種補助事業の利用件数(累計)               | 件   | 地域振興課資料   | 0<br>(令和2年度)  | 10<br>(令和7年度) |
| 7 | DX推進に係る地域内企業のマッチング支援件数(累計)                      | 件   | 地域振興課資料   | 0<br>(令和2年度)  | 10<br>(令和7年度) |

#### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組  |
|------|---|
| 2    | ◆設備投資や新商品開発への資金支援の実施  |
| 3    | ◆製品の高付加価値化、新規の販路開拓、情報発信に向けた伴走型支援の実施   |
| 4    | ◆地域ブランド商品の消費拡大に向けた既存企業の優れた製品・技術について町内外への積極的なPR支援の実施   |
| 5    | ◆新たな技術や商品の開発に向け、地域内の企業間連携だけではなく、産学官連携も視野に入れ、関係機関が横断的に連携するための体制づくりを「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づくワークショップ等で検討の上、推進 |

|     |   |
|-----|---|
| 6、7 | ◆ICT環境の整備などDX（デジタルトランスフォーメーション） <sup>27</sup> の推進に向けた既存企業の取組みを普及・拡大させるため、KoCo-Bizや商工会による伴走支援のほか、DXを推進する地域の企業間同士が情報共有等できる環境体制の構築 |
|-----|---|

## （2）新規事業創出の環境整備による企業誘致

町内の雇用創出・産業活性化に向けて町外に本社や拠点を置く事業所や工場を町内に誘致するため、新規事業が始めやすい環境を整備します。

### ＜重要業績評価指標＞

|   | 指標の名称                        | 単位 | 指標の説明・出典元          | 基準値<br>(対象年)  | 目標値<br>(対象年)  |
|---|------------------------------|----|--------------------|---------------|---------------|
| 1 | 町の優遇・支援を受けて立地した全企業数(累計)      | 社  | 企画政策課資料            | 8<br>(令和2年度)  | 20<br>(令和7年度) |
| 2 | 町の優遇・支援を受けて立地した商業施設数(累計)     | 件  | 企画政策課資料            | 1<br>(令和2年度)  | 2<br>(令和7年度)  |
| 3 | 町の優遇・支援を受けて新規事業を開始した企業数(累計)  | 社  | 地域振興課資料            | 2<br>(令和2年度)  | 10<br>(令和7年度) |
| 4 | 企業誘致に伴う減免措置した企業数(累計)         | 社  | 企画政策課資料            | 6<br>(令和2年度)  | 15<br>(令和7年度) |
| 5 | 箸尾準工業地域の新規企業の立地見込件数          | 件  | 企画政策課資料            | 10<br>(令和3年度) | 10<br>(令和7年度) |
| 6 | KoCo-Bizにおける新規事業開発に関する相談受付件数 | 件  | 広陵高田ビジネスサポートセンター資料 | 14<br>(令和2年度) | 20<br>(令和7年度) |

### ＜具体的な取組＞

| 対応指標  | 具体的な取組   |
|-------|--|
| 1、2、3 | ◆町外から町内へ進出した立地企業や町内既存企業の規模拡大を支援するための優遇制度の充実と活用の促進    |
| 1、2   | ◆企業立地奨励金による新規立地支援の実施                                 |
| 4     | ◆事業者に対する固定資産税の減免措置の実施                                |
| 5     | ◆広陵北小学校区地域の活性化及び町全体の発展に向けた箸尾準工業地域における工業用地造成事業の推進     |
| 6     | ◆KoCo-Bizとの連携による新規事業の開発支援の実施                         |
| －     | ◆民間の不動産事業者との連携・協働による、町内へ進出意向のある事業者のニーズに応じた用地紹介の体制づくり |

<sup>27</sup> 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データやデジタル技術を活用して、製品やサービス、ビジネスモデルを変革し、提供価値の方法を抜本的に変えること。

## 基本的方向 2 農業経営の安定化・担い手確保

### <基本的方向>

農業経営基盤の安定・強化を進めるとともに、町内で就農を希望する若手農家を受け入れる体制を整備し、将来の農業の担い手を確保します。

### <具体的な施策>

#### (1) 農業生産基盤の充実

将来にわたって農地がもつ多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、耕作放棄地の解消及び発生防止並びに農地の利活用を図ります。

#### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称                   | 単位      | 指標の説明・出典元 | 基準値<br>(対象年)           | 目標値<br>(対象年)           |
|---|-------------------------|---------|-----------|------------------------|------------------------|
| 1 | 農業の担い手へ集積・集約化した農地面積     | ha      | 地域振興課資料   | 0.7<br>(令和2年度)         | 3.0<br>(令和7年度)         |
| 2 | 耕作放棄地の解消面積              | ha      | 地域振興課資料   | 0.56<br>(令和2年度)        | 0.85<br>(令和7年度)        |
| 3 | 特定農業振興ゾーンの農地面積、農家戸数（累計） | ha<br>戸 | 地域振興課資料   | 25.2<br>118<br>(令和2年度) | 28.5<br>130<br>(令和7年度) |
| 4 | 特定農業振興ゾーン設定地区数（累計）      | 地区      | 地域振興課資料   | 2<br>(令和2年度)           | 3<br>(令和7年度)           |
| 5 | スマート農業を導入した農家数（累計）      | 戸       | 地域振興課資料   | 2<br>(令和2年度)           | 10<br>(令和7年度)          |
| 6 | ドローン等の機械貸出支援件数（累計）      | 件       | 地域振興課資料   | 0<br>(令和2年度)           | 10<br>(令和7年度)          |
| 7 | 農業とふれあう事業への参加者数         | 人       | 地域振興課資料   | 138<br>(令和2年度)         | 250<br>(令和7年度)         |

#### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組   |
|------|--|
| 1    | ◆地域ぐるみの人・農地プラン策定 <sup>28</sup> による意欲ある担い手への農地の段階的な集積・集約化の促進                              |
| 1, 2 | ◆農業者の高齢化や担い手の不足など、個々の事情によって農業生産活動が困難となる場合に備え、地域ぐるみで人・農地プランを策定し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を段階的に推進 |
| 3, 4 | ◆高収益作物への転換や農業振興に係るその他施策の集中的・優先的な推進に向けた特定農業振興ゾーン <sup>29</sup> に関する協定締結の促進                |

<sup>28</sup> 農業者が話し合いに基づき、地域農業における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（中心経営体）や、地域における農業の将来のあり方などを明確化し、市町村により公表するもの。

<sup>29</sup> 県内の農地を有効に活用し、農業の生産性の向上を図るために知事がエリアを設定するもの、奈良県独自の取組み。

|   |  |
|---|--|
| 5 | ◆最先端の技術を活用し、超省力・高品質生産を可能にするスマート農業の実装に向けた取組みを支援 |
| 6 | ◆人手不足対策や生産効率向上に向けたドローン等の機械貸出支援を実施              |
| 7 | ◆若年世代を対象とした農業とふれあう機会の創出                        |
| 一 | ◆農業用排水路や農道等の適切な維持管理など、既存の農業生産基盤の機能の維持・向上       |

## (2) 農業法人<sup>30</sup>の設立・拡大に向けた支援

農業生産量の減少を食い止めるため集落における農業法人の設立を促進し、農業経営の安定化・農業生産の効率化を支援します。

### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称                      | 単位 | 指標の説明・出典元 | 基準値<br>(対象年) | 目標値<br>(対象年)  |
|---|----------------------------|----|-----------|--------------|---------------|
| 1 | 町の支援を受けて設立した農業法人数(累計)      | 法人 | 地域振興課資料   | 1<br>(令和2年度) | 4<br>(令和7年度)  |
| 2 | 町の支援を受けて事業規模を拡大した農業法人数(累計) | 法人 | 地域振興課資料   | 0<br>(令和2年度) | 1<br>(令和7年度)  |
| 3 | 法人化に向けた資金支援件数              | 件  | 地域振興課資料   | 0<br>(令和2年度) | 3<br>(令和7年度)  |
| 4 | 農業規模拡大に向けた農地斡旋数(累計)        | 件  | 地域振興課資料   | 2<br>(令和2年度) | 20<br>(令和7年度) |
| 5 | 農業経営体に対する経理処理支援に係る拠点数      | 箇所 | 地域振興課資料   | 0<br>(令和2年度) | 1<br>(令和7年度)  |
| 6 | スマート農業を導入した法人数(累計)         | 法人 | 地域振興課資料   | 0<br>(令和2年度) | 4<br>(令和7年度)  |
| 7 | ドローン等の機械貸出支援件数(法人)(累計)     | 件  | 地域振興課資料   | 0<br>(令和2年度) | 5<br>(令和7年度)  |

### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組   |
|------|--|
| 3    | ◆法人化に向けた資金支援の実施                                |
| 4    | ◆農業規模の拡大に向けた農地斡旋の実施                            |
| 5    | ◆農業経営体に対する経理処理支援の実施                            |
| 6    | ◆最先端の技術を活用し、超省力・高品質生産を可能にするスマート農業の実装に向けた取組みを支援 |
| 7    | ◆人手不足対策や生産効率向上に向けたドローン等の機械貸出支援を実施              |

<sup>30</sup> 「農業法人」とは、稲作のような土地利用型農業をはじめ、施設園芸、畜産など、農業を営む法人の総称。農業経営を法人化することによって、人材確保がしやすくなったり、融資を受けやすくなるなど、様々なメリットがある。

### (3) 新規就農希望者の受け入れ環境整備

就農者数の減少を食い止め、将来的な農業の担い手を確保するために、町内で就農を希望する若年世代を受け入れる環境を整備します。

#### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称                                | 単位 | 指標の説明・出典元 | 基準値<br>(対象年)        | 目標値<br>(対象年)  |
|---|--------------------------------------|----|-----------|---------------------|---------------|
| 1 | 町の支援を受けて町内で新規就農した人数                  | 人  | 地域振興課資料   | 5<br>(令和2年度)        | 7<br>(令和7年度)  |
| 2 | 認定農業者数(累計)                           | 人  | 地域振興課資料   | 32<br>(令和3年8月23日現在) | 40<br>(令和7年度) |
| 3 | 集落営農組合数(累計)                          | 組合 | 地域振興課資料   | 4<br>(令和2年度)        | 7<br>(令和7年度)  |
| 4 | 農業塾の卒業生のうち、町内で新規就農した人数(累計)           | 人  | 地域振興課資料   | 6<br>(令和2年度)        | 12<br>(令和7年度) |
| 5 | 援農ボランティアの育成・確保及び援農ボランティアの受け入れ農家数(累計) | 戸  | 地域振興課資料   | 0<br>(令和2年度)        | 3<br>(令和7年度)  |
| 6 | 新規就農者に対する農地斡旋数(累計)                   | 件  | 地域振興課資料   | 1<br>(令和2年度)        | 5<br>(令和7年度)  |
| 7 | 営農計画の策定支援件数(累計)                      | 件  | 地域振興課資料   | 7<br>(令和2年度)        | 60<br>(令和7年度) |
| 8 | 県普及指導員と連携した不作リスクの低減に向けた指導件数(累計)      | 件  | 地域振興課資料   | 5<br>(令和2年度)        | 10<br>(令和7年度) |
| 9 | ローン等の機械貸出支援件数(新規就農者)(累計)             | 件  | 地域振興課資料   | 0<br>(令和2年度)        | 5<br>(令和7年度)  |

#### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組  |
|------|---|
| 2、3  | ◆地域農業の中核的な担い手確保に向けた認定農業者制度 <sup>3.1</sup> や集落営農組合 <sup>3.2</sup> の普及拡大の推進 |
| 1、4  | ◆広陵町農業塾における農業者の育成   |
| 5    | ◆多様な担い手確保に向けた援農ボランティアの育成・確保及び援農ボランティアの受け入れ農家の確保                           |
| 6    | ◆新規就農者に対する農地の斡旋   |
| 7    | ◆県普及指導員と連携した営農計画策定の支援   |
| 8    | ◆県普及指導員と連携した不作リスクの低減に向けた指導を実施   |

<sup>3.1</sup> 農業にやる気と意欲があり、職業として農業に取り組んでいる農業者や農業法人、あるいはこれから農業経営を営もうとする者を市町村が認定し、関係機関・団体が重点的に支援措置を講じようという制度。

<sup>3.2</sup> 集落を単位として、農業生産過程の全部又は一部について共同で取り組む組織。

|   |                                  |
|---|----------------------------------|
| 9 | ◆人手不足対策や生産効率向上に向けたローン等の機械貸出支援の実施 |
| - | ◆農業版コワーキングと農業大学校との連携の強化          |

#### (4) 農産物のブランド化・6次産業化の促進

より高い産地間競争力を伴った産地づくりに結びつくよう、関係機関との連携・協力のもと、地場産農産物のブランド化や6次産業化による付加価値の向上に取り組みます。

##### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称                                     | 単位 | 指標の説明・出典元           | 基準値<br>(対象年)       | 目標値<br>(対象年)         |
|---|---|----|---------------------|--------------------|----------------------|
| 1 | 地場産農産物の活用促進に向けた啓発活動回数(累計)                 | 回  | 地域振興課資料             | 1<br>(令和2年度)       | 10<br>(令和7年度)        |
| 2 | 6次産業化に取り組んでいる農家数(累計)                      | 戸  | 地域振興課資料             | 2<br>(令和2年度)       | 10<br>(令和7年度)        |
| 3 | ふるさと納税の返礼品として出品された地場産農産物の数(累計)            | 点  | 地域振興課資料             | 256<br>(令和2年度)     | 350<br>(令和7年度)       |
| 4 | 一般社団法人広陵町産業総合振興機構(なりわい)のサイト上における地場産農産物販売額 | 円  | 一般社団法人広陵町産業総合振興機構資料 | 297,948<br>(令和2年度) | 3,000,000<br>(令和7年度) |

##### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組   |
|------|--|
| 1    | ◆町内の飲食店や直売所等における地場産農産物の活用促進                          |
| 2    | ◆生産・加工・販売の一体化等の多様化・高度化に向けた「6次産業化」の支援                 |
| 3、4  | ◆ふるさと納税やECサイト(電子商取引)等を活用した地場産農産物のブランド力及び販売プロモーションの強化 |

### 基本的方向 3 スタートアップ企業と新規事業の継続的な創出

#### ＜基本的方向＞

町内の既存の産業に加えて、将来的な町の強みとなるビジネスを生み出すために、新産業を創出する基盤整備を行います。

#### ＜具体的な施策＞

##### (1) 創業の起点となる環境の整備

小規模ながらも町内発の特色あるスタートアップ企業・新規事業を創出するため、広陵町商工会や KoCo-Biz との連携による販路開拓、商品開発、情報発信に関する支援を伴走型で実施することにより、創業環境を整備します。

#### ＜重要業績評価指標＞

|   | 指標の名称                                    | 単位 | 指標の説明・出典元          | 基準値<br>(対象年) | 目標値<br>(対象年)  |
|---|--|----|--------------------|--------------|---------------|
| 1 | 町の支援を受けて創業したスタートアップ企業数(累計)               | 社  | 地域振興課資料            | 4<br>(令和2年度) | 20<br>(令和7年度) |
| 2 | 創業・起業を目的とした町の各種補助制度の利用件数(累計)             | 件  | 地域振興課資料            | 0<br>(令和2年度) | 5<br>(令和7年度)  |
| 3 | KoCo-Biz での創業希望者への販路開拓、商品開発、情報発信支援件数(累計) | 件  | 広陵高田ビジネスサポートセンター資料 | 4<br>(令和2年度) | 20<br>(令和7年度) |
| 4 | KoCo-Biz における創業・起業に関する相談受付件数(累計)         | 件  | 広陵高田ビジネスサポートセンター資料 | 4<br>(令和2年度) | 20<br>(令和7年度) |

#### ＜具体的な取組＞

| 対応指標 | 具体的な取組   |
|------|--|
| 2    | ◆創業・起業に向けた各種補助制度の充実と活用の促進                      |
| 3    | ◆KoCo-Biz での創業希望者への販路開拓、商品開発、情報発信支援            |
| 4    | ◆広陵町商工会や KoCo-Biz との連携による創業・起業希望者に対する相談支援体制の充実 |

## 基本的方向 4 若年世代が町内で就労できる環境の整備

### <基本的方向>

若年世代が町内で働きやすい環境を整えるため、就労希望者への支援やマッチングを通じて就労環境の整備を進めていきます。

### <具体的な施策>

#### (1) 若年世代への就労支援

若年世代が町内で働きやすい環境の整備を進めます。

#### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称                                  | 単位  | 指標の説明・出典元          | 基準値<br>(対象年) | 目標値<br>(対象年)  |
|---|--|-----|--------------------|--------------|---------------|
| 1 | 求人情報提供プラットフォームにおける求人情報登録企業数            | 社   | 地域振興課資料            | 0<br>(令和3年度) | 50<br>(令和7年度) |
| 2 | KoCo-Biz の支援により売上げが向上し、雇用が増加した事業所数(累計) | 事業所 | 広陵高田ビジネスサポートセンター資料 | 2<br>(令和3年度) | 20<br>(令和7年度) |

#### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組  |
|------|---|
| 1    | ◆求人情報提供の機能を備えたプラットフォームの設立   |
| 2    | ◆KoCo-Biz 事業の対外的なPR強化により、新規相談者数の増加を図り、売上げ向上に繋げるとともに、事業規模拡大により、従業員数の増加を図る。 |
| -    | ◆KoCo-Biz 事業等との連携や企業誘致により、若年世代が町内で働きたいくなる環境を整備                            |

## 基本的方向 5 まちの認知度向上による来訪者の増加

### <基本的方向>

町外からオンライン・オフラインでの来訪者を呼び込むため、メディアやデジタル媒体を活用した広報の展開、観光資源情報の整理により、まちの魅力発信に向けた取組みを実施します。

### <具体的な施策>

#### (1) デジタル媒体を活用したタウンプロモーション情報の発信

より多くの来訪者を呼び込み、町内消費の拡大にも結びつくよう、デジタル技術を活用した効果的なタウンプロモーション情報の発信等を推進します。

### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称                                      | 単位 | 指標の説明・出典元 | 基準値<br>(対象年)                   | 目標値<br>(対象年)         |
|---|--|----|-----------|--------------------------------|----------------------|
| 1 | 検索キーワード「広陵町」で主要な検索エンジンにインデックスされた WEB ページ件数 | 件  | 秘書人事課資料   | 3,860,000<br>(令和3年9月<br>30日現在) | 6,000,000<br>(令和7年度) |
| 2 | 町 HP 上での地域資源に関する情報発信・提供に対するアクセス数           | 回  | 秘書人事課資料   | 350,639<br>(令和2年度)             | 1,800,000<br>(令和7年度) |
| 3 | 町 HP 上での地域資源の発信に関する情報提供ページ件数(累計)           | 件  | 地域振興課資料   | 237<br>(令和3年度)                 | 1,000<br>(令和7年度)     |
| 4 | 広陵町内でのデジタル情報発信に関する勉強会・ワークショップ・セミナー等の開催数    | 回  | 地域振興課資料   | 2<br>(令和3年度)                   | 48<br>(令和7年度)        |

### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組   |
|------|--|
| 1    | ◆コンテンツマーケティング視点に則った町 HP のコンテンツ集積                 |
| 1、2  | ◆デジタル媒体に特化したタウンプロモーション情報の集積と発信                   |
| 3    | ◆メディア及びインフルエンサーが広陵町を取り上げ易くなる宣伝用素材等の情報環境整備        |
| 4    | ◆町職員及び町内事業者対象の情報発信に関するデジタル活用勉強会の実施               |
| -    | 来訪者による SNS 発信や住民及び役場職員の自発的な情報発信を促すインナープロモーションの強化 |

## (2) タウンプロモーションコンテンツの整備・拡充

より多くの来訪者を呼び込むため、広陵町ならではの魅力向上を図り、観光交流基盤の整備を推進します。

### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称                                 | 単位  | 指標の説明・出典元        | 基準値<br>(対象年)   | 目標値<br>(対象年)       |
|---|---------------------------------------|-----|------------------|----------------|--------------------|
| 1 | 集客イベント及び観光拠点における消費額                   | 千円  | 地域振興課資料          | 令和4年度<br>以降に把握 | 225,000<br>(令和7年度) |
| 2 | 竹取公園地区における集客事業の実施件数                   | 件   | 地域振興課資料          | 2<br>(令和3年度)   | 24<br>(令和7年度)      |
| 3 | 町 HP・パンフレット等で紹介している観光ルート数             | ルート | 地域振興課・生涯学習文化財課資料 | 5<br>(令和2年度)   | 30<br>(令和7年度)      |
| 4 | 工場(オープンファクトリー)における観光見学・体験プログラム開催数(累計) | 回   | 地域振興課資料          | 0<br>(令和2年度)   | 5<br>(令和7年度)       |
| 5 | 広陵かぐや姫まつりの動員数                         | 人   | 地域振興課資料          | 0<br>(令和2年度)   | 30,000<br>(令和7年度)  |
| 6 | 集客事業実施を希望する個人及び団体への拠点提供回数             | 回   | 地域振興課資料          | 2<br>(令和2年度)   | 36<br>(令和7年度)      |
| 7 | 広陵くつした博物館での靴下販売点数                     | 点   | 地域振興課資料          | 833<br>(令和2年度) | 5,000<br>(令和7年度)   |

### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組   |
|------|--|
| 2    | ◆行楽シーズンにおける観光コンテンツの充実化                                   |
| 2    | ◆竹取公園の定期開催行事の継続及び拡充                                      |
| 2,5  | ◆集客のさらなる拡大に向けた既存大型イベントの内容の充実化                            |
| 3    | ◆竹取公園、馬見丘陵公園、観光農園及び観光工場を繋ぐ観光ルートの整備並びにPR強化                |
| 4    | ◆工場(オープンファクトリー)における観光見学・体験プログラムの拡充                       |
| 6    | ◆集客イベントの開催を希望する個人や団体の増加に向けた提供可能な拠点の情報提供及び拠点提供等の支援の実施     |
| 7    | ◆広陵くつした博物館の機能拡充  |
| 一    | ◆奈良県とのまちづくり連携協定に基づく竹取公園地区の民間活力を活用したにぎわい創出や公園を核とした魅力向上の推進 |

## 【基本目標Ⅲ】生活基盤が充実したまち・誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち

### 【Ⅲ－1】数値目標

| 目標の名称                                    | 単位 | 指標の説明・出典元 | 基準値<br>(対象年)    | 目標値<br>(目標年)      |
|--|----|-----------|-----------------|-------------------|
| これからも広陵町に「住みたい」、「どちらかといえば住みたい」と思う住民の割合   | %  | 住民アンケート調査 | 72.9<br>(令和2年度) | 80.0<br>(令和7年度)   |
| 社会増減数                                    | 人  | 住民課資料     | 65<br>(令和2年度)   | 65<br>(令和7年度)     |
| 「道路・交通網の充実」に関して「やや不満・不満・非常に不満」と回答した人の割合  | %  | 住民アンケート調査 | 35.4<br>(令和2年度) | 30.0<br>(令和7年度)   |
| 日常的に公園を利用する人                             | 人  | 住民アンケート調査 | 令和4年度<br>以降に把握  | 現状値+5%<br>(令和7年度) |
| 「防犯・交通安全の充実」に関して「やや不満・不満・非常に不満」と回答した人の割合 | %  | 住民アンケート調査 | 20.9<br>(令和2年度) | 15.0<br>(令和7年度)   |
| 「消防・防災の充実」に関して「やや不満・不満・非常に不満」と回答した人の割合   | %  | 住民アンケート調査 | 14.5<br>(令和2年度) | 10.0<br>(令和7年度)   |

## 【Ⅲ－2】基本的方向及び具体的な施策

### 基本的方向 1 交通弱者を生まない環境の整備

#### <基本的方向>

地域に暮らす誰もが交通弱者にならず不便なく生活できるよう、あらゆる世代にとって利便性の高いコンパクトなまちづくりを進めつつ、道路環境の整備等を通じて安全安心な住環境を整備します。

#### <具体的な施策>

##### (1) 交通弱者にとって利便性の高い交通環境の整備

年少者や高齢者などの移動制約がある住民や、本町のベッドタウン機能の維持を図るために通勤者などの移動制約の少ない住民に対して、不便を感じることなく移動できるよう、輸送資源を総動員させ、より利便の良い公共交通体系を整え、移動しやすい環境を整えます。

#### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称                                       | 単位  | 指標の説明・出典元 | 基準値<br>(対象年)     | 目標値<br>(対象年)     |
|---|---|-----|-----------|------------------|------------------|
| 1 | 「道路・交通網の充実」に関して「やや不満・不満・非常に不満」と回答した人の割合(再掲) | %   | 住民アンケート調査 | 35.4<br>(令和2年度)  | 30.0<br>(令和7年度)  |
| 2 | コミュニティバス及び路線バスの大和高田駅接続便数                    | 便   | 企画政策課資料   | 41<br>(令和2年度)    | 41<br>(令和7年度)    |
| 3 | 広陵元気号の1日平均利用者数                              | 人/日 | 企画政策課資料   | 84<br>(令和2年度)    | 150<br>(令和7年度)   |
| 4 | 民間バス路線の1日平均利用者数(真美ヶ丘線)                      | 人/日 | 企画政策課資料   | 3,445<br>(令和2年度) | 3,500<br>(令和7年度) |
| 5 | 民間バス路線の1日平均利用者数(竹取公園東系統)                    | 人/日 | 企画政策課資料   | 492<br>(令和2年度)   | 500<br>(令和7年度)   |
| 6 | バス利用促進に向けた民間事業者との連携数(累計)                    | 件   | 企画政策課資料   | 4<br>(令和3年度)     | 6<br>(令和7年度)     |
| 7 | 町独自で実施する公共交通に関する普及啓発活動(モビリティ・マネジメント)回数      | 回   | 企画政策課資料   | 6<br>(令和3年度)     | 8<br>(令和7年度)     |
| 8 | 交通事業者との連携・協働による公共交通の活用に向けた啓発活動回数            | 回   | 企画政策課資料   | 5<br>(令和3年度)     | 8<br>(令和7年度)     |
| 9 | 高齢者運転免許自主返納者支援事業申請者数(累計)                    | 人   | 安全安心課資料   | 157<br>(令和2年度)   | 500<br>(令和7年度)   |

#### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組                           |
|------|----------------------------------|
| －    | ◆地域の輸送資源を総動員した公共交通体系の構築          |
| －    | ◆公共交通相互の連携とサービスの向上による住民の移動利便性の増進 |

|     |  |
|-----|--|
| 2   | ◆主要駅へ接続する公共交通ネットワークの維持・充実                                    |
| 3   | ◆広陵元気号のルート・ダイヤの定期的な見直し                                       |
| 4、5 | ◆真美ヶ丘及び在来地域を運行する民間バス路線の運行維持                                  |
| 6   | ◆バス利用促進に向けた民間事業者との連携拡充                                       |
| 7   | ◆地域公共交通周知のための普及啓発活動（モビリティ・マネジメント）の実施                         |
| 8   | ◆交通事業者との連携・協働による住民の公共交通の活用に向けた啓発活動の実施                        |
| 9   | ◆高齢者が加害者となる交通事故の未然防止に向けた、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりの推進 |

## (2) 自動運転車両の普及を見据えた環境整備及び道路環境の安全性向上

町における将来的な自動運転車両の普及を見据え、都市計画道路や狭い道路が多い在来地域の道路環境整備に取り組み、子どもから高齢者まで幅広い世代が事故に巻き込まれない安全な通行環境の整備を進めます。

### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称                            | 単位 | 指標の説明・出典元   | 基準値<br>(対象年)                   | 目標値<br>(対象年)                  |
|---|----------------------------------|----|---|--------------------------------|-------------------------------|
| 1 | 在来地域における町が管理する道路施設に起因する事故件数      | 件  | 道路管理の瑕疵による損害賠償の件数   | 0<br>(令和2年度)                   | 0<br>(令和7年度)                  |
| 2 | 都市計画道路の整備率                       | %  | 都市整備課資料   | 61.6<br>(令和3年度)                | 65.0<br>(令和7年度)               |
| 3 | 町道のうち幅員 4.5m未満の道路割合              | %  | 都市整備課資料   | 42.2<br>(令和3年度)                | 40.0<br>(令和7年度)               |
| 4 | 歩道の改良率                           | %  | 規格改良済み(バリアフリー化)の歩道延長 ÷ 歩道総延長 × 100  | 7.0<br>(令和3年度)                 | 10.0<br>(令和7年度)               |
| 5 | 既存橋梁のうち、Ⅲ(早期措置段階)・Ⅳ(緊急措置段階)判定施設数 | 橋  | Ⅲ判定施設:構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態<br>Ⅳ判定施設:構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 | Ⅲ判定施設:11<br>Ⅳ判定施設:0<br>(令和2年度) | Ⅲ判定施設:0<br>Ⅳ判定施設:0<br>(令和7年度) |
| 6 | 自転車ネットワーク計画で定めた自転車専用通行帯の整備延長     | km | 都市整備課資料   | 1.7<br>(令和2年度)                 | 5.0<br>(令和7年度)                |

### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組  |
|------|---|
| 2    | ◆住民生活及び機能的な都市活動を支える重要な基盤施設の一つとして、今後も引き続き、都市計画道路の整備を推進 |
| 3    | ◆狭い道路の拡幅による通行環境の整備                                    |
| 4    | ◆バリアフリー化の推進等による高齢者や障がいのある方を含めた誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保   |
| 5    | ◆老朽化した道路や橋梁に対して優先順位づけを行い、計画的で効率的な点検・補修等を推進            |
| 6    | ◆自転車専用通行帯の整備  |
| -    | ◆学校、保護者、地域住民、道路管理者及び警察等との連携・協働による通学路の交通安全の確保          |

### (3) コンパクトなまちづくりの推進

自動車等の移動手段が限られる高齢者等にとっても利便性の高い地域をめざし、公共施設の機能を集約化し最小限の移動で生活が完結するコンパクトなまちづくりを推進します。

#### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称                         | 単位                                   | 指標の説明・出典元                    | 基準値<br>(対象年)              | 目標値<br>(対象年)             |
|---|-------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|---------------------------|--------------------------|
| 1 | 市街化区域内の低未利用地の面積               | ha                                   | 用途に供されていない空地、空き家・空き店舗の存する土地等 | 7.3<br>(令和2年度)            | 6.3<br>(令和7年度)           |
| 2 | DID地区 <sup>33</sup> の面積及び人口密度 | km <sup>2</sup><br>人／km <sup>2</sup> | 国勢調査                         | 3.40<br>6,221<br>(平成27年度) | 3.40<br>6,221<br>(令和7年度) |
| 3 | 空き家コンシェルジュの利用者数               | 人                                    | 環境対策課資料                      | 34<br>(令和2年度)             | 40<br>(令和7年度)            |

#### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組   |
|------|--|
| 1、2  | ◆市街化区域内の低未利用地の抑制に向けて、都市計画マスタープラン <sup>34</sup> の改訂や立地適正化計画 <sup>35</sup> の策定 |
| －    | ◆市街化調整区域における乱開発を適切に抑制するため、都市計画法第34条第11号 <sup>36</sup> に基づく規定の見直しを検討          |
| －    | ◆各地区の特性や実情に応じた土地利用の誘導を図り、良好な居住環境の維持・向上に向け、良好な景観の保全・形成を推進                     |
| －    | ◆公共施設の機能集約に向けた施設機能のあり方を検討  |
| －    | ◆各公共施設の機能や利用状況を十分に考慮し、類似あるいは重複する機能の統廃合及び複合化を検討                               |
| －    | ◆行政の管理・監督責任を適切に果たしながら、公共施設の維持管理及び運営に民間事業者等のノウハウを積極的に活用し、より効果的・効率的な行政サービスを提供  |
| 3    | ◆空き家コンシェルジュの活用に向けた情報発信   |

<sup>33</sup> 原則として人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接し、それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する地域のこと。

<sup>34</sup> 都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、用途地域や地区計画、都市計画施設等の都市計画に定める事項は、本プランに基づき定めることとされている。

<sup>35</sup> 居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして都市計画マスタープランの高度化版と位置づけられている計画。

<sup>36</sup> 市街化調整区域の中でも一定の集落を形成しており、主要な道路や排水施設が概ね整備された区域を指定することにより、住宅や小規模店舗等が立地可能となる区域。

## 基本的方向 2 誰もが安全・安心に利用できる公園の整備

### <基本的方向>

子どもから高齢者まで誰もが安全・安心に集える公園を整備し、公園エリアのにぎわいの創出に向けた環境整備を進めます。

### <具体的な施策>

#### (1) 公園施設の改修・整備

幅広い世代が安心して過ごせる公園エリアを整備するため、老朽化した公園施設の改修を進めつつ、交流やイベント開催のプラットフォームとなる環境を整備します。

### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称                     | 単位 | 指標の説明・出典元   | 基準値<br>(対象年)                      | 目標値<br>(対象年)                      |
|---|---------------------------|----|---|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 1 | 日常的に公園を利用する人<br>(再掲)      | 人  | 住民アンケート調査   | 令和4年度<br>以降に把握                    | 現状値+5%<br>(令和7年度)                 |
| 2 | 竹取公園の利用者数                 | 人  | 都市整備課資料   | 令和3年度<br>に調査予定<br>(令和3年度)         | 現状値<br>+10%<br>(令和7年度)            |
| 3 | 既存公園のうち、ランク C・D<br>判定の施設数 | 施設 | 公園長寿命化修繕計画<br>ランク C:全体的に劣化<br>が進行している施設<br>ランク D:全体的に劣化<br>が顕著な施設 | ランク C:130<br>ランク D:32<br>(平成28年度) | ランク C:113<br>ランク D: 21<br>(令和7年度) |
| 4 | 地域住民が公園を維持管理<br>する件数      | 件  | 都市整備課資料   | 0<br>(令和3年度)                      | 2<br>(令和7年度)                      |

### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組   |
|------|--|
| 2    | ◆広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画に基づいたハード・ソフト事業の展開   |
| 3    | ◆老朽化した公園施設の改修  |
| 4    | ◆既存の公園や緑地及びその周辺について、それぞれの特性に応じた効率的・効果的な維持管理が行えるよう、地域住民が主体となって除草や清掃等の美化活動に取り組める体制づくりを推進 |

### 基本的方向3 地域の防災・防犯性の向上

#### ＜基本的方向＞

大規模災害時の安全性を確保し、地震等の災害発生時の被害を最小限に抑えるとともに、町に住む誰もが犯罪の加害者にも被害者にもならない犯罪抑止環境の強化を進め、安全安心に生活できるまちをめざします。

#### ＜具体的な施策＞

##### (1) 大規模災害時の安全性強化

公共施設や住宅の安全性の確保、空き家の倒壊防止に向けた所有者への働きかけ、防災情報の発信体制の整備を通じて、地震等の災害発生時の被害を最小限に抑えます。

#### ＜重要業績評価指標＞

|    | 指標の名称   | 単位 | 指標の説明・出典元   | 基準値<br>(対象年)                  | 目標値<br>(対象年)                  |
|----|---|----|---|-------------------------------|-------------------------------|
| 1  | 「広陵町公共施設長寿命化(保全)計画 <sup>37</sup> 」劣化状況評価における劣化状況D判定の施設数 | 施設 | 広陵町公共施設長寿命化(保全)計画<br>ランク D:早急に対応する必要がある施設、経過年数に関わらず著しい劣化事象がある施設 | 9<br>(令和2年度)                  | 2<br>(令和7年度)                  |
| 2  | 住宅ストック <sup>38</sup> の耐震化率                              | %  | 都市整備課資料   | 90.8<br>(令和2年度)               | 95.0<br>(令和7年度)               |
| 3  | 危険度総合評価がランクA・Bの空き家等の数                                   | 件  | 環境対策課資料   | ランク A:1<br>ランク B:9<br>(令和2年度) | ランク A:0<br>ランク B:5<br>(令和7年度) |
| 4  | 空き家所有者に対する啓発回数  | 回  | 環境対策課資料   | 2<br>(令和2年度)                  | 3<br>(令和7年度)                  |
| 5  | 老朽化住宅及び空き家の危険性の周知回数                                     | 回  | 環境対策課資料   | 1<br>(令和2年度)                  | 3<br>(令和7年度)                  |
| 6  | 災害時相互応援協定の締結団体との訓練実施率                                   | %  | 安全安心課資料   | 7<br>(令和2年度)                  | 50<br>(令和7年度)                 |
| 7  | 雨水貯留施設の整備進捗率  | %  | 馬見川、古寺川、広瀬川における調整池の整備率  | 0<br>(令和2年度)                  | 100<br>(令和7年度)                |
| 8  | 水道配水管の耐震化率  | %  | 耐震化した配水管延長÷町全体の配水管延長×100  | 3.9<br>(令和2年度)                | 5.2<br>(令和7年度)                |
| 9  | 消防団員の定員充足率  | %  | 実際の団員数÷条例定数 130人×100  | 88.5<br>(令和2年度)               | 100.0<br>(令和7年度)              |
| 10 | 防災倉庫の設置件数   | 件  | 安全安心課資料   | 40<br>(令和2年度)                 | 42<br>(令和7年度)                 |
| 11 | 備蓄庫整備率(避難所)   | %  | 安全安心課資料   | 56.0<br>(令和2年度)               | 100.0<br>(令和7年度)              |

<sup>37</sup> 全庁的に公共施設マネジメントを具体的に進める指針とプランニングの方向を明確にすることを目的として、令和3（2021）年7月に策定。

<sup>38</sup> 存在する既存住宅の数。

|    |                                       |   |         |                  |                  |
|----|---------------------------------------|---|---------|------------------|------------------|
| 12 | 町の補助により設置された感震ブレーカーの件数                | 件 | 安全安心課資料 | 111<br>(令和2年度)   | 250<br>(令和7年度)   |
| 13 | 避難行動要支援者名簿(同意者名簿)の登載者のうち、個別支援計画書の完成割合 | % | 安全安心課資料 | 43.8<br>(令和2年度)  | 100.0<br>(令和7年度) |
| 14 | 防災訓練への参加者数                            | 人 | 安全安心課資料 | 約 800<br>(令和元年度) | 1,500<br>(令和7年度) |
| 15 | 広陵町防災士ネットワーク会員数                       | 人 | 安全安心課資料 | 163<br>(令和2年度)   | 200<br>(令和7年度)   |
| 16 | 自助・共助(近助)の必要性に関する普及啓発の回数              | 回 | 安全安心課資料 | 1<br>(令和2年度)     | 10<br>(令和7年度)    |

### <具体的な取組>

| 対応指標  | 具体的な取組  |
|-------|---|
| 1     | ◆老朽化した公共施設の改修   |
| 2     | ◆旧耐震基準 <sup>39</sup> により建築された既存住宅の所有者に対する耐震化の必要性及び行政の取組み説明による耐震化の促進 |
| 3、4   | ◆危険空き家等の所有者に対する啓発   |
| 5     | ◆空き家等の所有者及び住宅居住者全般に対し、空き家問題全般や所有者の責務等に関する普及啓発・情報提供の充実化              |
| 6     | ◆応急復旧に必要な資機材の不足等を迅速に補うため、災害時相互応援協定の締結先との訓練等を実施                      |
| 7     | ◆県や周辺自治体等との連携・協力のもと、治水・排水体制を充実                                      |
| 8     | ◆上水道や下水道等のライフラインの耐震性能の向上  |
| 9     | ◆消防水利施設の適切な維持管理や消防団員の確保等により、消防力の維持・確保                               |
| 10    | ◆防災倉庫の設置を推進   |
| 11    | ◆食料・飲料水や衛生用品等の緊急物資の計画的な備蓄を推進  |
| 12    | ◆感震ブレーカーの設置補助の実施  |
| 13    | ◆災害時の「避難行動要支援者 <sup>40</sup> （災害時要援護者）」に対する適切な支援実施に向けた関係者との協力体制を構築  |
| 14、15 | ◆地域の防災力の効果的・効率的な向上に向けた住民の防災訓練への参加促進、自主防災組織への支援の充実、防災リーダーの育成等の実施     |
| 16    | ◆災害時に余裕をもって安全に避難するためのマイタイムライン <sup>41</sup> や自助・共助（近助）の必要性の普及啓発を推進  |

<sup>39</sup> 昭和 56（1981）年 5 月以前の構造基準のことと、この基準で建築された建物は、震度 5 強程度の中規模地震に対してはほとんど損傷しないが、それを超える大規模地震に対する安全性を検討する必要があるとされている。

<sup>40</sup> 高齢者や障がい者など、災害時の避難行動や避難所などの生活が困難な方を「避難行動要支援者（災害時要援護者）」と呼ぶ。

<sup>41</sup> 災害の発生に備え、自身や家族のあるべき行動について、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を時系列に整理した個人の防災行動計画のこと。

## (2) 犯罪抑止環境の強化

町に住む誰もが犯罪の被害者にも加害者にもならず、安全安心に生活を送れるよう、ハード面とソフト面から犯罪抑止環境の強化を進めるとともに、子どもが安全安心に生活できるよう、日常の通学や移動時の安全性を確保します。

### <重要業績評価指標>

|   | 指標の名称                     | 単位 | 指標の説明・出典元      | 基準値<br>(対象年)           | 目標値<br>(対象年)           |
|---|---------------------------|----|----------------|------------------------|------------------------|
| 1 | 人身交通事故の死者者・負傷者数           | 人  | 奈良県警察本部 HP     | 死亡2<br>負傷 90<br>(令和2年) | 死亡0<br>負傷 70<br>(令和7年) |
| 2 | 町の補助により設置された防犯カメラの台数(累計)  | 台  | 町及び区・自治会設置補助件数 | 41<br>(令和2年度)          | 60<br>(令和7年度)          |
| 3 | 特殊詐欺等に関する啓発活動回数           | 回  | 安全安心課資料        | 6<br>(令和元年度)           | 6<br>(令和7年度)           |
| 4 | 地域見守りボランティア登録者数(累計)       | 人  | 安全安心課資料        | 49<br>(令和2年度)          | 60<br>(令和7年度)          |
| 5 | 「子ども 110 番の家」の設置数(累計)     | 戸  | 安全安心課資料        | 526<br>(令和2年度)         | 600<br>(令和7年度)         |
| 6 | 交通安全教室の実施件数               | 件  | 安全安心課資料        | 52<br>(令和元年度)          | 55<br>(令和7年度)          |
| 7 | 空き家等の解体・除却に係る補助金の支給件数(累計) | 件  | 環境対策課資料        | 4<br>(令和2年度)           | 9<br>(令和7年度)           |
| 8 | 空き家コンシェルジュの利用者数(再掲)       | 人  | 環境対策課資料        | 34<br>(令和2年度)          | 40<br>(令和7年度)          |

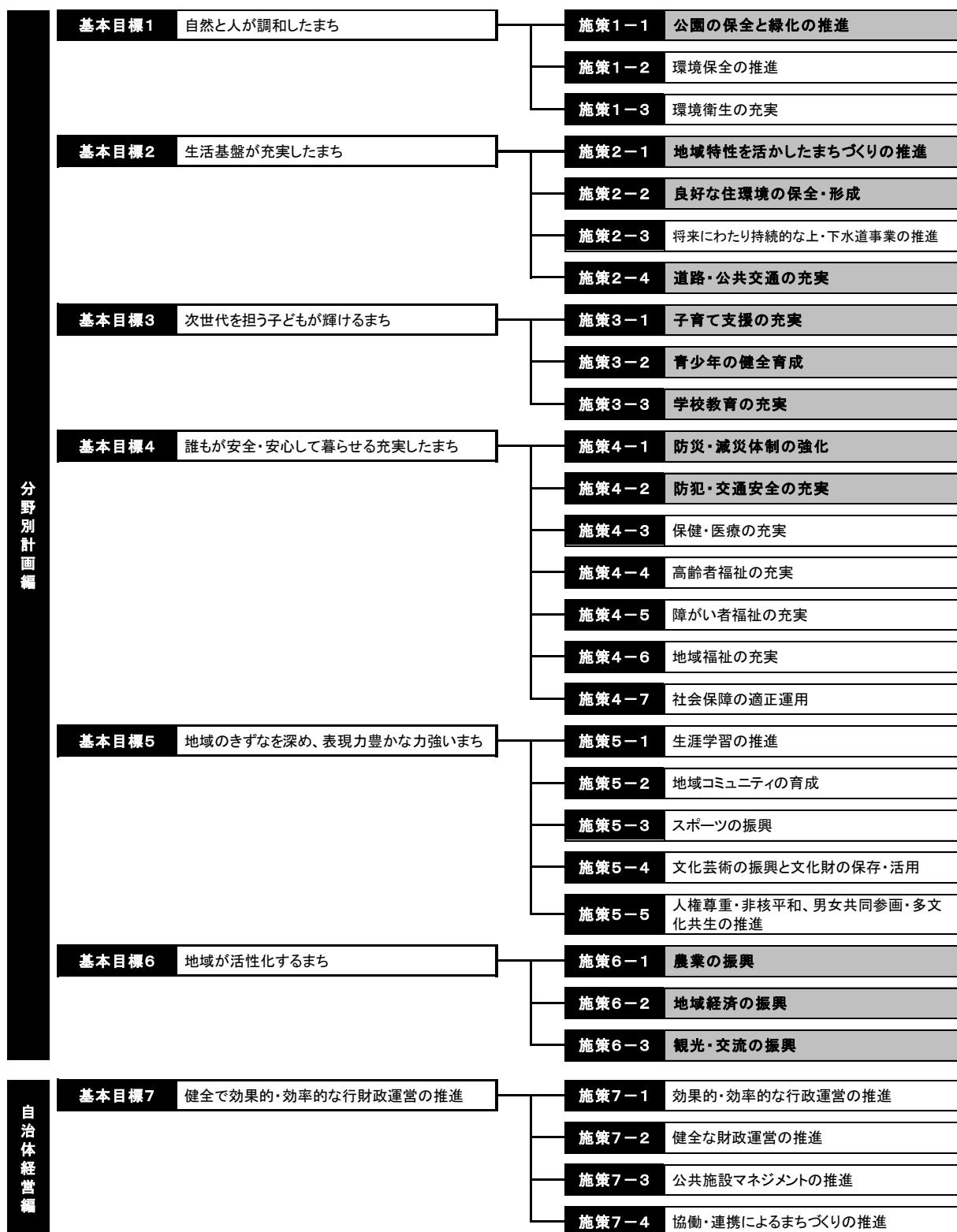
### <具体的な取組>

| 対応指標 | 具体的な取組  |
|------|---|
| 2    | ◆地域との連携・協働により、防犯灯や防犯カメラの設置を補助                                     |
| 3    | ◆警察や各種関係団体と連携しながら、特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないための注意喚起及び普及啓発を強化                 |
| 4    | ◆各種啓発活動による住民一人ひとりの防犯意識の向上促進及び地域主体の防犯活動を促進するため、地域見守りボランティア等との連携を強化 |
| 一    | ◆子どもや高齢者の位置情報の把握による見守りなど、ICT を利活用した犯罪の抑止・予防対策の検討                  |
| 5    | ◆「子ども 110 番の家」の設置事業の推進  |
| 6    | ◆交通安全マナーの向上及び交通安全教室の実施  |
| 一    | ◆通学路等における子どもの見守り体制の構築   |
| 7    | ◆空き家等の解体・除却に対する支援の充実や、賃貸や売却に際して活用できる制度・サービスの周知促進                  |
| 一    | ◆危険な空き家の発生を未然防止するための空き家利活用の検討                                     |
| 一    | ◆区・自治会、NPO、関連団体、業界団体、大学等との連携・協働による空き家等の見守り及び管理体制構築の推進             |

## 2 分野別計画編の体系

前期基本計画では、「1 自然と人が調和したまち」から「6 地域が活性化するまち」まで、基本構想に掲げた6つの「まちづくりの基本目標」に即し、その配下に位置づけた基本方針を具体化するための施策の体系を以下のとおり設定しています。

なお、**網掛けしている施策**は、重点プロジェクトとも密接な関わりを持つ施策です。



### 3 分野別計画編

<ページの構成と見方>

#### 施策 1－1 公園の保全と緑化の推進



##### 【SDGs】

令和 12(2030) 年までの国際目標である SDGs の 17 の目標と施策の関係性を示しています。

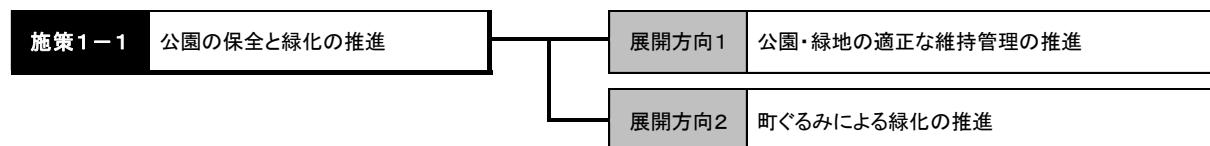


##### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

##### 【施策の目的及び体系】

当該施策の狙いが住民にも分かりやすく伝わるよう、施策の推進によって、実現をめざすまちの姿と、配下の展開方向（取組みの方向性）を示しています。

地域住民が安全・安心に公園を利用したり、日常的に緑とふれ合えるとともに、町全体が緑に包まれ、生活がうるおい、豊かな暮らしを実感できるまちをめざします。



##### 【まちの状態を表す指標】

計画策定後、「施策の目的（めざすまちの姿）」にどの程度近づいているのかを、客観的に確認するための「指標名」、4年後に向けて「めざす方向」などを示しています。  
「めざす方向」の「↑」は増加・上昇、「↓」は減少・低下、「→」は維持を表しています。

##### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                    | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値             | めざす方向 |
|------------------------|----|------------|-----------------|-------|
| 「自然環境が豊かである」と回答する住民の割合 | %  | 住民アンケート調査  | 64.8<br>(令和2年度) | ↑     |
| 日常的に公園を利用している住民の割合     | %  | 住民アンケート調査  | 令和4年度<br>以降に把握  | ↑     |

※それぞれの指標については、増減を定期的にモニタリングし、その原因を分析することで手段の配下に位置付けた事務事業の見直しや経営資源の投入量を適宜見直すことと想定しています。

## ◆現状と主要課題

### 【公園】

#### 【現状と主要課題】

施策に係る社会動向、これまでの取組みや成果等を踏まえた現状と主要課題を示しています。

○地域住民の健康増進やレクリエーションの場であり、日々の暮らしにゆとりとうるおいをもたらし、健康で快適なまちづくりに必要不可欠な都市計画公園は、平成 31（2019）年3月 31 日現在、県営馬見丘陵公園を含め、計 28 施設、57.16ha が整備済みとなっており、人口 1 人当たりの面積は、近隣 10 市町の中では大きい方から 2 番目の高い水準にあります。

<省略>

#### 【施策の展開方向】

施策の目的を実現するための骨格となる取組みの方向性を示しています。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】公園・緑地の適正な維持管理の推進

#### 【目標】

施策の目的を実現するための具体的な目標を示しています。

<目標>

地域住民が既存の公園や緑地を安全・安心で快適に利用し続けられるようにします。

#### 【手段】

施策の目標を実現するための主要な手段(取組み)を示しています。

<手段>

○馬見丘陵、葛城川、高田川、曾我川など、本町を特徴づけている骨格的な水と緑の保全・活用を積極的に図ります。

<省略>

#### 【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

展開方向の手段を実施した後、目標にどの程度近づいているのかを客観的に測定するための「指標名」、4年後に向けて「めざす方向」などを示しています。

「めざす方向」の「↑」は増加・上昇、「↓」は減少・低下、「→」は維持を示して表しています。

### <展開方向の進捗状況を測定するための指標>

| 指標名                    | 単位 | 指標の説明又は出典元  | 現状値                                   | めざす方向 |
|------------------------|----|---|---------------------------------------|-------|
| 既存公園のうち、ランク C・D 判定の施設数 | 施設 | 公園施設長寿命化計画<br>ランク C: 全体的に劣化が進行している施設<br>ランク D: 全体的に劣化が顕著な施設 | ランク C: 130<br>ランク D: 32<br>(平成 28 年度) | ↓     |
| 地域住民が公園・緑地を維持管理する件数    | 件  | 都市整備課資料   | 0<br>(令和3年度)                          | ↑     |

※それぞれの指標については、増減を定期的にモニタリングし、その原因を分析することで手段の配下に位置付けた事務事業の見直しや経営資源の投入量を適宜見直すことを想定しています。

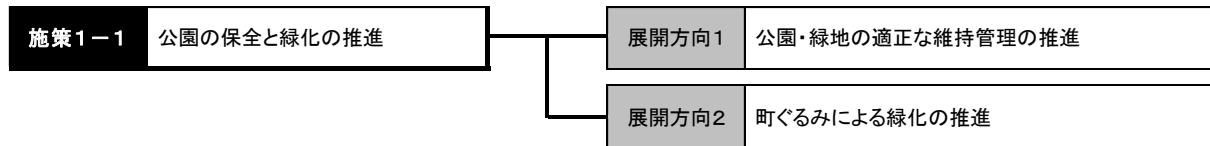
## 【基本目標1】自然と人が調和したまち

### 施策1－1 公園の保全と緑化の推進



#### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

地域住民が安全・安心に公園を利用したり、日常的に緑とふれ合えるとともに、町全体が緑に包まれ、生活がうるおい、豊かな暮らしを実感できるまちをめざします。



#### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                    | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値             | めざす方向 |
|------------------------|----|------------|-----------------|-------|
| 「自然環境が豊かである」と回答する住民の割合 | %  | 住民アンケート調査  | 64.8<br>(令和2年度) | ↑     |
| 日常的に公園を利用している住民の割合     | %  | 住民アンケート調査  | 令和4年度<br>以降に把握  | ↑     |

#### ◆現状と主要課題

##### 【公 園】

○地域住民の健康増進やレクリエーションの場であり、日々の暮らしにゆとりとういをもたらし、健康で快適なまちづくりに必要不可欠な都市計画公園<sup>42</sup>は、平成31(2019)年3月31日現在、県営馬見丘陵公園を含め、計28施設、57.16haが整備済みとなっており、人口1人当たりの面積は、近隣10市町<sup>43</sup>の中では大きい方から2番目の高い水準にあります。

<sup>42</sup> 都市計画法第11条第2号に定める都市施設として、都市計画決定された公園のうち、供用済みであるもの。

<sup>43</sup> 本町以外の9市町は、大和高田市、橿原市、香芝市、葛城市、斑鳩町、田原本町、上牧町、王寺町、河合町。

○町所管の都市計画公園は、真美ヶ丘地区の土地区画整理事業等に合わせ、同時期に整備されたものが多く、27施設のうち設置後30年以上経過している公園が24施設で全体の約9割を占めており、近年、遊具等の老朽化が一斉に進行しています。

○今後、都市計画公園以外の施設を含めた既存の公園では、老朽化がさらに進行し、遊具等の劣化や損傷が深刻さを増すことが想定されます。そのため、地域住民が安全・安心かつ快適に利用し続けられるよう、既存の公園の再整備や遊具等の改修・修繕を計画的に推進する必要があります。

## 【緑 地】

○町西部一帯に広がる馬見丘陵には、緑豊かな山林が残り、本町を象徴する良好な自然環境が形成されており、地域住民の憩いの場として親しまれています。また、町内には葛城川、高田川、曾我川などをはじめとする多くの河川が流れています。令和2（2020）年度に実施した住民アンケート調査の中でまちの魅力を質問したところ、「自然環境が豊かである」の回答率が64.8%で突出しています。

○まちの個性を創出するとともに、多くの住民を魅了する重要な地域資源として、多様な主体との連携・協働のもと、農地や樹木等を含めた既存の緑地や自然環境を大切に守り活かすとともに、花と緑あふれるまちづくりを積極的に推進する必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】公園・緑地の適正な維持管理の推進

#### ＜目標＞

地域住民が既存の公園や緑地を安全・安心で快適に利用し続けられるようにします。

#### ＜手段＞

- 馬見丘陵、葛城川、高田川、曾我川など、本町を特徴づけている骨格的な水と緑の保全・活用を積極的に図ります。
- 遊具等の老朽化に起因する事故を未然に防止し、地域住民が安全・安心かつ快適に利用できる環境を確保するため、公園施設長寿命化計画に基づく老朽化対策を計画的に推進します。
- 既存の公園や緑地について、それぞれの特性に応じた効率的・効果的な維持管理が行えるよう、地域住民が主体となって除草や清掃等の美化活動に取り組める体制づくりを推進します。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                  | 単位 | 指標の説明又は出典元  | 現状値                             | めざす方向 |
|----------------------|----|---|---------------------------------|-------|
| 既存公園のうち、ランクC・D判定の施設数 | 施設 | 公園施設長寿命化計画<br>ランクC:全体的に劣化が進行している施設<br>ランクD:全体的に劣化が顕著な施設 | ランクC:130<br>ランクD:32<br>(平成28年度) | ↓     |
| 地域住民が公園・緑地を維持管理する件数  | 件  | 都市整備課資料   | 0<br>(令和3年度)                    | ↑     |

## 【展開方向 2】町ぐるみによる緑化の推進

### ＜目標＞

地域住民が日常的に緑とふれ合うことで、うるおいとやすらぎを実感できる環境を整備します。

### ＜手段＞

- 花いっぱい運動、生け垣用の苗木及び新築時等の記念樹の配布等を通じ、花と緑あふれるまちづくりを推進します。
- 緑の充実と質の向上を図るため、緑化活動に主体的に取り組んでいる団体等への支援の充実を図ります。

### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

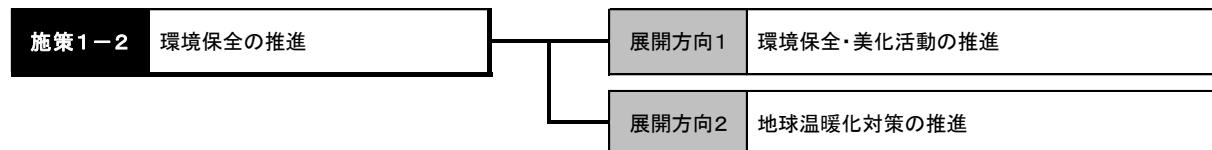
| 指標名         | 単位 | 指標の説明又は出典元                      | 現状値           | めざす方向 |
|-------------|----|---------------------------------|---------------|-------|
| 緑化に関する活動団体数 | 団体 | 花いっぱい運動等、町内で主体的に緑化活動に取り組んでいる団体数 | 10<br>(令和2年度) | ↑     |

## 施策1－2 環境保全の推進



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

地域住民が良好な生活環境の中でより快適な暮らしを送れるまちをめざすとともに、地球環境にやさしい脱炭素社会の実現をめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                  | 単位                | 指標の説明又は出典元 | 現状値               | めざす方向 |
|----------------------|-------------------|------------|-------------------|-------|
| 公害苦情件数               | 件                 | 環境対策課資料    | 3<br>(令和2年度)      | ↓     |
| 町の事務・事業による温室効果ガスの排出量 | t-CO <sub>2</sub> | 環境対策課資料    | 9,410<br>(平成29年度) | ↓     |

### ◆現状と主要課題

#### 【環境保全・環境美化】

○これまで本町では、良好な生活環境の保全・形成を図るため、町ぐるみによる環境保全・美化活動の重要性などに対する住民の意識啓発や広報活動、クリーンキャンペーンに取り組んできましたが、依然として道路・河川等の公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄が起きることがあります。

○地域住民がより快適で住みやすいまちをつくるためには、国・県を含めた道路及び河川管理者との連携・協働により、公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄を防止するための取組みを強化するとともに、住民が主体となった環境保全・美化活動を促進する必要があります。

## 【地球温暖化対策】

- 令和2（2020）年12月26日の第203回臨時国会の所信表明演説において、内閣総理大臣が「2050（令和32）年までに温室効果ガスの総排出量をゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざす」ことを宣言しています。
- 本町では、平成31（2019）年2月に改訂した「広陵町地球温暖化対策実行計画」において、行政の事務・事業による温室効果ガス総排出量を、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比で78.9%（8,279t-CO<sub>2</sub>/年）削減することを目標に掲げていますが、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの4年間における削減量は10.4%（1,087t-CO<sub>2</sub>/年）にとどまっています。
- 温室効果ガス総排出量の削減に向け、行政が規範となり率先して行動に取り組むとともに、住民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや事業者の環境に配慮した事業活動の普及促進に努める必要があります。
- 平成30（2018）年12月に施行された「気候変動適応法（平成30年法律第50号）」により、市町村は、その自然的、経済的、社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するため、地域気候変動適応計画の策定や気候変動の影響等に関する情報の収集・整理・分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点を確保することなどが努力義務として課せられました。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】環境保全・美化活動の推進

#### ＜目標＞

広陵らしいうるおいに満ちた良好な生活環境が保たれ、誰もがいつまでも快適に住み続けられるようにします。

#### ＜手段＞

- 「自らのまちは自らがきれいに」という意識向上のための啓発や広報に取り組むとともに、地域住民が主体となった美化活動が日常的かつ面的に広がるよう支援の充実を図ります。
- 国・県を含めた道路及び河川管理者との連携・協働のもと、道路・河川等の公共空間におけるごみのポイ捨てや不法投棄の監視体制の強化を図ります。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                | 単位 | 指標の説明又は出典元    | 現状値              | めざす方向 |
|--------------------|----|---------------|------------------|-------|
| ごみ減量に伴うボランティア袋配布枚数 | 枚  | クリーンセンター業務課資料 | 6,030<br>(令和2年度) | ↓     |
| 不法投棄回収出動回数         | 回  | 環境対策課資料       | 44<br>(令和2年度)    | ↓     |

## **【展開方向 2】地球温暖化対策の推進**

### **<目標>**

脱炭素社会の実現に向けて、住民や事業者との連携・協働のもと、町ぐるみで地球温暖化対策を推進し、温室効果ガス総排出量の削減を図ります。

### **<手段>**

- 町役場庁舎をはじめとする公共施設の設備改修の運用改善等による省エネルギー対策を推進します。
- 住宅の ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）<sup>44</sup>化や自動車の EV（電気自動車）化、太陽光発電付きカーポートの設置など、地域のエネルギーは地域でつくる「自立・分散型のエネルギー」の普及拡大に向けて取り組みます。
- 国の動向と歩調を合わせて 2050 年カーボンニュートラルを実現するため、住民の省エネルギーに配慮したライフスタイルや、事業者の環境に配慮した事業活動の普及促進を図ります。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名                                | 単位                | 指標の説明又は出典元 | 現状値                 | めざす方向 |
|------------------------------------|-------------------|------------|---------------------|-------|
| 町の事務・事業による温室効果ガスの排出量(再掲)           | t-CO <sub>2</sub> | 環境対策課資料    | 9,410<br>(平成 29 年度) | ↓     |
| 省エネルギーに関する啓発回数                     | 回                 | 環境対策課資料    | 令和4年度<br>以降に実施      | ↑     |
| 日常的に省エネルギーに配慮したライフスタイルを心掛けている住民の割合 | %                 | 住民アンケート調査  | 令和4年度<br>以降に把握      | ↑     |

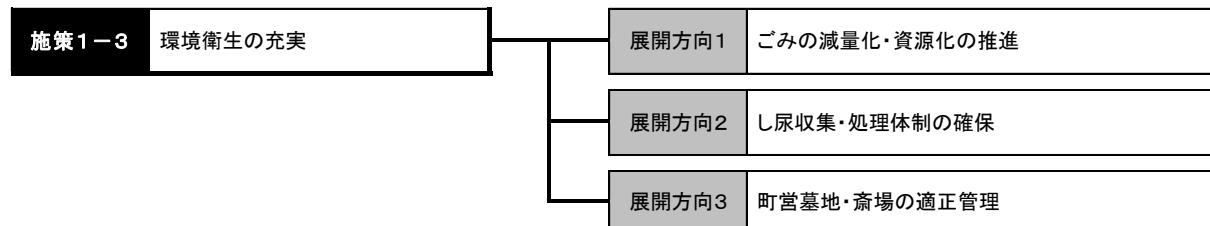
<sup>44</sup> 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することで、年間の 1 次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅。

## 施策1－3 環境衛生の充実



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

排出抑制を最優先にした資源循環型社会<sup>4 5</sup>の形成と、常に良好な衛生状態が保たれた清潔で快適なまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名          | 単位 | 指標の説明又は出典元    | 現状値              | めざす方向 |
|--------------|----|---------------|------------------|-------|
| ごみの年間総排出量    | t  | クリーンセンター業務課資料 | 9,946<br>(令和2年度) | ↓     |
| 浄化槽の法定検査の受検率 | %  | 環境対策課資料       | 6.3<br>(令和2年度)   | ↑     |

### ◆現状と主要課題

#### 【ごみ処理】

- 近年、本町のごみ搬入量は平成27（2015）年度の10,094tに対し、令和2（2020）年度では9,946t、また、住民1人1日当たりのごみ排出量は平成27（2015）年度の790gに対し、令和2（2020）年度では779gといずれも概ね横ばい傾向で推移しています。
- 現在、ごみ処理及びリサイクルは、町東部に立地する「クリーンセンター広陵」において実施していますが、地元及び周辺大字との協定により令和4（2022）年3月18日に操業停止となり、令和7（2025）年度からは本町を含めた県内10市町村で構成されたごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立した山辺・県北西部広域環境衛生組合の新ごみ処理施設において実施予定となっています。

<sup>4 5</sup> 廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し、適正な廃棄物の処理を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

○これまで本町では、ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び事業活動への転換及び定着を図るため、ごみを出さないようにしてごみを減らす「Reduce (発生・排出抑制)」、使えるものは繰り返して使う「Reuse (再利用)」、ごみを資源化して再び使う「Recycle (再生利用)」からなる「3 R」の普及拡大に取り組んできました。

○将来にわたって持続可能な資源循環型社会の形成に向け、今後は3 Rにごみになる物は発生源から絶つ「Refuse (買い物は計画的に必要な量・物だけを買う、過剰な包装は断るなど)」を加えた「4 R」の普及拡大に努め、ごみの減量化・資源化をより一層積極的に推進する必要があります。

### 【し尿・排水処理】

○現在、公共下水道に接続していない家庭等から排出されたし尿及び生活雑排水の処理は、合併浄化槽を設置している家庭では、し尿及び生活雑排水の両方が浄化槽で処理、単独浄化槽を設置している家庭では、し尿は浄化槽で処理、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されています。浄化槽を設置していない家庭では、し尿は汲み取りで収集、生活雑排水は未処理のまま公共用水域に排出されています。

○河川等の公共用水域の水質を良好な状態に保つため、公共下水道が整備された地域では下水道への早期接続を促進するとともに、それ以外の地域では浄化槽の適正な維持管理等に関する周知・啓発活動を積極的に推進する必要があります。

### 【町営墓地・斎場】

○近年、町営墓地では、管理を引き継ぐ方がいないなどの理由で墓じまいをされる方が増加傾向である一方、人口構造の変化や埋葬に対する価値観の多様化等を背景に、町営墓地の需要は高まっていくと予想されることから、今後は墓地の継承や無縁化等の課題への対応を検討する必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】ごみの減量化・資源化の推進

#### ＜目標＞

資源循環型社会の形成に向け、住民や事業者が主体的に4R運動に取り組むとともに、将来にわたって安全なごみ処理を安定的に行えるようにします。

#### ＜手段＞

- ごみとなる物を家庭に持ち込まない、調理くずや食べ残し等の食品ロスを減らすなど、住民のごみゼロ生活の普及拡大に向けた周知・啓発活動を推進します。
- 事業者に対し、排出事業者責任<sup>46</sup>や拡大生産者責任<sup>47</sup>の徹底について啓発を行い、事業者の自主的なごみ減量化の取組みを促進します。
- 山辺・県北西部広域環境衛生組合の新ごみ処理施設の稼働に伴う分別区分の変更<sup>48</sup>が円滑に行われるよう、住民への周知徹底を図り、分別に対する理解を得られるよう努めます。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                                       | 単位 | 指標の説明又は出典元    | 現状値            | めざす方向 |
|---|----|---------------|----------------|-------|
| 住民のごみゼロ生活の普及拡大に向けた周知・啓発回数                 | 回  | クリーンセンター業務課資料 | 10<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 事業者に対する排出事業者責任及び拡大生産者責任の徹底に関する指導・展開検査の実施率 | %  | クリーンセンター業務課資料 | 100<br>(令和2年度) | →     |
| 1人1日家庭系ごみ排出量                              | g  | クリーンセンター業務課資料 | 644<br>(令和2年度) | ↓     |
| 1日平均事業系ごみ排出量                              | t  | クリーンセンター業務課資料 | 4.4<br>(令和2年度) | ↓     |

<sup>46</sup> 廃棄物を排出する者が、その適正処理に関する責任を負うべきであるとの考え方であり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つ。具体的には、廃棄物を排出する際に分別すること、事業者がその廃棄物の処理を自ら行うこと等が挙げられる。

<sup>47</sup> 生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責任（物理的又は財政的責任）を負うという考え方。そうすることで、生産者に対して、廃棄されにくい、又はリユースやリサイクルがしやすい製品を開発・生産するようインセンティブを与えようというもの。

<sup>48</sup> 新ごみ処理施設が稼働する令和7（2025）年度からは、その他プラスチックごみの分別収集を取り止め、可燃ごみとして排出するように変更する予定。  
また、現在ペットボトル、カン、ビン等はステーション収集をしているが、高齢者のみの世帯も増加していることから戸別収集に切り替えることを検討している。

## **【展開方向 2】し尿収集・処理体制の確保**

---

### **<目標>**

生活環境の改善及び河川等の公共用水域の水質保全を図り、田園景観及び河川等の水辺景観を保全します。

### **<手段>**

- チラシ等の配布や HP の活用等により、家庭でできる生活排水対策の普及拡大を図ります。
- 浄化槽の適正な維持管理の必要性について啓発を行い、定期的な保守点検・清掃の実施及び法定点検の受検率の向上を図ります。
- 公共下水道が整備された地区において、家庭や事業所からの生活雑排水を公共用水域に流出させないため、早期に下水道へ接続するよう P R 活動を行います。
- 認可区域において、未整備箇所の整備を進めるとともに、認可区域外においては必要性がある区域から公共下水道を整備します。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名                | 単位 | 指標の説明又は出典元                      | 現状値             | めざす方向 |
|--------------------|----|---------------------------------|-----------------|-------|
| 浄化槽適正管理の広報回数       | 回  | 環境対策課資料                         | 1<br>(令和2年度)    | ↑     |
| 水洗化・生活雑排水処理率       | %  | 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100 | 94.4<br>(令和2年度) | ↑     |
| 公共下水道未接続戸数に対する接続戸数 | 戸  | 上下水道施設課                         | 5<br>(令和2年度)    | ↑     |

## **【展開方向 3】町営墓地・斎場の適正管理**

---

### **<目標>**

町営墓地の無縁化防止に努めます。

### **<手段>**

- 町営墓地の使用期限を設けるなどの検討を行うとともに、無縁化防止のための啓発を行います。
- 住民の需要を適切に見極めながら、設備等の計画的な改修・修繕を推進します。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名           | 単位 | 指標の説明又は出典元                     | 現状値          | めざす方向 |
|---------------|----|--------------------------------|--------------|-------|
| 無縁化が疑われる墓地数   | 区画 | 町営墓地における使用許可取消及び使用権消滅の対象となる墓地数 | 0<br>(令和2年度) | →     |
| 無縁化防止のための啓発回数 | 回  | 環境対策課資料                        | 1<br>(令和2年度) | ↑     |

## 【基本目標2】生活基盤が充実したまち

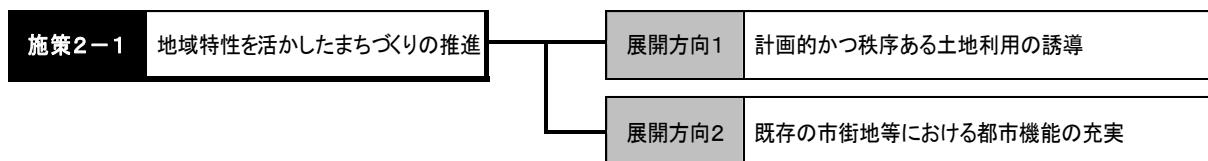
### 施策2－1 地域特性を活かしたまちづくりの推進

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

地域特性を踏まえながら、多様な機能が調和し、利便性と快適性を兼ね備えた良好な市街地が形成されたまちをめざします。



#### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名            | 単位                                   | 指標の説明又は出典元 | 現状値                       | めざす方向 |
|----------------|--------------------------------------|------------|---------------------------|-------|
| DID地区の面積及び人口密度 | km <sup>2</sup><br>人／km <sup>2</sup> | 国勢調査       | 3.40<br>6,221<br>(平成27年度) | →     |

#### ◆現状と主要課題

##### 【土地利用・市街地】

○令和2（2020）年3月31日現在、町域の約3割にあたる460haが既に市街化が形成されている区域及び10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」に、約7割にあたる1,170haが市街化を抑制する「市街化調整区域」に指定されています。

○本町は、都市計画法第34条第11号の規定に基づき、市街化調整区域の一定の既存集落においても新たな住宅等の立地が認められています。平成27（2015）年度から令和2（2020）年度の木造・非木造家屋の新築棟数は約1,200棟、同期間ににおける市街化調整区域内の開発申請の区画数は約750区画あり、新たな住宅立地の約6割超が市街化調整区域内において行われています。

○一方、市街化区域のうち、旧来の商店が多い地区であった箸尾駅周辺は、近年、域外の大型商業施設等への購買力の流出、経営者の高齢化及び後継者不足が進み、廃業等による商業機能の低下が顕在化しています。

○今後、人口が徐々に減少局面へと移行し、宅地需要が沈静化に向かうことが予測される中、市街化調整区域において農地等の住宅地への転換が進むことにより、既存の市街地

では、低密度化による行政サービスの非効率化や地域公共交通の維持が困難になるなどの問題が生じるおそれがあります。

- 将来にわたって地域社会の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を維持・確保し、住民がいつまでも安心して暮らし続けることができるよう、人口密度が適度に維持されたまちづくりを推進する必要があります。

## 【景観】

- 本町は、景観保全地区に指定されている馬見丘陵をはじめ、多彩な景観資源を有しています。今後、まちの付加価値をさらに高めていくためには、これらの景観資源を将来にわたって大切に守り、活かした景観づくりを推進する必要があります。

### ◆施策の展開方向

#### 【展開方向 1】計画的かつ秩序ある土地利用の誘導

##### ＜目標＞

多くの住民が地域に深い愛着を持ち、いつまでも住み続けたいと強く実感できるよう、居住・産業・自然がバランスよく調和した土地利用の誘導を図ります。

##### ＜手段＞

- 市街化区域内の低未利用地の抑制に向けて、都市計画マスタープランの改訂や立地適正化計画の策定に取り組みます。
- 市街化調整区域における乱開発を適切に抑制するため、都市計画法第34条第11号に基づく区域の見直しを検討します。
- 各地区の特性や実情に応じた土地利用の誘導を図り、良好な居住環境の維持・向上に向け、良好な景観の保全・形成を推進します。

##### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名             | 単位 | 指標の説明又は出典元                   | 現状値            | めざす方向 |
|-----------------|----|------------------------------|----------------|-------|
| 市街化区域内の低未利用地の面積 | ha | 用途に供されていない空地、空き家・空き店舗の存する土地等 | 7.3<br>(令和2年度) | ↓     |

#### 【展開方向 2】既存の市街地等における都市機能の充実

##### ＜目標＞

将来にわたってより多くの人々が住み、働き、憩える場となるよう、既存の市街地等における都市機能の充実を図ります。

##### ＜手段＞

- 市街化区域内の未利用地において、土地の有効利用を促進するため、道路等の周辺環境を整備します。
- 民間の不動産業者との連携・協働により、町内へ進出意向のある事業者のニーズに応じた用地を紹介する体制づくりに取り組みます。

○箸尾駅周辺部において、未着手となっている都市計画道路の整備と併せ、住民にとって身近な生活利便施設の立地を誘導することで、にぎわいのある駅前通りの形成を図ります。

○町北部の箸尾準工業地域において、町が主体となったインフラ整備等により、新規企業の立地環境を整えます。

○竹取公園周辺地区について、奈良県とのまちづくり連携協定に基づき、民間活力を活用した新たなにぎわいの創出や公園を核とした魅力の向上を図ります。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                             | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値                   | めざす方向 |
|---------------------------------|----|------------|-----------------------|-------|
| 都市計画道路の整備率                      | %  | 都市整備課資料    | 61.6<br>(令和3年度)       | ↑     |
| 箸尾準工業地域の新規企業の立地見込件数             | 件  | 企画政策課資料    | 10<br>(令和3年度)         | →     |
| 竹取公園の利用者数                       | 人  | 都市整備課資料    | 令和3年度に調査予定<br>(令和3年度) | ↑     |
| 竹取公園周辺地区まちづくり基本計画に基づく県との個別協定締結数 | 件  | 都市整備課資料    | 0<br>(令和3年度)          | ↑     |

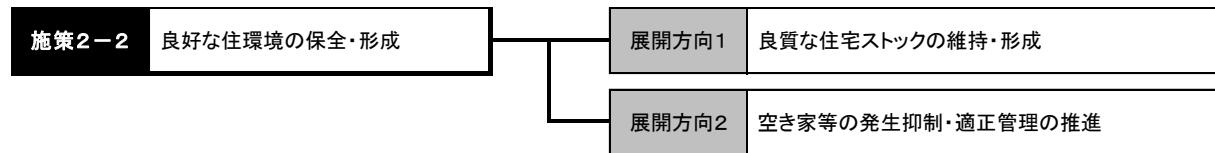
## 施策2-2 良好的な住環境の保全・形成

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

より多くの人たちから住みたいまちとして選ばれるとともに、住民がいつまでも安全・安心で快適に住み続けることができるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                                    | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値              | めざす方向 |
|--|----|------------|------------------|-------|
| これからも広陵町に「住みたい」、「どちらかといえば住みたい」と思う住民の割合 | %  | 住民アンケート調査  | 72.9<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 町外からの転入者数                              | 人  | 住民基本台帳人口   | 1,018<br>(令和2年度) | ↑     |

### ◆現状と主要課題

- 平成30（2018）年10月1日現在、専用住宅（居住専用の住宅）の総数1万1,200戸のうち、所有関係別では持ち家が9,800戸（構成比87.5%）で突出しています。また、建物別では、一戸建が9,680戸で全体の86.4%を占めています。
- 建築の時期別では、平成3（1991）年から平成12（2000）年が2,430戸（構成比21.7%）で最も多く、次いで昭和56（1981）年から平成2（1990）年の2,410戸（21.5%）の順であり、みささぎ台ニュータウン（昭和62（1987）年竣工）や真美ヶ丘団地（平成2（1990）年3月竣工）の土地区画整理事業に伴い新たな住宅の立地が進んだことが見て取れます。
- 今後、これらの住宅地では、住民の高齢化に伴い、高齢者世帯の増加や世帯人員の減少が進んでいくと見込まれる中、様々な世代がそのライフスタイルとニーズに応じた住み方ができる環境を整備するとともに、いつまでも快適に住み続けられる良質な住宅ストックの維持・形成を促進する必要があります。

○近年、全国的に人口減少や既存住宅・建築物の老朽化の進展に伴い、使用されていない空き家が増加傾向<sup>49</sup>にあります。これらの空き家の中には、適切な管理がなされていないため、防災や衛生、景観等の面で地域住民の生活に深刻な影響を及ぼしているものもあり、社会的な問題となっています。

○本町が平成28（2016）年度に実施した空き家等実態把握調査によると、町内は「広陵東小学校区」、「広陵西小学校区」、「広陵北小学校区」といった築年数が古い建物が多い小学校区エリアと、「真美ヶ丘第一小学校区」、「真美ヶ丘第二小学校区」といった比較的新しい建物が多い小学校区エリアに大別され、古い建物が多い小学校区エリアでは空き家等<sup>50</sup>の問題が顕在化しています。

○今後、高齢者夫婦や高齢の単独世帯が増加し、その後、空き家等のさらなる増加が懸念される中、所有者の管理責任や空き家がもたらす問題等について、所有者及び周辺住民の意識向上を図るとともに、新たな空き家等の発生を抑制するための取組みを強化する必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】良質な住宅ストックの維持・形成

#### ＜目標＞

若者から高齢者、単身世帯からファミリー世帯まで、多様な世代がいつまでも快適に住み続けることができる良質な住宅ストックの維持・形成を図ります。

#### ＜手段＞

- 民間の不動産業者との連携・協働のもと、様々な世代や世帯のライフスタイルとニーズに応じた住み方に対応できるよう、既存の住宅ストックを活用した住替えなどの支援に取り組みます。
- 耐震改修やリフォームなど、質の高い良好な住宅を増やしていくための取組みを促進します。
- 高齢者や障がいのある方、ひとり親世帯など、住宅の確保に配慮を要する方々が安心して住み続けられるよう、老朽化した町営住宅について、公民連携等による建替や改修、用途廃止等を計画的に推進します。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                   | 単位 | 指標の説明又は出典元                                  | 現状値             | めざす方向 |
|-----------------------|----|---|-----------------|-------|
| 住宅ストックの耐震化率           | %  | 居住世帯のある総住宅ストックのうち、新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 | 90.8<br>(令和2年度) | ↑     |
| 広陵町地域活性化対策住宅リフォーム補助件数 | 件  | 地域振興課資料                                     | 17<br>(令和3年度)   | →     |

<sup>49</sup> 総務省の「平成30年住宅・土地統計調査」によると、平成30（2018）年10月1日現在、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は13.6%であり、過去最高を記録している。

<sup>50</sup> 建築物又はこれに付属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）のこと。

## **【展開方向2】空き家等の発生抑制・適正管理の推進**

### **<目標>**

新たな空き家等の発生を抑制するとともに、適正な管理及び利活用を促進します。

### **<手段>**

- 空き家等の利活用に関する情報提供及び相談体制や、空き家等を活用した移住・定住支援の充実を図ります。
- 区・自治会、N P O、関連団体、業界団体、大学等との連携・協働による空き家等の見守り、管理体制の構築を推進します。
- 空き家等の所有者及び住宅居住者全般に対し、空き家問題全般や所有者の責務等に関する普及啓発及び情報提供の充実を図ります。
- 空き家等の解体・除却に対する支援の充実や、賃貸や売却に際して活用できる制度・サービスの周知を図ります。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

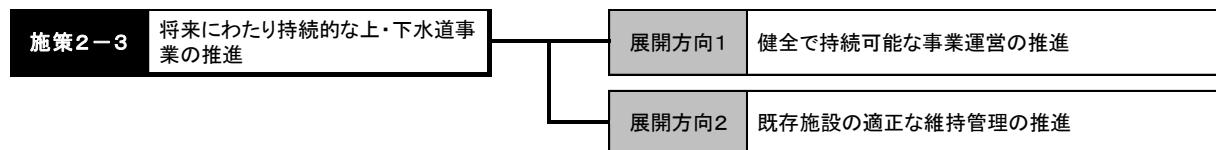
| 指標名                       | 単位 | 指標の説明又は出典元   | 現状値                           | めざす方向 |
|---------------------------|----|--|-------------------------------|-------|
| 危険度総合評価がランクA・Bの空き家等の数     | 件  | ランク A:このまま放置するのは望ましくない施設<br>ランク B:できるだけ早く対応を行うべき施設 | ランク A:1<br>ランク B:9<br>(令和2年度) | ↓     |
| 空き家コンシェルジュの利用者数           | 人  | 環境対策課資料  | 34<br>(令和2年度)                 | ↑     |
| 空き家所有者に対する啓発回数            | 回  | 環境対策課資料  | 2<br>(令和2年度)                  | ↑     |
| 老朽化住宅及び空き家の危険性の周知回数       | 回  | 環境対策課資料  | 1<br>(令和2年度)                  | ↑     |
| 空き家等の解体・除却に係る補助金の支給件数(累計) | 件  | 環境対策課資料  | 4<br>(令和2年度)                  | ↑     |

## 施策2-3 将来にわたり持続的な上・下水道事業の推進



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

住民及び事業者が安全で安心な水道水を安定的に利用できるとともに、河川及び水路等の公共用水域の良好な水質が保全され、美しく快適な住環境が維持されたまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名              | 単位 | 指標の説明又は出典元          | 現状値             | めざす方向 |
|------------------|----|---------------------|-----------------|-------|
| 水道施設のうち基幹管路の事故件数 | 件  | 上下水道施設課資料           | 2<br>(令和2年度)    | ↓     |
| 下水道の人口普及率        | %  | 下水道利用人口 ÷ 総人口 × 100 | 98.5<br>(令和2年度) | ↑     |

### ◆現状と主要課題

#### 【上水道】

○本町の水道事業は、昭和32（1957）年4月1日に供用を開始し、その後、住宅地の拡大等に伴って整備を進めた結果、既に整備率は100%に達しており、現在は主として真美ヶ丘配水場や大野配水池、総延長約241kmの配水管の維持管理を行っています。

○水道事業は、地方公営企業法に定められた公営企業会計を採用しています。令和元（2019）年度の「広陵町水道事業経営比較分析表<sup>5.1</sup>」によると、本町の水道事業は、経常収支比

<sup>5.1</sup> 公営企業において、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、経年比較や他公営企業等の比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことで、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを目的として毎年度公表している。

- 率<sup>5.2</sup>、流動比率<sup>5.3</sup>ともに100%を超え、経営は健全といえますが、料金回収率<sup>5.4</sup>が100%を下回っており、給水に係る費用が水道料金以外の収入で賄われている状況にあります。
- 今後、水道施設の老朽化の進展による配水管の更新費用の増大及び給水人口の減少等による水道収益の悪化が懸念されている中、奈良県は水道事業における様々な課題を抜本的に解決するためには、個々の事業体が単独で対応するには限界があるという認識に立ち、令和7（2025）年度を目標に県域水道の一体化をめざすとしています。
- 将来にわたり安全な水道水を安定的に供給できるよう、令和2（2020）年3月31日時点で法定耐用年数の40年を経過している延長が64.5km、全体の26.5%を占めている配水管について、老朽化の進展状況等を踏まえた更新を計画的に推進していく必要があります。

## 【下水道】

- 本町の下水道事業は、昭和59（1984）年4月20日に供用を開始し、その後、水道と同様に住宅地の拡大等に伴って整備を進めた結果、令和3（2021）年3月31日現在、下水道の人口普及率は98.5%に達しています。
- 下水道事業は、平成29（2017）年度から水道事業と同様に公営企業会計を採用しています。令和元（2019）年度の「広陵町下水道事業経営比較分析表」によると、下水道事業の経常収支比率は100%を超えており、経営は健全といえますが、経費回収率<sup>5.5</sup>が100%を下回っており、下水道使用料以外の収入で賄っている状況にあります。
- 令和2（2020）年11月現在、下水道には法定耐用年数を経過した管渠は存在していないものの、今後は法定耐用年数を迎える管渠が増加すると見込まれることから、水道事業と同様に、老朽化の進展状況等を踏まえた更新を計画的に推進していく必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】健全で持続可能な事業運営の推進

#### ＜目標＞

水道及び下水道事業の経営の効率性を高め、経営基盤を強化します。

#### ＜手段＞

- 水道事業について、事務の効率化や経費の削減に向けた取組みを推進します。
- 県や近隣市町村との広域化について検討しつつ、既存施設の有効活用を図ります。
- 下水道事業について、事業の内容を見直し、無駄を省いた事業運営を推進とともに、原価に見合った適正な使用料の確保を検討します。

<sup>5.2</sup> 「経常収益÷経常費用×100」であり、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標。

<sup>5.3</sup> 「流動資産÷流動負債×100」であり、短期的な債務に対する支払能力を表す指標。

<sup>5.4</sup> 「供給単価÷給水原価×100」であり、給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表し、料金水準等を評価することが可能。

<sup>5.5</sup> 「下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×100」であり、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表し、使用料水準等を評価することが可能。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名        | 単位 | 指標の説明又は出典元          | 現状値             | めざす方向 |
|------------|----|---------------------|-----------------|-------|
| 水道料金の回収率   | %  | 料金収益 ÷ 水道水供給費 × 100 | 70.9<br>(令和2年度) | ↑     |
| 下水道使用料の回収率 | %  | 使用料収益 ÷ 汚水処理費 × 100 | 92.1<br>(令和2年度) | ↑     |

**【展開方向 2】既存施設の適正な維持管理の推進**

**<目標>**

将来にわたってまちの健全な発展や公衆衛生の向上に寄与するライフラインとして、既存の水道及び下水道施設の適正な維持管理を推進します。

**<手段>**

- 老朽化の進展状況を踏まえ、リスク評価等による優先順位づけを行った上で、配水管及び管渠の点検・調査を実施し、維持管理の最適化を図ります。
- 老朽化した配水管及び管渠の更新や耐震化を計画的かつ効率的に推進します。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

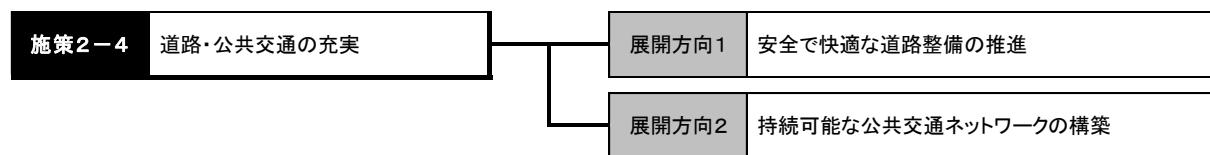
| 指標名        | 単位 | 指標の説明又は出典元                        | 現状値             | めざす方向 |
|------------|----|-----------------------------------|-----------------|-------|
| 水道配水管の老朽化率 | %  | 法定耐用年数を超えた配水管延長 ÷ 町全体の配水管延長 × 100 | 26.4<br>(令和2年度) | ↓     |
| 水道配水管の耐震化率 | %  | 耐震化した配水管延長 ÷ 町全体の配水管延長 × 100      | 3.9<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 下水道管渠の老朽化率 | %  | 法定耐用年数を超えた管渠延長 ÷ 町全体の管渠延長 × 100   | 0<br>(令和2年度)    | →     |
| 下水道管渠の改善率  | %  | 更新した管渠延長 ÷ 町全体の管渠延長 × 100         | 0<br>(令和2年度)    | ↑     |

## 施策2-4 道路・公共交通の充実



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

渋滞や交通事故が少なく、人や車が快適に行き来するとともに、自分で車を運転できない住民も安全・快適に移動できるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                                     | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値             | めざす方向 |
|---|----|------------|-----------------|-------|
| 交通事故発生件数                                | 件  | 奈良県警察本部 HP | 78<br>(令和2年度)   | ↓     |
| 日常的に公共交通機関を利用する人の割合                     | %  | 住民アンケート調査  | 令和4年度<br>以降に把握  | ↑     |
| 「道路・交通網の充実」に関して「やや不満・不満・非常に不満」と回答した人の割合 | %  | 住民アンケート調査  | 35.4<br>(令和2年度) | ↓     |

### ◆現状と主要課題

#### 【道 路】

○令和2（2020）年3月31日、機能的な都市活動を十分に確保するための都市の基盤施設として、都市計画法に基づき都市計画決定した道路である「都市計画道路」は、総延長23.79km、このうち改良済み延長は14.67km、整備率は61.6%であり、整備率は本町を含めた比較対象10市町の中で高い方から2番目に位置しています。

○また、都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現況道路として、概ね計画幅員の3分の2以上又は4車線以上の幅員を有する概成済みの都市計画道路の延長は6.85kmであり、これと改良済みを合わせた整備済み延長は21.52km、整備率は90.5%であり、整備率は比較対象10市町の中で最も高くなっています。

○住民の日常生活にとって身近な生活道路である町道は、令和3（2021）年4月1日現在、総延長208kmのうち、42.2%にあたる約88kmが幅員4.5m以下となっており、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行を確保する上で支障を来している区間があります。

○まちの骨格を形成する重要な幹線道路として、今後も引き続き、未整備及び概成済みの都市計画道路の整備を推進する必要があります。また、町道は限られた幅員の中で歩行者及び自転車利用者が安全で快適に通行できるよう、各地区の特性に応じた道路空間の整備を推進する必要があります。

### 【公共交通】

- 公共交通は、鉄道が町北部に近鉄田原本線の箸尾駅、近隣市に近鉄大阪線の大和高田駅及び五位堂駅が設置されているほか、民間事業者による路線バスとコミュニティバス「広陵元気号」、タクシーが運行しています。
- 平成 15（2003）年から平成 20（2008）年にかけて、路線バスの利用者数の低迷による路線の休廃止が起り、平成 26（2014）年からは、高田新家線及び高田イオンモール線の運行について、町が運行費補助を行い、運行を継続させるなど、民間事業者による路線バスの維持は厳しい現状です。
- 今後、高齢化の進展に伴い、自らの移動手段を持たない交通弱者が増えていくと見込まれる中、誰もが円滑に移動することができるよう、地域と病院・商業施設等をつなぐ公共交通ネットワークの維持・確保を図る必要があります。

### ◆施策の展開方向

#### 【展開方向 1】安全で快適な道路整備の推進

##### ＜目標＞

歩行者と自転車と自動車が共存し、誰もがより安全で快適に移動できる道路整備を推進します。

##### ＜手段＞

- 住民生活及び機能的な都市活動を支える重要な基盤施設の一つとして、今後も引き続き、都市計画道路を整備し、狭い道路についても、拡幅による通行環境の整備を推進します。
- 生活道路については、自転車専用通行帯（自転車レーン）の設置や路面標示による通行区分など、各地区の特性に応じた通行環境の改善を図ります。
- 老朽化した道路や橋梁に対して優先順位づけを行い、計画的で効率的な点検・補修等を推進します。
- バリアフリー化の推進等により、高齢者や障がいのある方を含めた誰もが安全・安心に通行できる歩行空間の確保を図ります。

##### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                 | 単位 | 指標の説明又は出典元      | 現状値             | めざす方向 |
|---------------------|----|-----------------|-----------------|-------|
| 都市計画道路の整備率(再掲)      | %  | 整備済み延長÷計画延長×100 | 61.6<br>(令和3年度) | ↑     |
| 町道のうち幅員 4.5m未満の道路割合 | %  | 都市整備課資料         | 42.2<br>(令和3年度) | ↓     |

|                                  |    |  |  |   |
|----------------------------------|----|--|--|---|
| 自転車ネットワーク計画で定めた自転車専用通行帯の整備延長     | km | 都市整備課資料  | 1.7<br>(令和2年度)                         | ↑ |
| 既存橋梁のうち、Ⅲ(早期措置段階)・Ⅳ(緊急措置段階)判定施設数 | 橋  | Ⅲ判定施設:構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態<br>Ⅳ判定施設:構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態<br>都市整備課資料 | Ⅲ判定施設:<br>11<br>Ⅳ判定施設:<br>0<br>(令和2年度) | ↓ |
| 歩道の改良率                           | %  | 規格改良済み(バリアフリー化)の歩道延長÷歩道総延長×100   | 7.0<br>(令和3年度)                         | ↑ |

## 【展開方向2】持続可能な公共交通ネットワークの構築

### ＜目標＞

多くの住民が進んで活用できる持続可能で効率的な公共交通ネットワークの維持・確保を図ります。

### ＜手段＞

- 公共交通相互の連携とサービスの向上により、住民の移動利便性の増進を図ります。
- 地域の輸送手段を総動員し、様々な住民ニーズに対応する交通体系を形成します。
- 交通事業者との連携・協働のもと、住民の公共交通を活用する生活スタイルへの転換等を促進します。
- 民間事業者等との連携拡充により、基幹公共交通として既存の鉄道・路線バスのネットワーク及び利用者数の確保を図ります。

### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                                    | 単位  | 指標の説明又は出典元 | 現状値                     | めざす方向 |
|--|-----|------------|-------------------------|-------|
| 広陵元気号の1日平均利用者数                         | 人/日 | 企画政策課資料    | 84<br>(令和2年度)           | ↑     |
| 路線バスによる鉄道駅(五位堂駅、大和高田駅)までの平日の運行便数       | 本/日 | 奈良バスなび Web | 188<br>(平日)<br>(令和3年6月) | →     |
| コミュニティバス及び路線バスの大和高田駅接続便数               | 便   | 企画政策課資料    | 41<br>(令和2年度)           | →     |
| 民間バス路線の1日平均利用者数(真美ヶ丘線)                 | 人/日 | 企画政策課資料    | 3,445<br>(令和2年度)        | ↑     |
| 民間バス路線の1日平均利用者数(竹取公園東系統)               | 人/日 | 企画政策課資料    | 492<br>(令和2年度)          | ↑     |
| 町独自で実施する公共交通に関する普及啓発活動(モビリティ・マネジメント)回数 | 回   | 企画政策課資料    | 6<br>(令和3年度)            | ↑     |

|                                  |   |         |              |   |
|----------------------------------|---|---------|--------------|---|
| 交通事業者との連携・協働による公共交通の活用に向けた啓発活動回数 | 回 | 企画政策課資料 | 5<br>(令和3年度) | ↑ |
| バス利用促進に向けた民間事業者との連携数(累計)         | 件 | 企画政策課資料 | 4<br>(令和3年度) | ↑ |

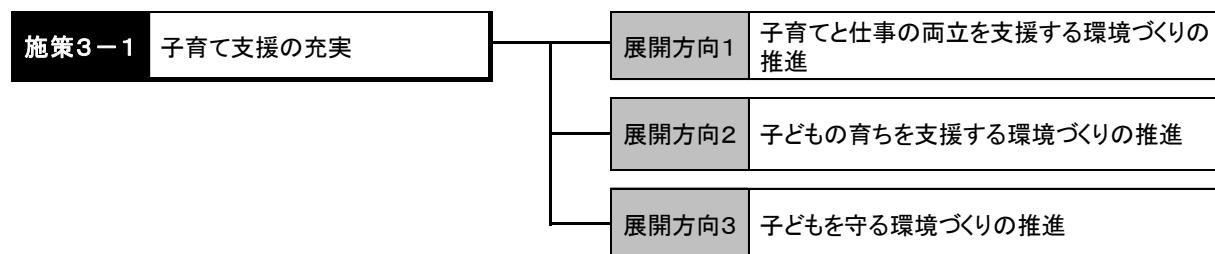
## 【基本目標3】次世代を担う子どもが輝けるまち

### 施策3-1 子育て支援の充実



#### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

子育て世帯が安心して子どもを生み育てられるとともに、子どもが安全・安心な環境のもと、心身ともに健やかに成長しているまちをめざします。



#### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名      | 単位 | 指標の説明又は出典元                               | 現状値                          | めざす方向 |
|----------|----|--|------------------------------|-------|
| 合計特殊出生率  | —  | 1人女性が生涯に出産する子どもの数の平均                     | 1.45<br>(平成25年から平成29年の5か年平均) | ↑     |
| 2号認定子ども数 | 人  | 満3歳以上で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子どもの数 | 715<br>(令和3年8月1日現在)          | ↑     |
| 3号認定子ども数 | 人  | 満3歳未満で保護者が「保育を必要とする事由」に該当し、保育を必要とする子どもの数 | 286<br>(令和3年8月1日現在)          | ↑     |
| 虐待相談児童数  | 人  | こども課資料                                   | 67<br>(令和3年8月1日現在)           | ↓     |

## ◆現状と主要課題

- 近年、本町の合計特殊出生率は、平成 15（2003）年から平成 19（2007）年の 1.26（5 年平均）に対し、平成 25（2013）年から平成 29（2017）年の 1.45 に上昇し、後者は県内 39 市町村の中で高い方から 6 番目の上位に位置しています。
- 平成 27（2015）年以降、就学前児童人口は増減を繰り返しながら 1,900 人から 1,930 人前後で推移している一方、認可保育所への入所児童数は、平成 31（2019）年 1 月 31 日現在では 917 人に上り、平成 26（2014）年の 829 人と比べて 88 人増加しています。
- 令和 3（2021）年 4 月 1 日現在、待機児童は発生していないものの、認可保育所の定員 817 人に対する実際の受け入れ数は 877 人と、定員を超える弾力的な受け入れを行っており、保護者が希望する保育施設に入所できない、年度途中の受け入れが困難となっているなど、潜在的な待機児童の存在が否定できない状況にあります。また、保育士や幼稚園教諭及び放課後子ども育成教室指導員といった人材面の確保も大きな課題となっています。
- 病児・病後児保育事業と一時預かり事業においては、年間の受け入れ可能人数がそれぞれ 960 人、18,930 人を確保しており、利用者数から見て充足しています。今後一層の制度の周知と利用者の利便性の向上を図り、利用者数の増加に努める必要があります。
- 令和 2（2020）年 3 月に策定した「広陵町子ども・子育て支援事業計画<sup>5,6</sup>（計画期間：令和 2（2020）年度から令和 6（2024）年度まで）」に先立って小学校就学前の保護者及び小学生児童の保護者を対象に実施したアンケート調査によると、子育てに不安や負担を感じている方がどちらも約 6 割を占め、その理由として、小学校就学前の保護者では「仕事と家事・子育ての両立」が 54.5% で最も高くなっています。
- 本町が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、妊娠期・出産期を含め、今後さらに多様化していくと見込まれる保育に対する保護者のニーズを十分に踏まえながら、各種子育て支援策の質的・量的な充実を図るとともに、保護者の不安感や負担感及び孤立感の解消に努める必要があります。

<sup>5,6</sup> 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5 年間の計画期間における「量の見込み」、「確保の内容」、「実施期間」などを記載した計画。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】子育てと仕事の両立を支援する環境づくりの推進

#### ＜目標＞

保護者の働き方の多様化に伴う保育需要の高まりに対応した保育サービスの充実を図ります。

#### ＜手段＞

- 待機児童の発生を防ぎ、すべての児童が希望する保育施設へ入所し、質の高い保育サービスを安定的に受けられるよう、保育施設の整備や保育士の確保等に取り組みます。
- 病気や回復期にある子どもを預かる病児・病後児保育や、保護者の多様化する就労形態に対応した一時預かり事業等の充実を図ります。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名              | 単位 | 指標の説明又は出典元                          | 現状値              | めざす方向 |
|------------------|----|-------------------------------------|------------------|-------|
| 保育士の職務に関する満足度    | %  | 人事評価「自己申告書」「会計年度任用職員任用基準」(こども園・保育園) | 令和4年度から実施        | ↑     |
| 認可保育所の待機児童数      | 人  | こども課資料                              | 0<br>(令和3年度)     | →     |
| 病児・病後児保育事業利用者数   | 人  | こども課資料                              | 58<br>(令和2年度)    | ↑     |
| 病児・病後児保育事業の実施箇所数 | 箇所 | こども課資料                              | 3<br>(令和3年度)     | ↑     |
| 一時預かり保育事業の利用者数   | 人  | こども課資料                              | 9,004<br>(令和2年度) | ↑     |
| 一時預かり保育事業の実施箇所数  | 箇所 | こども課資料                              | 11<br>(令和3年度)    | ↑     |
| 延長保育事業の実施箇所数     | 箇所 | こども課資料                              | 8<br>(令和3年度)     | ↑     |

## 【展開方向2】子どもの育ちを支援する環境づくりの推進

### ＜目標＞

子どもの育ちを第一とした質の高い教育・保育の提供と地域における子育て支援の充実を図ります。

### ＜手段＞

- 妊娠・出産・育児を切れ目なくサポートし、保護者に寄り添う支援をきめ細かに対応します。
- 子育て家庭の親子が気軽に集い・交流できる場を提供するとともに、育児に係る相談・支援や情報提供の充実を図ります。
- 「広陵町幼保一体化総合計画<sup>5 7</sup>」に基づき、町立幼稚園・保育園の認定こども園化を段階的に推進します。
- 小学校に在籍する1年生から6年生までのすべての児童を対象に、放課後や学校休業日における安全・安心な活動拠点（居場所）の提供やそれらの環境の向上を図ります。
- 子どもが安心して必要な医療を受けることができるよう、福祉医療制度による医療費の助成を継続します。

### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                                    | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値                     | めざす方向 |
|--|----|------------|-------------------------|-------|
| 「子育て支援の充実」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合 | %  | 住民アンケート調査  | 49.8<br>(令和2年度)         | ↑     |
| 認定こども園の整備箇所数                           | 箇所 | こども課資料     | 1<br>(令和3年4月<br>1日現在)   | ↑     |
| 放課後子ども育成教室の登録児童数                       | 人  | こども課資料     | 609<br>(令和3年4月<br>1日現在) | ↑     |
| 放課後子ども育成教室の待機率                         | %  | こども課資料     | 0<br>(令和3年度)            | →     |
| 地域子育て支援拠点の箇所数                          | 箇所 | こども課資料     | 3<br>(令和3年4月<br>1日現在)   | ↑     |

<sup>5 7</sup> 平成28（2016）年3月に策定。

### **【展開方向3】子どもを守る環境づくりの推進**

#### **<目標>**

発達に障がいをもつ子どもや虐待のおそれのある子どもなど、支援や配慮を必要とする子どもに対する継続的な支援を推進します。

#### **<手段>**

- 子どもの虐待の予防から早期発見、早期対応、地域でのケアを適切に行うため、虐待をはじめとする要保護児童の支援体制の充実を図ります。
- 発達に障がいをもち支援を必要とする子どもが、教育・保育施設における集団の中で安全・安心に過ごせる場を提供します。

#### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

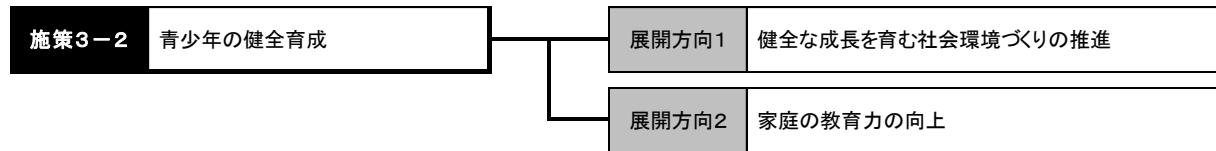
| 指標名   | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値            | めざす方向 |
|---|----|------------|----------------|-------|
| 児童虐待防止の啓発回数                                 | 回  | こども課資料     | 2<br>(令和2年度)   | ↑     |
| 公立教育・保育施設において障がい等により支援を必要とする児童等に対する加配教諭の充足率 | %  | こども課資料     | 100<br>(令和3年度) | →     |
| 要保護児童対策調整機関調整担当者研修の修了者数                     | 人  | こども課資料     | 1<br>(令和2年度)   | ↑     |

## 施策3-2 青少年の健全育成



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

将来のまちづくりの担い手となる子どもが、強い自覚と自信を持って明るく健やかに成長していくまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                                   | 単位 | 指標の説明又は出典元  | 現状値                             | めざす方向 |
|---------------------------------------|----|-------------|---------------------------------|-------|
| 「今住んでいる地域の行事に参加している」と答えた町内の小学生・中学生の割合 | %  | 全国学力・学習状況調査 | 小学校 27.1<br>中学校 12.2<br>(令和3年度) | ↑     |
| 「人の役に立つ人間になりたいと思う」と答えた小学生・中学生の割合      | %  | 全国学力・学習状況調査 | 小学校 83.1<br>中学校 78.1<br>(令和3年度) | ↑     |
| 青少年健全育成協議会の会員数                        | 人  | 生涯学習文化財課資料  | 55<br>(令和3年度)                   | →     |

### ◆現状と主要課題

○近年、全国的に地域コミュニティの希薄化や単身高齢者をはじめとする単独世帯の増加等を背景に、地域の中で子ども・若者同士や子ども・若者が地域住民と交流する機会が減少し、その結果として、子ども・若者が様々な体験や世代間交流を通じ、規範意識やコミュニケーション能力を身につける機会が少なくなっています。

○これまで本町では、青少年健全育成協議会等の関係団体、学校、地域、家庭が一体となって青少年犯罪の未然防止に努めてきました。

特に、毎月第3金曜日（奈良県青少年サポートデー）には、少年補導員による青色防犯パトロールカーによる町内巡視、また、青少年健全育成協議会による夏期における夜間合同巡視、町内の祭りやイベントにおける巡回指導等を継続して実施していますが、青少年を取り巻く状況はめまぐるしく変化しており、より多くの人が関わり、地域の全体での見守りとする必要があります。

○次代のまちづくりを担う子ども・若者が自立した個人として、また、他者とともに社会を築く主体として存分に活躍できるよう、今後も引き続き、関係団体、学校、地域、家庭との連携・協働により、地域社会の中で様々な体験や世代間交流を通じ、たくましく成長できる機会の創出を図る必要があります。

○全国的に生活様式の多様化等を背景に、家庭だけではなく、親子間においても十分なコミュニケーションを取る時間を十分に確保できないなど、家庭を取り巻く環境が変化している中、地域において保護者同士が家庭の教育力を高めることができるように、家庭教育学級（講座）等の充実に取り組む必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】健全な成長を育む社会環境づくりの推進

#### ＜目標＞

子ども・若者の健やかな成長と豊かな心を育むための社会環境づくりを推進します。

#### ＜手段＞

- 子ども・若者が地域社会の中で様々な活動や世代間交流、異年齢児交流等を体験できる機会の創出を図ります。
- 地域ぐるみで青少年犯罪を未然に防止するための活動を継続して推進します。
- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、住民の協力により、「子ども110番の家」の設置を推進します。
- 思春期における心身の健全な成長を促進するとともに、性や感染症予防に関する正しい知識や、未成年の喫煙や飲酒、薬物の危険性に関する知識を得るために学習機会を提供します。
- 住民一人ひとりの防犯意識の向上を図るために、地域主体の防犯活動を支援します。
- 学校との連携を行い、地域への愛着や誇りを醸成するとともに、次代を担う人づくりの一環として、子ども・若者の地域コミュニティに参画できる環境づくりを推進します。
- 二十歳の門出を祝う記念式典を開催し、参加した新成人を祝い励ますとともに、青少年のための健全な社会環境づくりの一翼を担う一人の成人としての自覚を促します。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                           | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値            | めざす方向 |
|-------------------------------|----|------------|----------------|-------|
| 世代間交流や異年齢児交流を行う主催事業数          | 件  | 生涯学習文化財課資料 | 0<br>(令和2年度)   | ↑     |
| 青少年犯罪を未然に防止するための巡回や小学校立哨の実施回数 | 回  | 生涯学習文化財課資料 | 18<br>(令和3年度)  | →     |
| 公民館の講座等を利用している子ども・若者の割合       | %  | 生涯学習文化財課資料 | 令和4年度<br>以降に把握 | ↑     |

|  |   |             |                                 |   |
|--|---|-------------|---------------------------------|---|
| 「携帯電話やスマートフォンの使い方について、家人の人と約束したことを守っている」と答えた小学生・中学生の割合 | % | 全国学力・学習状況調査 | 小学校 40.4<br>中学校 37.2<br>(令和3年度) | ↑ |
| 「子ども 110 番の家」の設置数(累計)(再掲)                              | 戸 | 安全安心課資料     | 526<br>(令和2年度)                  | ↑ |
| 地域見守りボランティア登録者数(累計)                                    | 人 | 安全安心課資料     | 49<br>(令和2年度)                   | ↑ |
| 町のことを考える小・中学生及び高校生へのワークショップの実施回数(累計)                   | 回 | 企画政策課資料     | 0<br>(令和2年度)                    | ↑ |
| 学校及び地域コミュニティ間ににおける連携数                                  | 件 | 生涯学習文化財課資料  | 6<br>(令和2年度)                    | ↑ |
| 「成人式に参加し、成人としての思いを新たにできた」と答えた成人の割合                     | % | 生涯学習文化財課資料  | 令和4年度<br>以降に把握                  | ↑ |

## 【展開方向 2】家庭の教育力向上

### ＜目標＞

子どもの健やかな成長の基礎となる家庭の教育力の向上を支援します。

### ＜手段＞

- P T A 等の社会教育団体と連携を図り、家庭教育に関する保護者の学習機会や情報提供の充実を図ります。
- 地域の中で子育てに悩む保護者に対する相談・支援体制の充実を図ります。

### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

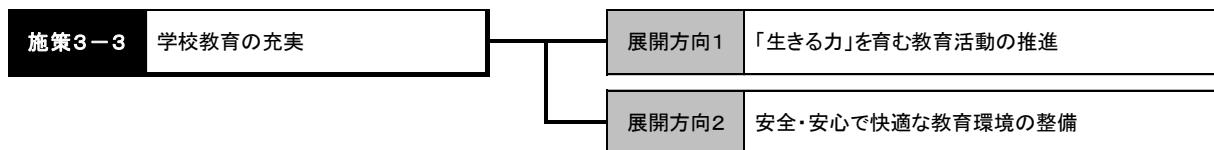
| 指標名              | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値            | めざす方向 |
|------------------|----|------------|----------------|-------|
| 家庭教育学級(講座)への参加者数 | 人  | 生涯学習文化財課資料 | 225<br>(令和元年度) | ↑     |
| 子育てに関する生涯学習の講座数  | 件  | 生涯学習文化財課資料 | 0<br>(令和2年度)   | ↑     |

### 施策3－3 学校教育の充実



#### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

次代の広陵町を担う児童・生徒たちが確かな学力、豊かな心、健やかな体からなる「生きる力」を着実に身につけ、未来をたくましく切り拓いていくことができるまちをめざします。



#### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                                   | 単位 | 指標の説明又は出典元  | 現状値             | めざす方向 |
|---------------------------------------|----|-------------|-----------------|-------|
| 「学校に行くのが楽しい」と答えた小学生の割合                | %  | 全国学力・学習状況調査 | 82.8<br>(令和3年度) | ↑     |
| 「学校に行くのが楽しい」と答えた中学生の割合                | %  | 全国学力・学習状況調査 | 75.6<br>(令和3年度) | ↑     |
| 「学校教育の充実」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合 | %  | 住民アンケート調査   | 45.9<br>(令和2年度) | ↑     |
| 学校内での事故件数                             | 件  | 教育総務課資料     | 193<br>(令和2年度)  | ↓     |

#### ◆現状と主要課題

○令和2（2020）年度から順次実施されている新学習指導要領<sup>5.8</sup>では、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、社会と連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を図り、その上で知・徳・体からなる「生きる力」を育むために、主体的・対話的で深い学び

<sup>5.8</sup> 子どもが全国どこにいても一定水準の教育を受けられるようにするために、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法等に基づいて定めるもの。

の視点からの授業改善やカリキュラム・マネジメント<sup>59</sup>の充実を通して、これから時代に求められる資質・能力を一層確実に育むことをめざすとしています。

○本町では、令和4（2022）年4月、町がめざすべき教育の理念を示すものであり、これに基づき教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の取組方針を定めた「広陵町教育大綱」を改訂しています。同大綱では、「輝く未来のために ともに学び つながり合う いい人づくり」を教育理念に掲げています。

○グローバル化や情報化の進展など、教育を取り巻く環境の変化に対応しながら、教育の根幹をなす「生きる力」を育むための教育活動を強化するとともに、町固有の自然や歴史、産業、畿央大学等の地域の人的・物的資源を積極的に活用し、保護者や地域の人々等を巻き込んだカリキュラム・マネジメントの確立に努める必要があります。

○地域とともにある学校づくりのため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）<sup>60</sup>を町内小・中学校全校に設置し、子どもの豊かな成長を支えています。

○令和3（2021）年5月1日現在、町内には小学校5校、中学校2校の計7校を設置していますが、これらのうち6校は築後30年以上が経過し、老朽化しています。また、近年、小学校の児童数は減少傾向、中学校の生徒数は横ばい傾向で推移していますが、どちらも学校教育法規則に基づく標準学級数（小・中学校ともに12学級から18学級）は満たしている状況にあります。

○今後も引き続き、安全・安心で快適な教育環境の維持・確保を図るため、将来的な児童・生徒数の動向を適切に見極めながら、各学校施設の老朽化の度合いに応じた改修や設備機器の更新、校区割の変更等に取り組む必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】「生きる力」を育む教育活動の推進

#### ＜目標＞

児童・生徒がこれから時代に求められる資質・能力を着実に身につけ、自ら未来を切り拓いていくよう、教育の根幹をなす知・徳・体を育む教育の充実を図ります。

#### ＜手段＞

- 就学前から義務教育9年間を見通した学びの連続性を確保するため、保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校の連携教育を推進します。
- ＩＣＴを活用した教育や外国語教育など、時代の変化や新たなニーズに対応した教育を推進します。
- 児童・生徒が地域に対して強い愛着と誇りを持つことができるよう、町固有の地域資源を積極的に活用した教育を推進します。
- 児童・生徒が学ぶ喜び、わかる喜びを実感でき、不登校の未然防止にも結びつくよう、魅力ある授業づくりを推進します。

<sup>59</sup> 教育課程に基づき、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

<sup>60</sup> 学校と保護者や地域の皆さんとがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地行法第47条の5）に基づいた仕組み。

- 学校給食を通じた食育により、児童・生徒が正しい食事のあり方や楽しい食事とはどのような食事であるのかなどを理解し、健康の保持・増進に活かせるようにします。
- 家庭と学校の双方が密に連携・協働して、児童・生徒の健やかな成長を見守ることができるよう、学校の対話力及び情報発信力の強化を図ります。
- 多様な人々の関わりの中で、誰一人取り残さない学びを支えるため、特別支援教育等を充実させるとともに、学びと子育てへの支援を推進します。
- コミュニティ・スクールの充実を図り、地域とともに、子どもの豊かな成長を支えていきます。
- 不登校やいじめの未然防止、早期発見・早期解決を推進するため、家庭や関係機関との連携・協働のもと、学校内における相談・指導体制の充実を図ります。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名                         | 単位 | 指標の説明又は出典元   | 現状値                             | めざす方向 |
|-----------------------------|----|--|---------------------------------|-------|
| プレ幼稚園と併せた小・中学校のオープンスクール開催校数 | 校  | 教育総務課資料  | 0<br>(令和2年度)                    | ↑     |
| 学習意欲に関する項目に肯定的に回答する児童・生徒の割合 | %  | 全国学力・学習状況調査<br>・設問「授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいましたか。」より | 小学校:73.5<br>中学校:80.0<br>(令和3年度) | ↑     |
| 地域ボランティアが授業や学校行事に参加した回数     | 回  | 「学校・地域パートナーシップ事業」実施報告書                                     | 65<br>(令和元年度)                   | ↑     |
| 不登校児童・生徒の割合                 | %  | 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査                                  | 小学校:0.85<br>中学校:3.87<br>(令和2年度) | ↓     |
| いじめの解消率                     | %  | 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸課題に関する調査                                  | 小学校:81.2<br>中学校:83.3<br>(令和2年度) | ↑     |
| 中学校における残食率                  | %  | 給食センター協議会資料  | 2校平均<br>14.4<br>(令和2年度)         | ↓     |

## **【展開方向 2】安全・安心で快適な教育環境の整備**

### **<目標>**

児童・生徒がより安全・安心な環境のもと、快適で充実した学校生活を送ることができ るよう教育環境の整備を推進します。

### **<手段>**

- 各小学校の適正規模を維持できるよう、校区割の変更や校区選択制の導入等の検討に取り組みます。
- 学校、保護者、地域住民、道路管理者及び警察等との連携・協働により、通学路の交通安全の確保を図ります。
- トイレの洋式化を引き続き実施し、「広陵町公共施設長寿命化(保全)計画」に基づき、D判定の施設を早急に修繕するとともに、予防保全の観点から、適切な維持管理を実施します。
- 高速大容量の通信ネットワークや校務用情報端末など、ＩＣＴを活用した教育環境の整備を推進します。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名  | 単位 | 指標の説明又は出典元  | 現状値             | めざす方向 |
|--|----|---|-----------------|-------|
| 「広陵町公共施設長寿命化(保全)計画」劣化状況評価における劣化状況D判定の学校教育施設数 | 施設 | 広陵町公共施設長寿命化(保全)計画<br>ランク D: 早急に対応する必要がある施設、経過年数に 関わらず著しい劣化事象がある施設 | 1<br>(令和3年度)    | ↓     |
| 校務用コンピュータ1台当たりの教員数                           | 人  | 教育総務課資料   | 2.73<br>(令和3年度) | ↓     |

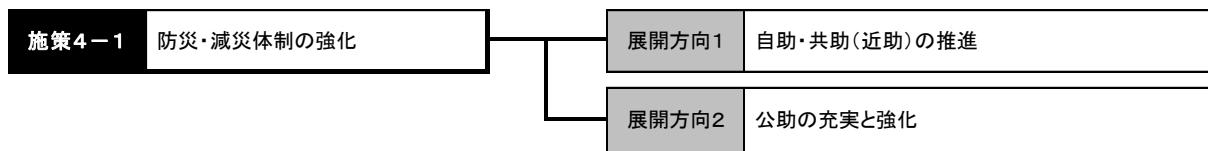
## 【基本目標4】誰もが安全・安心して暮らせる充実したまち

### 施策4-1 防災・減災体制の強化



#### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

いつどこで起きるのか分からない災害に対し、地域における防災力を高め、住民が安全・安心に暮らせる災害に強いまちをめざします。



#### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名         | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値          | めざす方向 |
|-------------|----|------------|--------------|-------|
| 自然災害による死傷者数 | 人  | 安全安心課資料    | 0<br>(令和2年度) | →     |

#### ◆現状と主要課題

○内閣府の「令和3年版防災白書」によると、近年、世界中で気象災害が頻発するなど気候変動が現実のものとなっており、我が国においても、平成29（2017）年7月の九州北部豪雨、平成30（2018）年の7月豪雨、令和元（2019）年の東日本台風など、気象災害による激甚な洪水氾濫、土砂災害が頻発しているとされています。

○同白書では、今後も気候変動により、大雨や洪水の発生頻度が増加するという予測のもと、これまでの想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる時代に入ったことを認識する必要があるとされています。

○本町は、平成19（2007）年から地域に根ざした防災を推進していくため、「災害に強い人づくり」、「災害に強い組織づくり」、「災害に強い地域づくり」の3つの柱を立て、積極的な防災対策に取り組んできました。

○平成30（2018）年には、住民、自主防災組織、防災士ネットワーク、事業者及び福祉施設の役割と行政の責務を明らかにし、地域の防災力の向上を図り、全ての方が安全・安心して暮らせる災害に強いまちの実現に寄与することを目的に「広陵町地域防災活動推進条例」を制定しています。

○近年、全国的にこれまでの想定を大きく上回る災害外力（災害を引き起こす力）の高まりが顕在化している中、特に大規模災害の発生時には、行政自らも被災し、人・物・情報など利用できる資源に強い制約を受けるおそれがあります。

○そのため、行政、消防及び警察等の公的機関が取り組む「公助」に加え、住民が地域の災害リスクを正しく認識し、事前の備えや発災時には隣近所で助け合うなど、「自助」、「共助（近助）」に根ざした地域防災活動をより積極的に後押しする必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】自助・共助（近助）の推進

#### ＜目標＞

災害の被害を最小限に食い止められるよう、住民一人ひとりが主体的に適切な行動を取り、互いに協力して助け合う、地域主体の防災活動の充実を図ります。

#### ＜手段＞

- 自助・共助（近助）による日頃の備えの強化に結びつくよう、余裕をもって安全に避難するためのマイタイムラインや自助・共助（近助）の必要性の普及啓発を推進します。
- 高齢者や障がいのある方など、避難行動や避難所等での生活が困難な「避難行動要支援者（災害時要援護者）」が、災害時に適切な支援を受けられるよう、関係者との協力体制の構築に取り組みます。
- 地域の防災力を効果的・効率的に高められるよう、住民の防災訓練への参加の促進、自主防災組織に対する支援の充実、防災リーダーの育成等を図ります。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                                   | 単位 | 指標の説明又は出典元         | 現状値              | めざす方向 |
|---------------------------------------|----|--------------------|------------------|-------|
| 自助・共助（近助）の必要性に関する普及啓発の回数              | 回  | 安全安心課資料            | 1<br>(令和2年度)     | ↑     |
| 避難行動要支援者名簿（同意者名簿）の登載者のうち、個別支援計画書の完成割合 | %  | 安全安心課資料            | 43.8<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 防災訓練や避難訓練の実施回数                        | 回  | 安全安心課資料            | 5<br>(令和元年度)     | ↑     |
| 防災訓練への参加者数                            | 人  | 安全安心課資料            | 約 800<br>(令和元年度) | ↑     |
| 自主防災組織への補助件数                          | 件  | 安全安心課資料（活動・資機材含む。） | 24<br>(令和2年度)    | ↑     |
| 広陵町防災士ネットワーク会員数                       | 人  | 安全安心課資料            | 163<br>(令和2年度)   | ↑     |

## **【展開方向 2】公助の充実と強化**

### **<目標>**

災害に対する的確な対応と迅速な復旧ができる体制づくりを推進します。

### **<手段>**

- 県や周辺自治体等との連携・協力のもと、治水・排水体制の充実を図ります。
- 応急復旧に必要な資機材の不足等を補えるよう、災害時相互応援協定の締結を推進します。
- 発災時に迅速かつ的確に情報を収集・伝達するための情報連絡体制の強化を図ります。
- 消防水利施設の適切な維持管理や消防団員の確保等により、消防力の維持・確保に努めます。
- 旧耐震基準により建築された既存住宅の所有者に対し、耐震化の必要性及び行政の取組みを説明し、耐震化の促進に結びつけます。
- 上水道や下水道等のライフラインの耐震性能の向上を図ります。
- 新型コロナウイルス感染症や今後新たに発生する感染症の影響にも配慮しつつ、食料・飲料水や衛生用品等の緊急物資の計画的な備蓄を推進します。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

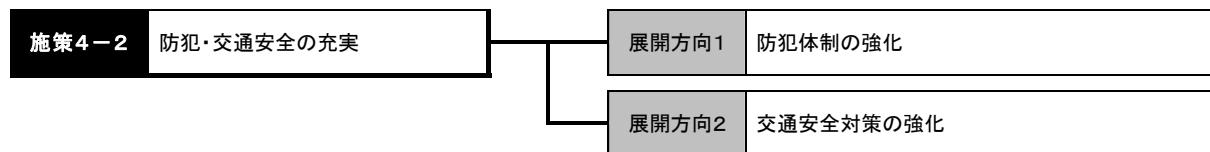
| 指標名                   | 単位 | 指標の説明又は出典元                                  | 現状値             | めざす方向 |
|-----------------------|----|---|-----------------|-------|
| 雨水貯留施設の整備進捗率          | %  | 馬見川、古寺川、広瀬川における調整池の整備率                      | 0<br>(令和2年度)    | ↑     |
| 災害時相互応援協定の締結数(累計)     | 件  | 安全安心課資料                                     | 80<br>(令和2年度)   | ↑     |
| 災害時相互応援協定の締結団体との訓練実施率 | %  | 安全安心課資料                                     | 7<br>(令和2年度)    | ↑     |
| 消防団員の定員充足率            | %  | 実際の団員数÷条例定数<br>130 人実際の団員数 × 100            | 88.5<br>(令和2年度) | ↑     |
| 住宅ストックの耐震化率           | %  | 居住世帯のある総住宅ストックのうち、新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率 | 90.8<br>(令和2年度) | ↑     |
| 水道配水管の耐震化率(再掲)        | %  | 耐震化した配水管延長 ÷ 町全体の配水管延長 × 100                | 3.9<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 下水道管渠の老朽化率(再掲)        | %  | 法定耐用年数を超えた管渠延長 ÷ 町全体の管渠延長 × 100             | 0<br>(令和2年度)    | →     |
| 下水道管渠の改善率(再掲)         | %  | 更新した管渠延長 ÷ 町全体の管渠延長 × 100                   | 0<br>(令和2年度)    | ↑     |
| 防災倉庫の設置件数             | 件  | 安全安心課資料                                     | 40<br>(令和2年度)   | ↑     |
| 備蓄庫整備率(避難所)           | %  | 安全安心課資料                                     | 56.0<br>(令和2年度) | ↑     |

## 施策4-2 防犯・交通安全の充実



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

住民が交通事故や犯罪、消費者トラブルに遭わずに安全・安心して暮らせるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名             | 単位   | 指標の説明又は出典元 | 現状値                             | めざす方向 |
|-----------------|------|------------|---------------------------------|-------|
| 刑法犯認知件数         | 件    | 奈良県警察本部 HP | 78<br>(令和2年)                    | ↓     |
| 特殊詐欺の被害件数と被害額   | 件・千円 | 奈良県警察本部 HP | 件数:1<br>被害額:<br>約 160<br>(令和2年) | ↓     |
| 人身交通事故の死亡者・負傷者数 | 人    | 奈良県警察本部 HP | 死亡:2<br>負傷:90<br>(令和2年)         | ↓     |

### ◆現状と主要課題

#### 【防 犯】

○近年、本町の刑法犯認知件数は概ね減少基調で推移しており、令和2（2020）年では78件、過去5年間で最も多かった平成26（2014）年の116件と比べて減少しています。その内訳をみると、総数に占める割合が大きい窃盗が平成26（2014）年の106件から令和2（2020）年の33件に激減しているのが目立ちます。

○警察庁の「令和2年版警察白書」によると、刑法犯認知件数に占める65歳以上の高齢者の被害件数の割合は、平成21（2009）年以降、一貫して増え続け、令和元（2019）年では12.3%となっているほか、特殊詐欺の被害者の内、高齢者が約8割を占めています。

○消費者庁の「令和3年版消費者白書」によると、平成23（2011）年以降、65歳以上の高齢者の消費生活相談件数は、平成30（2018）年に約35.8万件とピークに達し、その後は減少傾向に転じているものの、依然として高い水準にあるとされています。

## 【交通安全】

- 近年、本町の交通事故の発生件数は、平成26（2014）年の164件をピークに一貫して前年を下回る傾向が続いており、令和2（2020）年では78件、対平成26（2014）年比で約5割（47.6%）と半減しています。
- 平成27（2015）年以降、本町で高齢者が加害者となった交通事故の割合は、平成30（2018）年の26%から令和元（2019）年の17%、また、被害者となった交通事故の割合は、平成28（2016）年の24%から令和元（2019）年の15%といずれも低下しているものの、交通事故による死者数のうち、高齢者が占める割合は年々上昇傾向で推移しています。
- 今後、高齢化の進展を背景に、65歳以上の高齢者の方が交通事故や犯罪、消費者トラブルに巻き込まれるリスクが高まっていくことが大いに懸念される中、住民に身近な場所で発生する犯罪等を未然に防止するため、住民一人ひとりが常日頃からの防犯及び交通安全等に係る意識啓発に努める必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】防犯体制の強化

#### ＜目標＞

地域ぐるみで犯罪を未然に防止するための環境づくりを推進します。

#### ＜手段＞

- 住民一人ひとりの防犯意識の向上を図るために、地域主体の防犯活動を支援します。
- 地域との連携・協働により、防犯灯や防犯カメラの設置など防犯に配慮した環境づくりを推進します。
- 警察や各種関係団体と連携しながら、特殊詐欺等の犯罪被害に遭わないための注意喚起・普及啓発の強化を図ります。
- 子どもや高齢者の位置情報の把握による見守りなど、ICTを活用した犯罪の抑止・予防対策を検討します。
- 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、住民の協力による「子ども110番の家」の設置を推進します。
- 奈良県警察による情報配信システム（ナポくんメール）の活用促進等により、住民への犯罪発生情報や防犯関連情報の迅速な提供に取り組みます。
- 消費生活に関する安全・安心の確保のため、引き続き香芝市と共同で開設している消費相談窓口を継続運営するとともに、消費者トラブルへの未然防止につながるよう消費生活に関する事例情報を発信します。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名                       | 単位 | 指標の説明又は出典元   | 現状値            | めざす方向 |
|---------------------------|----|--------------|----------------|-------|
| 地域見守りボランティア登録者数(累計)(再掲)   | 人  | 安全安心課資料      | 49<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 町の補助により設置された防犯カメラの台数(累計)  | 台  | 町及び区・自治会設置件数 | 41<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 特殊詐欺等に関する啓発活動回数           | 回  | 安全安心課資料      | 6<br>(令和元年度)   | ↑     |
| 「子ども 110 番の家」の設置数(累計)(再掲) | 戸  | 安全安心課資料      | 526<br>(令和2年度) | ↑     |
| 消費生活トラブルに関する公表事例数         | 件  | 地域振興課資料      | 44<br>(令和2年度)  | ↑     |

**【展開方向 2】交通安全対策の強化**

**<目標>**

交通安全意識の向上と交通安全対策の充実を図ります。

**<手段>**

- 子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた体系的な交通安全教育・普及啓発活動を推進します。
- 学校、保護者、地域住民、道路管理者及び警察等との連携・協働により、通学路の交通安全の確保を図ります。
- 高齢者が加害者となる交通事故の未然防止に向け、運転に不安を感じる高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進するとともに、その推進に向け、広陵町地域公共交通活性化協議会において本町の公共交通網を構築します。
- 計画的に交差点の改良、道路反射鏡（カーブミラー）や道路標識の新設・補修、路面標示等による交通安全施設の充実を図ります。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

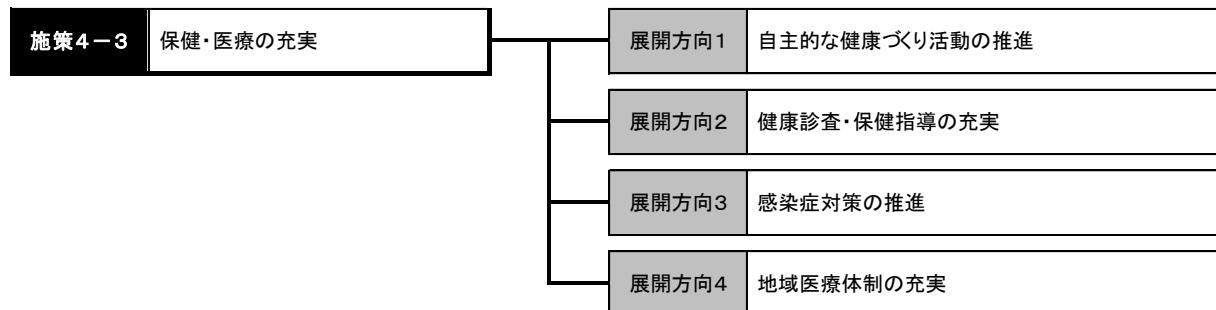
| 指標名                          | 単位 | 指標の説明又は出典元            | 現状値            | めざす方向 |
|------------------------------|----|-----------------------|----------------|-------|
| 交通安全教室の実施件数                  | 件  | 町内で開催した交通安全教室数        | 52<br>(令和元年度)  | ↑     |
| 高齢者運転免許自主返納者支援事業申請者数(累計)(再掲) | 人  | 運転免許証を返納し、補助制度を申請した人数 | 157<br>(令和2年度) | ↑     |
| 町が実施する交通安全施設の対策数             | 件  | カーブミラーの新設・移設・撤去・修繕数   | 26<br>(令和2年度)  | →     |

## 施策4-3 保健・医療の充実



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

住民自らが積極的に健康づくりに取組み、生涯にわたって元気でいきいきと暮らせるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名             | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値                             | めざす方向 |
|-----------------|----|------------|---------------------------------|-------|
| 健康寿命(65歳平均自立期間) | 年  | 奈良県資料      | 男性:83.19<br>女性:85.43<br>(平成30年) | ↑     |
| 平均寿命            | 年  | 奈良県資料      | 男性:84.91<br>女性:89.40<br>(平成30年) | ↑     |

### ◆現状と主要課題

#### 【保 健】

- 奈良県健康福祉部の資料によると、65歳平均自立期間で算出した健康寿命について、本町は男性が83.19歳、女性が85.43歳であり、本町を含めた比較10市町の中では、高い方から男性が8番目、女性は9番目と低位に位置しています。
- 平成25（2013）年度以降、本町の各種がん検診の受診率は、概ね増加傾向で推移しているものの、胃がん・肺がん・大腸がん検診は平成25（2013）年度は7.0%から平成27（2015）年度が16.0%、乳がん・子宮頸がん検診は平成25（2013）年度は16.7%から平成29（2017）年度が23.9%といずれも比較的低い水準にとどまっています。

- 今後、高齢化の進展等に伴い、健康寿命の延伸を図ることがますます重要になっていくと見込まれる中、「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、住民が日頃から健康の大切さを認識し、自らの心と体の健康づくりに責任を持って取り組むことができるよう、乳幼児から高齢者に至るまで住民のライフステージに応じた健康の保持・増進に資する取組みの充実を図る必要があります。
- 疾病の予防及び早期発見・早期治療を促進するため、予防接種の接種率や各種健康診査・検診の受診率の向上に努める必要があります。また、近年、全国的に核家族化の進展や地域のつながりの希薄化等を背景に、妊娠・出産・子育てに対して不安感や孤立感を持つ保護者の增加が懸念されている中、母子保健の充実を図る必要があります。

## 【医 療】

- 新型コロナウイルスへの対応を踏まえた感染症の感染拡大の防止や、住民が各自の疾病やケガの状況に応じた適切な医療を安定的に受けられるよう、地域医療機関との連携・協力体制を強化する必要があります。

### ◆施策の展開方向

#### 【展開方向 1】自主的な健康づくり活動の推進

##### ＜目標＞

より多くの住民が自らの健康に対して強い関心を持ち、自主的・自発的な健康づくり活動に取り組めるよう支援の充実を図ります。

##### ＜手段＞

- 生活習慣病、喫煙や受動喫煙など、住民が健康に関する正しい知識を持てるよう、がん予防推進員<sup>6.1</sup>と協働で、情報提供や啓発活動を推進します。
- 地域巡回型健康教室「広陵元気塾」の実施等を通じ、地域ぐるみで取り組む健康づくり活動を支援します。

##### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名          | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値              | めざす方向 |
|--------------|----|------------|------------------|-------|
| がん予防推進員の活動回数 | 回  | けんこう推進課資料  | 14<br>(令和元年度)    | ↑     |
| 広陵元気塾の参加者数   | 人  | けんこう推進課資料  | 1,814<br>(令和元年度) | ↑     |

<sup>6.1</sup> 住民のがん予防に対する気運を高め、がん検診受診率の向上、死亡者数の減少につなげるため、がん検診の受診勧奨やがん予防に関する情報発信を、ボランティアで地域や職場で行っていただく方。

## **【展開方向 2】健康診査・保健指導の充実**

### **＜目標＞**

住民が適切に健康の保持・増進を図ることができるよう、これを支える環境を整えます。

### **＜手段＞**

- 妊娠期から子育て期に至るまで母子の健康の保持・増進を切れ目なく支援するため、関係機関との連携・協力体制を強化します。
- 乳幼児の健やかな成長を支援するため、乳幼児健診を充実させる体制づくりを推進します。
- 妊娠期から子育て期に至るまで母子が健康を保持・増進できるよう、妊娠期からの相談や新生児訪問等の取組みを推進します。
- 生活習慣病の予防のため、特定健康診査<sup>6 2</sup>の受診率及び特定保健指導<sup>6 3</sup>の利用率の向上に向けた取組みを推進します。
- 疾病の予防及び早期発見・早期治療につなげるため、各種健康診査・検診の充実や受診しやすい体制づくりを推進します。

### **＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞**

| 指標名  | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値   | めざす方向 |
|--|----|------------|---|-------|
| 4か月児健診の問診表で「産後、退院してからの1か月程度、助産師や保健師等からの指導・ケアは十分に受けたことができましたか」の項目で、「はい」と答えた人の割合 | %  | けんこう推進課資料  | 86.3<br>(令和2年度)                             | ↑     |
| 1歳6か月児・3歳6か月児健診の問診票で「この地域で、今後も子育てをしてきてください。」の項目で「そう思う」と答えた人の割合                 | %  | けんこう推進課資料  | 1歳6か月児健診: 78.0<br>3歳6か月児健診: 74.5<br>(令和2年度) | ↑     |
| 新生児訪問応答率   | %  | けんこう推進課資料  | 98.0<br>(令和2年度)                             | ↑     |
| 1歳6か月児健診受診率  | %  | けんこう推進課資料  | 98.0<br>(令和2年度)                             | ↑     |
| 3歳6か月児健診受診率  | %  | けんこう推進課資料  | 98.5<br>(令和2年度)                             | ↑     |

<sup>6 2</sup> 生活習慣病の発症や重症化の予防のため、40歳から74歳までの人を対象に、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査。

<sup>6 3</sup> 特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対し、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すための支援を行うこと。

|                  |   |           |                                  |   |
|------------------|---|-----------|----------------------------------|---|
| 不妊治療補助金の支給件数     | 件 | けんこう推進課資料 | 令和4年度<br>以降に設定<br>*令和3年度<br>から実施 | ↑ |
| 町が主催する特定健診新規受診者数 | 人 | けんこう推進課資料 | 令和4年度<br>に把握                     | ↑ |
| がん検診受診率          | % | けんこう推進課資料 | 男性:30.1<br>女性:56.9<br>(平成27年度)   | ↑ |
| 特定保健指導利用率        | % | けんこう推進課資料 | 19.7<br>(平成30年度)                 | ↑ |

### 【展開方向3】感染症対策の推進

#### ＜目標＞

感染症の感染拡大予防やまん延を防止するための取組みを強化します。

#### ＜手段＞

- 保護者が予防接種の必要性を理解し、子どもが予防接種を受けることができるよう受診勧奨を行います。
- 県や医療機関との連携・協力のもと、必要な対策を迅速に講じるための危機管理体制を強化します。
- 住民に対して感染症の予防や対処方法に関する情報提供の充実を図ります。
- 新たな感染症の発生時等の緊急、不足の事態にも対応可能な予防接種体制の構築をめざします。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                                       | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値             | めざす方向 |
|---|----|------------|-----------------|-------|
| MR(麻しん・風しん)2期<br>(小学校就学前1年間)<br>対象者の予防接種率 | %  | けんこう推進課資料  | 96.2<br>(令和2年度) | ↑     |
| 関係医療機関等の連携確保数                             | 箇所 | けんこう推進課資料  | 19<br>(令和2年度)   | →     |
| 感染症の予防に関する情報提供回数                          | 回  | けんこう推進課資料  | 8<br>(令和2年度)    | ↑     |

## **【展開方向 4】地域医療体制の充実**

---

### **<目標>**

住民が必要な時に必要な医療を受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。

### **<手段>**

- 町外を含めた医療機関との連携・協力のもと、救急医療体制の強化を図ります。
- 住民が各自の疾病やケガの状況に応じ、より的確な医療を受けることができるよう、情報提供の充実を図ります。
- 住民の日々の健康管理に対する意識向上や医療機関の適正な受診を促進するため、かかりつけ医の普及・定着に努めます。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

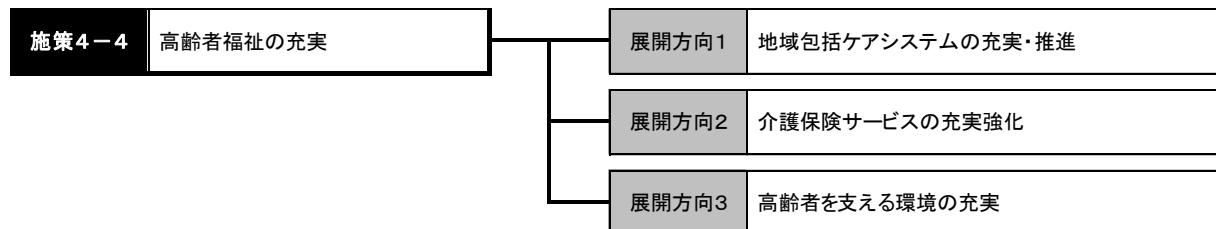
| 指標名                   | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値        | めざす方向 |
|-----------------------|----|------------|------------|-------|
| 必要な時に必要な医療を受けている住民の割合 | %  | 住民アンケート調査  | 令和4年度以降に把握 | ↑     |
| かかりつけ医を持っている住民の割合     | %  | 住民アンケート調査  | 令和4年度以降に把握 | ↑     |

## 施策4-4 高齢者福祉の充実



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも、自分らしく、安心して、豊かな生活を送っているまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                        | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値                   | めざす方向 |
|----------------------------|----|------------|-----------------------|-------|
| 認定者数における中重度(要介護3. 4. 5)の割合 | %  | 介護福祉課資料    | 43.6<br>(令和2年度)       | →     |
| 要介護・要支援認定者に占める認知症高齢者の割合    | %  | 介護福祉課資料    | 84.4<br>(令和元年11月1日現在) | →     |

### ◆現状と主要課題

○内閣府の「令和3年版高齢社会白書」によると、我が国の老人人口（65歳以上）は、昭和25（1950）年には総人口の5%に満たなかったものの、昭和45（1970）年に7%を超え、さらに平成6（1994）年には14%を超えていました。高齢化率はその後も上昇を続け、令和2（2020）年10月1日現在で28.8%に達しています。

○近年、本町の老人人口の増加幅は拡大傾向で推移しており、平成12（2000）年から平成17（2005）年の863人増から平成27（2015）年から令和2（2020）年の1,239人増となっています。また、75歳以上の高齢者人口は、平成12（2000）年の1,699人から令和2（2020）年の4,200人と約2.5倍（2,501人増）増加しています。

○このような状況の中、近年、要介護・要支援認定者数も概ね増加傾向が続いています。令和2（2020）年度の要介護・要支援認定者数は1,501人であり、令和元（2019）年度の1,386人と比べて115人増加しています。

○全国的に昭和22（1947）年から昭和24（1949）年頃の第1次ベビーブーム世代に生まれた「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年以降、医療や介護に対する需要がさらに増加すると見込まれる中、国は令和7（2025）年を目途に、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護、介護予防、生活支援、住まい、医療の5つを一体化して提供する「地域包括ケアシステム」の構築を実現するとしています。

○本町においても、国の動きと歩調を合わせ、高齢者が要介護状態になった場合でも、住み慣れた地域や家庭の中で最期まで自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図っていくことが極めて重要な政策課題となっています。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】地域包括ケアシステムの充実・推進

#### ＜目標＞

高齢者が住み慣れた地域や家庭の中で、安定した在宅生活を継続できる基盤づくりを推進します。

#### ＜手段＞

- 介護保険のような公的サービス（フォーマルサービス）だけでなく地域住民による見守りや支援（インフォーマルサービス）が増えるよう、担い手づくり講座の参加者を増やす取組みを進めます。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、町及び地域包括支援センターが中心となって、多職種・他機関と連携を図る場である地域ケア会議において、地域課題や社会資源の発掘を目的に検討する事例を増加させます。
- 介護予防リーダーの養成等を通じ、住民の自助（自ら元気になろうとする取組み）と互助（お互いの関係性により元気になる取組み）に根ざした介護予防活動の普及啓発を図ります。
- 軽度者に対して、自立した生活が送れるよう短期集中予防サービスを実施します。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                                | 単位 | 指標の説明又は出典元  | 現状値            | めざす方向 |
|------------------------------------|----|---|----------------|-------|
| 「通いの場 <sup>6.4</sup> 」への実参加者数      | 人  | 介護福祉課資料   | 519<br>(令和2年度) | ↑     |
| 地域ケア会議において、地域課題や社会資源の発掘を目的に検討する事例数 | 件  | 介護福祉課資料   | 76<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 短期集中予防サービスの利用者数                    | 人  | 要支援に認定された方や生活機能の低下がみられる方（事業対象者）を対象とした「介護予防・生活支援サービス事業」の利用者数 | 5<br>(令和2年度)   | ↑     |

<sup>6.4</sup> 住民同士が地域の集会所などで気軽に集う介護予防の拠点。自分達で活動内容を決め、ふれあいを通して「いきがいづくり」「仲間づくり」など、活動と社会参加の場もある。

|                |   |         |               |   |
|----------------|---|---------|---------------|---|
| 介護予防リーダーの実活動者数 | 人 | 介護福祉課資料 | 65<br>(令和2年度) | ↑ |
|----------------|---|---------|---------------|---|

## 【展開方向 2】介護保険サービスの充実強化

### <目標>

介護サービスの質の維持・向上と介護保険事業の適正な運用を図ります。

### <手段>

- サービス提供事業者との連携・協力のもと、必要なサービス量の確保及び質の向上に努めます。
- 専門職に限らず、地域の多様な団体・住民等が介護の支え手となれるよう、住民主体の協議体である「広陵ささえ愛」の支援を行います。
- 運動機能等が低下し、日常生活における家事等に支援が必要となった高齢者に対し、再び自分で日常生活を送れるようになるための機能訓練や生活援助等を提供する「自立支援型ケアマネジメント」を推進します。

### <展開方向の進捗状況を測定するための指標>

| 指標名                         | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値           | めざす方向 |
|-----------------------------|----|------------|---------------|-------|
| ケアプラン点検 <sup>65</sup> の実施件数 | 件  | 介護福祉課資料    | 76<br>(令和2年度) | ↑     |
| 「広陵ささえ愛」の勉強会開催回数            | 回  | 介護福祉課資料    | 2<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 地域ケア会議の開催回数                 | 回  | 介護福祉課資料    | 23<br>(令和2年度) | ↑     |

<sup>65</sup> 介護を必要とする高齢者等の尊厳ある自立支援を目的として、要介護高齢者等の心身の状況等に応じた適切なケアプランが作成されているかを確認、助言及び指導すること。

### **【展開方向3】高齢者を支える環境の充実**

#### **<目標>**

高齢者一人ひとりが、地域の中で自立していきいきと暮らし続けられる環境づくりを推進します。

#### **<手段>**

- 高齢者が地域社会の一員として、生涯にわたっていきいきと活躍できるよう、就業や社会参加の機会の充実を図ります。
- 見守り、外出支援、買い物・調理・掃除等の家事支援など、高齢者の日常生活を支援する各種サービスの提供に向けて、仕組みやネットワークづくりに取り組みます。
- 高齢者が日常生活の中で、お互いにふれあい、交流できる場や機会の充実を図ります。
- 重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活ができる人が増えるような取組みを推進します。

#### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

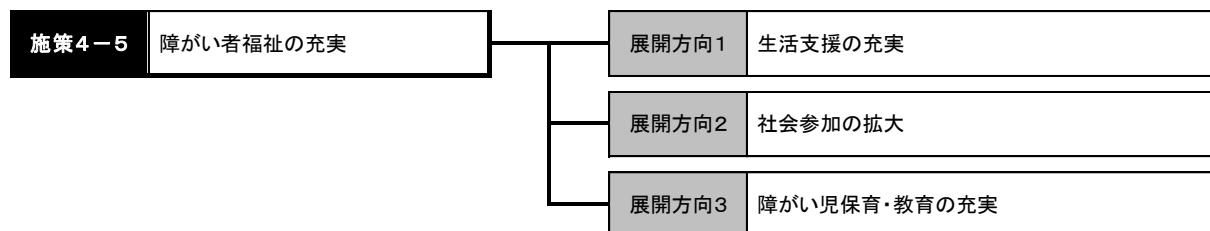
| 指標名                                      | 単位 | 指標の説明又は出典元             | 現状値                   | めざす方向 |
|--|----|------------------------|-----------------------|-------|
| シルバー人材センター会員の就業率                         | %  | 公益社団法人 広陵町シルバー人材センター資料 | 95.0<br>(令和2年2月28日現在) | ↑     |
| 介護保険サービス以外の支援(地域での支え合い活動を含む。)を利用している人の割合 | %  | 介護予防評価・介護保険計画アンケート調査   | 43.1<br>(令和2年度)       | ↑     |
| 介護予防出前講座の実施回数                            | 回  | 介護福祉課資料                | 9<br>(令和2年度)          | ↑     |

## 施策4-5 障がい者福祉の充実



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

障がいのある人もない人も、あらゆる人が支え合いながら、地域で共に暮らし、自立した生活を送っている「共生社会」の実現をめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                         | 単位  | 指標の説明又は出典元 | 現状値                   | めざす方向 |
|-----------------------------|-----|------------|-----------------------|-------|
| 福祉サービス提供事業所数(通所・入所)         | 事業所 | 社会福祉課資料    | 14<br>(令和3年11月30日現在)  | ↑     |
| 福祉サービス提供事業所における受入定員数(通所・入所) | 人   | 社会福祉課資料    | 218<br>(令和3年11月30日現在) | ↑     |

### ◆現状と主要課題

○本町における障がいある人の人数（障がいのある人が各種支援を受けるために必要な手帳の所持者数）について、令和元（2019）年と令和3（2021）年を比べると（各年9月30日現在）、身体障がい者は1,153人から1,132人と微減、また、知的障がい者は297人から299人と横ばい、精神障がい者は244人から264人と微増で推移しています。

○近年、日中活動の場として福祉サービス（福祉事業所）を利用している精神障がい者は増加傾向で推移しているものの、これらの利用者の多くは町外の事業所を利用している状況にあります。

○奈良県では、平成28（2016）年4月1日、全ての県民が障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会の実現を

目的として、「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」を施行しています。

○本町では、平成30（2018）年3月に策定した「広陵町第3期障がい者計画（計画期間：平成30（2018）年度から令和5（2023）年度）」に基づき、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し、支え合い、認め合える地域づくりに取り組むことにより、障がい者が生涯を通じていきいきと暮らせるやさしいまちの実現をめざしています。

○今後も引き続き、障がいのある人が住み慣れた地域の中で安心して日常生活を営むことができるよう、「乳幼児～学齢期～成人期～高齢期」に至るまで一人ひとりの障がいの特性やライフステージを踏まえた福祉サービスの提供体制の充実を図る必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】生活支援の充実

#### ＜目標＞

障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

#### ＜手段＞

- 町内で日中に活動できる場を確保できるよう、サービスの必要量に合わせた事業所の誘致に取り組みます。
- 福祉施設や精神科病院から地域生活への移行を促進するため、グループホームの整備を支援するとともに、一人暮らしを希望する人に対する支援体制の充実・強化を図ります。
- 今後の福祉ニーズの多様化に対応できるよう、障がい福祉担当職員は県が主催する研修会に積極的に参加するとともに、地域の福祉サービス事業所職員と勉強会の場を持つことで、福祉人材の養成・確保に努めます。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                         | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値          | めざす方向 |
|-----------------------------|----|------------|--------------|-------|
| 町が誘致するグループホームの設置数(累計)       | 件  | 社会福祉課資料    | 令和4年度以降に把握   | ↑     |
| 福祉施設や精神科病院から地域生活に移行した人数(累計) | 人  | 社会福祉課資料    | 1<br>(令和2年度) | ↑     |
| 地域の福祉サービス事業所職員との勉強会開催回数     | 回  | 社会福祉課資料    | 0<br>(令和2年度) | ↑     |

## **【展開方向 2】社会参加の拡大**

---

### **<目標>**

障がいのある人が地域社会の一員として、自立した生活を送り続けることができるよう働く場や社会参加の機会を確保します。

### **<手段>**

- 障がいのある人が奈良県主催の障がい者スポーツ大会や障がい者作品展へ積極的に参加できるよう、スポーツ、文化及び芸術など地域における様々な活動に参加できる環境づくりを推進します。
- 住民の障がいに対する理解を深め、地域の中で障がいのある人への配慮が実践され、障がいのある人とない人の交流を深められるよう、福祉サービス事業所で製作された授産品の販売を庁舎内で行ったり、いのちを守るまちづくりイベントにおいて障がい者理解に繋がる啓発ブースを設けたりするなど、理解・啓発活動に取り組みます。
- 既存の町内企業等における受入体制の整備や障がいに対する理解の促進を図ります。
- 障がいのある人が町内企業等へ就労した後も、安定的な就業生活を維持できるよう、切れ目のない支援に取り組みます。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名                      | 単位  | 指標の説明又は出典元 | 現状値            | めざす方向 |
|--------------------------|-----|------------|----------------|-------|
| 障がい者に関する理解・啓発回数          | 回   | 社会福祉課      | 12<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 町が誘致する就労系福祉サービスの事業所数(累計) | 事業所 | 社会福祉課資料    | 令和4年度<br>以降に把握 | ↑     |
| 福祉施設から一般就労への移行者数(累計)     | 人   | 社会福祉課資料    | 3<br>(令和2年度)   | ↑     |

### **【展開方向3】障がい児保育・教育の充実**

#### **<目標>**

障がい児や発達に課題のある子どもが、その個性や能力を最大限に活かせるよう支援に取り組みます。

#### **<手段>**

- 障がいの特性や発達段階に応じた適切な教育及び療育が受けられるよう、幼稚園・保育園・こども園・学校が連携し、保育・教育内容の充実を図ります。
- 保護者が安心して子育てができるよう、子どもの障がいや発達段階に応じた相談支援体制の充実を図ります。
- 新生児の訪問指導や健康相談、乳幼児の心身の発達段階に応じた健康診査等を通じ、障がいの早期発見・早期療育体制の充実を図るため、子育て包括支援会議への参加や自立支援協議会におけるこども部会へ参加し、ケースの共有はもとより、福祉サービス事業の把握など情報収集を行い、適切なサービス提供体制の構築に努めます。

#### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

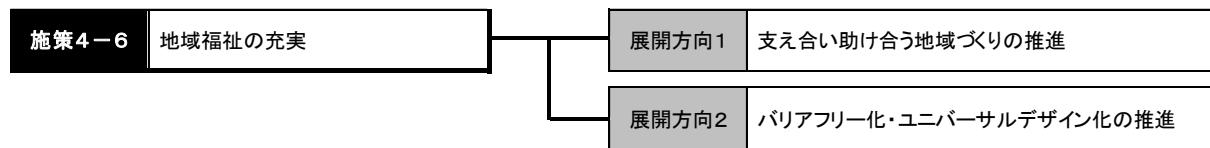
| 指標名                            | 単位  | 指標の説明又は出典元  | 現状値   | めざす方向 |
|--------------------------------|-----|---|---|-------|
| 障がい児、発達に課題のある子どもに係る計画相談支援の担当者数 | 人   | 社会福祉課資料   | 6<br>(令和3年 11月 30 日現在)                      | ↑     |
| 医療型児童発達支援及び医療型放課後等デイサービスの事業所数  | 事業所 | 社会福祉課資料   | 0<br>(令和3年 11月 30 日現在)                      | ↑     |
| 障がい児福祉サービスの利用者数                | 人   | ・児童発達支援<br>・放課後等デイサービス<br>・保育所等 訪問支援<br>・居宅訪問型児童発達支援<br>・医療型児童発達支援<br>・障がい児相談支援 | 82<br>128<br>50<br>0<br>2<br>209<br>(令和2年度) | ↑     |

## 施策4－6 地域福祉の充実



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

住民、地域、各種団体など多様な主体が共に支え合いながら、誰もが孤立せず、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                      | 単位 | 指標の説明又は出典元   | 現状値              | めざす方向 |
|--------------------------|----|--|------------------|-------|
| 地域活動やボランティア活動に参加している人の割合 | %  | 「参加しており、今後も参加したい」と回答した人の割合<br>(住民アンケート調査)<br>社会福祉課資料 | 15.2<br>(平成30年度) | ↑     |

### ◆現状と主要課題

- 「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らしていくために、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助け合う関係を築きながら、誰もが支え合う地域共生社会を実現しようとするものです。
- 近年、全国的に少子高齢化や世帯の小規模化の進展等を背景に、人と人とのつながりの希薄化が進み、地域で孤立する人々の増加、子育ての不安やストレスに起因する児童虐待、高齢者の孤独死など、地域社会が抱える福祉課題が多様化・複雑化する中、住民一人ひとりが地域福祉活動の担い手となる人づくりの重要性が高まっています。
- 本町が「広陵町地域福祉計画（平成31（2019）年4月策定）」の策定過程において実施した住民アンケート調査によると、「地域にある様々な福祉の課題に対し、地域住民が自主的に支え合い、助け合う関係が必要だと思うか」を質問した結果、「必要だと思う（45.7%）」と「どちらかといえば必要だと思う（41.6%）」を合わせた「必要」が約9割（87.3%）を占めています。

○しかし、「地域活動やボランティア活動への参加状況」では、「参加しており、今後も参加したい」が15.2%、「参加しているが、今後は参加しない」が2.8%であり、これらを合わせた「参加している」は18.0%にとどまっています。

○これまで本町では、地域福祉活動の活性化を図るため、社会福祉協議会<sup>66</sup>によるボランティアセンター<sup>67</sup>の機能強化や地域で活躍されているボランティアの紹介等に取り組んできました。

○今後、子どもから高齢者までより多くの住民が担い手となり、住民同士が協力して支え合う地域共生社会の実現に向け、小・中学生や若者にも関心・興味を持ってもらえるような啓発活動や新たな担い手の発掘等を通じ、地域が主体となった福祉活動を促進する必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】支え合い助け合う地域づくりの推進

#### ＜目標＞

住民一人ひとりの助け合いの意識を醸成しながら、住民同士がお互いに協力して支え合う地域福祉活動を推進します。

#### ＜手段＞

- 地域福祉活動に対する理解と参加を促進するため、広報紙や町HPなど多様な媒体を通じた啓発活動の充実を図ります。
- 子どもや若者を含めたより多くの住民が地域福祉活動に参加しやすくなるよう、活動参加へのきっかけづくりやボランティアセンターの機能強化の支援に取り組みます。
- 地区公民館や集会所等を活用し、住民同士が気軽にふれあい、仲間づくりや出会いの機会を持てる場づくりを推進します。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                               | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値           | めざす方向 |
|-----------------------------------|----|------------|---------------|-------|
| ボランティア登録しているグループ数                 | 団体 | 社会福祉課資料    | 30<br>(令和2年度) | ↑     |
| ボランティア登録している個人の数                  | 人  | 社会福祉課資料    | 11<br>(令和2年度) | ↑     |
| ふれあい・いきいきサロン <sup>68</sup> の開催箇所数 | 箇所 | 社会福祉課資料    | 24<br>(令和2年度) | ↑     |

<sup>66</sup> 全国・都道府県・市区町村ごとに設置されている、社会福祉活動を推進している民間組織のこと。地域において、地域特性を踏まえた独自の事業を行い、各種福祉サービスや相談活動、ボランティア活動や住民活動への支援、共同募金運動への協力など、様々な事業を実施している。

<sup>67</sup> ボランティア活動をしたい人とボランティアを必要とする人の相談に応じる窓口であり、ボランティア活動の支援、ボランティアに関する情報の提供等を行っている。

<sup>68</sup> ボランティア団体や区・自治会、地域住民が協力して企画・運営し、高齢者や障がいのある方、子育て中の親子など、住民同士の仲間づくり、出会いの場づくりを進める活動。

## 【展開方向2】バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

### ＜目標＞

高齢者や障がいのある人など、誰もが安心してまちを歩き、安全で快適な日常生活を送ることができるよう、人にやさしいまちづくりを推進します。

### ＜手段＞

- ユニバーサルデザインの考え方のもと、既存の公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化を推進します。
- 「広陵町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例」に基づき、段差の少ない歩道の整備等を推進します。
- 住民、地域及び事業者との連携・協働により、地域ぐるみでユニバーサルデザインのまちづくりを推進していくため、各主体の責務や基本的な事項を定めた指針等の検討に取り組みます。

### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

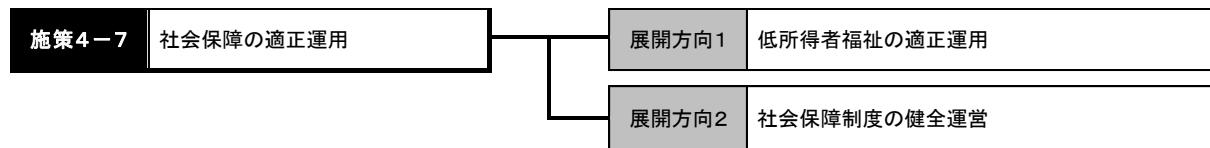
| 指標名  | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値          | めざす方向 |
|--|----|------------|--------------|-------|
| 障がいのある方や高齢の方も暮らしやすい、ユニバーサルデザインに対応した公共施設数(累計) | 施設 | 社会福祉課資料    | 2<br>(令和2年度) | ↑     |

## 施策4-7 社会保障の適正運用



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

住民が生活上の困難や課題に直面した場合でも、行政から適切な支援を受けることで安心して暮らせるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                  | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値          | めざす方向 |
|----------------------|----|------------|--------------|-------|
| 生活の自立により生活保護を脱した世帯の数 | 世帯 | 社会福祉課資料    | 4<br>(令和3年度) | ↑     |

### ◆現状と主要課題

#### 【低所得者福祉】

- 生活保護の被保護世帯数は、平成27（2015）年度の124世帯に対して令和3（2021）年9月時点では134世帯と、微増傾向で推移しています。また、保護種類別にみると、医療扶助が平成27（2015）年度の109世帯から令和3（2021）年9月時点では126世帯と6.1%増加しています。
- 本町では、生活保護の支給決定等を所管する奈良県中和福祉事務所との連携を図りながら、生活困窮に関する相談支援を行っています。また、生活保護受給者には、単身の高齢者が多いため、民生委員・児童委員<sup>6.9</sup>に日々の見守りなどの協力を求めてています。
- 生活保護受給者の中には、受給に至った当時の状況から生活状況が改善しているにも関わらず就労には至らず、生活保護を受給し続けているケースが存在しています。このような状況を改善し、生活に困窮する住民の生活の安定と自立を促進するため、生活保護の受給に至る前の段階から就労支援等に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用及び個々の状況に応じた自立支援を推進する必要があります。

<sup>6.9</sup> 厚生労働大臣から委嘱され、担当する地域において、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方、生活困窮者などから生活上の問題や悩みなどの相談を受けた時、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たす地域福祉の担い手。

## 【社会保障制度】

○今後、本町においても加入者の高齢化や医療の高度化等に伴い、一人当たりの医療費の増加が予測される中、国民健康保険をはじめとする各種社会保障制度の安定的な運営を図るため、各種保健事業の充実や保険税（料）の適時適切な見直しなどに継続的に取り組む必要があります。

### ◆施策の展開方向

#### 【展開方向 1】低所得者福祉の適正運用

##### <目標>

生活に困窮する住民が、地域の中で自立した生活を送ることができるよう、社会的・経済的な自立を促進するための取組みの充実を図ります。

##### <手段>

- きめ細かな相談対応や関係機関が実施している経済的支援、就労支援及び住宅確保支援等の利用促進により、生活困窮者の自立を促進します。
- 生活保護の受給には至らないものの、様々な要因から生活に困窮している住民に対し、相談から自立まで継続的な支援を実施します。
- 奈良県中和福祉事務所や民生委員・児童委員等との連携を強化し、健康で文化的な生活を送るための社会保障として、生活保護の適正受給を促進します。
- 子どもの貧困対策として、県や関係機関と情報共有しながら、子どもに届く保育・教育支援や生活支援を推進するとともに、支援体制等の積極的な周知・啓発を行います。

##### <展開方向の進捗状況を測定するための指標>

| 指標名                  | 単位  | 指標の説明又は出典元 | 現状値                                       | めざす方向 |
|----------------------|-----|------------|---|-------|
| 生活保護相談件数と受給決定件数(解消率) | 件 % | 社会福祉課資料    | 相談件数 26<br>受給決定数 14<br>(53.8%)<br>(令和3年度) | —     |
| 生活保護世帯訪問件数(中和福祉事務所)  | 件   | 中和福祉事務所    | 106<br>(令和3年度)                            | ↑     |
| 子どもの貧困対策に関する啓発回数     | 回   | 社会福祉課資料    | 0<br>(令和2年度)                              | ↑     |

## **【展開方向 2】社会保障制度の健全運営**

---

### **<目標>**

国民健康保険や後期高齢者医療制度の持続的かつ安定的な財政運営に取り組みます。

### **<手段>**

- 保健事業等の促進により、医療費の適正化を図ります。
- 国民健康保険について、県との連携のもと、保険税の適時適切な見直しや収納体制の充実等に取り組みます。
- 後期高齢者医療制度の被保険者の健康保持・増進に資するため、健康診査や歯科健康診査の受診率向上に取り組みます。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名                               | 単位 | 指標の説明又は出典元       | 現状値              | めざす方向 |
|-----------------------------------|----|------------------|------------------|-------|
| 国民健康保険税の収納率<br>(現年)               | %  | 税務課資料            | 98.22<br>(令和2年度) | ↑     |
| 国民健康保険のジェネリック医薬品使用率               | %  | 厚生労働省資料          | 65.7<br>(令和3年3月) | ↑     |
| 満 75 歳以上の後期高齢者医療保険被保険者の健康診査の受診率   | %  | 奈良県後期高齢者医療広域連合資料 | 30.2<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 満 75 歳以上の後期高齢者医療保険被保険者の歯科健康診査の受診率 | %  | 奈良県後期高齢者医療広域連合資料 | 16.35<br>(令和2年度) | ↑     |

## 【基本目標5】地域のきずなを深め、表現力豊かな力強いまち

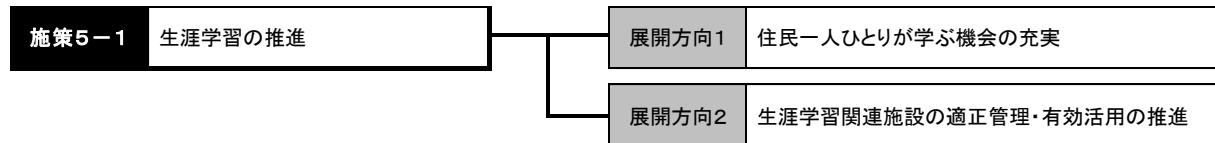
### 施策5－1 生涯学習の推進

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



#### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

住民一人ひとりが自ら進んで学び、様々な課題を自ら解決する「生きる力」を伸ばすことができるまちをめざします。



#### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                     | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値        | めざす方向 |
|-------------------------|----|------------|------------|-------|
| 日常的に生涯学習活動に取り組んでいる住民の割合 | %  | 住民アンケート調査  | 令和4年度以降に把握 | ↑     |

#### ◆現状と主要課題

○文部科学省の「令和元年度 文部科学白書」によると、近年、「人生100年時代」、「超スマート社会（Society5.0）」に向けて社会が大きな転換点を迎える中にあって、生涯学習の重要性は一層高まっているとしています。

○国は、平成30（2018）年6月に閣議決定した「第3期教育振興基本計画<sup>70</sup>（対象期間：平成30（2018）年度から令和4（2022）年度）の中で、人生100年時代を見据え、全ての人が生涯を通じて自らの人生を設計し活躍することができるよう、必要な知識・技能の習得、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進に資する生涯学習を推進し、「学び」と「活動」の循環を形成するとしています。

○これまで本町では、住民による自主的・主体的な学習活動を促進するため、町HP等を活用した継続的な学習意欲の喚起、各種学習講座・教室の開催、指導者及び関係団体の育成等に取り組んできました。

○中央公民館は、席数408席（内、車いす用4席）の大ホール（かぐや姫ホール）と調理実習室や陶芸室、多目的室、会議室等を備えた本町の主要な生涯学習施設であり、平成27

<sup>70</sup> 教育基本法（平成18年法律第120号）に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画。

(2015) 年度以降の利用件数及び利用人数は、増減を繰り返しながら概ね減少傾向で推移しています。

○同施設は、昭和48（1973）年の建設から約50年が経過し、平成7（1995）年に屋根をステンレス板葺きに改修済み、平成24（2012）年に屋上をシート防水による改修済みとなっているものの、外壁の床の一部に割れやタイルの剥がれがあるなど老朽化が進行しています。

○これからの中公館は、生涯学習活動及び文化芸術推進のあり方を明確にし、地域共生社会のプラットフォームとなるよう、個人的学習だけではなく、集団的自立的学習の機会と場を保障し、人々のネットワークを広げ、幅広いまちづくり人材の育成を積極的に進めいかなければなりません。

○広陵町立図書館は、平成9（1997）年に竣工され、25年が経過しています。竹取公園が隣接するなどの立地条件から町外の利用者も気軽に利用できる施設ですが、町内地域に利用の隔たりがみられます。近年、利用者のニーズが多岐にわたり、図書館の利用形態（利用方法）が変化していることから、施設のスペースを有効活用しながら、図書館サービスの向上を図る必要があります。

○公共施設の施設機能については、生涯学習施設においても計画的な予防保全の実施、施設機能の維持・向上、安全かつ効率的な維持管理を行うために、複合化・集約化による維持管理費用等の縮減及び受益者負担の適正化を図ってまいります。

○今後、本町でも健康寿命の延伸に伴い、人生100年時代の到来が想定される中、住民が生涯にわたって心身ともに健康で生きがいと喜びに満ちた生活を送れるようにするために、若者や現役世代など、生涯学習への参加が少ない層を含め、より多くの住民が学習活動の場に参加できるよう、多様な学習機会や各種情報提供の充実を図る必要があります。

○住民がより安全・安心かつ快適な環境のもとで生涯学習活動に取り組むことができるよう、既存の生涯学習関連施設の機能の維持・向上を図る必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】住民一人ひとりが学ぶ機会の充実

#### ＜目標＞

若い世代やこれまで学びの場に参加できなかった人にとっても、魅力的で参加しやすい学習機会の提供に努めます。

#### ＜手段＞

- 住民が生涯学習活動を通して学んだ成果をより良い人づくり・地域づくりに活かすことができ、それらが新たな学びにつながる、学びが循環する仕組みづくりを検討します。
- 多様な世代の住民が場所的・時間的な制約を受けずに、生涯学習活動に積極的に取り組めるよう、社会的課題や地域的課題等にも対応した特色ある講座・教室の充実を図ります。
- 地域主体の生涯学習活動を促進するため、住民の自主的・主体的な生涯学習活動をけん引するリーダーの育成・活用や出前講座・教室の充実を図ります。
- 生涯学習活動にこれまで参加できなかった世代の層が学習活動に参加するきっかけとなるよう、様々な媒体を活用し、生涯学習に関する各種情報提供の充実を図ります。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名   | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値              | めざす方向 |
|---|----|------------|------------------|-------|
| これまで生涯学習活動を通じて身につけた知識・技能や経験を地域や社会での活動に活かしている住民の割合 | %  | 住民アンケート調査  | 令和4年度以降に把握       | ↑     |
| 町の登録団体が主体となって実施する生涯学習に関する講座数                      | 件  | 生涯学習文化財課資料 | 0<br>(令和2年度)     | ↑     |
| 町主催の講座を通じてはじめて生涯学習活動に取り組んだ町民の数                    | 人  | 生涯学習文化財課資料 | 令和4年度以降に把握       | ↑     |
| 中央公民館の新規使用団体数                                     | 団体 | 中央公民館資料    | 7<br>(令和3年12月現在) | ↑     |
| 図書館講座の参加者数  | 人  | 図書館資料      | 1,249<br>(令和2年度) | ↑     |
| レファレンス件数  | 件  | 図書館資料      | 144<br>(令和2年度)   | ↑     |
| 町立図書館外で本の貸出や閲覧ができるスペースの設置数                        | 箇所 | 図書館資料      | 令和4年度以降に実施       | ↑     |

## **【展開方向 2】生涯学習関連施設の適正管理・有効活用の推進**

### **<目標>**

住民がより安全・安心で快適な環境のもとで生涯学習活動に取り組めるよう、これを支える基盤の充実に努めます。

### **<手段>**

- 若年・子育て世帯、高齢者など、様々な世代の多種多様なニーズに応じるため、生涯学習活動団体による地区公民館や公共施設での活動発表も充実させるなど、既存の生涯学習関連施設の効果的で効率的な維持管理・運営に努めます。
- 既存の生涯学習関連施設について、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報機器を活用したオンラインによるイベント参加や、ビデオ通話機能を使用した遠隔鑑賞など、デジタル技術を用いることによって、住民が場所的・時間的な制約を受けずに、どこでも、好きな時に、いつでも文化芸術を鑑賞できる機会の提供に取り組みます。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

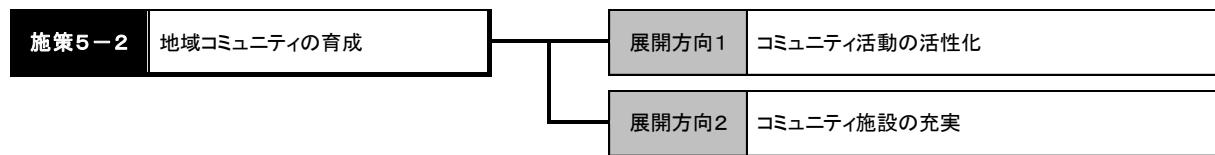
| 指標名                                 | 単位 | 指標の説明又は出典元                 | 現状値               | めざす方向 |
|-------------------------------------|----|----------------------------|-------------------|-------|
| HP等を通じて Web 上で鑑賞可能な生涯学習に関するコンテンツ提供数 | 件  | 生涯学習文化財課資料                 | 0<br>(令和2年度)      | ↑     |
| 生涯学習活動団体によるアウトリーチ活動実施数              | 回  | 生涯学習文化財課資料                 | 令和4年度以降に把握        | ↑     |
| 生涯学習関連施設における維持管理上の不備による事故件数         | 件  | 生涯学習文化財課・中央公民館及び図書館資料      | 0<br>(令和2年度)      | →     |
| 図書館入館者数                             | 人  | 図書館資料                      | 98,493<br>(令和2年度) | ↑     |
| 町内利用者カード登録率                         | %  | 町内登録者数 ÷ 人口 × 100<br>図書館資料 | 37.88<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 図書館町内利用者数                           | 人  | 図書館資料                      | 74,214<br>(令和2年度) | ↑     |

## 施策5-2 地域コミュニティの育成



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

地域のことは地域で決める意識を持った住民同士が、地域ぐるみで活発にコミュニティ活動に取り組んでいるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名        | 単位 | 指標の説明又は出典元       | 現状値                | めざす方向 |
|------------|----|------------------|--------------------|-------|
| 区・自治会への加入率 | %  | 区長・自治会長へのアンケート調査 | 87.5<br>(令和3年9月現在) | ↑     |

### ◆現状と主要課題

- 区・自治会は、隣近所に住む方々で自主的に運営されている住民にとって最も身近な地域コミュニティ組織であり、その地域に住む方々が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、日常生活に必要な情報交換や地域に共通する様々な課題を皆で協力して解決し、住民と行政の協働によるまちづくりを進めていくことを目的としています。
- 本町では、「対話と協働のまちづくり」の取組みの一つとして、各区・自治会に町職員を「地域担当職員」として配置しているほか、集会所等の管理や広報紙の配布、地域の環境保全、防犯など多方面にわたって住みよい地域社会づくりに寄与している区・自治会の円滑な運営と健全な活動を支援しています。
- さらに、本町では、小学校区を単位とした住みよい地域づくりを進めるためには、地域の課題を抽出し、その解決に向けて住民と行政、住民同士が協働で取り組む必要があるという認識に立ち、平成29（2017）年度に区・自治会で、地域担当職員とともに、各小学校区の課題を整理した「コミュニティ（校区）カルテ」を作成しています。
- 一方で、特定の課題（子育て、健康、防災等）に対する活動を行うNPOやボランティアといった様々な団体が活動していますが、単独で実施している場合が多く、コミュニティ間における協働の概念が育っていません。
- 令和3（2021）年9月現在、町内には41の区・自治会が存在し、住民の加入率は87.5%に上っているものの、近年、役員の高齢化が進み、次世代の担い手の確保が難しい状況になりつつあります。

○今後、区・自治会役員の高齢化や固定化がさらに進むことで、地域コミュニティ活動の停滞が懸念される中、既存の区・自治会のみならず、地域で活躍する様々な活動団体等との協働を進め、地域の課題は地域で解決していく力を高めていく必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】コミュニティ活動の活性化

#### ＜目標＞

持続可能な地域コミュニティ活動を促進するため、地域の特性を活かした住民の主体的なまちづくり活動への支援の充実を推進します。

#### ＜手段＞

- 住民の生活様式の変化に応じた地域コミュニティ活動を検討し、住民同士が主体的に熟議できる会議形式の立ち上げを積極的に支援します。
- 区・自治会への加入率の維持・向上を図るため、住民が地域コミュニティ活動に関心を持ち、気軽に活動に参加できるよう情報の提供や活動事例の紹介等の普及啓発に取り組みます。
- NPOやボランティアなどが、既存の団体にとらわれないコミュニティ活動団体として立ち上がり、地域課題の解決に向けた活動を行うことへの支援を推進します。
- 地域全体がめざすべき地域の将来像を描き、その実現に向け主体的に取り組めるよう、概ね小学校区程度の大きさを基本単位として公益的活動を行う「まちづくり協議会」の設立を支援します。
- 地域が課題の解決に主体的に取り組めるよう、職員が地域に寄り添い伴走支援できる仕組みを検討します。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                               | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値           | めざす方向 |
|-----------------------------------|----|------------|---------------|-------|
| 最近1年間に区・自治会による地域活動に参加したことがある住民の割合 | %  | 住民アンケート調査  | 令和4年度以降に把握    | ↑     |
| 町内に拠点を持つNPO団体数                    | 団体 | 奈良県資料      | 17<br>(令和2年度) | ↑     |
| 住民ワークショップ等住民が話し合いをする会議の開催数        | 回  | 企画政策課資料    | 令和4年度以降に把握    | ↑     |
| まちづくり協議会の設置数(累計)                  | 件  | 企画政策課資料    | 令和4年度以降に把握    | ↑     |
| 協働のまちづくり提案事業・まちづくりチャレンジ活動提案事業の申請数 | 件  | 企画政策課資料    | 2<br>(令和2年度)  | ↑     |

## 【展開方向2】コミュニティ施設の充実

### ＜目標＞

住民の身近なコミュニティ活動の場として、地区公民館や集会所など既存のコミュニティ施設の機能の維持・改善に努めます。

### ＜手段＞

- 地域ごとの特性等を踏まえ、コミュニティ施設の適正配置や維持管理・運営のあり方の検討に取り組むとともに、地域との協議により地区公民館や集会所を各区・自治会へと移管し、地域活動が活性化する拠点となるようアウトリーチ活動等が行われるソフト面のあり方を検討します。
- 老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を支援します。
- 修繕・改修の事後対応による経費負担の増加を防止するため、各区・自治会に対し、適切な利用や維持管理を行ってもらうよう指導、アドバイス等に取り組みます。

### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

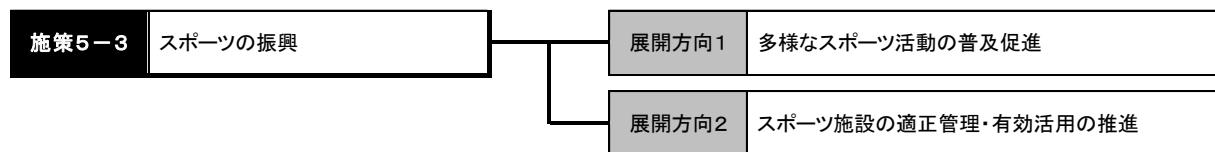
| 指標名                              | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値                   | めざす方向 |
|----------------------------------|----|------------|-----------------------|-------|
| 地区公民館及び集会所で実施する町主催のアウトリーチ活動回数    | 回  | 生涯学習文化財課資料 | 令和4年度<br>以降に把握        | ↑     |
| 地区公民館及び集会所の維持管理・改修補助に係る実績団体数(累計) | 団体 | 生涯学習文化財課資料 | 19<br>(平成30年度から令和2年度) | ↑     |
| 地区公民館及び集会所の維持管理上の不備による相談件数       | 件  | 生涯学習文化財課資料 | 令和4年度<br>以降に把握        | ↓     |

## 施策5-3 スポーツの振興



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

子どもから高齢者まで全ての住民がスポーツを通じて、健康で豊かな生活を送ることができるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                      | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値        | めざす方向 |
|--------------------------|----|------------|------------|-------|
| 週1回以上スポーツ活動に取り組んでいる住民の割合 | %  | 広陵町健康増進計画  | 令和4年度以降に把握 | ↑     |

### ◆現状と主要課題

- 奈良県は、平成25（2013）年度に計画期間を10年間とする「奈良県スポーツ推進計画」を策定しています。その後、平成30（2018）年3月にスポーツを取り巻く環境の変化や県の取組みの状況等を踏まえ、計画期間を平成30（2018）年度から令和4（2022）年度に改訂しています。
- 同計画では、「活き活きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を基本理念に掲げるとともに、その実現に向けて「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり」を基本目標として、県民全体でスポーツの推進に取り組むとしています。
- 町内には広陵中央体育館、広陵東体育館、広陵西体育館、広陵北体育館及び真美ヶ丘体育館の5つ体育館が立地し、4つの地域（広陵東地域、広陵西地域、広陵北地域及び真美ヶ丘地域）にバランス良く配置されています。
- これらの体育館のうち、広陵中央体育館は大規模改修を実施済みですが、他の体育館についても計画的にトイレ・床の改修や照明のLED化等を行い、施設の適正な維持管理を図っています。
- 体育館に運動場やテニスコート等を加えた主要なスポーツ施設の利用者数は、平成27（2015）年度以降、4年連続対前年度比プラスで推移していたものの、令和元（2019）年度では14万8,189人で前年度に比べ約1割（1万6,790人）減少しています。

○健康づくりや体力の維持・向上、仲間づくりなど、住民がそれぞれの目的やライフステージに合わせてスポーツを楽しみ、スポーツを通じた世代間の交流を育むことで、心身の健康の保持・増進を図ることができるよう、多様なニーズに対応したスポーツ機会の充実に努める必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】多様なスポーツ活動の普及促進

#### ＜目標＞

住民がそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じて、気軽にスポーツを楽しむことができるよう、様々なスポーツ活動の普及促進に取り組みます。

#### ＜手段＞

- 県の政策動向と歩調を合わせ、「だれもが、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境づくり」をめざし、その実現に向けた取組みの方向性などを示した「スポーツ推進計画」の策定に取り組みます。
- 年齢や性別、障がいの有無等に関わらず、誰もがスポーツをしたい時に気軽に取り組めるよう、地域スポーツの推進に取り組みます。
- 身近な地域で様々な世代の住民が、それぞれの志向やレベルに合わせてスポーツに親しめるよう、総合型地域スポーツクラブ<sup>71</sup>の充実を図ります。
- より多くの住民が気軽にスポーツに取り組めるよう、既存スポーツ施設で実施される様々なイベントや教室に関する情報提供の充実を図ります。
- 住民の多様なニーズに応えられるよう、スポーツ指導者の育成・確保を図り、住民や団体などがライフステージ（子ども、高齢者、障がい者）に応じたスポーツの推進や、スポーツを支える新たな人材の育成、支援活動に繋げができる仕組みづくりを検討します。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                 | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値                | めざす方向 |
|---------------------|----|------------|--------------------|-------|
| スポーツ推進計画の進捗状況       | －  | スポーツ振興課資料  | 策定準備中              | ↑     |
| 町主催のスポーツイベント等への参加者数 | 人  | スポーツ振興課資料  | 0<br>(令和元年度)       | ↑     |
| 総合型地域スポーツクラブの会員数    | 人  | スポーツ振興課資料  | 219<br>(令和2年度)     | ↑     |
| 町所管のスポーツ施設の年間利用者数   | 人  | スポーツ振興課資料  | 148,094<br>(令和元年度) | ↑     |

<sup>71</sup> 人々が、身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

|                     |   |           |            |   |
|---------------------|---|-----------|------------|---|
| スポーツ指導者の育成講習会への参加者数 | 人 | スポーツ振興課資料 | 令和4年度以降に把握 | ↑ |
|---------------------|---|-----------|------------|---|

## 【展開方向2】スポーツ施設の適正管理・有効活用の推進

### ＜目標＞

住民がより安全・安心で快適な環境のもとでスポーツを楽しむことができるよう、既存スポーツ施設の機能の維持・向上を図ります。

### ＜手段＞

- 様々な世代の多種多様なニーズに応じられるよう、既存スポーツ施設の効果的で効率的な維持管理・運営に努めます。
- 既存スポーツ施設について、老朽化の度合いに応じた修繕・改修や設備機器の更新を計画的に推進します。
- 受益者負担の観点から使用料の更なる適正化に努め、広域利用を含む多様な利用形態を模索し、利用者の利便性の向上に努めます。

### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

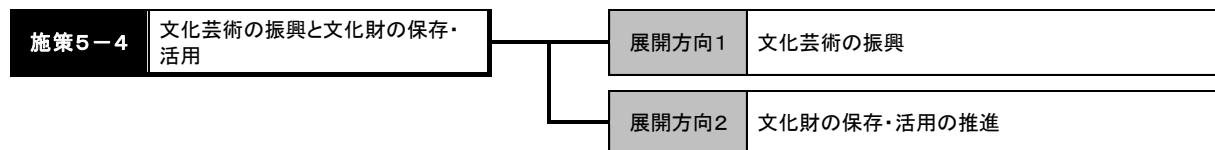
| 指標名                           | 単位 | 指標の説明又は出典元              | 現状値              | めざす方向 |
|-------------------------------|----|-------------------------|------------------|-------|
| 体育館の利用率                       | %  | 施設利用時間 ÷ 施設利用可能時間 × 100 | 63.41<br>(令和元年度) | ↑     |
| 町所管のスポーツ施設における維持管理上の不備による事故件数 | 件  | スポーツ振興課資料               | 0<br>(令和3年度)     | →     |

## 施策5-4 文化芸術の振興と文化財の保存・活用



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

誰もが気軽に文化芸術や地域固有の個性豊かな歴史・伝統文化とふれあえるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名   | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値             | めざす<br>方向 |
|---|----|------------|-----------------|-----------|
| 町や町内の民間団体が主催・共催・後援する文化芸術イベントへの参加者数            | 人  | 生涯学習文化財課資料 | 令和4年度<br>以降に把握  | ↑         |
| 町や町内の文化芸術及び文化財の保存・活用に触れることができるイベントへの参加者数      | 人  | 生涯学習文化財課資料 | 令和4年度<br>以降に把握  | ↑         |
| 「文化芸術の振興と文化財の保存・活用」に関して「非常に重要・重要である」と回答した人の割合 | %  | 住民アンケート調査  | 44.0<br>(令和2年度) | ↑         |

### ◆現状と主要課題

#### 【文化芸術】

- 文化芸術は、人々の豊かな生活のためには欠かすことができない要素の一つであり、そのため、町の文化や芸術をさらに発展させていく必要があります。このような基本認識のもと、本町では、令和2（2020）年1月1日から「広陵町の公民館建替及び文化芸術のあり方検討委員会設置条例」を施行し、町に根ざした文化芸術活動のあり方及び方向性等の審議を行いました。
- さらに、本町では、生きがいと感動に満ちた暮らしの確保や地域文化の継承・創造を図るため、文化芸術団体の自主的な活動の支援や文化祭をはじめとする多様な文化行事の開催等を通じ、住民主体の文化芸術活動の促進に努めています。
- 住民同士の連帯感を深め、地域コミュニティの活性化にも結びつくよう、今後も引き続き、活動の場や発表機会の充実、様々な媒体を活用した文化芸術活動に関するきめ細かな情報提供等を通じ、より多くの住民による自主的かつ主体的な文化芸術活動を支援する必要があります。

○現在、広陵中央公民館育成クラブが中心となり、公民館を拠点として文化芸術活動を行っていますが、多様化した今日的な文化芸術の分野や生涯学習活動を必ずしも網羅できておらず、また、多様化する町民のニーズや社会的必要課題についても対応しきれていません。それらに加え、会員の固定化による団体の高齢化や後継者不足等の課題を抱えていることから、これまでの団体を育成しながら、幅広い分野での活動団体を育成するとともに、新たな生涯学習・文化芸術団体の枠組みを構築する必要があります。

### 【文化財】

- 文化財は、住民の“ふるさと広陵”に対する理解・関心を深めるとともに、地域固有の歴史や伝統文化を町内外に発信する上で大きな役割を担っています。本町では、先人たちが残した文化財を適切に保護し、後世に伝えていくため、特に貴重な文化財について「指定」という手法で保存を図っています。
- 町西部の馬見丘陵には、250基を上回る古墳からなり、大和三大古墳群の一つである馬見古墳群が分布しており、古墳群中の巣山古墳は国の特別史跡に指定されています。また、巣山古墳以外にも、鎌倉時代の建立と伝えられ、国の重要文化財に指定されている百濟寺三重塔や、町の民俗文化財に指定されている大垣内の立山祭など、令和3（2021）年10月現在、国指定文化財5件、県指定文化財7件、町指定文化財7件のほか、国登録有形文化財1件があります。
- 住民共有のかけがえのない財産として、より多くの人々が地域固有の歴史や伝統文化に強い関心を抱き、次の世代に確実に継承していくことができるよう、今後も引き続き、有形無形の文化財の保存・活用に取り組む必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】文化芸術の振興

#### ＜目標＞

幼児から高齢者まで、幅広い世代の住民が様々な文化芸術にふれ、楽しめる機会の提供や、地域主体の文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

#### ＜手段＞

- 人と人のつながりや地域コミュニティの醸成にも結びつくよう、住民が主体的に文化芸術を創造・発表できる機会の充実を図ります。
- パソコン、タブレット、スマートフォン等の情報機器を活用したオンラインによるイベント参加や、ビデオ通話機能を使用した遠隔鑑賞など、デジタル技術を用いることによって、住民が場所的・時間的な制約を受けずに、どこでも、好きな時に、いつでも文化芸術を鑑賞できる機会の提供に取り組みます。
- 住民の自主的・自発的な文化芸術活動を促進するため、文化芸術団体及び指導者の育成・確保を図ります。
- 住民が文化芸術により高い関心を持つことができるよう、町内で実施される文化芸術活動に関する情報提供の充実を図ります。
- 幼保小中における文化芸術鑑賞及び体験型学習を推進します。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                                    | 単位 | 指標の説明又は出典元         | 現状値              | めざす方向 |
|--|----|--------------------|------------------|-------|
| 住民が主体的に創造・発表する文化芸術イベントの開催数             | 回  | 生涯学習文化財課資料         | 令和4年度<br>以降に実施   | ↑     |
| HP等を通じてWeb上で鑑賞可能な文化芸術に関するコンテンツ提供件数     | 件  | 生涯学習文化財課資料         | 0<br>(令和2年度)     | ↑     |
| 文化芸術活動に取り組んでいる町の登録団体数                  | 団体 | 生涯学習文化財課資料         | 61<br>(令和2年度)    | ↑     |
| 既存の文化芸術活動の課題の解決に向け活動している町の登録団体数        | 団体 | 生涯学習文化財課資料         | 令和4年度<br>以降に把握   | ↑     |
| 文化祭(文化展覧会及び広中央公民館活動発表)への参加者数           | 人  | 生涯学習文化財課資料         | 1,824<br>(令和元年度) | ↑     |
| 指導者によって開催される、伝統芸能等、特徴的な参加型の体験型教室への参加者数 | 人  | 広陵町の文化芸術推進基本計画(仮称) | 643<br>(令和2年度)   | ↑     |
| 幼保小中における文化芸術鑑賞及びそれらの体験型学習の主催事業数        | 件  | 生涯学習文化財課資料         | 0<br>(令和2年度)     | ↑     |

## **【展開方向 2】文化財の保存・活用の推進**

---

### **<目標>**

住民が地域固有の歴史や伝統文化にふれる機会の充実や、有形無形の文化財の適切な調査及び保存・活用を推進します。

### **<手段>**

- 町内にある指定文化財がその特性に合わせて適切に保存・管理されるよう支援します。
- 住民の郷土愛の醸成にも結びつくよう、古墳を中心とした遺跡や寺社等の見学案内を行う広陵町文化財ガイドの会との連携・協働のもと、文化財等の公開や活用を推進します。
- 地域の多様な主体による文化財の保存・活用に向けた取組みを促進するため、新たな担い手の発掘・育成に努めます。
- 文化財の魅力や、文化財の保護・啓発に取り組む広陵古文化会などの団体の活動内容について、様々な媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

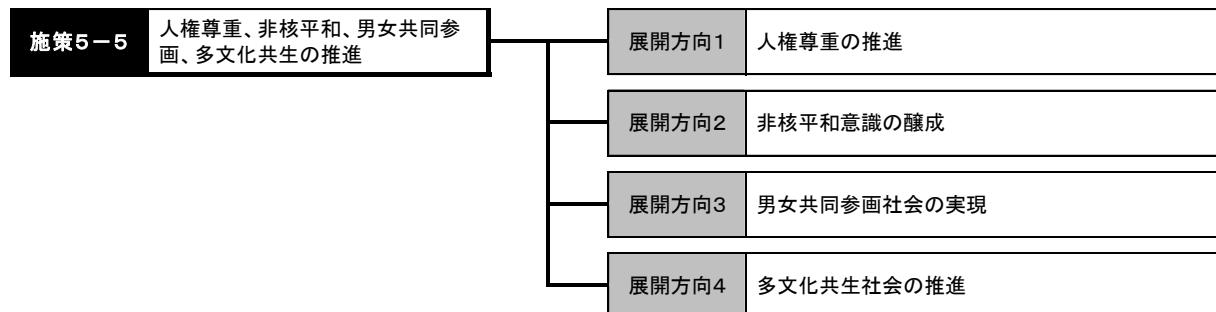
| 指標名                              | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値                        | めざす方向 |
|----------------------------------|----|------------|----------------------------|-------|
| 国・県・町指定及び登録文化財の件数                | 件  | 生涯学習文化財課資料 | 20<br>(令和3年10月1日現在)        | ↑     |
| 広陵町文化財ガイドの会による案内件数、案内人数          | 件人 | 生涯学習文化財課資料 | 件数:34<br>人数:767<br>(令和元年度) | ↑     |
| 広陵町文化財ガイドの会会員数                   | 人  | 生涯学習文化財課資料 | 25<br>(令和3年度)              | ↑     |
| 広陵古文化会が主催する各種講演会、講座への参加者数        | 人  | 生涯学習文化財課資料 | 令和4年度以降に把握                 | ↑     |
| 広陵古文化会の会員数                       | 人  | 生涯学習文化財課資料 | 508<br>(令和3年度)             | ↑     |
| HP等を通じてWeb上で鑑賞可能な文化財に関するコンテンツ提供数 | 件  | 生涯学習文化財課資料 | 5<br>(令和3年度)               | ↑     |

## 施策5－5 人権尊重、非核平和、男女共同参画、多文化共生の推進



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

誰もがお互いの人権や多様性を尊重し合い、全ての住民が自分らしく暮らしつづけることができるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名  | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値            | めざす方向 |
|--|----|------------|----------------|-------|
| 「人権の尊重と男女共同参画形成」に関する「やや不満・不満・非常に不満」と回答した人の割合 | %  | 住民アンケート調査  | 4.6<br>(令和2年度) | ↓     |

### ◆現状と主要課題

#### 【人権尊重】

○本町では全ての人間の尊厳に基づく人間固有の権利で、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利である「人権」について、自分の権利のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合うための人権教育・啓発を推進するため、町内在住の学識経験者が会長を務め、町内の諸団体・機関で組織された「人権教育推進協議会」及び「人権擁護委員」を中心に、年3回の人権セミナーや各種講座の開催等に取り組んでいます。

○現在、全国的に未だに部落差別をはじめとして、女性、障がい者、性的マイノリティその他の社会的弱者への差別が存在しており、また、国際化、情報化及び高齢化の進展に伴い、人権に関する様々な課題もみられるようになっている中、誰もが一人の人間としてお互いを尊重し合い、全ての住民がいつまでも安全・安心に暮らしていける地域社会をつくっていくためには、今後も引き続き、関係団体等との連携・協働のもと、あらゆる差別の撤廃と人権尊重の社会の実現が不可欠といえます。

## **【非核平和】**

- 本町では、昭和60（1985）年12月に「非核平和都市」を宣言し、住民に対して核兵器の恐ろしさや平和の尊さに係る啓発活動に取り組んでいます。現在、戦後70年以上が経過し、全国的に戦後生まれの人口が全体の8割を超える、戦争を経験された方たちが少なくなり、戦禍の記憶や教訓を今に語り継ぐことが年々難しくなっています。
- このような状況の中、戦争の悲惨さを知り、平和や命の尊さを学び、戦禍の記憶や教訓を風化させずに、若い世代に着実に継承していくための活動を継続的に推進する必要があります。

## **【男女共同参画】**

- 本町では、平成30（2018）年3月、男女が社会の対等な構成員としてそれぞれの個性や能力を發揮し、社会の様々な場面で活躍できる男女共同参画社会を実現するための総合的な行動計画として「広陵町男女共同参画行動計画（計画期間：平成30（2018）年度から令和9（2027）年度）」を策定しています。
- 同計画では、「誰もが多様な選択肢から自らが自らの道を選択でき、活躍できる社会」を基本理念（あるべき姿）に掲げ、その実現に向けて「あらゆる分野における男女の活躍」、「男女の人権が尊重される安心安全な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備」を主要施策として位置づけています。
- 誰もが性別に関わりなく、一人の人間としてその個性や能力を最大限に發揮し続けることができるよう、本町がめざす男女共同参画社会の理念の普及・浸透に努める必要があります。

## **【多文化共生】**

- 外国人人口の推移を5年ごとにみると、平成22（2010）年以降は、その翌年に発生した東日本大震災の影響等もあり、平成27（2015）年に173人に減少したものの、その後は再び増加傾向に転じ、令和2（2020）年には240人、対平成27（2015）年比で約1.4倍（67人増）に増加しています。
- 今後、全国的に人口減少がさらに進み、外国人材による労働力の確保の必要性がより一層増していくと予想される中、国籍や言語等の違いを超え、全ての住民が互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域コミュニティの中でともに生きていく多文化共生社会の実現に向けた環境づくりを推進する必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】人権尊重の推進

#### ＜目標＞

住民の人権問題への関心を高め、人権意識の高揚を図るとともに、人権の擁護・救済に取り組みます。

#### ＜手段＞

- 家庭、地域、学校など、あらゆる場と機会を捉え、あらゆる立場の住民が不当な差別・偏見に関する問題事象について学び・ふれられるよう、人権教育・啓発活動を推進します。
- 日常生活や社会生活における差別・偏見など、様々な人権問題の解消に向けた相談支援体制の充実を図ります。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                  | 単位 | 指標の説明又は出典元     | 現状値            | めざす方向 |
|----------------------|----|----------------|----------------|-------|
| 人権問題に係るセミナー・研修への参加者数 | 人  | 総務課・生涯学習文化財課資料 | 430<br>(令和元年度) | ↑     |

### 【展開方向 2】非核平和意識の醸成

#### ＜目標＞

戦争の悲惨さや平和の尊さを次世代に着実に引き継いでいけるよう、住民の平和意識の高揚を図ります。

#### ＜手段＞

- 児童・生徒が戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさ、平和の尊さを学ぶための非核平和教育を推進します。
- 幅広い世代の住民が平和の尊さを理解し、非核平和への関心を高められるよう、戦争パネル展等を通じた啓発活動を推進します。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名           | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値          | めざす方向 |
|---------------|----|------------|--------------|-------|
| 非核平和に関する事業開催数 | 回  | 総務課資料      | 3<br>(令和2年度) | →     |
| 児童生徒に対する啓発回数  | 回  | 総務課資料      | 0<br>(令和2年度) | ↑     |

### **【展開方向 3】男女共同参画社会の実現**

#### **<目標>**

男女を問わず全ての住民があらゆる分野において対等な立場で参画し、その能力と個性を十分に發揮し、協力し合える環境づくりを推進します。

#### **<手段>**

- 住民の男女共同参画に対する理解と関心を深められるよう、情報提供や啓発活動を推進します。
- 行政が率先してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に取り組み、町内の事業所に対しても積極的な働きかけを行います。
- 関係機関との連携・協力のもと、ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシャル・ハラスメント（セクハラ）などの被害の撲滅をめざし、啓発活動を実施します。

#### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名  | 単位 | 指標の説明又は出典元                       | 現状値   | めざす方向 |
|--|----|----------------------------------|---|-------|
| 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という項目に対し、「賛成」及び「どちらかと言えば賛成」と回答する人の割合 | %  | 総務課資料<br>(広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート) | 「賛成」: 4.5<br>「どちらかと言えば賛成」: 23.5<br>(平成 29 年度) | ↓     |
| ワーク・ライフ・バランスという言葉も意味も理解している人の割合                        | %  | 総務課資料<br>(広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート) | 40.9<br>(平成 29 年度)                            | ↑     |
| 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの実現に関するセミナーへの参加者数                     | 人  | 総務課資料                            | 34<br>(令和元年度)                                 | ↑     |
| DV やセクハラに関する相談機関や相談窓口を全く知らない住民の割合                      | %  | 総務課資料<br>(広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート) | 46.4<br>(平成 29 年度)                            | ↓     |
| DV などの被害を受けた方の中で「誰にも相談しなかった」と回答する人の割合                  | %  | 総務課資料<br>(広陵町男女共同参画行動計画・住民アンケート) | 40.8<br>(平成 29 年度)                            | ↓     |

## **【展開方向 4】多文化共生社会の推進**

---

### **<目標>**

国籍や言語等の違いを超えて、全ての住民が互いの生活習慣や文化を理解し合い、地域の中で共生できる環境づくりを推進します。

### **<手段>**

- 日本人住民と外国人住民の交流機会や、学校教育や生涯学習活動における出前講座や教室を通じ、日本人住民が外国の生活習慣や文化にふれられる機会の創出に努めます。
- 外国人住民への多言語による行政情報や生活情報の提供、生活上の問題等への支援体制の充実を図ります。
- 公共職業安定所や町内の事業所等と連携をとりながら、ニーズに応じた外国人住民に求められる技能の把握や働き手の支援に努めます。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名                                 | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値            | めざす方向 |
|-------------------------------------|----|------------|----------------|-------|
| 町内に居住する外国人住民に対して自立支援等の支援を行っている講座の回数 | 回  | 生涯学習文化財課資料 | 0<br>(令和2年度)   | ↑     |
| 多文化共生を目的とした、ユニバーサルデザインを導入した公共施設数    | 施設 | 総務課資料      | 令和4年度<br>以降に実施 | ↑     |

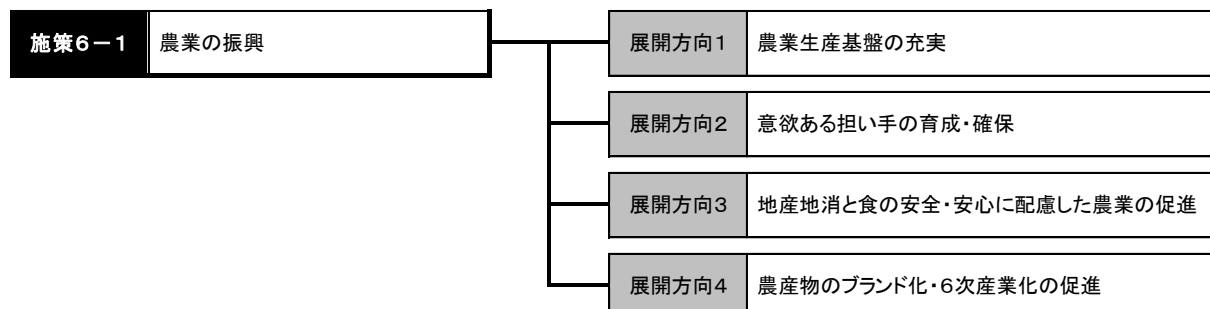
## 【基本目標6】地域が活性化するまち

### 施策6-1 農業の振興



#### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

安定した農業経営と農業生産基盤が維持され、将来にわたって持続可能な力強い農業が展開されているまちをめざします。



#### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名   | 単位  | 指標の説明又は出典元           | 現状値                      | めざす方向 |
|-------|-----|----------------------|--------------------------|-------|
| 耕地面積  | ha  | 耕地面積統計               | 504<br>(令和3年3月26日現在)     | →     |
| 農家数   | 戸   | 農林業センサス              | 611<br>(令和2年1月1日現在)      | →     |
| 農業産出額 | 百万円 | 農林水産省「市町村別農業産出額(推計)」 | 640<br>(平成31年1月～令和2年12月) | ↑     |

#### ◆現状と主要課題

○町の面積の約3分の1を農地が占める本町では、豊かな水と肥沃な土壌を活かし、なすや米などを中心に農業が営まれています。特になすは、昭和43（1968）年には「夏秋なす」、昭和62（1987）年には「冬春なす」がいずれも国の野菜指定産地となり、本町を代表する特産野菜となっています。

○本町では、新たな農業の担い手を育成するため、平成26（2014）年度から「農業塾」を開講しています。塾生は2年半にわたる講座と実習により、農作物の栽培等に関する知識を身につけ、販売農家<sup>72</sup>として自立することをめざしています。

○令和2（2020）年2月1日現在の本町の農家数は、販売農家が310戸、自給的農家<sup>73</sup>が301戸、総数が611戸であり、平成27（2015）年と比べて販売農家が70戸減、自給的農家が123戸減、総数が193戸減といずれも大きく減少しています。

○農家数の減少に伴い、耕作放棄地（遊休農地）は、平成27（2015）年の1.4haから令和2（2020）年の8.0haと約4.7倍（6.6ha増）に大きく増加しています。また、農業産出額は、平成27（2015）年以降、ほぼ横ばいで推移しているほか、令和2（2020）年の1経営体当たりの産出額は200万円で、奈良県平均の310万円を大きく下回っています。

○このような厳しい状況下において、食料その他の農産物の供給機能はもとより、多くの住民からまちの魅力として高い評価を得ている豊かな自然環境の保全、ゆとりと潤いのある景観の形成、文化の伝承など、本町にとってかけがえのない地域資源の一つである農業・農地が有する多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、地域全体で農業・農地を大切に守り、活かすための取組みを強化する必要があります。

---

<sup>72</sup> 経営耕地面積が30a以上、又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

<sup>73</sup> 経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】農業生産基盤の充実

#### ＜目標＞

将来にわたって農地がもつ多面的機能が適切に維持・発揮されるよう、耕作放棄地の解消及び発生防止と農地の利活用を図ります。

#### ＜手段＞

- 農業用排水路や農道等の農業生産基盤の適切な維持管理など、既存の農業生産基盤の機能の維持・向上に向けた取組みを推進します。
- 最先端の技術を活用し、超省力・高品質生産を可能にするスマート農業の実装に向けた取組みを支援します。
- 農業者の高齢化や担い手の不足など、個々の事情によって農業生産活動が困難となる場合に備え、地域ぐるみで人・農地プランを策定し、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を段階的に推進します。
- 県及び地元農業者との連携のもと、高収益作物への転換や農業振興に係るその他の施策を集中的かつ優先的に推進する特定農業振興ゾーンに関する協定締結を促進します。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                     | 単位   | 指標の説明又は出典元 | 現状値                    | めざす方向 |
|-------------------------|------|------------|------------------------|-------|
| スマート農業を導入した農家数(累計)      | 戸    | 地域振興課資料    | 2<br>(令和2年度)           | ↑     |
| ドローン等の機械貸出支援件数(累計)      | 件    | 地域振興課資料    | 0<br>(令和2年度)           | ↑     |
| 農業の担い手へ集積・集約化した農地面積     | ha   | 地域振興課資料    | 0.7<br>(令和2年度)         | ↑     |
| 耕作放棄地の解消面積              | ha   | 地域振興課資料    | 0.56<br>(令和2年度)        | ↑     |
| 特定農業振興ゾーン設定地区数(累計)      | 地区   | 地域振興課資料    | 2<br>(令和2年度)           | ↑     |
| 特定農業振興ゾーンの農地面積、農家戸数(累計) | ha 戸 | 地域振興課資料    | 25.2<br>118<br>(令和2年度) | ↑     |

## **【展開方向2】意欲ある担い手の育成・確保**

### **<目標>**

将来にわたって持続可能な農業を展開することができるよう、次代の担い手となる農業者を育成・確保するとともに、農業経営基盤の強化に向けた取組みを積極的に支援します。

### **<手段>**

- 地域農業の中核的な担い手として、認定農業者制度や集落営農組合、農業経営の法人化の普及拡大に努めます。
- 今後も引き続き、農業塾を通じて新規就農者が農業について学べる機会の提供や、新規就農者の受入れ環境の整備を推進します。
- 多様な担い手を確保するため、援農ボランティアの育成・確保及び援農ボランティアの受入れ農家の確保に努めます。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名                             | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値                 | めざす方向 |
|---------------------------------|----|------------|---------------------|-------|
| 法人経営体数                          | 法人 | 農林業センサス    | 3<br>(令和2年2月1日現在)   | ↑     |
| 町の支援を受けて設立した農業法人数(累計)           | 法人 | 地域振興課資料    | 1<br>(令和2年度)        | ↑     |
| 町の支援を受けて事業規模を拡大した農業法人数(累計)      | 法人 | 地域振興課資料    | 0<br>(令和2年度)        | ↑     |
| 法人化に向けた資金支援件数                   | 件  | 地域振興課資料    | 0<br>(令和2年度)        | ↑     |
| 認定農業者数(累計)                      | 人  | 地域振興課資料    | 32<br>(令和3年8月23日現在) | ↑     |
| 集落営農組合数(累計)                     | 組合 | 地域振興課資料    | 4<br>(令和2年度)        | ↑     |
| 農業塾の卒業生のうち、町内で新規就農した人数(累計)      | 人  | 地域振興課資料    | 6<br>(令和2年度)        | ↑     |
| 農業規模拡大に向けた農地斡旋数(累計)             | 件  | 地域振興課資料    | 2<br>(令和2年度)        | ↑     |
| 新規就農者に対する農地斡旋数(累計)              | 件  | 地域振興課資料    | 1<br>(令和2年度)        | ↑     |
| 農業経営体に対する経理処理支援に係る拠点数           | 箇所 | 地域振興課資料    | 0<br>(令和2年度)        | ↑     |
| 町の支援を受けて町内で新規就農した人数             | 人  | 地域振興課資料    | 5<br>(令和2年度)        | ↑     |
| 営農計画の策定支援件数(累計)                 | 件  | 地域振興課資料    | 7<br>(令和2年度)        | ↑     |
| 県普及指導員と連携した不作リスクの低減に向けた指導件数(累計) | 件  | 地域振興課資料    | 5<br>(令和2年度)        | ↑     |

|                                      |   |         |              |   |
|--------------------------------------|---|---------|--------------|---|
| 援農ボランティアの育成・確保及び援農ボランティアの受け入れ農家数(累計) | 戸 | 地域振興課資料 | 0<br>(令和2年度) | ↑ |
|--------------------------------------|---|---------|--------------|---|

### 【展開方向3】地産地消と食の安全・安心に配慮した農業の促進

#### <目標>

町内外のより多くの消費者から支持される安全・安心な地場産農産物の生産拡大と地産地消の促進を図ります。

#### <手段>

- 安全・安心な地場産農産物の消費拡大を図るため、有機JASマーク<sup>74</sup>や特別栽培農産物<sup>75</sup>の認証取得に向けた農業者の取組みを支援します。
- 地場産農産物の認知度向上及び地産地消の拡大に向け、学校給食における活用や直売所での購買力向上にかかる支援等を図ります。
- 農薬の適正な使用及び安全性について、農業者の正しい理解の普及促進を図るため、国や県の実施する講習会等の周知を進めます。
- 地産地消の促進にも結びつくよう、住民が農業及び農地にふれあえる機会の確保を図ります。

#### <展開方向の進捗状況を測定するための指標>

| 指標名                         | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値            | めざす方向 |
|-----------------------------|----|------------|----------------|-------|
| 有機 JAS マークの認証を取得した農業者の数(累計) | 人  | 地域振興課資料    | 68<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 特別栽培農産物の認証を取得した農業者の数(累計)    | 人  | 地域振興課資料    | 2<br>(令和2年度)   | ↑     |
| 町内における農産物直売所数               | 店舗 | 地域振興課資料    | 9<br>(令和2年度)   | ↑     |
| 広陵町ファミリー農園利用者数              | 人  | 地域振興課資料    | 105<br>(令和2年度) | →     |
| 町内における農業体験イベント回数            | 回  | 地域振興課資料    | 1<br>(令和2年度)   | ↑     |
| 農業とふれあう事業への参加者数             | 人  | 地域振興課資料    | 138<br>(令和2年度) | ↑     |

<sup>74</sup> JAS 法（日本農林規格等に関する法律）に基づいた生産方法に関する規格であり、認証された生産者や事業者には、有機 JAS マークの使用が認められる。

<sup>75</sup> その農産物が、生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下で栽培された農産物。

## **【展開方向4】農産物のブランド化・6次産業化の促進**

### **<目標>**

より高い産地間競争力を伴った産地づくりに結びつくよう、関係機関との連携・協力のもと、地場産農産物のブランド化や6次産業化による付加価値の向上に取り組みます。

### **<手段>**

- 町内外の飲食店や直売所等における地場産農産物の活用促進に努め、地場産農産物の消費額の拡大をめざします。
- 消費者や実需者のニーズに対応し、生産・加工・販売の一体化等の多様化・高度化に向けた取組みを促進する「6次産業化」を支援します。
- ふるさと納税やECサイト（電子商取引）等を活用し、地場産農産物のブランド力及び販売プロモーションの強化を図ります。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

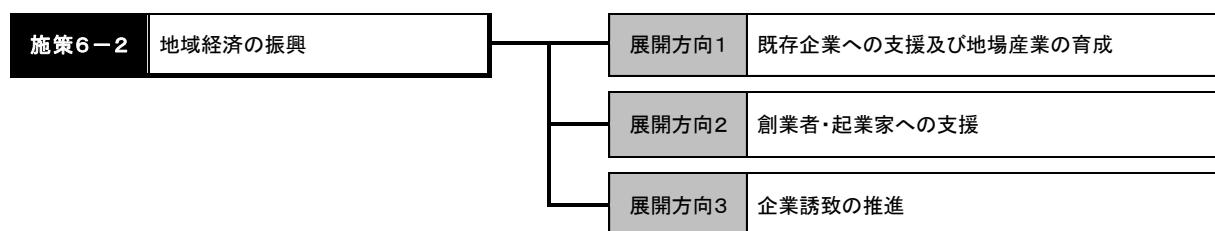
| 指標名                                       | 単位 | 指標の説明又は出典元          | 現状値                | めざす方向 |
|---|----|---------------------|--------------------|-------|
| 地場産農産物の活用促進に向けた啓発活動回数(累計)                 | 回  | 地域振興課資料             | 1<br>(令和2年度)       | ↑     |
| 6次産業化に取り組んでいる農家数(累計)                      | 戸  | 地域振興課資料             | 2<br>(令和2年度)       | ↑     |
| ふるさと納税の返礼品として出品された地場産農産物の数(累計)            | 点  | 地域振興課資料             | 256<br>(令和2年度)     | ↑     |
| 一般社団法人広陵町産業総合振興機構(なりわい)のサイト上における地場産農産物販売額 | 円  | 一般社団法人広陵町産業総合振興機構資料 | 297,948<br>(令和2年度) | ↑     |

## 施策6－2 地域経済の振興



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

将来にわたって活力に満ちた地域経済社会を堅持するために、活発な経済活動が持続的に展開している“がんばる企業が集うまち”をめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                  | 単位  | 指標の説明又は出典元       | 現状値                | めざす方向 |
|----------------------|-----|------------------|--------------------|-------|
| 町内事業所数               | 事業所 | 総務省「経済センサス-基礎調査」 | 1,328<br>(令和元年度)   | ↑     |
| 町内事業所従業者数            | 人   | 総務省「経済センサス-基礎調査」 | 2,330<br>(令和元年度)   | ↑     |
| 製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所) | 百万円 | 奈良県「工業統計調査」      | 27,677<br>(令和2年)   | ↑     |
| 商品販売額(小売業)           | 百万円 | 総務省「経済センサス-活動調査」 | 25,478<br>(平成28年度) | ↑     |

### ◆現状と主要課題

○本町の工業は、古くから靴下製造業を中心として、靴下仕上げや刺しゅう業など靴下生産の工程別に高度な技術が受け継がれ、全国で1年間に生産されている約3億足の靴下の約15%の生産量を誇る一大生産地となっています。

○さらに、町の中央部には昭和30年代（1955年から）から製造が始まったプラスチックの工場が集積し、全国でも有数のプラスチック製品の産地にもなっています。

- 町内の事業所数・従業者数を従業者別規模でみると、従業者数300人未満の事業所が全体の約99%、従業者数300人未満の事業所で働く従業者が約99%となっており、町内に立地する事業所のほとんどを中小企業・小規模企業が占めているのが特徴的といえます。
- 本町が中小企業・小規模企業振興の現状を把握するため、平成29（2017）年1月に実施したアンケート調査の結果によると、近年の売上高の動向では「やや減少（27.9%）」と「大幅に減少（17.3%）」を合わせた「減少」が45.2%に上っており、その主な要因として「販路・市場の縮小」や「同業他社との競争激化」などが挙げられています。
- このような状況下、本町では令和2（2020）年12月、「自社の技術を活かして新しい販路を見つけたいが、どうすればよいか?」、「顧客を増やすために新しい商品やサービスを考えたが、どのようにPRすればよいか?」等々、事業者が抱える困りごとを解決するためのサポートを行う「KoCo-Biz（広陵高田ビジネスサポートセンター）」を大和高田市との協同で開設しています。
- 今後、全国的にも既存の中小企業・小規模企業では、経営者の高齢化や後継者不在によって、事業承継が困難さを増していくことが大いに懸念されている中、企業ニーズの的確な把握に努めながら、経営の安定化に資する対策を総合的に進めるとともに、新たな創業・起業への支援に取り組む必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】既存企業への支援及び地場産業の育成

#### ＜目標＞

既存の中小企業・小規模企業が安定した経営を継続できるよう、経営基盤の強化に向けた取組みを支援します。

#### ＜手段＞

- 大型商業施設と既存商店が共存共栄し、住民が日常生活に必要な買い物や飲食等の消費を地域内で満たすことができるよう、ハード・ソフトの両面から多様な需要に対応した商業環境の整備を推進します。
- KoCo-Bizとの連携のもと、第三者への承継も含めた事業承継対策を推進します。
- 新商品の開発や販路開拓に意欲的に取り組む企業を業種に関わらず幅広く支援するため、各種補助制度や広陵町商工会、KoCo-Bizによる伴走型支援の充実と活用の促進を図ります。
- 新たな技術や商品の開発に向け、地域内の企業間連携だけではなく、产学研官連携も視野に入れ、関係機関が横断的に連携するための体制づくりを推進します。
- 全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機に、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する重要性が高まりつつある中、ICT環境の整備などDXの推進に向けた既存企業の取組みを支援します。
- 靴下をはじめとする地域ブランド商品をより多くの人々に利用してもらえるよう、町内外に向けて既存企業の優れた製品・技術を積極的にPRするとともに、経営基盤の強化に向けて、必要な取組みを既存企業とともに検討できる環境の整備に努めます。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

| 指標名   | 単位  | 指標の説明又は出典元         | 現状値           | めざす方向 |
|---|-----|--------------------|---------------|-------|
| 町の支援により事業承継した中小企業・小規模企業の数(累計)                   | 社   | 地域振興課資料            | 0<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 町の支援を受け売上げが増加した事業所数                             | 事業所 | 地域振興課資料            | 0<br>(令和2年度)  | ↑     |
| KoCo-Biz における既存企業の新商品等開発及び情報発信に関する相談受付件数        | 件   | 広陵高田ビジネスサポートセンター資料 | 55<br>(令和2年度) | ↑     |
| KoCo-Biz における新規事業開発に関する相談受付件数                   | 件   | 広陵高田ビジネスサポートセンター資料 | 14<br>(令和2年度) | ↑     |
| 設備投資や新商品開発への資金支援をした事業所数                         | 事業所 | 地域振興課資料            | 7<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 製品の高付加価値化、新規の販路開拓、情報発信に向けた伴走型支援を行った事業所数         | 事業所 | 地域振興課資料            | 55<br>(令和2年度) | ↑     |
| 町の優遇・支援を受けて新規事業を開始した企業数(累計)                     | 社   | 地域振興課資料            | 2<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 既存企業のデジタル化を目的とした町の各種補助事業の利用件数(累計)               | 件   | 地域振興課資料            | 0<br>(令和2年度)  | ↑     |
| DX 推進に係る地域内企業のマッチング支援件数(累計)                     | 件   | 地域振興課資料            | 0<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 地域ブランド商品の消費拡大に向けた既存企業の優れた製品・技術の町内外への積極的なPRの支援件数 | 件   | 地域振興課資料            | 0<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 「広陵町中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づくワークショップ等に参加する事業所数      | 事業所 | 地域振興課資料            | 18<br>(令和2年度) | ↑     |

## 【展開方向 2】創業者・起業家への支援

### ＜目標＞

町内で創業・起業を希望する方に対し、創業・起業前から創業・起業後の経営安定化まで切れ目のない支援を推進します。

### ＜手段＞

- 創業・起業に対する需要の把握に努めながら、前例にとらわれることなく、各種補助制度の充実と活用の促進を図ります。
- 広陵町商工会やKoCo-Bizとの連携のもと、創業・起業希望者に対する相談支援体制の充実を図ります。

### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                                      | 単位 | 指標の説明又は出典元         | 現状値          | めざす方向 |
|--|----|--------------------|--------------|-------|
| 町の支援を受けて創業したスタートアップ企業数(累計)               | 社  | 地域振興課資料            | 4<br>(令和2年度) | ↑     |
| 創業・起業を目的とした町の各種補助制度の利用件数(累計)             | 件  | 地域振興課資料            | 0<br>(令和2年度) | ↑     |
| KoCo-Biz での創業希望者への販路開拓、商品開発、情報発信支援件数(累計) | 件  | 広陵高田ビジネスサポートセンター資料 | 4<br>(令和2年度) | ↑     |
| KoCo-Biz における創業・起業に関する相談受付件数(累計)         | 件  | 広陵高田ビジネスサポートセンター資料 | 4<br>(令和2年度) | ↑     |

### **【展開方向3】企業誘致の推進**

---

#### **<目標>**

町外からの新規立地企業を増やすとともに、既存企業の規模拡大の支援に取り組みます。

#### **<手段>**

- 新規立地企業や町内既存企業の規模拡大を支援するための優遇制度の充実と活用の促進を図ります。
- 広陵北小学校地域の活性化及び町全体の発展に資する重要な事業として、地権者の理解・協力のもと、箸尾準工業地域における工業用地造成事業を推進します。

#### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

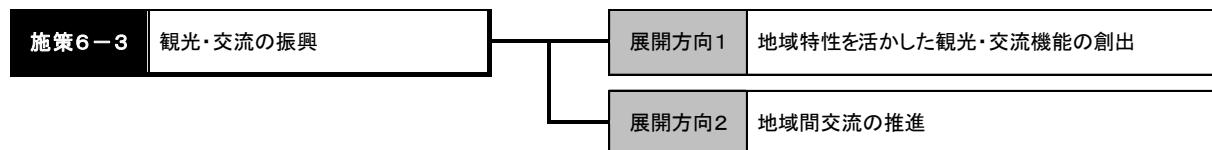
| 指標名                            | 単位 | 指標の説明又は出典元                    | 現状値                   | めざす方向 |
|--------------------------------|----|-------------------------------|-----------------------|-------|
| 町の優遇・支援を受けて立地した全企業数(累計)        | 社  | 企画政策課資料                       | 8<br>(令和2年度)          | ↑     |
| 町の優遇制度を活用して事業規模を拡大した既存企業の数(累計) | 社  | 企画政策課資料                       | 2<br>(令和2年度)          | ↑     |
| 町の優遇・支援を受けて立地した商業施設数(累計)       | 件  | 企画政策課資料                       | 1<br>(令和2年度)          | ↑     |
| 箸尾準工業地域工業用地造成事業の進捗率(累計)        | %  | 土地開発公社の概算事業費に対し、実際に支出した事業費の割合 | 62.2<br>(令和4年1月31日現在) | ↑     |
| 箸尾準工業地域の新規企業の立地見込件数(再掲)        | 件  | 企画政策課資料                       | 10<br>(令和3年度)         | →     |

## 施策6-3 観光・交流の振興



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

町内外からより多くの人々が行き交い、にぎわいに満ちたまちをめざすとともに、他自治体との地域間交流が盛んなまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                 | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値              | めざす方向 |
|---------------------|----|------------|------------------|-------|
| 集客イベント及び観光拠点における消費額 | 千円 | 地域振興課資料    | 令和4年度以降に把握       | ↑     |
| 観光入り込み客数            | 人  | 地域振興課資料    | 7,946<br>(令和2年度) | ↑     |

### ◆現状と主要課題

#### 【観光】

○本町には、町内外から多くの人々を引き込む主要な地域資源として、四季折々の草花が咲き誇る馬見丘陵公園、子どもから大人まで住民の憩いのスポットである竹取公園などがあります。

○加えて、「広陵かぐや姫まつり」、「靴下の市（春・秋）」、「クリスマスフェスタ」などの大型イベントが定期的に開催されています。このうち、令和元（2019）年9月の「広陵かぐや姫まつり」は、来場者の50%超を町外在住者が占め、また、口コミ等によるリピーターも増加しており、来場者の75%以上が2回目以上の参加となっています。

○竹取公園周辺地区は、歴史的文化資源が集積する本町随一の集客交流拠点となっているものの、カフェやレストラン、物販店舗等がなく、また、来園者に対して町の特産品である「なす」、「いちご」及び「靴下」などの品質力を広陵ブランドとして情報発信できていないなど様々な問題を抱えています。

○このような状況を踏まえ、本町は平成29（2017）年2月27日、竹取公園周辺地区の持続的な発展及び活性化を図ることを目的としたまちづくりに係る取組みについて、県と基本的な連携及び協力に関する協定（奈良県と広陵町とのまちづくりに関する包括協定書）を締結するとともに、「竹取公園周辺地区まちづくり基本構想」を策定しています。また、

これに基づいた基本協定を締結し、令和2（2020）年7月30日に「広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画」を策定しています。

○町内外からより多くの人々や消費を町内へと引き込み、将来にわたって地域経済社会の活力の維持・増進を図るために、県をはじめとする関係機関との連携・協働のもと、様々な地域資源の魅力の向上に取り組むとともに、本町ならではの地域資源や魅力を町内外に向けて効果的にアピールする必要があります。

### 【地域間交流】

○本町は、大和高田市、御所市、香芝市及び葛城市的4市1町で構成される葛城地域観光協議会に参加し、近隣市との連携による観光PR活動に取り組んでいます。また、平成26（2014）年に福井県美浜町と友好交流協定を、令和元（2019）年に愛媛県東温市、令和2（2020）年に曾爾村と商工振興や観光・交流等に関する連携・協力協定を締結しています。

○今後も引き続き、お互いに活力を高め合いながら、持続的な発展を遂げることができるよう、地域資源や特性を相互に有効活用することで、地域間でのヒト・モノ・カネの活発な動き（対流）を創出する必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】地域特性を活かした観光・交流機能の創出

#### ＜目標＞

まちのにぎわい創出や住民であることへの誇りの醸成にも結びつくよう、特色ある集客イベントの開催や地域資源の魅力の強化を図ります。

#### ＜手段＞

- 竹取公園をはじめとする既存の地域資源を磨き上げるとともに、その魅力を効果的に情報発信します。
- 住民・事業者とともに、新たな地域資源を掘り起こすことで、まちのにぎわいや魅力の再認識につなげていきます。
- 既存の町主催、共催及び後援の大型イベントが、より多くの人々を引き込める魅力あるものとなるよう内容の充実を図ります。
- 新たに集客イベントの開催を希望する個人や団体の増加に結びつくよう、使用可能な場所の情報提供及び拠点提供等の支援を行います。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を踏まえ、中小規模のイベントや動画配信等のインターネットを活用したイベントの開催を支援します。
- 町の魅力や特長を広く認知してもらえるよう、行政が率先して情報発信のデジタル化に取り組むとともに、来町者によるSNS発信や住民及び役場職員の自発的な情報発信を促し、インナープロモーションを強化する等、インターネット上の本町に関する情報の総量を増やす活動を支援します。

<展開方向の進捗状況を測定するための指標>

| 指標名  | 単位  | 指標の説明又は出典元       | 現状値                        | めざす方向 |
|--|-----|------------------|----------------------------|-------|
| 町 HP 上での地域資源に関する情報発信・提供に対するアクセス数           | 件   | 秘書人事課資料          | 350,639<br>(令和2年度)         | ↑     |
| 町 HP 上での地域資源の発信に関する情報提供ページ件数(累計)           | 件   | 地域振興課資料          | 237<br>(令和3年度)             | ↑     |
| 検索キーワード「広陵町」で主要な検索エンジンにインデックスされた Web ページ件数 | 件   | 地域振興課資料          | 3,860,000<br>(令和3年9月30日現在) | ↑     |
| 町 HP・パンフレット等で紹介している観光ルート数                  | ルート | 地域振興課資料・生涯学習文化財課 | 5<br>(令和2年度)               | ↑     |
| 竹取公園地区における集客事業の実施件数                        | 件   | 地域振興課資料          | 2<br>(令和3年度)               | ↑     |
| 町が主催・共催及び後援した集客イベントの動員人数                   | 人   | 地域振興課資料          | 7,946<br>(令和2年度)           | ↑     |
| 工場(オープンファクトリー)における観光見学・体験プログラム開催数(累計)      | 回   | 地域振興課資料          | 0<br>(令和2年度)               | ↑     |
| 広陵くつした博物館での靴下販売点数                          | 点   | 地域振興課資料          | 833<br>(令和2年度)             | ↑     |
| 広陵かぐや姫まつりの動員数                              | 人   | 地域振興課資料          | 0<br>(令和2年度)               | ↑     |
| 集客イベント開催を希望する個人及び団体への町有施設の貸出数              | 件   | 地域振興課資料          | 2<br>(令和2年度)               | ↑     |
| 広陵町内でのデジタル情報発信に関する勉強会・ワークショップ・セミナー等の開催数    | 回   | 地域振興課資料          | 2<br>(令和3年度)               | ↑     |

## **【展開方向 2】地域間交流の推進**

---

### **<目標>**

他自治体との交流を通じて、相互に地域の良さや魅力を理解し合いながら、町外からより多くのヒト・モノ・カネを引き込めるようにします。

### **<手段>**

- 交流体験を通して学んだことを友達と共有するなど、知識や体験が伝授されることにより、より感受性が豊かな子どもの育成に結びつくよう、福井県美浜町との交流事業の充実を図ります。
- 地域のイベントにおいて、協定締結市町村の特産品を相互に販売し合うなど、前例にとらわれることなく、より高い費用対効果を伴った交流事業を推進します。
- 他自治体との地域間交流の実績や情報を積極的に情報発信することで、より多くの自治体が本町に興味をもち、交流機会の創出に結びつけます。
- 本町主催イベントへの他自治体の新規誘致や他自治体主催イベントへの積極的な参加等、率先して地域間交流のきっかけを創出し、交流人口の拡大を図ります。

### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名                                | 単位  | 指標の説明又は出典元 | 現状値           | めざす方向 |
|------------------------------------|-----|------------|---------------|-------|
| 観光交流や産業に関する連携・協力協定を締結した自治体の数       | 自治体 | 企画政策課資料    | 3<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 地域間交流事業への参加者数                      | 人   | 地域振興課資料    | 42<br>(令和元年度) | ↑     |
| 連携・協力協定を締結した自治体相互間の地場产品販売総額        | 円   | 地域振興課資料    | 0<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 他自治体を誘致した本町のイベントと本町が参加した他自治体のイベント数 | 件   | 地域振興課資料    | 4<br>(令和3年度)  | ↑     |

## 4 自治体経営編

本項では、基本構想に掲げた「4 自治体経営の基本方針」などを踏まえ、行政運営、財政運営、公共施設マネジメント及び協働・連携の4つの観点から、基本計画を着実に推進していくための施策の展開方向等を定めています。

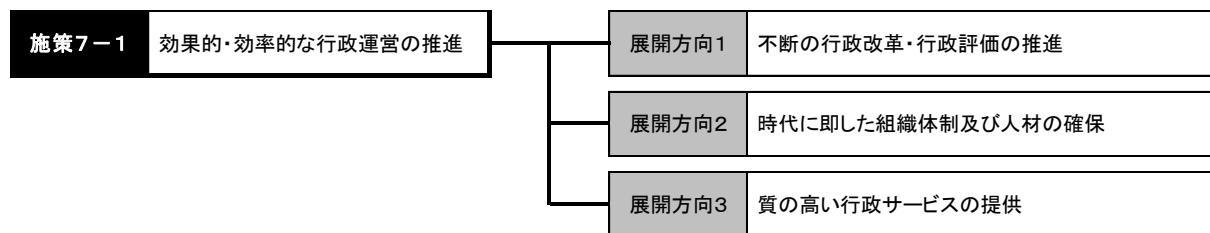
### 【基本目標7】健全で効果的・効率的な行政財政運営の推進

#### 施策7-1 効果的・効率的な行政運営の推進



##### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

将来にわたって持続可能な発展を続けるまちであるとともに、多種多様な行政ニーズに適切に対応できる住民満足度の高いまちをめざします。



##### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名                     | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値                    | めざす方向 |
|-------------------------|----|------------|------------------------|-------|
| 分野別計画編の「まちの状態を表す指標」の改善数 | 件  | 企画政策課資料    | 令和4年度以降に実施             | ↑     |
| 各分野の町民の満足度の総合平均点        | 点  | 住民アンケート調査  | 令和4年度以降に実施             | ↑     |
| マイナンバーカードを活用した証明書発行割合   | %  | 住民課資料      | 10.7<br>(令和3年11月30日現在) | ↑     |

##### ◆現状と主要課題

○総務省が平成27（2015）年8月に策定した「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」によると、近年、地方自治体における経営資源の制約が強まっている一方、今後、少子高齢化の進展等を背景に行政需要が確実に増加していくと見込まれる中、質の高い行政サービスを引き続き効率的・効果的に提供するためには、より積極的な業務改革の推進に努める必要があるとしています。

○本町では、組織が主体となり、より効率的で実効性の高い人材育成の取組みを進めため策定した「広陵町人材育成基本方針」を見直し、令和3（2021）年11月に改訂しました。

同方針では、求められる職員像として、各職階に応じて果たすべき役割や必要とされる要件等を明らかにするとともに、これらを踏まえた人事評価に取り組んでいます。また、次世代育成支援及び女性活躍推進に係る組織全体のワーク・ライフ・バランスが図られ、職員が安心して育児に取り組み、子育てをする職員が子育てに伴う喜びを実感できる職場環境をつくるための「広陵町次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画」を令和3(2021)年4月1日に策定しました。

○今後ますます多様化・複雑化していくと見込まれる住民ニーズや地域社会が抱える課題に的確に対応していくためには、適正な定員管理及び適材適所の人員配置を推進するとともに、職員全員がその職位や職務内容に応じて必要な知識及び技術を確実に習得できるよう、計画的な人材育成に努める必要があります。

○国においては、令和2(2020)年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定しています。同計画では、新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかになったことを踏まえ、地方自治体においてデジタル技術等を活用した住民の利便性向上や業務の効率化等が求められているとしています。

○今後、全国的に15歳から64歳までの生産年齢人口が減少していくことによって、行政を含めた各分野において人材不足がサービス供給の制約要因となるおそれが懸念される中、本町が質の高い行政サービスを安定的に提供するとともに、より効果的・効率的な行政運営を展開するためには、行政全般にわたってデジタル技術や民間活力の積極的な活用を推進する必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】不断の行政改革・行政評価の推進

#### ＜目標＞

より多くの住民から信頼される行政運営の実現に向けて、全庁が一丸となって業務の改革・改善に取り組み、より効果的で効率的な事業の実施に努めます。

#### ＜手段＞

- 第5次広陵町総合計画を起点とする「Plan(計画)－Do(実施)－Check(分析・評価)－Act(改革・改善)」からなるPDCAサイクルの実効性を確保できるよう、行政評価体制の確立に取り組みます。
- 行政評価の結果に基づき、施策・事業の進捗状況や課題の改善・悪化の要因を把握・分析し、その結果を踏まえた施策の優先順位づけや事業の改善・改革を継続的に実施します。
- 行政評価の結果を広く公開することで、住民への説明責任を果たし、行政の透明性・信頼性の向上に結びつけます。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名            | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値        | めざす方向 |
|----------------|----|------------|------------|-------|
| 主要施策実績報告書のランク付 | —  | 主要施策実績報告書  | 令和4年度以降に実施 | ↑     |
| 行政評価により見直した事業数 | 件  | 企画政策課資料    | 令和4年度以降に実施 | —     |

**【展開方向 2】時代に即した組織体制及び人材の確保**

**<目標>**

今後ますます多様化・複雑化する行政課題に対してより的確に対応できるよう、組織体制の整備と人材の育成に取り組みます。

**<手段>**

- より効果的・効率的に事業を推進できる組織づくりを柔軟かつ継続的に推進します。
- 「広陵町人材育成基本方針」に基づき、職員一人ひとりのキャリアステージに応じた体系的な能力開発及び人材育成を推進します。
- 職員一人ひとりのライフステージや家庭状況にあわせたワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の確保をめざし、より働きやすい職場環境の整備に努めます。
- 人間性や創造性に優れた有能な人材を確保するため、採用試験制度の充実を図るとともに、会計年度任用職員<sup>76</sup>や社会人経験者の採用等により、多様な人材の確保に取り組みます。

**<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名   | 単位 | 指標の説明又は出典元              | 現状値             | めざす方向 |
|---|----|-------------------------|-----------------|-------|
| 「行政サービスの充実」に関して「非常に満足・満足・やや満足」と回答した人の割合             | %  | 住民アンケート調査               | 63.1<br>(令和2年度) | ↑     |
| 「広陵町人材育成基本方針」に掲げられている「求められる職員像」を認識し、職務に取り組んでいる職員の割合 | %  | 職員アンケート調査               | 令和4年度以降に実施      | ↑     |
| 職務に関する満足度   | %  | 人事評価自己申告書               | 令和4年度以降に実施      | ↑     |
| 子育てや介護を理由とする離職率                                     | %  | 次世代育成支援・女性活躍推進特定事業主行動計画 | 1.85<br>(令和2年度) | ↓     |

<sup>76</sup> 地方公務員法第22条の2の規定に基づき任用される非常勤職員。これまでの臨時の任用職員や非常勤の特別職員と比べて、休暇、福利厚生、手当等が拡充されるが、その一方で服務規律（守秘義務や職務に専念する義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象にもなる。

### **【展開方向3】質の高い行政サービスの提供**

#### **<目標>**

費用対効果を十分に勘案しながら、デジタル技術や民間活力等を効果的に活用することで、住民にとって良質で利便性が高い行政サービスの提供と業務の効率化を同時に推進します。

#### **<手段>**

- 住民異動等の届出や各種証明書の交付・申請・届出の手続き等、デジタル技術やマイナンバーカードを利活用することで、いつでもどこでも手続きが行えるよう、セキュリティ上、安全にできる手続きのオンライン化及び簡素化を進め、業務効率の改善を図ります。
- 町が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生を目的として、ＩＣＴ等の新技術を活用し、分野横断的にデータを利活用・連携させて新たなサービス・価値を創出する広陵町スマートシティ構想を策定します。
- 行政手続きのオンライン化の推進に当たっては、パソコンやスマートフォン等の電子機器の取扱いに不慣れな住民にも配慮したデジタル・ディバイト<sup>77</sup>対策を検討します。
- 民間活力の活用によって高い費用対効果が見込まれる行政サービスを継続的に検証し、民間に委ねることが妥当なものについては積極的に民間活力を導入します。

#### **<展開方向の進捗状況を測定するための指標>**

| 指標名                          | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値                    | めざす方向 |
|------------------------------|----|------------|------------------------|-------|
| マイナンバーカードを利用したオンライン申請可能件数の割合 | %  | 未来都市推進課資料  | 8.9<br>(令和2年度)         | ↑     |
| マイナンバーカードの交付率                | %  | 住民課資料      | 36.9<br>(令和3年11月30日現在) | ↑     |
| 公民連携により実施した事業数               | 件  | 企画政策課資料    | 令和4年度以降に把握             | ↑     |

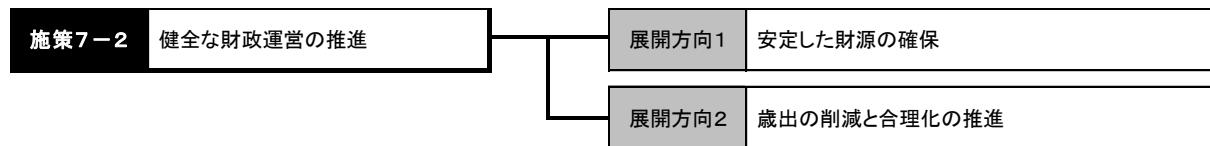
<sup>77</sup> インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

## 施策7-2 健全な財政運営の推進



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

次世代に大きな負担を残さず、将来にわたって安定的な財政運営を維持できるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名       | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値              | めざす方向 |
|-----------|----|------------|------------------|-------|
| 本町の財政力指数  | —  | 「地方財政状況調査」 | 0.618<br>(令和2年度) | ↑     |
| 本町の経常収支比率 | %  | 「地方財政状況調査」 | 94.5<br>(令和2年度)  | ↓     |

### ◆現状と主要課題

- 令和2（2020）年度実績で歳入総額の23.5%を占めている町税は、近年、概ね一貫して増加傾向で推移しており、令和2（2020）年度では41億4,200万円、10年前の平成22（2010）年度の37億8,700万円と比べて9.4%（3億5,500万円）増加しています。
- 歳出のうち、支出が義務づけられた任意に節約できない経費であり、人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費のうち、扶助費は概ね一貫して増加傾向で推移しており、令和2（2020）年度実績では25億7,900万円、平成22（2010）年度の15億5,400万円と比べて約1.7倍（10億2,500万円増）に大きく増加しています。
- 近年、経常収支比率は平成26（2014）年度に99.6%まで上昇した後、減少傾向に転じたものの、令和2（2020）年度は94.5%であり、依然として90%台前半の高止まりの傾向が続いている。
- 全国的な傾向と同様に、今後、本町においても、担税力の高い世代が多く含まれる15歳から64歳までの生産年齢人口の減少により、町税の伸びが期待しづらい一方、少子高齢化の進展に伴って扶助費がさらに増加していくと見込まれます。
- 将来にわたって安定的な財政運営を維持することができるよう、財政収支の見通しを的確に見据えながら、本町が自主的に収入できる自主財源をはじめとする歳入の確保と、経常的な経費の抑制に努める必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】安定した財源の確保

#### ＜目標＞

将来にわたって安定的な財政運営が可能となるよう、より多くの自主財源の確保に努めます。

#### ＜手段＞

- 町税の収納率の向上を図るため、納付手段の拡充やより積極的かつ徹底した徴収業務に取り組みます。
- 行政サービスの継続性と住民負担の公平性を確保するため、定期的に使用料や手数料などの見直しに取り組みます。
- 町有財産の有効活用や公金の効果的な管理・運用等により、新たな財源の確保に取り組みます。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名      | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値                | めざす方向 |
|----------|----|------------|--------------------|-------|
| 町税の現年収納率 | %  | 税務課資料      | 99.5<br>(令和2年度)    | →     |
| 町税の累計滞納額 | 千円 | 税務課資料      | 135,165<br>(令和2年度) | ↓     |

### 【展開方向 2】歳出の削減と合理化の推進

#### ＜目標＞

限りある財源や職員の中で、より効果的・効率的な行政運営を推進できるよう、経常的な経費の抑制に努めます。

#### ＜手段＞

- 行政評価の取組みを毎年度の予算編成に反映させ、特に人件費や物件費など行政の内部管理的経費を中心に、経常的な経費を抑制し、財政構造の弾力性の確保に努めます。
- 各種団体や個人等に交付している補助金について、その有効性や必要性を検証し、より適正で効果的な補助金制度の運用に努めます。

#### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

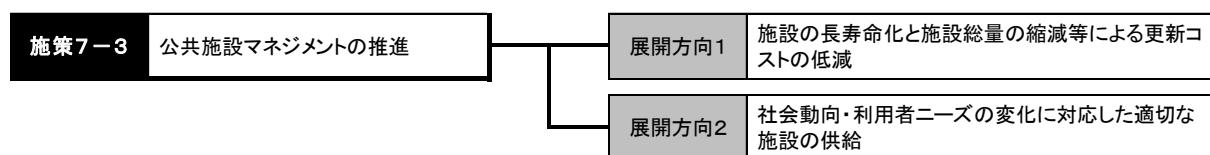
| 指標名              | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値                  | めざす方向 |
|------------------|----|------------|----------------------|-------|
| 本町の経常収支比率        | %  | 「地方財政状況調査」 | 94.5<br>(令和2年度)      | ↓     |
| 本町の経常経費充当一般財源の合計 | 千円 | 「地方財政状況調査」 | 7,420,566<br>(令和2年度) | ↓     |

## 施策7-3 公共施設マネジメントの推進



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

老朽化が進行している公共施設等の計画的な保全や長寿命化を図りながら、将来にわたって住民満足度の高い行政サービスを安定的に提供し続けられるまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名           | 単位             | 指標の説明又は出典元 | 現状値                   | めざす方向 |
|---------------|----------------|------------|-----------------------|-------|
| 町所有の公共施設の延床面積 | m <sup>2</sup> | 企画政策課資料    | 118,063.76<br>(令和2年度) | ↓     |

### ◆現状と主要課題

- 現在、全国の地方自治体では、概ね昭和30年代から昭和40年代にかけての高度経済成長期に集中的に整備された大量の公共施設（建物）や道路・下水道等のインフラ施設が一斉に建替えや大規模改修等の更新時期を迎えています。
- 本町では、昭和40年代から昭和50年代半ばにかけて広陵西小学校や役場庁舎等が建設されたほか、その後も昭和50年代半ばから平成元（1989）年にかけて中央体育館をはじめとする各地区体育館や真美ヶ丘第一・二小学校、真美ヶ丘中学校、広陵中学校など、多くの公共施設が建設されました。
- 本町が保有、管理する公共施設等（公共施設及びインフラ施設）の総合的・基本的な管理や活用に関する基本的な方針を定めた「広陵町公共施設等総合管理計画（平成28（2016）年3月策定）」によると、公共施設の竣工後経過年数の延床面積では、「築後30年以上」を経過した施設が4万3,790.6m<sup>2</sup>で施設全体の約4割（39.4%）を占めています。
- 同計画では、既存の公共施設等の更新（建替え・大規模改修等）にかかる費用の試算額は1,063.4億円（年平均26.6億円）、過去10年間の投資的経費の年間平均額12.7億円の約2.1倍にあたり、仮に今後も同じ費用を更新に充當できるとしても、単純に毎年13.9億円が不足することになると試算しています。

○このような将来見通しを踏まえた中で、住民満足度の高い行政サービスを安定的に提供し続けられるようにするためには、施設の長期的な保全や利活用等を目的とした総合的な管理手法である「公共施設マネジメント」を積極的に推進し、行政コストの節減・効率化と行政サービスの質向上に向けた取組みを計画的かつ着実に推進する必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向 1】施設の長寿命化と施設総量の縮減等による更新コストの低減

#### <目標>

施設の長寿命化と施設総量の縮減等を計画的に推進し、将来更新費用の低減を図ります。

#### <手段>

- 日常的な点検及び定期点検の充実を図り、各施設の損傷を早期に発見し、適切な対策を実施することにより、安全性の確保と将来更新費用の低減・平準化を図ります。
- 各施設の機能や利用状況を十分に考慮し、類似あるいは重複する機能の統廃合、複合化を推進します。
- 施設の長寿命化や省エネルギー化などを計画的に推進します。

#### <展開方向の進捗状況を測定するための指標>

| 指標名                                       | 単位 | 指標の説明又は出典元  | 現状値          | めざす方向 |
|---|----|---|--------------|-------|
| 「広陵町公共施設長寿命化(保全)計画」に基づいて改修・更新を実施した施設数(累計) | 施設 | 企画政策課資料   | 0<br>(令和2年度) | ↑     |
| 「広陵町公共施設長寿命化(保全)計画」劣化状況評価における劣化状況D判定の施設数  | 施設 | 広陵町公共施設長寿命化(保全)計画<br>ランク D:早急に対応する必要がある施設、経過年数に関わらず著しい劣化事象がある施設 | 9<br>(令和2年度) | ↓     |

## 【展開方向 2】社会動向・利用者ニーズの変化に対応した適切な施設の供給

### ＜目標＞

将来的な社会動向や住民ニーズの変化に柔軟に対応しながら、より効果的で効率的な維持管理・運営手法の導入を推進します。

### ＜手段＞

- 公共施設について、近隣自治体との共同利用、共同管理及び共同運営を推進します。
- 行政の管理・監督責任を適切に果たしながら、公共施設の維持管理及び運営に民間事業者等のノウハウを積極的に活用し、より効果的・効率的な行政サービスの実現を図ります。

### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

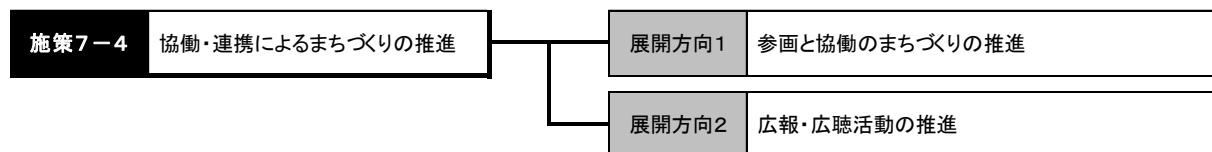
| 指標名                           | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値          | めざす方向 |
|-------------------------------|----|------------|--------------|-------|
| 広陵町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程における案件 | 件  | 企画政策課資料    | 0<br>(令和2年度) | ↑     |
| 公共施設の共同利用施設                   | 施設 | 企画政策課資料    | 1<br>(令和2年度) | ↑     |

## 施策7-4 協働・連携によるまちづくりの推進



### ◆施策の目的（めざすまちの姿）及び体系

住民、コミュニティ組織、事業者等の多様な主体との適切な役割分担及び情報共有を図りながら、様々な地域課題の解決に向けて密に協働・連携するまちをめざします。



### ◆まちの状態を表す指標

| 指標名   | 単位  | 指標の説明又は出典元 | 現状値                            | めざす方向 |
|---|-----|------------|--------------------------------|-------|
| 区・自治会や住民活動団体等が開催する活動に過去1年間に1回以上参加したことがある住民の割合 | %   | 住民アンケート調査  | 令和4年度<br>以降に把握                 | ↑     |
| パブリックコメント1件当たりの意見提出者数                         | 人/件 | 秘書人事課資料    | 25<br>(令和2年度)<br>※5件(合計 125 人) | ↑     |

### ◆現状と主要課題

○近年、社会環境の変化に伴ってますます多様化・複雑化する地域課題に効果的に対応しつつ、個性的で自立したまちを創造・経営していくためには、住民と行政及び住民同士が心を合わせ、力を結集し、協働のまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。そのためには、行政情報を積極的に公開・提供しながら、多様な住民参画・協働の仕組みづくりを進めていく必要があります。加えて、他自治体との連携により、行政サービスの向上を図る必要があります。

○このような基本認識のもと、本町では令和3（2021）年5月に「広陵町自治基本条例」を制定しています。同条例では、本町における自治の基本理念とまちづくりの基本原則を明らかにし、住民及び行政のそれぞれの権利や役割、責務、まちづくりに関する基本的な事項を定めることによって、個性豊かで活力ある自立した持続可能な社会の実現及び住民の福祉の向上と充実を図ることを目的としています。

○本町では、地域の課題解決又は町の活性化を図るために住民団体等が取り組む自主・自立的な活動のうち、行政と協働で進めることにより、効果が期待されるものに対し、事業提案による補助制度を導入しています。

○今後、さらに多様化・複雑化していくと見込まれる様々な地域課題の解決に向け、住民と行政との情報の共有化を図りながら、より広範な分野において、町政への住民参画を促すとともに、多様な主体との協働・連携に根ざしたまちづくりを積極的に推進する必要があります。

## ◆施策の展開方向

### 【展開方向1】参画と協働のまちづくりの推進

#### <目標>

自治基本条例のもと、住民、コミュニティ組織、事業者等の多様な主体がともに考え、ともに補完し合うまちづくりを推進します。

#### <手段>

- 町内で働き・学ぶ人たちを含めた住民との深い信頼関係を築き、協力し合いながら、協働・連携に根ざしたまちづくりを着実に推進していくための諸制度の充実及びその活用促進を図ります。
- より広範な分野において、大学や事業者等のノウハウの積極的な活用を図ります。
- 町単独では解決が困難な地域課題や住民の生活圏域の広域化等に対応するため、県や他自治体の連携・協力によるまちづくりを推進します。
- 地域課題の解決に取り組む住民活動団体等の発掘や、協働・連携先を探している住民活動団体のマッチングなどを支援します。
- 施策の策定過程や実施段階により多くの住民が参画できるよう、ワークショップや懇談会の開催、審議会への住民枠の設置等による町政への参画機会の充実を図ります。

#### <展開方向の進捗状況を測定するための指標>

| 指標名  | 単位 | 指標の説明又は出典元 | 現状値           | めざす方向 |
|--|----|------------|---------------|-------|
| 自治体間で実施している広域連携事業数                           | 件  | 企画政策課資料    | 13<br>(令和2年度) | ↑     |
| 町と包括連携協定を締結している大学との連携事業数                     | 件  | 企画政策課資料    | 5<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 町内に拠点を持つ NPO 団体(再掲)                          | 団体 | 奈良県資料      | 17<br>(令和2年度) | ↑     |
| 協働のまちづくり提案事業・まちづくりチャレンジ活動提案事業の申請数(再掲)        | 件  | 企画政策課資料    | 2<br>(令和2年度)  | ↑     |
| 条例制定や計画策定の際に公募住民枠の設定やパブリックコメントの住民参画を実施している割合 | %  | 企画政策課資料    | 令和4年度以降に把握    | ↑     |

## 【展開方向2】広報・広聴活動の推進

### ＜目標＞

より良いまちづくりの推進に向け、住民の多様なニーズや意見等の把握に努めるとともに、住民が必要とする町政情報が確実に行き渡るよう、広報活動の充実に取り組みます。

### ＜手段＞

- 様々な機会を通じ、まちづくりに対する住民の多様なニーズや意見等を把握し、行財政運営への反映に努めます。
- 住民が必要とする情報が適時・適切な方法で確実に行き渡るよう、町HP、SNS及び広報紙等の様々な媒体を活用した情報提供の充実を図ります。
- 町が保有する行政情報を住民及び事業者等が利用しやすい形式で積極的に公開・提供することで、より開かれた町政を推進します。

### ＜展開方向の進捗状況を測定するための指標＞

| 指標名                     | 単位  | 指標の説明又は出典元 | 現状値  | めざす方向 |
|-------------------------|-----|------------|--|-------|
| 町 HP への総アクセス件数<br>(月平均) | 件/月 | 秘書人事課資料    | 390,563.5<br>(令和2年度)                                 | ↑     |
| 広陵町役場 SNS のフォロワー数       | 人   | 秘書人事課資料    | 12,000<br>(LINE)<br>980<br>(Facebook)<br>(令和3年12月現在) | ↑     |
| 広報こうりょうを毎号読んでいる住民の割合    | %   | 住民アンケート調査  | 令和4年度<br>以降に把握                                       | ↑     |

## 第5章 計画の進行管理と施策・事業の改善・改革

### 1 計画の推進に当たって

当該計画で定めた基本目標を達成するために、基本計画及び実施計画に定める事業を実施していきます。しかしながら、従前の総合計画では、実施事業が定められた成果指標を達成しているかどうかの評価や施策の有効性を図る仕組みが十分に確立されていませんでした。

このことから、広陵町自治基本条例第33条において、行政評価を行うことを定め、町の政策等について、客観的かつ町民目線に立った評価・検証を行うことにより、効率的で効果的な行政運営を進めることとしました。

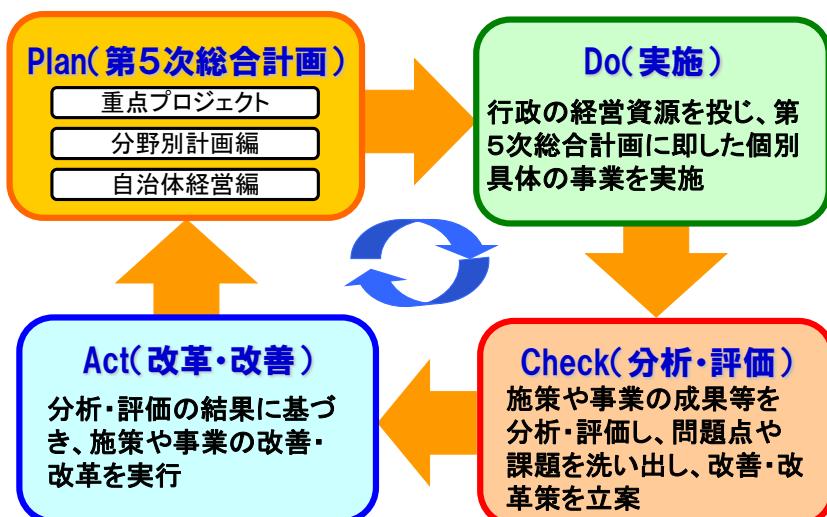
行政評価の目的は、従来は「予算（P : Plan）⇒執行（D : Do）」で完結し、施策や事務事業を実施した結果の検証が欠けがちであった行政のサイクルに、「分析・評価（C : Check）」を導入し、「P D C A (Plan (計画) ⇒Do (実施) ⇒Check (分析・評価) ⇒Act (改善・改革)」からなるマネジメントサイクルを確立することによって、計画(Plan)の有効性と実施(Do)の効率性の向上等を図ることにあります。

### 2 計画の進行管理

今後、第5次広陵町総合計画（基本計画）を起点とするP D C Aサイクルの有効性を高められるよう、同計画に掲げた施策やその配下に位置づけた事業を対象に、行政評価に基づく成果を基本とした計画の進捗状況や、目標と現状のかい離の要因等を徹底追求し、施策及び事業の不断の改善・改革を推進することで、財源・職員等の限りある行政の経営資源の最適配分とより緊密に結びつけられるようにします。

また、進行管理のうち、「Check (分析・評価)」を「広陵町総合計画審議会」において行い、その結果等を踏まえつつ、最終的な評価に結びつけることとします。

＜第5次広陵町総合計画（基本計画）を起点とするP D C Aサイクルの全体像＞



### **3 施策・事業の改善・改革**

「2 計画の進行管理」に基づき、施策内の事務事業の優先度を明らかにします。

その上で、優先度の低い事務事業は縮小又は廃止し、財源・職員等の限りある行政資源を有効に活用するとともに、事務事業の内容（実施方法や実施計画等）の最適化に取り組みます。

また、計画に基づく効果的・効率的な行財政運営を推進するため、その主な担い手である職員の人材力の強化に取り組みます。そのため、研修や業務の実践を通じて、計画を起点とするP D C Aサイクルに基づく行財政運営の趣旨や具体的な内容、職員一人ひとりの計画推進における役割や責任等の理解を全庁に浸透させます。

併せて、計画の進捗状況の検証や行政評価結果に基づく施策及び事業の改革・改善の分析や検討のノウハウなどの能力開発を進めるとともに、職員の主体的な改革・改善の推進に資するための人材育成や人事制度の整備・運用に取り組みます。